

三井文庫史料叢書

三井家同族会管理部会議録

その一〜その四

(付 三井家同族会管理部会審議事項索引)

三井文庫 発行

## 三井家同族会管理部会議録（その一）

「管理部会議録」について

明治三十五年四月一〇日三井家同族会事務局の一部局として設置された管理部は、明治三十八年一月から抜本的に改組され、その後明治四二年一月三井合名会社が設立されるまで存続した。ここに掲載する「管理部会議録」は、改組以前の明治三十七年一二月末までの三年間にわたる管理部管理部会の会議録であり、年度毎の第一号（明治三十五年度）、第二号（明治三十六年度）、第三号（明治三十七年度）と各年度を通した別録（明治三十五年度、明治三十七年度）と、合わせて四冊からなり、各冊とも半紙判野紙の管理部用箋に毛筆で墨書されている。この「会議録」は、大正四年九月原藏者の三井家同族会事務局から旧三井文庫に移管され、現在は財団法人三井文庫所蔵資料（追一九三〇～一九三三）となつてゐる。本号に掲載した分は、このうち明治三十五年四月に始まる明治

三十五年第一号冊であり、残りの三冊については次号以降に分載を予定している。

三井家同族会事務局管理部は、明治三十五年四月、三井家事業の全体的な統轄と統一的な発展を強化促進する機関として新設された。このとき制定された全二四条からなる管理部規則の第二条において、管理部はその目的をつぎのように定められた。

第二条 管理部ハ營業店ノ樞務ニ参与シ、常ニ其整理ヲ図リ、事業ノ伸縮興廢及ヒ方針等業務全体ニ関スルコトヲ審議シ、其意見ハ同族会ニ提出シ、又ハ重役会ノ議ニ附シ、兼テ同族ノ各營業店実況視察ノコトヲ主管ス

こうして管理部は、三井家事業の中枢にかかわる問題を審議する管理部会を置き、その会議を中心に機能することとなった。管理部会の審議事項は、管理部規則第一四条において当初つぎの五項目が定められ、明治三五年一二月の改定でさらに「營業資産、

特別營業準備金等ノ運用ニ関スル件」が加えられた。

第十四条 管理部会長ハ、左ノ事項及ヒ之ニ類スル重大ノ件ニ就テハ、管理部会ニ於テ審案熟議シテ之ヲ同族会ニ提出スヘシ

一各營業店ノ整理、事業ノ伸縮興廃及ヒ方針等ニ関スル件

二各營業店ニ於テ業務ノ全部若クハ一部ヲ停止シ又ハ新ニ業務ヲ創設スルコトニ関スル件

三各營業店ノ重要ナル起業ノ計画及ヒ其費用支出ノ方法等ニ関スル件

四各營業店ノ使用人ヲシテ他ノ商會社若クハ商店ノ役員タラシメ、又ハ公務ニ就カシメントスル場合ニ関スル件

五公共事業ニ関スル件

従来これらのうち、第一項は三井家同族会の、また第二、四項は三井營業店重役会の審議事項であったが、改めて管理部会の主管となったものである。なお、三井營業店重役会の審議事項は管理部会に移った項目が削除され、残りの事項の大部分について、管理部規則第一五条により、管理部会で覆審されることになった。この点で三井營業店重役会と管理部会との関係は、後者が前者の上級機関的な役割をはたすことになったとみてよい。さらに、管理部は上記の機能をはたすために、自ら各營業店の調査をおこない、管理部会に資料を提供すること、また三井家憲の規定による同族の各營業店視察を管理部で準備、補佐することなどが管理部の日常的な業務であった。

管理部の構成は、管理部会長、理事、会員、書記からなり、発足時の顔ぶれはつぎのとおりであった。その後の異動は、明治三五年一〇月朝吹英二が理事専任になったことと、同三七年一月三井物産会社専務理事に就任した渡辺専次郎が会員となったことである。

会長 三井三郎助 (三井鉱山会社々長)

会員 三井八郎次郎 (三井物産会社々長)

同 三井高保 (三井銀行社長)

同 三井養之助 (三井物産会社監査役)

同 三井得右衛門 (三井鉱山会社監査役)

同 益田 孝 (三井物産会社専務理事)

同 團 琢磨 (三井鉱山会社専務理事)

同 朝吹英二 (三井呉服店専務理事)

同 早川千吉郎 (三井銀行専務理事兼同族会理事)

同 有賀長文 (同族会理事心得)

理事 益田 孝 (兼任)

朝吹英二 (兼任)

書記 成瀬隆蔵書記長他五名

なお、管理部会の構成員である会長、会員のうち、三井養之助、三井得右衛門、有賀長文の三名以外は、全て三井營業店重役会の会員を兼ねていた。

管理部会は明治三五年四月一七日(木)の第一回を始まりに、大體週一回の定例日(金曜日)に開かれ、明治三五年度五一回、同三

六年度五二回、同三七年度四〇回、通算一四三回の会議が持たれている。会議では各営業店提出の議案（大部分は三井営業店重役会から覆審のため回付されたもの）、三井営業店重役会提出議案、管理部提出議案、各理事発議々案等が審議され、可否が決定された。議案の数からみれば重役会から回付の覆審議案が大半を占めていたが、審議の結果からみればそれらの多くは可決され、「会議録」に審議経過が記録されたものは否決、保留、修正となった少数の議案に限られていた。したがって「会議録」の大半は、管理部会の単独審議事項にかんする審議内容の記録である。なお、審議が詳細にわたった場合には、「詳細別録ニアリ」と注記のうえ、「別録」に記載されている。

管理部会で最も力を入れて審議された問題は、一言でいえば明治三〇年代半ばの段階で三井家事業が当面した諸事業の再整理ならびに資金の運用改善と新規投資等にかんする件であった。したがって、この「会議録」には各営業店の事業方針の決定過程、また、その過程と密接な関係にある事業整理の経過が記録されており、それらは、この期における三井の事業活動を知る重要な資料となっている。とくに、同様の三井家事業統轄機関として管理部と併存した三井営業店重役会の「議事録」（『三井事業史資料篇四下』財団法人三井文庫一九七二年に全文収録）と合わせて利用するとき、その資料的価値はいっそう高まるものと思う。

『三井事業史』の資料篇三ならびに同四上下の編集にあたって、本資料の収録に極力努めたが紙幅の都合で割愛せざるをえな

かった。かかる事情から、本資料の掲載は、前掲資料篇の収録資料と相補われることを考慮している。管理部設置時の「管理部規則」全文ならびに明治三七年末の管理部改組関係資料は、『三井事業史資料篇三』（財団法人三井文庫一九七四年）に収録されている。また、改組前の管理部の動きが記録された資料として他に、「管理部日誌」第一一三号（三井文庫所蔵資料 追一九二六―二八）等がある。

なお、管理部の歴史については、松元宏論文「明治三〇年代における三井の事業統轄機構について」（『山崎吉雄教授還暦記念論文集』一九七二年）で、また管理部と三井営業店重役会との関係については前掲『三井事業史資料篇四下』の解題でそれぞれのべている。参照されることを希う。（松元 宏）

## 凡例

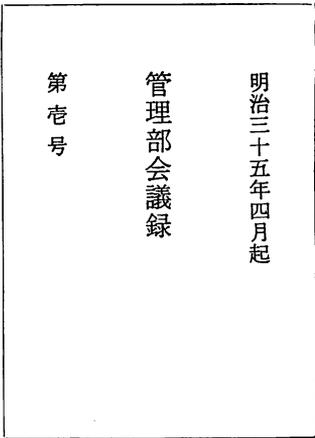
- 一、用字は原則として通用の字体を使用し、仮名づかいおよび仮名片仮名の混用は原文のままとした。
- 一、読みやすくするため、適宜に句読点を加えた。
- 一、朱書は「」でくくり、右肩に（朱書）と注記した。
- 一、印判はその位置に○印をつけて（印）あるいは（某印）と注記し、花押および自署はその位置に（花押）、（自署）と注記し、また姓名がなく花押のみがある場合、（花押）（某）とした。

一、抹消個所で墨で消された文字には左傍に、をつけた。



管理部會議録

(表紙)



(原寸 縦238mm, 横162mm)

談アリ

明治三十五年四月起

管理部會議録

第壹号

管理部會議録

明治三十五年四月起

(花押) (益田孝)

一 四月十一日 (金曜日) 午后一時三井集会所ニ於テ管理部相談  
会ヲ開ク、当日出席員左ノ如シ

会長 三井三郎助 ○(印)

會員 三井八郎次郎 ○(印)

三井得右衛門 ○(印)

早川千吉郎 ○(印)

專務理事 益田 孝  
三井家顧問伯爵井上 馨

三井養之助 ○(印)

團 琢磨 (自署)

有賀長文 ○(印)

會員 朝吹英二 ○(印)  
理事

当日ハ管理部設置上ニ就テ伯爵井上顧問意見ヲ述ヘラレ猶種々相

一 四月十七日 (木曜日) 第壹回管理部会ヲ開ク、出席員左ノ如

(花押) (益田孝)

シ 会長 三井三郎助 ○(印)

會員 三井八郎次郎 ○(印)

三井得右衛門 ○(印)

有賀長文 ○(印)

會員 益田 孝  
專務理事 朝吹英二 ○(印)

当日協議セシ議事要項左ノ如シ

一 銀行提出、湖南汽船株式会社株引受ノ件 可決

一 呉服店朝吹英二王子製紙株式会社專務取締役就任ノ件 可決

三井呉服店專務理事朝吹英二儀、此度王子製紙株式会社專務  
取締役藤山雷太辞任ニ就テハ、相当ノ後任者撰任相成候迄全  
会社專務取締役ニ就任可致様、全会社重役会ニ於テ互撰相成  
候ニ付、就任ノ義認可致度事

一 四月十八日 (金曜日) 第貳回管理部会ヲ開ク、出席員左ノ如

シ

会長 三井三郎助 ○(印)

會員 三井八郎次郎 ○(印)

一四月廿四日(木曜日) 午前十時第四回管理部会ヲ重役会室ニ

三井得右衛門 ○(印)

於テ開ク、出席員左ノ如シ

有賀長文 ○(印)

會長 三井三郎助 ○(印)

會員 朝吹英二 ○(印)

會員 三井養之助 ○(印)

專務理事 益田 孝

早川千吉郎 ○(印)

當日協議セシ議事要項左ノ如シ

三井得右衛門 ○(印)

一物産会社提出、門司支店馬関出張所閉鎖ノ件

專務理事 益田 孝

一全 山口俊太郎へ当会社ノ事務ヲ囑托スル件

會員 朝吹英二 ○(印)

一全 門司支店新築ノ件

理事 朝吹英二 ○(印)

一全 若松出張所新築ノ件

當日協議シタル要項左ノ如シ

一四月廿二日(火曜日) 第三回管理部会ヲ開ク、出席員左ノ如

一銀行提出、早川專務理事山陽鐵道会社取締役受任ノ件

會長 三井三郎助 ○(印)

三井銀行專務理事早川千吉郎儀、今度山陽鐵道会社定式總會

會員 三井八郎次郎 ○(印)

ニ於テ全社取締役ニ當選相成候旨ニ付受任ノ義認可致度コト

三井得右衛門 ○(印)

一本会案、各營業店支店及ヒ出張所ニ管理部規則送付ノ件

有賀長文 ○(印)

管理部規則中ニハ毎年一回支店長及ヒ相当者ヲ召集スル規程

三井養之助 ○(印)

モ有之、且視察上ニ於テモ關係有之ニ付、各營業店支店長及

早川千吉郎 ○(印)

ヒ出張所長用トシテ各部ツ、送付致度

理事 朝吹英二 ○(印)

一本会案、管理部會議日ノ件

專務理事 益田 孝

管理部會議定日ハ毎週金曜日一回トスルコト、尤モ右金曜日

當日協議セシ議事要項左ノ如シ

ハ重役會定日ニ付、交渉ノ上差支ナキコト、ナレハ実施スル

一銀行提出、矢田續懲罰案

コトニ決ス

可決

可決

一本会案、各營業店視察ノ件

各營業店視察分担任左記ノ通り相定メ、先ツ本店ヨリ視察着手

スル

三井銀行

三井八郎次郎  
三井守之助

三井物産会社

三井源右衛門  
三井得右衛門  
三井高縦

三井鉱山会社

三井元之助  
三井得右衛門

三井呉服店

三井養之助  
三井武之助

一朝吹理事免議、鐘淵紡績会社ニ九州紡績会社ヲ合同スルノ件

可決

鐘淵紡績会社ニ九州紡績会社ヲ合同スルトキハ綿ノ買入、器械ノ融通、使用人ノ節用ハ勿論、其他彼是利益尠ナカラサルノミナラス、大ニ九州地方ト三井トノ從來ノ行掛リヲ軽減スルノ利益モ可有之、殊ニ本期ハ九州紡績会社、鐘淵紡績会社トモ相当ノ利益可有之見込ニ付合同ノ好時機ト存候、只九紡ノ決算期ハ五月三十一日、鐘紡ハ六月三十日ニテ一ヶ月ノ相違アリ、且九紡重役ニ其際慰勞金給与ノ事等多少面倒ノ個案モアリ、旁九紡会社ノ方ハ他ノ株主ト異リ、三井ハ右決算期相違一ヶ月分ノ利益位ハ無論他株主ニ与フルト慰勞金等ニ充当スルノ止ムヲ得サル義モ可有之モ、其辺ノ事ハ管理部ニ於テ特ニ協議ヲ尽シ可申候間、先以テ合併ニ着手スル事御承認相成度、其場合ニ中津紡績会社都合能ク交渉相纏リ候ハ、自

衛上合同ノ必要可有之、何レ夫々交渉確定ノ上ハ更ニ伺出可申候ヘ共、予メ合併着手ノ義御承認相成度、其他朝吹理事ヨリ王子製紙株式会社成行ニ関スル報告アリ

一四月廿六日(土曜日) 第五回管理部会ヲ開ク、出席員左ノ如シ

会長 三井三郎助 ○(印)

会員 三井養之助 ○(印)

早川千吉郎 ○(印)

専務理事 益田 孝

三井得右衛門 ○(印)

有賀長文 ○(印)

朝吹英二

専務理事 益田 孝

朝吹英二 ○(印)

当日協議シタル要項左ノ如シ

一銀行提出、東京電気鉄道株式会社ニ関スル件 可決

一四月廿九日(火曜日) 第六回管理部会ヲ開ク、出席員左ノ如シ

(花押)(益田孝)

会長 三井三郎助 ○(印)

会員 三井八郎次郎 ○(印)

三井得右衛門 ○(印)

有賀長文 ○(印)

朝吹英二 ○(印)

朝吹英二 ○(印)

朝吹英二 ○(印)

朝吹英二 ○(印)

朝吹英二 ○(印)

朝吹英二 ○(印)

当日協議シタル要項左ノ如シ

- 一 銀行提出、米山梅吉大阪支店次長ニ任命ノ件 可決
- 一 企 〃 大阪支店次長ニ月手当及役宅料給与ノ件 可決
- 一 物産会社提出、山口俊太郎ヲ無給罷役ト為シ置ク件 可決
- 一 物産会社提出、茶木綿拾万反迄ヲ限り一時先買認可ノ件 可決

一 五月二日（金曜日）午後一時半重役会室ニ於テ第七回管理部

会ヲ開ク、出席員左ノ如シ

（花押）（益田孝）

会長 三井三郎助 ○（印）

会長 三井養之助 ○（印）

早川千吉郎 ○（印）

三井得右衛門 ○（印）

専務理事 益田 孝

有賀長文 ○（印）  
理事 朝吹英二 ○（印）

当日協議シタル要項左ノ如シ

一 重役会案、三井營業店使用人人身元保証金規則改定ノ件

本案ハ重役会未決中ノ案ニ基キ協議ヲナシ、多少修正ノ上管理  
部ノ意見ヲ概定シ、理事ノ身元保証金ニ関シテハ他ノ重ナル  
ル会社ノ振合ヲ取調ヘ、追テ協議スルコトニ決ス

一 銀行提出、欧米諸國ヘ派遣員ノ件

本案ハ銀行ヨリ二人ヲ派遣スルノ草案ナリシカ、之ハ銀行ノ  
ミニ限ラス各營業店ヨリ、毎年凡ソ二人位在外可然トノ意向  
ニテ、差当リ銀行ヨリ一人派遣スベキコトニ協定ス

一 益田専務理事発議、三井部外応援者ニ関スル件

三井ノ如キ大家ニ在リテハ、局外ニ兩三名若クハ三、四名陰  
然応援スル者必用ニテ、物産ニテハ半公然ニ児玉少介氏ニ囑  
托シ、又鉦山会社ニ関シテハ衆議院議員野田卯太郎氏永江純  
氏ニ対シ別ニ囑托セント云フ次第ニハ無之モ、是等ノ人々ニ  
依リ密ニ局外ノ三井ニ対スル批評等ヲ探クルハ勿論、事業上  
ニ就テノ注意応援ヲ得ル為メニ千五百円位ツ、贈リ、又八年  
末都合ニ依リテハ其事件終結ノ場合ニ報酬シ居リ間接ニ利益  
スル所尠ナカラス、就テ元農商務省農務局長、総務長官等実  
業直接ノ当路ニ在リシ貴族院議員藤田四郎氏ハ種々ノ方面ニ  
交際広キ人ニテ右ノ目的ニハ至極適當ニ付、其心當トシ注意  
ヲ請ヒ時ニ或ハ尽力ヲ依頼致サハ大ニ都合ヲ得ルコト可有之、  
其報酬ハ依頼事件ニモ由リ可申モ、先差シタル事件ノ有無ニ  
関ハラス年凡ソ貳千円位贈ルヘキカ云々陳述アリテ、彼是協  
議ノ末可然ト決ス

一 本会案、同族視察ニ関スル注意書

一 三井銀行提出、銀行營業規則改正ノ件

一 益田専務理事発議、芝浦製作所ニ関スル件

右三件ハ次回ニ協議スルコトニ決ス

其他朝吹理事ヨリ王子製紙会社ニ関スル件ニ付報告アリテ、彼  
是協議セリ

○（三井八郎次郎印）

一五月六日(火曜日) 第八回管理部会ヲ開ク、出席員左ノ如シ

(花押)(益田孝)

会長 三井三郎助 ○(印)

○(朝吹英二印)

會員 三井八郎次郎 ○(印)

三井養之助 ○(印)

三井得右衛門 ○(印)

早川千吉郎 ○(印)

有賀 長文 ○(印)

專務理事 益田 孝

會員 朝吹 英二

當日協議シタル要項左ノ如シ

一物産会社提出、田川郡炭田ニ関スル紛紜示談方ノ件 可決

一企 〃 石田富次郎ニ対スル貸整理方ノ件 可決

一鉱山会社提出、口ノ津浸水地ニ関シ契約締結ノ件 可決

一五月八日(木曜日) 第九回管理部会ヲ開ク、出席員左ノ如シ

(花押)(益田孝)

会長 三井三郎助 ○(印)

○(朝吹英二印)

會員 三井養之助 ○(印)

三井得右衛門 ○(印)

早川千吉郎 ○(印)

有賀 長文 ○(印)

專務理事 益田 孝

會員 朝吹 英二 ○(印)

當日覆審シタル要項左ノ如シ

一銀行提出、大藏省証券応募ノ件 可決

以上 ○(三井八郎次郎印)

五月九日(火曜日) 重役会室ニ於テ第拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(有賀長文印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

協議要項

一本会案、營業店視察ニ関スル会長ノ注意書 可決

本案ハ營業店一般ノ視察ニ付注意スヘキ概要ヲ挙ケタルモノ

四項、次ニ銀行、物産、鉱山及ヒ呉服店ノ四会社ニ関シ、殊

別ニ數項ヲ記載セルモノナリ

一芝浦製作所ニ関スル件

芝浦製作所ハ差当リ買取人見当ラス、亦会社ヲ起シテ之ヲ引

受ケントスル者モ無之処、目前次第ニ腐朽ニ陥ルニ付、何分

現在ノ儘永ク存置スルコトハ難出来、就テハ工場内ニ鐵道ヲ敷

キ入レ得ヘキ地ヲ相シテ、兎ニ角移転スルコトハ如何ニ処分ス

ルモ必要ナルベシ、若シ其間或ハ其後トテモ好キ買人アラハ

売却スル方可然モ、万一其事使用人職工等ニ洩ル、トキハ大

影響ヲ及ホシ甚敷不利益ヲ来スヘキヲ以テ、秘密ニ相手ヲ見

出スコトヲ勉ムルコト、シ、差当リ市街電氣鐵道發電所ニ充

ツルコトハ如何カ、先ツ朝吹理事ヨリ其重役ニ内々交渉ヲ試ム

ルコトニ協定ス

一銀行提出、營業規則改正ノ件

本案ハ尚ホ能ク取調ノ上追テ協議スルコトニ決ス

以上 ○(早川千吉郎印)

○(三井八郎次郎印)

五月十三日(火曜日) 第拾壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(有賀長文印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

協議要項

一 銀行提出、貝島太助貸金ニ関スル件

可決

一 物産会社提出、紐育、横浜両店へ生糸式百五拾俵売越買越認可ノ件

可決

一 重役会提出、藤山雷太へ恩給金追給ノ件

可決

以上 ○(早川千吉郎印)

○(三井八郎次郎印)

五月十六日(金曜日) 午後一時三十分ヨリ重役会室ニ於テ第拾

式回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

当日ハ協議々件無之、只報告書類及ヒ益田専務理事ヨリ各店整理ノ準備等ニ付陳述アリシノミ

以上 ○(早川千吉郎印)

○(三井八郎次郎印)

五月二十日(火曜日) 第拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

協議要項

一 物産会社提出、銀貨国在勤者ノ俸給改正ノ件

可決

一 重役会提出、三井營業店使用人身元保証金規則改定ノ件

可決

一 呉服店提出、新町及前橋両紡績所全国絹糸紡績業者大合同ニ加  
入ノ相談ニ就テ伺ノ件

可決

本案ニ関シ本部ノ意見ハ、提案ノ通り合同スルヲ得策ナリト  
ス

理由

新町紡績所ハ先年迄大ニ利益アリシモ、同業者ノ統出セシヨ  
リ供給需用ニ超過シ、昨年下半年ノ如キ大ニ損失ヲ来スニ至  
レリ、前途ヲ案スルニ、到底此ノ供給過度ノ趨勢ヲ脱スル  
能ハサルベシ、又前橋紡績所ハ尚ホ多少ノ利益ハアルモ、今  
日ノ如ク同業者間ニ於テ互ニ競争スルニ於テハ、其結果亦終  
ニハ困難ニ陥ルベク、殊ニ新町紡績所ノ機械ノ如キ最モ古物  
ニテ、若シ永ク我手ニ存置センニハ、勢ヒ多資ヲ投シテ新式  
機械ニ換ヘザルベカラズ、旁道回ノ一大トラストニ加入シ、  
内ニハ整理ノ一端トシ外ニハ從來ノ弊害ヲ一掃シ、将来ノ目  
途ヲ立ツルコトハ、尤モ必要ニシテ実ニ合同ノ好時機ナリト

ス、此合同ニ洩レタルハ僅カニ日本絹綿及ヒ富士紡績ノ二会社ノミニシテ、其他重ナル会社ハ加入スルコナレハ、我國ニ於ケル一大紡績会社トナリ、競争ヲ絶チ需用供給其宜キヲ謀ルコトヲ得ヘクニ付、本案伺ノ如ク加入可然ト審案ス（同族会へ提出意見）

以上 ○（早川千吉郎印） ○（三井八郎次郎印）

五月廿七日（火曜日） 第拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○（三井三郎助印） ○（三井得右衛門印）

○（三井養之助印） （自署）（田塚磨）

協議要項

一物産会社提出、漁業部員へ特別賞支給ノ件 可決

一鉱山会社提出、阿部唯吉死去ニ付特別恩給金給与ノ件 可決

一鉱山会社提出、潮田傳五郎死亡ニ付特別恩給金給与ノ件 可決

以上 ○（早川千吉郎印） ○（三井八郎次郎印）

五月三十日（金曜日） 午後一時三十分重役会室ニ於テ第拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○（三井三郎助印） ○（三井養之助印）

○（三井得右衛門印） ○（有賀長文印）

（花押）（益田孝）

協議要項

一鉱山会社提出、田川炭礦隣坑区伊田坑買入ノ件 可決

一呉服店提出、新町紡績所金四拾五万円ノ価格ヲ以テ絹糸紡績業者大合同ニ加入ニ付伺ノ件 未決

一本会提出、三井銀行特別營業準備金徴取免除ノ件 未決

先般同族会ニ於テ制定相成リタル特別營業準備金規程ニ依レハ、各營業店共之ヲ納付スヘキト至当ナレバ、銀行ノ如キ其成蹟ヲ公告シ、信用ヲ以テ營業ノ基礎トスルモノニ於テハ、積立金及ヒ後季繰越金等ノ減少ハ、信用上ニ大影響ヲ及ホシ甚面白カラス、自ラ他商店トモ異リ候ニ付、同規程第三条ノ旨趣ニ依リ特別營業準備金徴取ノ義当分免除ノコトニ相成度此義予メ本会ヨリ開申候也

一本会提出、三池築港資金支出方ニ関スル件 未決

三池築港ノ義ハ、曩ニ五ヶ年継続事業資金三百万円ト予定シ着手ノコトニ決定其旨内達アリ、尤モ其支出方ハ追テ議スルコトニ相成居リ候処、該築港ハ三池炭礦経営上必要欠クベカラサル問題ニシテ固ヨリ同礦ト密接ノ關係アレハ鉱山会社ノ事業トシ、三池炭礦員ノ中ヲシテ之ニ当ラシムルコト適當ナリト信ス、就テ鉱山ノ每半季ノ積立金ハ凡ソ式拾万円即チ年四拾万円程アリ、此積立金ヲ以テ先ツ築港費ニ投シ其不足ハ、一、三井家同族会ヨリ此事業完成迄金壹百万円ヲ限度トシ、

毎年參拾万円以内特別營業準備金ヲ以テ補助支出スル

一、工事ノ都合材料用品ノ買入等ニテ一時ニ多額ヲ要シ、又ハ營業店ノ利益少ク、随テ鉦山会社積立金若クハ特別營業準備金等少額ノ場合ノ準備トシテ、三井銀行ヨリ從來鉦山会社へ貸金ノ外、築港事業ノ為メ特ニ一時融通ヲ与フルト御決定可然、而シテ弥々本事業完成ノ上ハ、此築港費中鉦山会社積立金及特別營業準備金ヨリ支出シタル額丈ケ、鉦山会社ノ資金ヲ増加スルコト適當ト信スレバ、其ハ追テノ議トシ先ツ以テ前記ノ通り御認可相成度

以上 ○(早川千吉郎印) ○(三井八郎次郎印)

六月三日(火曜日) 第拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(有賀長文印)  
 ○(三井得右衛門印) ○(三井養之助印)  
 (花押)(益田孝) (自署)(團琢磨)

協議要項  
 一物産会社提出、上海支店新築并ニ地所不用部分売却ノ件 可決  
 一鉦山会社提出、參事任命ノ件 可決  
 一全〃 田川炭礦職務章程中追加ノ件 可決  
 一全〃 田川及山野炭礦起業費償却季數決定ノ件 可決

一呉服店提出、新町紡績所金四拾五万円ノ價格ヲ以テ絹糸紡績業者大合同ニ加入ニ付伺ノ件

本案ハ前会ニ於テ未決中ナリシ処、本会ニ於テ可決ス  
 以上 ○(三井八郎次郎印) ○(三井八郎右衛門印) ○(早川千吉郎印)

六月六日(金曜日) 第拾七回管理部会ヲ重役会室ニ於テ開ク  
 出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)  
 ○(三井得右衛門印) ○(有賀長文印)  
 ○(早川千吉郎印)

協議要項

一 本会提出、三井銀行特別營業準備金徴収免除ノ件  
 一 本会提出、三池築港資金支出方ニ関スル件  
 右二件ハ五月三十日第拾五回管理部会ニ於テ未決中ナリシ処  
 本回ニ於テ可決ス  
 一 本会提出、白井喜代松書記專任ノ件 可決  
 管理部書記ヲ命ス  
 管理部書記兼務 白井喜代松  
 月給百六拾円ヲ給与ス  
 三井家同族会事務局  
 一 本会提出、三井銀行所有地所同族会事務局へ買上ケノ件 可決  
 三井銀行ハ不動産ト有価証券ヲ銳意他ニ売却スルノ方針ヲ取

リ、亦同族会ハ差当リ不動産中重ナル地所ヲ買上ケラルヘシトノコトハ予テ彼是議ニ上リ候、就テハ先ツ

一 凡金五拾万円也 約定預ケ金九拾万五千円ノ内

一金貳拾五万円也 当季特別營業準備金トシテ收入予定額

合計金凡七拾五万円也

ニ相当スル地所ヲ買上ケ、猶漸次資金ノ許ス場合其余ヲ買上ケラレ度、尤モ実行ノ都度評議會ヲ経テ更ニ提案可相成モ、

予メ方針決定相成度ナリ

以上 ○(三井八郎次郎印)

以上 ○(三井八郎次郎印)

可決

六月十三日(金曜日) 午后一時半重役会室ニ於テ第拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(三井養之助印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

議事要項

一 呉服店提出、前橋紡績所売渡ノ件

可決

本案ニ就テハ呉服店提出案ノ通り売渡スヲ得策ナリトス

理由

前橋紡績所へ、曩キニ新町紡績所ト共ニ全国絹糸紡績業者大合同ニ加入ノコトニ一旦決議アリシモ、大合同者協議ノ結果、新町ノミ加入ノコトニ相成リ前橋ハ取除カレタルモノニシテ、今後三井唯一ノ絹糸紡績所トシテハ余リ小規模ニ付、寧ロ希望者有之ヲ幸ヒ売渡ストセハ、新町及ヒ前橋トモ処分相付キ、呉服店整理上ノ一端ニ相成リ好都合ノコト信ス

一 共用費徴収率決定ノ件

可決

共用費徴収率ハ、各營業店毎半季総益金ヨリ総損金ヲ差引キタル残額ノ百分三ト定ムル事

理由

六月十日(火曜日) 第拾八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

○(三井得右衛門印)

協議要項

一 銀行提出、三十五年上期給与金ノ件

可決

一 物産会社提出、三十五年上期賞与支給ノ件

可決

一 物産会社提出、外国米五百屯一時買越ノ件

可決

一 企々 長崎支店ニ於テ石炭一時買越トナリタル件承認

方ノ事

可決

一 呉服店提出、三十五年上期使用人賞与金支出ノ件

可決

一本会提出、三井營業店使用人身元保証金規則修正ノ件

共用費規程ハ別紙ノ通り四月一日ノ同族会ニ於テ可決相成候  
 処、徴収率ハ管理部ニテ調査ノ上定ムルコト相成居リ候ニ付  
 重役会及ヒ管理部ノ予算取調ヘ且各營業店三十五年上半季利  
 益予算ニ依リ計算スルニ本文ノ通り百分三トスレハ  
 一金七万八千四百六拾貳円八十九錢九厘 徴収予定額

内

金壹万五千貳百四拾八円也

管理部経費予算額

金五万五千六百九拾円也

重役会経費予算額

計金七万九百参拾八円也

差引金七千五百貳拾四円八十九錢九厘 残額

ト相成候

(別紙共用費予定表、予算表略之)

一 鉱山会社提出、役員通常賞与給与ノ件

可決

但シ三十五年上半季ノ分

一 芝浦製作所処分ノ件 (益田専務理事發議大要)

本案ハ曩キニ買入有之候ハ、売却スルコトニ予定相成、朝吹理  
 事ヨリ東京電車鉄道重役ニ内交渉ノコト相成居候処、今急ニ  
 手放ストスレハ売価安ク、高価ニスレハ望ミ人ナシ、殊ニ  
 此売却ノコト全所ノ者ノ耳ニ入ラハ、大ニ勇氣ヲ阻喪シテ如何  
 トモ致シ難キニ付、極ク秘密ニシテ彼是取調ヘタル処ニ依レ  
 ハ、寧ロ所有財産ヲ相当ニ見積リ株式組織トスル方、業務ニ  
 差シタル影響ナク加フルニ株式ノ方売リ易クモアリ、且ハ電  
 氣ニ關係アル者即チ得意先トナルヘキ向ニ於テ株主トナルヘ  
 キ意向モ有之ニ付、此方針ニシテ如何云々陳述アリテ可然ト

決ス (詳細別録ニアリ)

一 呉服店各製糸所処分ニ關スル件 (朝吹理事陳述大要)

新町、前橋兩絹糸紡績所ハ既ニ処分方決定相付キ残ル富岡、  
 大崎、名古屋及ヒ三重ノ工場ヲ所有セサルモ、今後物産会社  
 紐育支店ニ於テ商業上差支ヘ之ナク、旁好キ買人アラハ売却  
 スル方針ヲ取ラレテハ如何、尤モ容易ニ望ミ手見出シ難ク、  
 殊ニ三重、名古屋ハ売却六ヶ敷ト察スレテ、兎モ角整理ノ方  
 針ヲ右様御内定可然哉ト陳述アリ、協議ノ末之ニ決ス (詳細  
 別録ニアリ)

一 綿糸ノ海外一手販売引受ノ件 (益田専務理事發議大要)

大阪ニ於テ、紡績聯合会會員カ同盟シテ連合販売即チ其製品ヲ  
 悉ク一手ニ托シテ販売セントスル企テ起リ、從テ競争ナキヨ  
 リ内地ニ於テ高ク売リ、其残リヲ支那ニ安ク売ルコトナル事  
 故若シ三井ニ於テ此内地売ヲモナストキハ、三井ハ高売ナリ  
 買占メナリ抔ト世間ノ批難攻撃ヲ来スノ恐レアルニ依リ、之  
 ヲ避ケテ物産ノ最モ得意トスル海外ヘノ綿糸一手販売丈、相  
 當ノ報酬ヲ得テ引受ケノ方、安全ニシテ且利益アル取引信  
 ス、併シ斯ル聯合ニ關係スルコトハ事重大ナルヲ以テ御意向伺  
 置度云々陳述アリト、可然ト決ス (詳細別録ニアリ)

以上

六月十七日 (火曜日) 第貳拾回管理部会ヲ開ク

管理部會議錄

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(朝吹英二印)

○(有賀長文印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

(自署)(岡塚慶)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 銀行提出、大蔵省証券再割引ノ件

可決

一 全 〃 役宅料ノ件

可決

一 全 〃 鴨東銀行貸金ノ件ニ付電報案

可決(誤記)

一 全 〃 三井銀行現營業用新右衛門町地所建物売却ノ件

可決

一 全 〃 三井鉱山会社營業場京橋区山城町家屋売却予約ノ件

可決

一 鉱山会社提出、三池ビーハイブ式焦煤窯設置起業費支出ノ件

可決

以上 ○(三井八郎右衛門印)

協議要項

一 三井銀行營業方針ノ件

可決

各營業店ノ營業方針ハ従来自ラ一定セル所ナキニアラズト雖

モ、輒近ノ状勢ニ徴シ将来ノ趨向ニ察スルニ、単ニ進取ニノ

ミ走ルハ不可ナルヲ以テ、当分ノ間専ラ現状保守ノ方針ニ拠

リ内部ノ整理ヲ努メ、節儉力行以テ基礎ノ鞏固ナランヲ目

的トナサントス、而シテ三井銀行ハ各店ノ金融ヲ掌リ營業店

ノ中堅タルモノナレハ、先以テ全行ノ鞏固ナランヲ欲シ、

全行ノ方針ヲ左ノ如ク決定セントス

一、預金ノ増加ヲ望マズシテ、専ラ資金ノ運用ニ注意シ業務

ノ確実ヲ努ムベシ

二、流レ込ミ地所ハ漸次売却スル

三、時機ヲ見計ラヒ有価証券ヲ売却シ其手持ヲ減スヘキ

四、經費ノ節減ヲ計ルト全時ニ事務ノ敏活ヲ期シ、各營業店

ノ摸範タラシムベキ事

キ事

一 鐘淵紡績会社ニ中津紡績会社合併ニ関スル件

來七月愈鐘紡ニ九紡合併セハ、九州ニ於ケル紡績会社ハ僅カ

ニ中津、博多ノ二ヶ所ノミニ候処、当方ニ於テハ目下只管整

理ノ方針ニテ擴張ハ欲セサル場合ナカラ、若シ差シタル資金

ヲ要セスシテ此兩会社合併ノ一成就セハ、今後他ニ競争者無

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(花押)(益田孝)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

ク自衛上願ル好都合ト可申、然ルニ博多ノ方ハ興泰号ヨリ式拾万円ノ負債アルヲ以テ、多分正金ヲ要スヘク等合併上彼是面倒可有之ニ付、未タ交渉ノ運ヒニ至ラサレバ、中津ノ方ハ鐘紡株券五千五百株ヲ出シ負債六万円ヲ引受ケ、始末金壹万五千円都合參拾五万円ニテ相談纏リ候ヘハ合併致シ可然哉云々陳述アリテ之ニ決ス

以上

六月廿六日(木曜日) 第貳拾貳回管理部会ヲ重役会室ニ於テ開

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(自署)(岡塚磨)

○(早川千吉郎印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

協議要項

一 早川銀行専務理事發議、麻生太吉氏へ貸増下相談ノ件

本件ハ麻生太吉氏所有ノ炭坑一切ヲ担保トシテ、拾參万円ヲ貸増スナリシカ、參万円ヲ減シテ拾万円丈ケ貸増シ可然トノコト内定セリ(詳細別録ニアリ)

一 益田、早川兩理事發議、湖南汽船株式会社株三井名義引受ニ関スル下相談ノ件

本件ハ曩キニ發起人タル益田孝、早川千吉郎名義ニテ、貳百

株ツ、都合四百株引受ケノコトニ相成居リ候処、応募額予想ノ如クナラス且三井名義ノナキヲ遺憾トシ、發起人一同ヨリ請求モ有之、旁にテ六百株引受ケ都合壹千株引受クルコトニシテハ如何トノ内相談アリタリ

以上

七月一日(火曜日) 第貳拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

(自署)(岡塚磨)

協議要項

一 物産会社提出、松本為之助遺族へ手当金支給ノ件 可決

一 企 〃 山本小四郎転勤及増給ノ件 可決

本案山本小四郎義ハ、本月二十二日死亡シタル松本為之助ノ後任トシテ倫敦支店勤務ヲ命シタル次第ニ付、曩ニ給料ニ関スル内訓モ有之候ヘトモ、事情不得已義ニ就テハ内訓第三項ニ依リ昇給可然ト認ム(本会意見)

一 物産会社提出、理事飯田義一日本精製糖株式会社取締役ニ就任認可ノ件 可決

理事飯田義一、此度日本精製糖株式会社株主總會ニ於テ取締役ニ選挙セラレ候間、就任方認可致度

(理由) 日本精製糖株式会社へハ原料糖ヲ殆ント一手ニ売込居リ候關係モ有之、当社ヨリ老名重役ヲ入レ該会社ノ内幕ヲ詳悉シ置クハ便宜不尠ト存候間、本文飯田義一ノ取締役就任ノ義認可致度次第ニ御座候  
以上

七月四日(金曜日) 第貳拾四回管理部会ヲ重役会室ニ於テ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(朝吹英二印) (自署) (岡塚磨)

○(花押) (益田孝) ○(有賀長文印)

○(阜川千吉郎印)

協議要項

一 益田専務理事提出、貿易見習生養成ニ関スル建議書

海外貿易ノ拡張ハ国家ノ急務ニ有之、而シテ之カ拡張ノ第一義ハ適當ノ人物ヲ得ルコトニ有之候処、本邦ニハ未タ之ヲ養成スヘキ機關具備致サス、僅カニ其階梯トシテ高等商業学校ノ設アルニ止リ候、尤モ農商務省ニハ海外実業練習生ノ制有之候へ共、経費少ク養成ノ方法亦其宜ヲ得サルカ為メ、未タ顯著ナル成果ヲ収ムルニ至ラス候  
我三井家ニ於テハ、祖先以来ノ御遺訓モ有之、海外貿易ニハ最モ力ヲ致サレ、曩ニ我社ニ於テ支那修業生ヲ養成スルニ際シテモ夫々御認許ヲ蒙リ、爾來着々実効ヲ収メ居リ候ニ就テ

ハ、此際更ニ一步ヲ進メ公益的ニ貿易見習生ヲ廣ク海外ニ派遣シ、他日我邦貿易事業ニ力ヲ竭スヘキ人材ヲ御養成相成候テハ如何哉ト奉存候  
其方法ハ先ツ以テ高等商業学校卒業生ノ如キ者ヨリ、品行方正、學術優等、身体強健、後來有為ノ青年ヲ選抜シ、支那、非律賓、濠洲、印度、爪哇其他將來益貿易ヲ補充スヘキ地方ニ派遣シ、其地ノ適當ナル商店ニ入込マシメ、実務ヲ練習セシムル事ニ有之、当該地最寄ノ当社支店ニ於テハ、其入店ノ世話并監督ヲ為スヘキコトハ勿論ニ御座候

右ノ人物ハ大凡三ヶ年ヲ期限トシ、初年ニハ渡航費、食料、被服代、小遣等ニ引当テ年額貳千円ヲ給シ、二ヶ年目ヨリ多少給料等モ受取り得ヘキニ付千貳百元ニ減シ、三ヶ年目ハ更ニ減シテ八百円トシ、四ヶ年目ヨリハ全ク給費ヲ止メ候方針ニ有之、又派出人員ハ向フ三ヶ年間四名宛トシ、此経費総額ハ左ノ通りニ候

第一年目	第一回派遣者四名	年額貳千円宛	小計八千円
第二年目	第一回	年額千貳百元	四千八百円
	第二回	年額千貳百元	四千八百円
第三年目	第一回	年額八百円	三千貳百元
	第二回	年額八百円	三千貳百元
	第三回	年額八百円	三千貳百元
第四年目	第一回	年額八百円	四千八百円
	第二回	年額八百円	四千八百円
第五年目	第三回	年額八百円	三千貳百元
	全	八百円	三万八千円也
	合計		四万八千円也

斯クノ如クシテ養成シ得タル人物ハ必シモ三井家ニ奉職スヘキ義務ヲ負ハシメズ、苟モ我貿易ノ進捗ニ尺瘁スル以上ハ其進退ハ之ヲ自由ニ任シ度、然カスルトキハ自然最モ有為ノ人材ヲ羅致シ得ヘク、從テ貿易見習生派遣ノ趣旨ヲ徹底スルヲ得ヘント相信シ候、右御詮議ヲ奉仰度。

益田専務理事ハ此建議書ニ関スル大体ノ意見ヲ陳述シ、朝吹理事ハ管テ重役会ニ於テ發議アリシ当時ヨリ、此件ハ大ニ贊成シタル次第、就テ本期ハ物産会社ノ利益非常ニ多ク、斯ル場合ニ先ツ此貿易見習生養成基金トシテ金五万円ヲ除キ置クトニシテハ如何云々陳述アリ、至極可然トノ贊成アリテ之ニ決ス

一 益田、朝吹両理事發議、湖南汽船株式会社株三井銀行引受ニ関スル件

本案ノ如ク更ニ六百株ヲ引受ケ都合壹千株ト為ストハ、不得已次第ニ付引受クルトシ、三井銀行名義ヲ止メ三井八郎次郎名義ト為シ、所有者ハ三井銀行ト修正シ、而シテ株ノ平均配当額ノ割合ヨリ不足スルハ、其不足ハ共用費ヨリ補充スルトシテハ如何云々陳述アリテ、修正通り可決ス

一 益田専務理事發議、三井銀行所有地所家屋ヲ同族会へ買入条件ニ関スル件

目下三井銀行所有ノ地所家屋中同族会へ買入レベキ部分ノ原価ヲ凡ソ百万円ト仮定シ、之ヲ原代価ニテ同族会へ買入ル、トトシ、是ニ特別營業準備金ヨリ凡ソ金參拾万円ヲ銀行ノ基

礎ヲ堅固ニスルノ資トシテ全行へ支出スルトセハ、銀行ニテハ百參拾余万円ニテ売却セシト同様ナリ

同族会ニテハ約定預ケ金九拾万五千円ノ内其半額、即チ四拾五万余円ヲ右代金ノ内へ支払ヒ、不足額凡ソ五拾五万円ハ銀行ヨリ当分借用シ、地所家屋ヨリ取得スル平均収益ニ相当スル利子ノ割合ヲ支払フニ致度云々ト陳述アリテ之ニ決ス

七月五日（土曜日） 第貳拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) (自署) (岡塚啓)

○(三井得右衛門印) ○(三井發之助印)

○(朝吹英二印) (花押) (益田孝)

○(有賀長文印) ○(早川千吉郎印)

協議要項

一 銀行提出、三十五年上期利益分配案 可決

以上

七月八日（火曜日） 第貳拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎次郎印)

○(三井發之助印) (花押) (益田孝)

協議要項

一 銀行提出、株式会社日本興業銀行ト代理店事務取扱ニ関スル申請

一 全 〃 京城出張員事務所建築地購入ノ件 可決  
一 全 〃 社船々備整理并船舶積立金法改正ノ件 可決

一 物産会社提出、三十五年上半季損益決算ノ件

一 全 〃 笹原出炭坑へ貸金ノ件 可決

一 鉱山会社提出、全 上

一 全 〃 神岡鉱山普通財産処分ノ件 可決

一 全 〃 三十五年上期起業費決算ノ件

一 全 〃 神岡鉱山起業費償却未済額補償ノ件 可決

一 呉服店提出、三十五年上半季損益決算ノ件

一 全 〃 役員河村民介死去ニ付特別恩給金給与ノ件 可決

一 各店提出、三十五年上半季特別賞与金給与ノ件

一 全 〃 役員河村民介死去ニ付特別恩給金給与ノ件 可決

銀行特別賞与金老万六千六百拾七円也

一 重役会提出、前橋紡績所ニ関スル件 可決

鉱山 〃 金老万七千六百拾七円也

一 重役会提出、前橋紡績所ニ加入ノ相談アリタル際、新町、前橋

物産 〃 金参万〇四百六拾円也

一 重役会提出、前橋紡績業者合同ニ加入ノ相談アリタル際、新町、前橋

呉服店特別賞与金六千六百七拾円也

一 重役会提出、前橋紡績業者合同ニ加入ノ相談アリタル際、新町、前橋

本案特別賞与ニ関スル件ニ就テハ益田専務理事陳述アリ(詳細別録ニ記シアルヲ以テ之ヲ略ス)

以上

七月十五日(火曜日) 第貳拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 〇(三井三郎助印) (自署)(団琢磨) 〇(三井養之助印)

〇(三井得右衛門印) (花押)(益田孝)

〇(朝吹英二印)

〇(有賀長文印) 〇(早川千吉郎印)

協議要項

一 物産会社提出、臨時賞与支給ノ件 可決

候、右提出候也

以上 〇(三井八郎右衛門印)

七月十八日(金曜日) 第貳拾八回管理部会ヲ重役会室ニ於テ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

(花押)(益田孝)

○(田塚磨印)

○(早川千吉郎印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(有賀長文)

協議要項

一倫敦支店羽二重買越高増加ノ件

可決

一團鉱山会社専務理事發議、三池炭坑四山附近海中坑区ニ関スル件

四山附近海中坑区ノ北方ハ斷層存在ノ恐レアリテ収益ノ見込相立難キモ、南方ニハ百万坪位ハ見込アルヲ以テ手ニ入ル片ハ全ク損失ニハ相成間敷モ、先願者獨立シテ如何トモ經營シ難キ場所ニ付、許可ノ曉當方之ヲ放任シ置キアグミ果タル後廉価ニ買入レ出来ル見込アレ共、三井ニ於テハ其策ニモ出難ク、殊ニ差當リ築港及試掘ノ妨害物ナリ、且只今益田理事陳述ノ如ク、現農商務大臣平田男今日迄許可ヲ与ヘサルニ就テハ容易ナラサル尽力アリタル事故、申サバ其願ニ対スルト兎ニ角後願者タル所ヨリ、此坑区凡ソ五百万坪ヲ七万円位程度トシ、忍テ讓受ケノ腹組ヲ以テ平田男ニ面会詳陳シテ、出金ノ心苦敷迎等篤ト了解セシムヘク云々陳述アリテ之ニ決ス

以上

七月二十二日(火曜日) 第貳拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(田塚磨印)

○(早川千吉郎印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

協議要項

一銀行提出、大藏省証券応募ノ件

可決

一本会提出、三十五年上半季營業店配当金不足額ヲ重役会經費ヨリ補充ノ件

可決

一本会提出、三十五年上半季重役会經費殘額ヲ同族会事務局へ納入ノ件

可決

以上 ○(三井八郎右衛門印)

七月二十八日(月曜日) 午前十時半重役会室ニ於テ第參拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(自署)(田塚磨)

○(朝吹英二印)

○(有賀長文印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

## 協議要項

一 銀行提出、鈴木梅四郎王子製紙会社取締役就任ノ件 可決

鈴木梅四郎王子製紙株式会社取締役ニ当撰ニ付就任ノ件何ノ趣聞届致度ナリ

## 早川銀行専務理事陳述

本案鈴木梅四郎王子製紙株式会社取締役ニ就任御認可ノ上ハ銀行調査係勤務申渡シ、自今月給ヲ支給セサルトセリ、就テハ王子製紙会社ヨリノ取得、銀行専任ニ比シ不足スル時ハ其不足額丈ケ共用費ヨリ補充スルコトニ致度、尤モ期末更メテ伺出可申モ、予メ御承認相成度云々陳述アリ

一 銀行提出、全行支店長等任命ノ件

可決

一 呉服店提出、和田辰三郎解雇ノ件

可決

一 全 〃 小田久太郎解雇ノ件

可決

以上

八月一日(金曜日) 午後一時半第拾壹回管理部会ヲ重役会室ニ於テ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(団琢磨印)

## 協議要項

一 益田専務理事発議、朝鮮國王へ貸金ノ件

朝鮮紅蔘ノ販売契約ハ、当年出来タモノヲ明年迄ニ売ル丈ケ

ニテ了ルコト故、公使ヤ萩原書記官ハドウカ物産ニ之ヲ継統シ置セタシ、其ハ朝鮮官辺へ向ケ売込ムヘキモノハ一ニシテ足ラスト雖モ、此方へ買フヘキモノハ此紅蔘位ノモノ故、宛ニ角其ノ販売ハ日本人ノ手ニ取り置キタシトテ萩原書記官ノ申スニハ、朝鮮國王ハ電鉄ノ事ニテコールドブランカラ責メラレ、且此十月ニハ祭ガアリテ其費用カ百万円程掛ルトノコト、此機会ヲ取りテ五十万円モ貸与シ、之ヲ利用シテ紅蔘ノ売捌ヲ継承スルノ策可ナリトノ意見ナリ、実ニ紅蔘ノ売捌ハ日本人ノ手ニ引受ケ置度、殊ニ此一年許リ経験シテ相当ノ利益アルコトヲ知レリ、是ヨリ先ハ尚利益アル見込ナリ、平年ハ紅蔘ノ出来高式万五千斤位ナルニ、去年ハ非常ノ豊作ニテ五万斤程出来タリト此価凡ソ百五十拾万円、今年ノ分ハ已ニ凡ソ七千斤販売シ支那ノ正月迄ニハ跡価額百万位ハ売ル見込ミ、若シ貸金五拾万円以下ナレハ猶善シ、何レニモ此件ハ銀行ノ都合ニ依ルコトニテ、其返還ハ年凡ソ十拾万円程トシ五年ヲ要スルヲ以テ、暫ク資金ノ固定スルハ甚可ナラサレモ、外ト違ヒ朝鮮ノコトナレハ随分面白カルベシ、他日若シ金ヲ要スルハハ正金ナリ第一ナリ何レナリニテ融通付キ得ヘシ、且第一ニテハ沢氏ノ像ノ入りタ一種ノ切手ヲ出シテ相応ニ通用スルヲ以テ、現今モチエックニテ五万円位ハ出シ得ヘシ、今後二三年モ経バ拾万円位ハ便用シ得シ、只此原資金固定スレモ相応ニ面白味可有之ニ付、貸与シテハ如何ヤトノ發議アリ、彼是實

成アリテ終ニ貸渡シ可然ト決ス

一朝吹理事発議、王子製紙株式会社監査役タリシ齋藤専蔵へ慰勞金贈与ノ件

朝吹理事曰ク齋藤専蔵儀王子製紙会社監査役トシテ十年余リ従事ノ処、今度ノ改選ニテ解職セリ、同社若シ都合好キ情况ナレハ此際千円位ノ慰勞金ハ無論支給スベキ筈、左スレハ三井家ヨリ參百カ五百モ給セラルレハ善キ訳ナレト、何分御承知ノ如キ王子ノ現情ナレハ波多野承五郎、益田克徳杯ヘト共ニ少シモ手当致シ難キ次第、予テ齋藤専蔵ヘハ御暇ノ際金壹万円ト年金四百円給セラル、一故、三井家ノ側ヨリハ更ニ支給ノ必要ナクモ、王子ニ永ク監査役ヲ勤務シタト云フ廉ヲ以テ何程カ御遣シテ願度云々陳述アリ、依テ其金額ニ就キ評議ノ末、王子製紙会社監査役勤務ノ慰勞トシテ共用費ヨリ金壹千五百円贈与スルコトニ決ス  
其他呉服店所轄製糸所ニ関スル件ニ付益田専務理事陳述アリテ彼是協議セリ(詳細別録ニアリ)  
以上

八月五日(火曜日) 午后一時半ヨリ重役会室ニ於テ第參拾貳回  
管理部会ヲ開ク

- 出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎次郎印)
- (三井養之助印) ○(三井得右衛門印)

○(團家磨印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一銀行提出、鈴木梅四郎收入不足額ヲ共用費ヨリ補給スルノ件 可決

一物産会社提出、鉄葉板外式品ノ買越ヲ大阪支店へ許ス件 可決

一物産会社提出、上海所有地持替ノ件 可決

一營業店視察担任変更ノ件

巽ニ定メタル分担ノ内、物産ノ三名中三井高純ヲ呉服店ニ廻ハシ、呉服店ノ三井武之助ヲ除キ、又鉱山ノ三井元之助ヲ除キ、三井壽太郎ヲ加ヘ至急着手ノ議アリテ、視察分担左ノ通り決ス

三井 銀行 { 三井八郎次郎 三井源右衛門  
三井守之助 三井得右衛門

三井 鉱山会社 { 三井得右衛門 三井養之助  
三井壽太郎 三井呉服店 三井高純

一團鉱山会社専務理事発議、三池炭礦医師囑托ノ件

團理事曰ク、田川ニハ先般良キ囑托医ヲ得シニ、三池ニハ医師二人アルモ之ヲ支配スル程ノ良医ナシ、然ルニ事務員等ノ病者ハ少キモ近頃次第ニ良民工夫増加、随テ病者負傷者等不尠ニ付、予テ良医ヲ置クコトニ致シ度存セシ処、幸ヒ鳥取県病院長某目下月給貳百円ニテ勤メ居リ收入ノ点ヨリ転動希望ノ

管理部會議録

由、此者ハ大卒卒業後既二十年モ經驗アルコト故至極適當ノ様子、猶篤ト取調ノ上愈可然ハ、月給弐百五十円賞与ヲ加ヘテ三百円位ノ標準ニテ囑托スルコトニ致度、採用ノ上ハ開業セヌト云フコト一条件ト致可申云々陳述アリ、而シテ医務局ハ独立セシムルカ、事務員及ヒ其家族ノ診察料ハ徴スルカ、三池郡在住者ニ対シテハ他医ノ紹介アル者ニ限り診察ヲ許スカ等ニ就テハ、各礦山トモ大体一定スヘキ管故十分取調ヘ規定スルコトヲ要スヘキモ、良医聘用ハ名聞實際共ニ必要ニ付、囑托可然ト決ス

其他東京モスリン紡織株式会社拡張ニ関スル件等ニ付、益田専務理事陳述アリ(詳細別録ニアリ)

以上

八月十二日(火曜日) 午后一時半重役会室ニ於テ第參拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(花押)益田孝

○(田塚磨印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一物産会社提出、外国米七千屯迄買越認許ヲ得ル件 可決  
其他呉服店所轄ノ製糸場譲渡ニ関シ、原富太郎氏ト引合ノ件ニ

付、高橋呉服店理事ノ報告アリテ彼は協議アリ(詳細別録ニアリ)  
以上

八月十九日(火曜日) 午后一時半重役会室ニ於テ第參拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(花押)益田孝

○(朝吹英二印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(田塚磨印)

協議要項

一銀行提出、間島弟彦欧米ヘ出張辞令案 可決  
一物産会社提出、大坂支店長藤瀬政次郎誹責ノ件 可決  
一全 〃 大阪支店ヘ綿布臨時買持承認ノ件 可決  
一全 〃 金融ヲ与フル手段トシテ日本精製糖株式会社  
ヘ地所倉庫買入ノ件 可決

以上

八月廿六日(火曜日) 午後一時半重役会室ニ於テ第參拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印)

- (三井得右衛門印)
- (岡塚磨印)
- (有賀長文印)
- (早川千吉郎印)
- (朝吹英二印)

協議要項

一 銀行提出、營業規則改定ノ件 可決

一 物産会社提出、本店營業部へ枕木式拾万本先買認可ノ件 可決

一 物産会社提出、砂川木挽工場用原材先買認可ノ件 可決

一 企 〃 支那羊毛沓干担先買認可ノ件 可決

右ノ外三井呉服店所轄製糸所ニ関シ原富太郎氏へ再応照会ノ高橋理事報告、鐘淵紡績会社々債募集ニ対シ伯爵井上顧問ノ意見ニ関スル早川理事陳述、平岡浩太郎氏ニ関スル益田理事ノ陳述アリ(詳細別録ニアリ)

以上

九月九日(火曜日) 午後一時半重役会室ニ於テ第參拾六回管理部会ヲ開ク

- 出席員 ○(三井三郎助印)
- (三井得右衛門印)
- (花押)(益田孝)
- (有賀長文印)
- (三井養之助印)
- (自署)(岡塚磨)
- (早川千吉郎印)
- (朝吹英二印)

協議要項

一 銀行提出、東京モスリン紡織会社株式売却ノ件 可決

一 物産会社提出、会社契約變更ノ件 可決

以上

九月十八日(木曜日) 午后一時重役会室ニ於テ第參拾七回管理部会ヲ開ク

- 出席員 ○(三井三郎助印)
- (三井得右衛門印)
- (花押)(益田孝)
- (自署)(岡塚磨)
- (早川千吉郎印)
- (朝吹英二印)
- (有賀長文印)

協議要項

一 銀行提出、所有々価証券中便宜処分ノ件 可決

当行所有々価証券中左ノ分ハ所謂端株ナルモノニシテ、利殖上面白カラサルモノアリ、又体面上長ク当行ノ所有トシテ保存スルノ不利益ナルモノ有之候ニ付、左ノ方法ニ依リ便宜処分仕度ナリ

額面又ハ株数	一株原価	時 価	計
神戸市公債 四七、五〇〇 円	八九・〇〇	八五・二〇	四〇、五六・〇〇
長崎市 一〇〇、〇〇〇 円	八九・五〇	八五・〇〇	八、五〇〇・〇〇
港湾改良公債 一、二七〇・五〇 銭	八四・〇〇	八四・〇〇	九、五〇・五〇
函館水道起業公債			

管理部会議録

小野田	二六、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	二六、〇〇〇・〇〇
セメント社債	株			
京都織物会社	五七五	元	三・三三	一八、五三・〇〇
旧株	五七五	六・五〇	三・三三	七、八七・〇〇
新株	四六六	〇〇・〇〇	三・〇〇	一六、〇〇・〇〇
四日市製紙会社	四六六	〇〇・〇〇	三・〇〇	一三、〇七・一〇

右神戸市公債及小野田セメント社債券ハ当行大阪支店ヲシテ  
其他ノ有価証券ハ所在当行支店ヲシテ其地ニ於テ精々高価ヲ  
以テ売却セシメ度<sup>1</sup>

関西鉄道会社	一八式	五〇・〇〇	四・〇〇	七、四四・〇〇
株				
北海道鉄道会社	一〇〇〇	五〇・〇〇	五・〇〇	一五、〇〇〇・〇〇
株				
				三、六四・〇〇

右当地ニ於テ株式仲買ヲシテ、精々高価ヲ以テ売却セシメ度<sup>1</sup>

小名木川綿布	一、八五〇	八・八二	八・八二	一、六四・九金
会社株	株			
東京海上保険	一、四三三	九・九六	三・六〇	一八、四三・〇
会社株				
東京印刷会社	一、三〇七	五・〇〇	五・〇〇	一三、四〇・〇〇
株				
巴石油会社	一、〇〇〇	三・五〇	三・五〇	三、五〇〇・〇〇
株				
				六五、六五・七金

右当地ニ於テ日比谷平左衛門、末松道成氏等其筋ノ人々ニ交  
渉シテ精々高価ヲ以テ売却致度<sup>1</sup>

株数	一株ノ原価	時価	計
株	円	円	円
京釜鉄道	三三〇	一〇・〇〇	三、三〇〇・〇〇
第一回			
会社株	六六六	五・〇〇	三、三三〇・〇〇
第二回	三三〇	五・〇〇	一、六五〇・〇〇
若松	三三〇	三・七三	一、二三〇・〇〇
松葉港	三三〇	三・七三	一、二三〇・〇〇
会社株	三三〇	三・七三	一、二三〇・〇〇
新株	三三〇	三・七三	一、二三〇・〇〇
湖南	一、三〇〇	三・五〇	四、六五〇・〇〇
汽船	〇〇〇	三・五〇	一、〇五〇・〇〇
会社			
株			
			一〇八、三三〇・〇〇

右重役所有名義ニ書替、之ヲ担保貸付金ニ振替ルカ或ハ業務  
ノ關係上三井物産会社ヲシテ所有セシムル<sup>1</sup>ヲ全会社ニ交渉  
致度<sup>1</sup>

株数	一株ノ原価	時価	計
株	円	円	円
東京ホテル	二五	五〇・〇〇	一、二五〇・〇〇
株			
万国東洋	一〇〇	三九・三七	三、九三七・〇〇
会社			
株			
兵庫倉庫	七三	二・〇〇	一、四六一・〇〇
会社			
株			
神港俱樂部	四〇	二五・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
株			
			一七、四九・〇〇

右目下到底売却見込ナキヲ以テ当季ノ利益ヲ以テ償却処分致  
度<sup>1</sup>

一銀行提出、鐘淵紡績株式会社臨時株式総会ニ委任状作成ノ件

可決

総会議件ノ鐘紡ト博多紡績ト合併ニ付交渉ノ結果ハ  
一金式拾四万円也 鐘紡株四千八百株

一金參万六千円也 今期配当金  
 一金壹万貳千円也 重役賞与ト興泰号ヘノ報酬  
 一金四万円也 損失金

合計金參拾貳万八千円也

右相渡シ合同スルコトニ纏リタリ、而シテ合併トナルト鐘紡ニ於テ、従来ノ株主同様ノ配当ヲ新株主ニ私ハネハナラヌコトナルヲ以テ、予テ之ヲ引去リ置キ配当スルコトシ、九月ヨリ十二月迄ノ損益トモ鐘紡ニ於テ負担ノコト、之ヲ合併条件ノ大要トス

一 呉服店提出、津田興ニ外三名解雇及転動ノ件 可決  
 一 企 ” 勤統慰勞金給与ノ件 可決  
 一 企 ” 工業部決算ノ件 可決

工業部讓渡ノ結果工業部ノ損益計算別紙ノ如ク相成申候  
 ○工業部損益調

支出之部

一金九拾四万六千貳百五拾六円九拾八錢壹厘 富岡、大崎、名古屋、三重、新町、前橋固定資金  
 一金拾貳万參千五百八拾七円六拾三錢六厘 繰越欠損金  
 一金壹万円也 新町損金見積  
 一金壹万八千円也 本部経費其他諸費予算  
 合計金百九万七千八百四拾四円六拾壹錢七厘  
 収入之部  
 一金四拾八万円也 絹糸紡績会社株金

一金拾壹万參千五百円也 原商店ヨリ入金  
 一金拾貳万壹千五百円也 原商店ヨリ受取ルヘキ年賦金  
 合計金七拾壹万五千元也

差引金參拾八万貳千八百四拾四円六拾壹錢七厘 不足金

○同族会ヘ納付金勘定

一金五拾万円也 資 金  
 一金貳拾參万六千四百貳拾九円貳拾五錢參厘 置据借

合計金七拾參万六千四百貳拾九円貳拾五錢參厘

此内別紙勘定書ノ通り不足分

金參拾八万貳千八百四拾四円六拾壹錢七厘 返納金  
 引テ金參拾五万參千五百八拾四円六拾參錢六厘

内訳

金拾貳万壹千五百円也 原年賦証書  
 金貳拾參万貳千円也 絹糸紡績株券  
 金八拾四円六拾三錢六厘 正 金

○固定資金内訳書

一金拾四万九千八百円貳拾錢六厘 富岡製糸所  
 一金五万四千百拾七円五拾貳錢 大崎 ”  
 一金拾六万八百六拾円九拾三錢八厘 名古屋 ”  
 一金拾五万八百八拾円四拾七錢七厘 三重 ”  
 一金參拾九万八千貳拾壹円九拾八錢三厘 新町紡績所  
 一金參万貳千五百七拾五円八拾五錢七厘 前橋 ”  
 合計金九拾四万六千貳百五拾六円九拾八錢壹厘

○繰越欠損金内訳書

三十四年上半分

- 一金參万九千九百拾九円貳拾三銭壹厘
- 一金壹万九千八百円七拾九銭也
- 一金六万參千參拾八円四拾參銭五厘
- 一金七万九百七拾六円八拾九銭四厘
- 一金貳万七百三拾六円七拾壹銭四厘
- 損金小計貳拾壹万四千四百七拾貳円六銭四厘
- 一金壹千參百七拾五円貳拾貳銭九厘
- 一金七千九百九拾五円貳拾壹銭八厘
- 益金小計八千五百七拾四円四拾四銭七厘
- 差引金貳拾万五千九百壹円六拾壹銭七厘
- 三十四年下半分
- 一金九万七千九百五拾四円拾貳銭也
- 一金參万參千四百六拾九円九拾貳銭壹厘
- 損金小計拾參万壹千四百拾五円四銭壹厘
- 一金貳万四千九円貳拾四銭七厘
- 一金九千五百九拾九円拾四銭三厘
- 一金壹万五千三百八拾壹円貳拾五銭五厘
- 一金壹万七千七百七拾七円拾四銭壹厘
- 一金七千六百六拾三円壹銭八厘
- 益金小計七万參千參百貳拾九円八拾錢四厘
- 差引金五万八千八拾五円貳拾參銭七厘

- 富岡損金
- 大崎
- 名古屋
- 三重
- 本部経費
- 新町益金
- 前橋
- 純損金
- 新町損金
- 本部経費
- 富岡益金
- 大崎
- 名古屋
- 三重
- 前橋
- 純損金

通計金貳拾六万參千九百八拾六円八拾五銭四厘 損失金  
 (朱印) 一内金拾三万七千貳百六拾六円四拾壹銭八厘  
 補填積立金消却ニ当ツ

〃金八百三拾七円八拾壹銭六厘

職工保護資金消却ニ当ツ

〃金貳千貳百九拾四円九拾八銭四厘

三十五年上半利益金消却ニ当ツ

小計拾四万參百九拾九円貳拾壹銭八厘

引テ金拾貳万參千五百八拾七円六拾參銭六厘

此損失金與服部ヨリ借入タルモノナリ

○新町損金内訳書

一金貳万五千四百拾貳円四拾壹銭九厘

(朱印) 一内金壹万三千拾九円九拾五銭九厘

〃金貳千貳拾貳円四拾六銭

是ハ製品ノ残り売却益見積ナリ

差引凡ソ金壹万円也

○本部経費其他諸費内訳書

一金六千円也

一金五千八百円也

一金七百円也

一金五百円也

一金五千円也

計金壹万八千円也

滞 貸 金

消却基金見積リ

残品売揚益

損失金予算

九月廿日迄 本部経費

〃 〃 固定勘定利息

〃 〃 呉服部借入金利息

〃 〃 身元保証金利息

四製糸所職工手当金

一 呉服店提出、全店将来ノ見込案

可決

三井呉服店現状ノ儘進行ノ見込ヲ以テ、前途兩三年間ニ亘リ余リ變更ナカルヘキ、利益ヲ較量スルニ大率左ノ如キモノナル可シ、但シ在来ノ理事一名監査役二名ヲ除キ、社長一名理事一名ト為ス可キ勘定ヲ以テ算定ス

一金貳拾五万五千円也

一金拾万四千元也

小計金參拾五万九千元也

内

金貳拾參万五千円也

金五千元也

金參万円也

金壹万五千元也

小計金貳拾八万五千元也

差引金七万四千元也

内

金七千貳百円也

金參千七百円也

金六千參百円也

金四万円也

金壹万六千八百円也

本店売上高百七拾万円ニ対スル一割五分ノ売益  
大阪支店売上高八拾万円ニ対スル一割三分ノ売益

諸 經 費

支 払 利 息

普 通 並

ニ 特 別 賞 与 金

社 長 並

ニ 重 役 給 料

納 益 金

恩 給 基 金

共 用 費

重 役 賞 与

社 員 配 当 (年八分)

積 立 金

(附言) 前記計算中売上高ハ最近数年ノ平均ニ依リ、經費及

普通特別賞与ハ昨年現在額ヲ以テ算出セリ、其他彼是參酌  
今後兩三年間ニ亘リテ大差ナカル可キ算定ヲ為シタルモノ  
ナリ

右ニ対スル本部ノ意見左ノ如シ

三井呉服店ハ從來呉服部、工業部ノ兩部ニ分レ、資金五拾万円ツ、都合百万円ノ会社ニ有之候処、今般工業部ハ悉皆他へ譲リ渡シタルニ付、今ハ呉服部ノミトナリ規模狭少ニナリタルヲ以テ各店ト同一軌ノ規則ニ由ルコト能ハス、從來ノ呉服店即チ小売業トナリタル次第ナルヲ以テ別紙勘定書(前出)

ニアル如ク、社長及理事一名ツ、トシ総テ小売相当ノ方法ヲ設ケ、使用人ノ給料、賞与及恩給等ハ独立制度ニ依ルコトシ監査役二名ノ勤務補助費及理事一名ノ給料ハ、何分負担ニ堪ヘサルコト故此負担ハ除クコトニ致度、尤モ共用費、重役賞与、社員配当等ハ利益ノ割合ニ依リ納付スヘキモ、兎ニ角独立制度ニ改定スルコトニ致度事

團 鉦 山 会 社 專 務 理 事 發 議

一 北海道鐵山鉦區權取得ニ関スル件

團理事事曰ク、北海道ニ何ヤラ面白ソウナ鉄山頭ハレ、曾テモ一応取調ヘントセシニ、当方杯デ手ヲ付ケレハ大評判ニナリソウナリシヲ以テ中止セシ処、此度ノ旅行ニテ聊探リシ所ニ依ルモ、五六礦區取得シテハ如何トノ念止マス、只之ヲ得ルノ道ハ考究ヲ要スルモ、幸ヒ此談ヲ持チ込ミシハ小野崎吾介氏トテ鉦山局長田中氏ノ縁者故、田中氏ニ能ク聞キ合セ信用

スヘキ人物ナラハ、之ニ抛テ先ツ五七礦区カ十礦区以内ヲ得然ル後十分取調べタシ、否ラサレハ大騒キニナツテ容易ニ得難キニ至ルヘシ、目下礦区権ヲ得ルニハ印紙代ヤ手当等ノ費用一切ニテ、一礦区百五十拾円以内ニテ足ルヘシ、此鉄山ハ所有炭礦近傍ニアリテ運搬ノ便利亦極メテ宜シケレハ、事業ニ着手杯有無ノ考ハ後トシ、兎ニ角此処數礦区取得セラレテハ如何云々陳述アリ、之ニ対シ仮令之ヲ取得スルニ費用ハ少額ナリトモ一時ノ投機デナク、ツマリ調査ノ結果佳良トナレハ着手ノ考案アルヲ要ス、若シ之ナクシテ管理部会が賛同スルハ穩当ナラサルベシ、殊ニ三井カ調査スルト聞ケハ争フテ手出シスル者アルトスルモ、事業ニ着手スル者容易ニナキヲ以テ持續スルヲ得ス、左スレハ十分取調ノ上何時モ安価ニ入手スルヲ得ヘシト云ヒ、或ハ十中八九其説ノ如クナルベキカ其前輒ク入手シテ調査ノ上不結果ノ処ハ放棄シテ差支ナシ或ハ壹万円モ調査費トシテ試ミニ支出シテハ如何ト云ヒ、結局三井ハ縮少整理スル斗リデナク、縮少スルカト思フ内ニ何日ノ間ニカ北海道鉄山ニ手ヲ廻ハシテ居ルト世間ノ人ニ思ハシムルモ或ハ宜シカラん杯、彼是協議ノ末五千円迄調査費トシテ支出可然ト決ス

以上

九月廿六日（金曜日） 午后一時半重役会室ニ於テ第參拾八回管

理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

(自署)(岡塚磨)

(花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一銀行提出、石川信外名懲罰案

可決

一物産会社提出、營業規則中改正ノ件

可決

一企 〃 市村并十三塚炭坑売却ノ件

可決

一鉦山会社提出、芝浦製作所スチーム、ハンマー新設起業費支出ノ件

可決

一呉服店提出、長田竹次解雇及慰勞金給与ノ件

可決

益田専務理事發議

一湖南汽船会社相談役諸否ニ関スル件

益田専務理事曰ク、湖南汽船会社相談役引受ケ呉レトノ申入レアリ、其相談役連中ハ、渋沢栄一、近藤廉平、安田善次郎、大倉喜八郎等ノ諸氏ニテ、在外者ハ此処不得已モ当地ニ居ル者ニハ直ニ承諾ヲ促セリ、一体同会社ハ最初方針ヲ誤リ長江筋ニ於テ先ツ地面ヲ買求メントセシモ、同所ハ開港場外ノトテ之ヲ得ルコト能ハス、茂木、石黒杯種々尽力セシモ詮方ナシ、其ハ兎ニ角相談役ハ右ノ如ク多人數ノコト故言ハ、無責任ニテ心安キ方ト可申モ、諾否如何可致哉云々陳述アリテ、彼是ノ成行キ上不得已トナレハ承諾アル方可然ト決ス

以上

十月三日（金曜日） 第參拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○（三井三郎助印）

○（三井獲之助印）

○（岡家磨印）

（花押）（益田孝）

○（早川千吉郎印）

○（三井高保印）

○（三井得右衛門印）

○（朝吹英二印）

○（有賀長文印）

協議要項

一 重役会提出、駿河町新築家屋へ移転後共同ノ庶務掛ヲ全族会事務局ニ設置シ、其経費モ共同負担トスル件 可決

團鈺山会社専務理事発議

一 東京高等工業学校卒業生基金ノ内へ寄附ノ件

東京高等工業学校卒業生ハ実用ニ適スルヲ以テ、当鈺山芝浦製作所、鐘淵紡績会社等ニテ使用致居リ候処、今般手島全校長ヨリ、是迄ノ経験上役立ツ人物ハ重ニ貧生ヨリ生スルニ就テハ其貸費資金ヲ得度トテ、三菱、住友、安田今一名へ懇談シ、三菱ニテハ五千円五ヶ年賦、住友ハ三千円寄附ノコニ承諾、安田ト今一名モ目下考慮中ノ趣、就テハ此際三井家ニ於テモ寄附有之度旨懇請アリ、右寄附ニ付テノ条件ハ如何様ニテモ宜敷トノコナリ、当方ニテハ右ノ如ク相応ニ全校卒業生ヲ使用シ居リ、且若シ当方ヨリ生徒ニ直接貸費スル片ハ、中

途違約等アリテ往々貸倒レ可有之モ、学校ニ於テスル片ハ是

等ノ患ト面倒ナク、一ヶ月極度拾円位ニテ貸費シ、卒業ノ上ハ漸次償還セシメ順次学資ニ乏クシテ望ミアル生徒ニ貸費スルコトヲ得、其効用渺ナカラズ云々陳述アリ、彼是協議ノ末五千円五ヶ年賦ニテ、三井總代名義ヲ以テ共用費ヨリ寄附ノ事ニ決ス

以上 ○（三井八郎右衛門印）

十月十日（金曜日） 午后二時重役会室ニ於テ第四拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○（三井三郎助印）

○（三井得右衛門印）

○（朝吹英二印）

○（有賀長文印）

○（三井獲之助印）

（花押）（益田孝）

○（早川千吉郎印）

（自署）（岡家磨）

協議要項

一 駿河町新築家屋へ移転ニ関スル件ニ付相談アリタルヲ以テ、管理部会員ノ外各店理事（高橋呉服店理事不參）モ出席アリシ、移転ハ十一月十六日（日曜日）トシ、全月九日（日曜日）ニ招待者、全十一、十二、十三日ニ一般觀覽人ニ縦覧セシムルコト、右ニ関スル手続ハ同族会事務局ニテ取扱ヒ入用ノ場合ニハ各店ヨリ補助セシムルコト、其他縦覧當日ノ用意等ニ付協議アリ

以上

十月廿四日（金曜日） 午後一時半重役会室ニ於テ第四拾壹回管  
理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 銀行提出、神戸支店營業所修繕ノ件

可決

一 物産会社提出、市村并十三塚炭坑売却直段変更ノ件

可決

一 物産会社提出、長崎支店へ英炭壹千屯臨時先買認可ノ件

可決

一 重役会提出、三井營業店使用人身元保証金規則修正ノ件

可決

益田、朝吹兩理事發議

一 豊国炭坑処分ノ件

益田、朝吹兩理事ヨリ豊国炭坑処分ニ関シ、第一、第二、第三ノ三案陳述アリシ処、遂ニ左記ノ通り決シ伯爵井上顧問ノ手許ニ送ルコトナレリ

豊国炭坑ノ件

豊国炭坑ハ左記ノ各項ニ由リ整理スヘキモノト認ム

第一

平岡氏ハ従前ノ如ク豊国炭坑ヲ稼行シ、一切ノ債務ハ稼行ノ結果ニ由リ弁済スヘキコト

第二

炭坑ノ負債鉅額ナルヲ以テ宜ク債権者一同ニ懇談シ、利率ノ低額ヲ求ムルノ外無カルベシ

一般ノ債権者利率ノ低額ヲ承諾セハ、三井ニ於テモ其振合ニ準拠シ利率低減ヲ承諾センコトヲ助言スベシ

故ニ平岡氏ハ先ツ三井以外ノ債権者ニ交渉シ、速ニ其結果ヲ報告アランコトヲ望ム

第三

然レモ一般債権者ニ普ク交渉センコトハ多少ノ時日ヲ要シ、其間炭坑事業ノ休止ヲナサ、ルヲ得サルノ事情アルヲ以テ、事業休止ヲ免ル、ノ程度迄ニ、一時三井ニ対シ必要ノ金額貸増ヲ承諾セシム可シ、但シ此貸増ハ第四項拾五万円ノ内ヨリ差引クベシ

第四

炭坑ニ於テ新ニ要スル起業費八万円及焦屑ノ急ニ迫レル小口ノ債務、例之ハ支払切符、買掛金等支払未済トナリタル分ノ支払ニ充ツル為メ、金七万円合計拾五万円迄ハ一時三井ヨリ(年利壹割)繰替ヘシムベシ

勿論此貸増ハ三井ニ於テ甚ダ欲セサル所ナレトモ強テ之ヲ承諾セシムルニ付、平岡氏ハ宜ク之ヲ諒トシ、自身ハ言フニ及ハス子息、親族、炭坑関係者、部下一同ノ連署ヲ以テ、一般

債主が交渉条件ニ折合ハズシテ債務弁済ノ見込確立セズ、及ヒ債主ノ折合ヲ得テ事業ヲ継続スルモ債務弁済ノ見込確立セサル時ハ、炭坑ヲ三井名義ニ書替フルモ又ハ競売ニ付スルモ異議ナキ旨記載シタル誓書、及ヒ名義書替并ニ競売ニ必要ナル書類ヲ予メ調製シテ差出サルベシ

第五

一般債権者ノ折合ヲ得テ炭坑事業ヲ経営スルトキハ、坑長ノ選任ハ平岡氏ハ宜シク三井ト商議ノ上之ヲ任免スベク、又炭坑ノ会計ハ三井ヨリ適当ノ人ヲ派遣シ之ヲ監督セシムベシ

第六

平岡氏ハ炭坑ヨリ生スル毎期ノ益金中商況ヨリ生スル損失金及止ムヲ得サル新事業費ヲ引去リ、残余ノ十分ノ七ヲ以テ三井ノ債権ニ引当テ償還シ、十分ノ三ヲ以テ他ノ債務ヲ償還ス可シ

第七

炭坑所在ノ機械、器具等ハ悉ク三井へ売却ノ手続ヲ為ス可キ  
坑業用地、建物等ニシテ登記ニ洩レタルモノハ此際悉ク登記ヲナスベシ

以上

十月廿八日（火曜日） 重役会室ニ於テ第四拾貳回管理部会ヲ開

ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 銀行提出、井上静雄辞令案  
一 物産会社提出、天津支店新築ノ件

以上

可決  
可決

十月三十一日（金曜日） 重役会室ニ於テ第四拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(有賀長文)

協議要項

一 鉱山会社提出、本店職務章程改定ノ件  
一 全 “ 三池炭礦職務章程改正ノ件  
一 鉱山会社提出、職務章程改正ニ付重ナル職員任命ノ件

一 全 “ 三池炭礦火災ニ付臨時手当金給与ノ件

可決  
可決  
可決

一全 〃 硫黄鉱区廃業ノ件

可決

北海道千島国々後郡米戸賀村字一菱内

特許第二八八号

一硫黄鉱区八千百貳拾五坪

特許第三六八号

一硫黄鉱区参万八千〇貳拾五坪

以上式ヶ所

前記鉱区ハ曩年既ニ当会社ニ於テ操業ノ見込不相立一時休業罷在候折柄、函館真砂町居住佐藤長四郎ヨリ借受行業ノ申込有之、去三拾貳年二月ヨリ同人へ貸与相成居候モノニ御座候処、貸与期限モ昨三十四年十二月ヲ以テ契約満期ト相成、且同人ニ於テモ操業上困難夥敷収支不償乎、跡継続ノ見込ナキニ付返付ノ旨申出候ニ付、此上ハ権利保存ノ必要無之モノト認メ、此際廃業届出申度ト

一同族会諮問、共用費規程改定ノ件

可決

共用費ハ今回各營業店監査役勤務補助費ヲ支出スルコトナリタルノミナラス、逐次支出ノ費途増加可致ニ付左ノ通り改定シ、明治三十五年下半季決算ノ期ヨリ実施ノ事

第一条 共用費ハ、管理部会ニ於テ各營業店毎半季総益金ヨリ総損金ヲ差引キタル残額ニ依リ徴収率ヲ定メ、同族会ノ認可ヲ經テ事務局ニ徴収ス可シ

第二条 同族会事務局ニ於テハ各營業店ヨリ徴収シタル金額ヲ事務局経費ト區別シ、管理部又ハ重役会ノ告知ニ從ヒ、

其經費並ニ各營業店ヨリ支出スヘカラサル費途ニ充用スヘシ、但シ各營業店監査役ノ勤務補助費ハ別ニ告知ヲ要セス  
支出スルモノトス

第三条 共用費ニ於テ余裕アルトキハ、管理部会ニ於テ其用途ヲ定メ同族会ノ認可ヲ經ベン

益田専務理事發議

一茂住鉱山処分ニ関スル件

茂住鉱山事務長谷川千代松ヨリ同礦向後ノ方針ニ付、若シ望ミ人アラハ売却スルカ或ハ貸渡スカ、夫等ノ方法ハ篤ト取調ノ上ノコトシ、差当リ従来ノ通り執務スルトスレハ出来得ル限リ縮少シ、可成事務ヲ簡易ニシ人員ヲ減スル方針ニテ改正致度トノ伺出ニ対シ、鉱山本店ニ於テモ出来得ル限リ革新為致候旨報告有之候処、益田理事ハ此報告ニ対シ若シ買人アラハ売却ノコト可然、尤モ極ク秘密ニテ売却代等通知セシメ処置スルコトニシテハ如何云々ト陳述アリテ之ニ決ス

以上

十一月七日(金曜日) 第四拾四回管理部会ヲ重役会室ニ於テ開

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井義之助印)

(自署)(有賀長文)

協議要項

一物産会社提出、蓮尾茂幹社金私消事件責任者懲罰ノ件

可決

一鉦山会社提出、島田純一罷職ノ件

可決

一全 ” 契約改定ノ件

可決

一益田、朝吹両理事提出、豊國炭坑貸金ノ件

可決

以上

十一月十四日(金曜日) 都合ニ依リ休会

十一月廿一日(金曜日) 午后一時半第四拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井捷之助印)

(自署)(岡塚磨)

○(早川千吉郎印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、天津日本專管居留地松下ノ件

可決

一鉦山会社提出、積立金規程其他改正ノ件

可決

一呉服店提出、呉服店積立金補填方ノ件

可決

三井呉服店ノ单独營業セシ當時ハ、積立金拾六万余円ニ至リ

シカ、工業部合併中金拾貳万參千五百八拾七円六拾三錢六厘

ヲ工業部損失ノ為メニ支出シタルヲ以テ營業上困難ヲ生シ、

同族会へ其補填方ヲ願出タル次第ニテ、事實不得已義ニ付願

出ノ通り同族会ニ於テ積立金中ヨリ支出方認可相成可然、而

シテ此支出金ハ、鉦山会社へノ貸金貳拾八万貳千〇三拾七円

余ニ対シ毎期利息ヲ支払ハシメ、又ハ其元金ノ幾分ツ、ヲ償

却セシメ、之ト特別營業準備金ノ内トヲ以テ漸次補填スル

可然乎

一書籍室設備ノ件

事務局、銀行、物産、鉦山会社等ノ共同書籍室ヲ頂階ニ設置

スルコトシ、其方法ハ取調フルコトニ決ス

以上

十一月廿八日(金曜日) 午后一時半第四拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井捷之助印)

(自署)(有賀長文)

(自署)(岡塚磨)

○(早川千吉郎印)

(花押)(益田孝)

協議要項

一銀行提出、大蔵省証券応募ノ件

可決

一物産会社提出、砂川木挽工場機械増設其他ノ件

可決

一全 ” 台北支店へ綿布先買認可ノ件

可決

一全 ” 長崎本鉢所在骨粉工場売却ノ件

可決

一 重役会提出、図書室設置ノ件  
以上 可決

十二月五日(金曜日) 午后一時半第四拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

(自署)(有賀長文) (自署)(田塚磨) (花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 物産会社提出、松尾長太郎解備ノ件 可決

一 企 〃 水谷耕平外式名へ解備慰勞金追給ノ件 可決

一 鉾山会社提出、三池鉾山払受者名義変更ノ義大藏大臣へ申請ニ  
關スル件 可決

一 管理部規則修正ノ件 可決

管理部規則中左記ノ通り修正相成度

修正事項

一 第五條ヲ左ノ如ク改ム

第五條 管理部会員ハ同族及ヒ各營業店理事中ヨリ、同族会  
ノ特ニ撰任シタル者ト、管理部理事及ヒ同族会理事トス

一 第十三條ヲ左ノ如ク改ム

第十三條 管理部会長ハ常ニ各營業店業務ノ情状ヲ諮詢シ、

実況ヲ詳ニシテ連絡ヲ通シ統一ヲ保ツヘシ、且毎年一回各  
營業店支店長及ヒ之ニ相当スル者ヲ同時ニ召集セシメ、或  
ハ諮詢シ、或ハ方針ヲ指示スルコトアルベシ  
一 第十四條四号ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
五、營業資産、特別營業準備金等ノ運用ニ關スル件  
五号ヲ六号ニ改ム  
以上

十二月九日(火曜日) 午后一時半臨時第四拾八回管理部会ヲ開  
ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

(花押)(益田孝) (自署)(田塚磨) (自署)(有賀長文)

○(早川千吉郎印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 銀行提出、有楽町集会所地先ノ土地ヲ購入シ、山城町所在鉾山  
会社元使用建物ヲ売却スルノ件 可決

一 銀行提出、当行所有王子製紙株式会社株ノ現代価償却ニ關スル  
件 可決

一 銀行提出、鈴木梅四郎補給金ノ件 可決  
以上

十二月十三日（土曜日） 午前十時臨時第四拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(岡塚鷹)

○(早川千吉郎印)

○(三井義之助印)

○(朝吹英二印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

協議要項

一 銀行提出、王子製紙株式会社ニ対スル整理処分ノ件 可決

王子製紙株式会社重役ハ該会社整理ノ策トシテ、現在ノ同社資本金貳百萬元ヲ五拾万円ニ切下ケ、新二百五拾万円ノ新株ヲ募集シ、以テ現在ノ負債ヲ償却スルノ外ニ、尚式拾八万円ノ新規借入ヲナシテ各工場ノ設備ニ改善ヲ加フルノ必要アリト申出テ、別紙資産改正明細書及各工場査定案総括表等ヲ提出セリ、而シテ当行ハ同会社ノ株式貳万四千百餘株ヲ所有スルノミナラス、固定資金今ヤ又百參拾八万円余ノ多額ニ上ルヲ以テ、当行ノ利害得失ヨリ打算シテ別紙甲号ノ如キ調査ヲ遂ケ、尚種々ニ交渉ヲ重ヌル所アリシカ、結局同社ハ別紙乙号ノ書面ヲ提出シテ貳拾八万円ノ新規借入ヲ中止スルノミナラス、同社貯蔵原料其他ノ節減ト、山林事業ノ縮少トヲ勵行シテ運転資金ノ内ヨリ參拾万円ヲ減額シ、之ヲ新規ノ工場設備費ニ活用シ致々整理ノ奏効ヲ期スヘキニ付、切ニ前掲ノ申出ヲ容レラレンコトヲ懇請セリ

右ハ事情已ムヘカラサルモノト認ムルニ付、此際右ノ申出ヲ是認シ、資本金ノ切下ニ同意スルト同時ニ、当行ノ固定貨百參拾八万円ヲ以テ新株ノ中同額ノ振替応募ヲナシ、残り拾貳万円ノ新株ハ若シ他ニ応募者ヲ得ルコト能ハサルトキハ、是亦引受ケテ応諾スルコト、為サントス

右御評決有之度候也

別紙甲号、乙号両案、資産明細書及各工場査定総括表略之  
以上 ○(三井八郎右衛門印)

十二月廿四日（水曜日） 午后一時臨時第五拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

(自署)(岡塚鷹)

○(有賀長文印)

協議要項

一 銀行提出、米山梅吉辞令案

一 全 〃 明治卅五年下半年特別賞支給ノ件

一 物産会社提出、犬塚信太郎増給ノ件

一 全 〃 明治卅五年下半年特別賞支給ノ件

一 鉱山会社

一 呉服店

一 重役会提出、各營業店契約改定ノ件

一 本会提出、共用費徵收率ニ関スル件

三十五年下半年共用費徵收率ハ各營業店総益金ヨリ総損金ヲ

可決

可決

可決

可決

可決

可決

可決

可決

## 管理部會議錄

差引キタル残額ノ百分四ト定ムル

(理由) 共用費規定ハ今般改定相成、徴収率ハ管理部会ニ於テ決定スルコトニ相成タリ、本年上期ハ百分三ニテ管理部及重役会経費其他各店共用ニ関スル費用ヲ支払フノミナリシカ、改定ノ結果各營業店監査役勤務補助費各店用度費ヲ除クノ外庶務掛ノ諸費用等ノ支出増加シタルヲ以テ、本文ノ通り百分四ト相定メ可然ト認ム

(別紙参考書類略之)

以上

十二月三十日(火曜日) 重役会後引続キ臨時第五拾壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(自署)(印塚應)

○(有賀長文印)

(花押)(益田孝)

## 協議要項

一 物産会社提出、本店各係服務規程中改正ノ件 可決

一 全 〃 福井菊三郎外拾名増給ノ件 可決

一 鉢山会社提出、故渡辺参造遺族へ特別手当金給与ノ件 可決

一 重役会提出、明治三十五年下半季營業店配当金ニ関スル件 可決

以上

## 三井家同族会管理部会議録（その二）

## 管理部の時代

管理部ならびに「管理部会議録」については前号で解説したので、ここでは「管理部会議録」が記録された時代について若干のべておこう。三井の新たな事業統轄機関として管理部が設置された明治三〇年代は、三井の事業にとって画期的な時期であった。

一言で云うならば、三井家事業の三井一家による集中統轄ならびに共有体制が、明治二六年三井家同族会成立、明治三三年三井家憲施行等形成期の三井財閥における一連の機構改革をへて、不動のものに固まりつゝあつた時代であり、また、その過程と相俟つて、三井家事業の飛躍的發展が達成された時代であつた。三井の發展は、それがめざましければめざましいほど、他面で急成長による危険を孕む事態であつた。このような事情が管理部設置の直接の理由であり、「管理」とは、三井家事業の整理再編をふくむ積極的な管理を意味したのである。

明治三五年四月、管理部発足後最初におこなわれた仕事は、銀

行、物産、鉱山、呉服店の四直轄事業にたいする視察調査であり、その検討をふまえて事業の拡大に対応した整理の実行であつた。この時、検討の素材となつた視察報告書やそれに類する資料として、「三井銀行視察報告書（明治三五年九月）」、「三井物産合名会社概覽（明治三六年一〇月）」（以上『三井事業史資料篇三』所収）などがある。

このような調査資料をもとに検討された事業上の主要な問題はつぎのようであつた。

○三井銀行 固定資金の整理、不良株券の処分、支店の整理・統合など、明治二〇年代半ばの整理にたいして、第二次整理ともいへべき改革の断行。

○三井物産 取扱い商品の多角化と生産部門への投融資増大、商売の拡大と増資問題など。

○三井鉱山 芝浦製作所の処分問題、三池炭直積の三池築港計画、筑豊への鉱区拡大など。

○三井呉服店 直営製糸所の処分問題、呉服店自体の独立問

題など。

○その他の事業 九州紡績など関係紡績会社の鑑淵紡績への

集中、王子製紙の再建、品川毛織の設立、京仁・京釜鉄道への投資問題など。

いずれも三井家事業全体の帰趨にかかわる問題として、管理部の調査をもとに管理部会議で十分検討され、結着がつけられていた。その間の経過を知る記録として「管理部会議録」が重要な資料であることはいうまでもあるまい。

三井銀行は明治三五、六年に第二次整理をおわり、いわゆる「商業銀行」へ脱皮し、同時に三井財閥の機関銀行の性格を強めることになった。三井物産は商売拡大にともなう資金需要増に備えて、明治三六年六月資力一〇〇〇万円への増加に踏み切った。また、三井鉱山では三池払下げ年賦金を完済した明治三五年末、予算四〇〇万円の巨費で三池築港に乗り出した。三井呉服店直営の富岡など四製糸場は、明治三五年九月いずれも原商店へ売却された。長年の懸案となっていた芝浦製作所は、明治三七年五月株式会社となって独立し、また、三井呉服店も同年末、株式会社三越呉服店となって独立した。

このように管理部では既存事業の再編成だけでなく、新規投資をふくめて三井家事業の拡大の再編成を実行したのであった。三井家事業の利益金は各営業店から社員配当金・共用費・重役賞与金・営業準備金などの名目で三井家同族会事務局に上納され、そこでプールのうえ、改めて同族各家歳費・積立金・重役分配金・

事務局費などに配分され、残りが事業資金として管理部の運用にまかされたのである。この同族会事務局に蓄積された事業資金は、当初三井家憲第七二条の規定による「営業準備金」のみであったが、管理部設置後の明治三五年六月に「特別営業準備金」が、また翌三六年六月に「臨時準備金」が新設され、それに応じて各営業店からの徴収が始まると、蓄積資金は著増することになった。こうして管理部は、著増する運用資金を基礎に名実ともなつて財閥本部の機能を果たすことになったのである。(松元 宏)

## 凡例

- 一、本号には「管理部会議録」第二号冊明治三六年度分を全文収録した。明治三五年度分第一号冊は前号(『三井文庫論叢第一七号』)に掲載してある。
- 一、用字は原則として通用の字体を使用し、仮名づかいおよび平仮名片仮名の混用は原文のままとした。
- 一、読みやすくするため、適宜に句読点を加えた。
- 一、朱書は「」でくくり、右肩に(朱書)と注記した。
- 一、印判はその位置に○印をつけて(印)あるいは(某印)と注記し、花押および自署はその位置に(花押)、(自署)と注記し、また姓名がなく花押のみがある場合、(花押)(某)とした。
- 一、抹消個所で朱で消された文字には左傍に々をつけた。

管理部會議錄

(表紙)

明治三十六年度分

管理部會議錄

第貳号

(原寸 縦 233mm, 横 159mm)

管理部會議錄

第貳号

明治三十六癸卯年壹月起

一月七日(水曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ可否  
ヲ問ヒタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

(自書)(岡塚勝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一三井銀行提出、明治三十五年下期利益分配案

本分配案中「別段積立金」トアルヲ「滞貨準備積立金」ト修

正可決ス  
以上

一月十六日(金曜日) 午後一時半第壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井泰之助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(岡塚勝印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一三井銀行滞貨準備積立金ニ関スル件

可決

三井銀行三十五年下期純益金參拾六万參千拾四円九錢壹厘ノ

内

金拾万円也

積立金

金拾五万円也

滞貨準備積立金

計金貳拾五万円也

ヲ会社契約第四十五條ノ規定ニ依ル積立金ト見做シ候ニ就テ  
ハ、滞貨準備積立金ヨリ支出セントスル場合ニハ積立金支出  
ト同様ニ、同族会ノ認可ヲ經ベキ

一三井鉱山会社提出、三池築港費支弁ニ関スル件

可決

三池築港ノ計画ハ曩ニ御評決ヲ經既ニ其筋ノ許可ヲモ得昨三  
十五年五月以來徐々工事着手ノ歩ヲ進メ居リ、之カ起業資金  
支出ノ方法ニ付テモ大体御評決ニ相成居候処、翻テ按スルニ

本工事ノ如キ大計画ヲ遂行スルニハ慎重ノ考慮ヲ費シ事ニ処スベキハ勿論ニ付、熟考ノ末右資金支出ニ関シテハ左ノ方法ヲ機宜ニ適スルモノト信シ候

一、築港ニ要スル起業資金ハ一切当会社ノ益金ヲ以テ支弁スルコト

二、右ニ付テハ当会社ノ益金中ヨリハ既定ノ利益配当額等ノミヲ元方ニ納メ、特別營業準備金ノ納付ヲ免除相成度コト

三、万一ノ場合ニハ五十万円迄ヲ限度トシ、元方ニ於テ營業準備金中ヨリ補助相成度ト

惟フニ大蔵省上納年賦金モ客臘十二月十五日ヲ以テ既ニ完済シ新築納金モ最早不要ト相成候ニ付テハ、当会社ノ營業ヨリ生スル益金ヲ以テ築港費ヲ支弁スルコト敢テ不可能ノ事ニモ無之乎ト被存候、乍併巨資ヲ要スル大計画遂行ノ責任ヲ負担スル義ニ有之候ヘバ、第二号ニ述ベタル如ク築港費負担期間ハ元方ヘノ納金ヲ既定ノ配当額等ニ止メ、特別營業準備金ノ納付ハ免除アラントヲ希望スルノ已ムヲ得サル次第ト存候、唯将来不慮ノ變災又ハ市況不振ノ影響ヨリ或ハ右資金支弁ノ困難ナル場合ニ遭遇セズトモ限ラサル次第ニ付、万一此ノ如キ場合ニハ第三号ノ標準ニ依リ元方ノ補助ヲ仰ク様致度候

上來陳述ノ方針ニシテ御評決相成候上ハ、当会社ノ責任一層重大ト相成、勢ヒ事業監督上充分ノ注意ヲ怠ラザルヲ期シ可申、当局者一同モ榮譽アル責任ノ帰スル所ヲ思ヒ、發奮シテ

事功ヲ挙ケ報効ヲ図ルヲ期シ可申ト存候

但シ第二項ハ前季ノ勘定ヨリ執行スルコト

一三井物産会社提出、同会社三十五年下期決算ノ件 可決

二三井鉱山会社提出 全上 可決

一三井呉服店提出 全上 可決

一三井鉱山会社提出、三十五年下期起業費決算ノ件 可決

一全 “ 三池炭礦炭車新調起業費支出ノ件 可決

一全 “ 田川炭礦地所購入起業費支出ノ件 可決

一全 “ 田川炭礦排水設備起業費支出ノ件 可決

一全 “ 芝浦製作所ニ関スル議

去ル明治三十一年十二月芝浦製作所ノ鉱山会社ニ属シテヨリ茲ニ四年、其間營業ノ成績ハ当初ノ三季間ノ外ハ幸ニシテ多少ノ利益ヲ見タリ、唯当所ノ処置如何ニ関シテハ未タ一定ノ方針ノ御垂示ナキヲ以テ今日マデ鉱山会社ハ単ニ之ヲ元方ヨリノ一時預リ物トシテ、特種ノ監督ヲ為シ来リタル次第ニ候ヘ共、最近二、三年来ノ營業成績ニ徴シ、今日ハ其位置ヲ確定スヘキ時期ト信シ候

惟フニ三十二年ノ交、当所ノ成績不良ナリシハ、其前年計画セラレタル造船事業及ヒ一時ニ業務ヲ拡張セントシテ蹉跌セシ余弊ヲ承ケタルニ因ルコト、存候ヘ共、其後ハ務メテ事業緊縮ノ方針ヲ執リ、殊ニ近年我國ニ於ケル電気事業ノ發達ニ伴ヒ其需要日ヲ逐フテ増加セシヲ以テ特ニ力ヲ之ニ注キ、幸ニ経営宜キヲ得、爾來漸次社会ノ信用ヲ増シ隨テ漸次利益ノ

増加ヲ見ルニ至リ候、然ルニ前陳ノ如ク当所処置ノ御方針未  
 タ確立セス、元方ニ於テ当所引受ノ為メニ投セラレタル貳拾  
 八万余円ハ当所ノ所属換ト共ニ単ニ鉱山会社ノ預リニ屬シ、  
 從テ之カ償却方法ノ如キモ何等講スル所ナクシテ打過キ、其  
 家屋器械類ノ如キ大破損ヲ見ルモ起業費ヲ新注セス、単ニ必  
 要ニ応シ鉱山会社ヨリ營業資金ヲ投シ、姑息ノ修繕等ヲ為シ  
 タルニ過キス、併シ乍ラ此ノ如キハ一時ヲ糊塗セシノミニテ  
 建物ノ大修繕、器械ノ補充等ハ思ヒモ寄ラス、実ニ永遠ノ計  
 ヲ為ス所以ニ無之候

当製作所ノ特色トスル電機及ヒ機械製作業タル比較の著実ノ  
 業務ニシテ、特ニ電機事業ノ如キハ近来当所ノ特色ト称揚セ  
 ラレ、当所ノ利益ヲ占ムル所以モ亦多ク電機事業ニ在リ、我  
 國ノ現状ニ徴スルモ電氣ノ需要ハ益増加スヘキヲ以テ、今後  
 特ニ力ヲ茲ニ注クヲ得策ト存候、但電機及機械製作業タル日  
 進科学的ノ進歩ニ伴ヒ精巧輕便ノ器械發見セラレ、コトアル  
 モ、之カ施設應用ノ道ヲ講セサルトキハ、乍チ人後ニ落チ官  
 業不振ノ原因タランコトヲ恐ル、依テ今後ハ一時ニ大擴張ト  
 ハ至ラサルモ、勉メテ社会進歩ノ風潮ニ後レサル様、漸ヲ以  
 テ改進ヲ図リ以テ社会ノ需要ニ背カサルコトヲ期セントス、  
 今後十數年間ニ於ケル製作所ノ浮沈ニ関シテハ、敢テ茲ニ予  
 断スル克ハサル如シト雖モ、別表ニ、三年來ノ成績ニ徴シ先  
 ツ大株將來ノ見込立チタルヲ以テ、現下ノ処置方法トシテハ  
 一、全然鉱山会社ノ経営ニ一任セラレタキコト

二、元方注入金貳拾八万円ヲ無利息十ヶ年賦トシ、毎季益金  
 中ヨリ壹万四千円宛元方ヘ納ムル

右ノ方針ニシテ決定相成候ハ、爾後当所ノ營業ヨリ生スル  
 益金ヲ以テ器械ノ補充、建物ノ修繕等漸次ニ設備ノ完全ヲ期  
 シ、遅クモ十ヶ年後ニハ元方投入資金ノ償却ヲ了ヘタル上、  
 特種ノ工業場トシテ多望ナル三井家ノ財産ヲ形成スルニ至ル  
 ヘシト存候、幸ニ此運ヲ見ルニ至ラハ、他日買収希望者アル  
 ニ当リテモ相当ノ價格ヲ主張シテ之ニ応スルヲ得ヘク、且当  
 所ニテ多年養成シ来リタル幾多ノ技工・職工ノ如キモ、漸ク  
 老熟ノ境ニ達シ、今後ハ益當所ノ為メニ効益ヲ奏スヘキノミ  
 ナラス国家工業上亦裨補スル所少ナカラサルヘシト信シ候  
 右及稟議候也

團 琢 磨

右申請ニ対スル意見

別紙鉱山会社理事提出、芝浦製作所ノ経営ニ付審議致候結果  
 左ニ申述候

鉱山会社ノ申請ニ拠レハ、芝浦製作所ハ最近兩三年ノ營業成  
 績佳良ニシテ、特ニ全所ノ電氣事業ハ能ク世ノ需用ニ投スル  
 ヲ得タレハ、今後之ヲ發達セシメ以テ營業ノ中堅トサント  
 ス、且ツ全所ハ從來元方ノ依托ニ由リ一時保管監督ノ姿ナル  
 ヲ以テ、從テ償却方法等確定セサルニ付、此際管理及償却方  
 法ヲ定メタシト云フニアリ

抑モ芝浦製作所処分ニ付テハ、曩ニ既ニ其方針ヲ決定セラレ  
 タルヲ以テ、時機ヲ見テ之ヲ決行スベキハ勿論ト存候、然レ

トモ其時機ニ到達スル迄ノ間ハ鉾山会社ノ申立ノ如ク

一、該所ノ経営ハ總テ該社ニ一任スル

二、元方注入資金貳拾八万円ハ十ヶ年無利息償却トシ、每半

季壹万四千円宛払入レシムル事

ヲ許可セラレ可然ト存候、但シ第二項ノ每半季償却ハ損益ノ

有無ニ拘ラズ、鉾山会社ヨリ払入レシメ候事ト致度候

(別紙芝浦製作所決算書略之)

一高橋義雄個人トシテ聯帶責任借金ノ件

否決

今般日本絹糸紡績会社ニ於テ、日本興業銀行ヨリ年利七分五

厘ニテ貳拾五万円十ヶ年半期限ニテ借入致候事ニ談合被致候

処、興業銀行ハ不動産抵当ヲ取ラサル定メニ候故、取締役一

同個人トシテ聯帶借入ノ外無之ニ付、絹糸紡績会社ヨリ各個

一人ニ対シ、万一ノ場合右社借ニ付決シテ迷惑相掛ケサル旨ノ

証書ヲ差出シ、取締役ニ聯帶加印ヲ乞ヒ候処、他一同ハ已ニ

承諾致候ヘトモ拙者儀ハ如何回答可致哉、御評決ヲ仰キ候也

(別紙添付書類略之)

以上

一月二十三日(金曜日)。管理部会開日ナリシガ、左記議案一件

ノミニ付回覽ニテ決判ヲ取リタリ

會員〇三井三郎助印)

〇三井發之助印)

〇三井得右衛門印)

〇田塚磨印)

(花押)益田孝)

〇(有賀長文印)

〇(朝吹英二印)

〇(早川千吉郎印)

協議事項

一三井物産会社提出、外国米買越高増加ノ件

可決

以上

一月二十七日(火曜日) 重役会後第貳回管理部会ヲ開ク

出席員 〇三井三郎助印)

〇三井八郎次郎印)

〇三井發之助印)

〇三井得右衛門印)

〇(田塚磨印)

(花押)益田孝)

〇(有賀長文印)

〇(朝吹英二印)

〇(早川千吉郎印)

協議事項

一三井銀行提出、国庫事務取扱辞退ノ件

可決

一全 " 横須賀支店閉鎖ノ件

可決

一三井物産会社提出、横浜支店倉庫改築ノ件

可決

一三井呉服店提出、豊泉益三へ補助費支給ノ件

修正通り可決

以上

二月六日(金曜日) 管理部会開日ナリシカ、都合ニ依リ回覽ニ

管理部會議錄

テ決判ヲ取リタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(田塚磨印)

○(有賀長文印)

○(泉川千吉郎印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議事項

一三井物産会社提出、平田初熊辞令案

可決

一全 ” 材木購入試売ノ為メ北清地方へ送荷ノ件

可決

一三井鉱山会社提出、山野炭礦職務章程改正ノ件

可決

以上

二月十三日(金曜日) 午后一時半第參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印)

○(田塚磨印)

○(泉川千吉郎印)

協議要項

一物産会社提出、後藤毛織物製造所整理并ニ資金供給ノ件

後藤毛織物製造所ノ負債ハ總計金百四拾貳万余円ニシテ、内

当方貸金ハ合計參拾貳万四千余円ニシテ其内訳如左ニ御座候

一金貳拾万円也 社債券(三井物産)

一金拾万參千余円也 原料担(三井物産)

但シ担保原料ヲ処分セハ貸金七万円ニ減シ可申候

一金貳万壹千余円也 原料担(三井銀行)

但シ原料ヲ処分セハ貸金壹万五千元ニ減シ可申候

ニ有之、結局金貳拾八万五千元ハ当方ノ債權トナルヘキ貸金

ニ有之候処、全所負債夥シク資金欠之ノ為メ原料購入ノ途ナ

ク繰業休止ノ今日ト相成、若シ此儘成行ニ任セ置キ候時ハ工

場閉鎖ノ外無之、從テ貸金回収ノ途ナキニ至ルヘクト存候、

乍去毛織物製造業ノ有利ナルコトハ、別紙清岡氏并ニ当社河

井浩ノ取調書ニ拠リ明白ナル所ニ有之、全所負債ヲ整理シ新

ニ資金凡ソ參拾万円ヲ供給シ経営宜シキヲ得候ハ、年々拾

四万余円(河井浩ノ調ニヨレハ金拾五万六千余円)ノ利益ヲ

生スヘキ予算ニ御座候、就テハ從來ノ債權者ト協議ノ上、全

所合名会社組織ヲ改メ株式会社トシテ左ノ方法ニヨリテ整理

シ、新ニ流通資本金ヲ供給シ、事業ノ継続ヲ謀リ度ト存候

一、全製造所ノ組織ヲ株式会社ニ變更シ、從來ノ債權ヲ株式

トスル事

一、流通資金參拾万円ハ之ヲ株式トシ、從來ノ債權額ニ応シ

各債權者ニ割當募集スルコトトシ、一割迄ノ配當付優先株

トスル

一、右ノ割合ニヨリ当社ハ債權式拾八万五千元(物産及銀行

ヲ含ム)ニ対シ、金六万円ヲ出資スル

若シ債権者中資力ナキカ又ハ他ノ事情ノ為メ新資金募集ニ応シ難キ者アル時ハ、当社及ヒ他ノ債権者中ニテ引受クルコト、但シ当社ノ適当ト認ムル人物ヲ撰任シ事業ヲ担任セシメ、実権ヲ握ルヘキ。

(別紙清岡邦之輔氏及河井浩ノ取調書類略之)

本案ニ付益田理事ヨリ委細説明アリ、同族會議長ヨリハ鐘紡及ヒ王子製紙会社等ノ如ク深入レセサル様トノ注意アリ、十分其意ヲ体スル旨趣ヲ以テ本案ノ通り可然ト決ス。

一 益田理事發議、商況社業務担当社員ニ関スル件

益田理事曰ク、曩ニ商況社ニ就キ御評議ヲ乞ヒシモ何分目的通纏ラサリシニ、此度渋沢男ヨリ同男持株ノ半額即チ一千五百円丈ノ全社株ヲ野崎廣太ニ貸渡シ社員ノ中ニ加ヘ、三井ヨリモ一千五百程貸渡シタル上業務担当社員ニスルヲニ致度ト發議セラレタリ、同株ハ銀行、物産ニテ大分所有致シ居リ、物産所有ノミニテモ六千円有之ニ付、尙千五百円貸渡シ野崎ヲ業務担当社員ト致シ可然哉云々陳述アリテ之ニ決ス。

一 朝吹理事發議、身元保証金利子ニ関スル件

朝吹理事曰ク、使用人身元保証金利子ノ義、目下金利下落ノ折柄ニ付引下ケ方如何カト存シ、別紙ノ通り現在身元保証金取調ヘ致サセタル処、若シ八分ニ減スルモノトスレハ半季ノ差額七千九百余円ニ有之云々陳述アリ、彼是協議ノ末、賞与及恩給規則等目下取調中ニ付、右等決定迄暫ク従前ノ一割ニ据置キ可然ト決ス。

一 銀行提出、鐘淵紡績株式会社々債引受ニ関スル件

今般鐘淵紡績会社ニ於テ社債百万円ヲ募集スルニ付、左記ノ条件ヲ以テ引受ケ度候

一、此社債ハ商法ノ規定ニ依リ広ク公衆ヨリ募集スル。

二、社債応募壹百万円ニ達セサルトキハ、其不足額ハ当行ニ

於テ発行価格ヲ以テ悉皆之ヲ引受クル事

三、当行ニ於テ引受ケタル前項ノ社債ハ、当行ノ都合ニ依リ

隨時之ヲ他ニ売却シ得ル。

四、社債ノ発行額ハ券面百円ニ付金百円トナスコト

五、社債ノ利率ハ年百分ノ七トスル。

六、社債元利金ノ支払ハ当行ニ於テ之ヲ取扱フ、但シ元利

金支払ノ保証ヲ為スニアラサルモノトス

七、社債ノ償還ハ二ヶ年据置キ爾後六ヶ年間ニ抽籤ヲ以テス

ル。

八、社債引受ノ為メ当行ハ、鐘淵紡績会社ヨリ発行社債総額

ニ対シ百分ノ五(即チ五万円)ヲ、手数料トシテ社債発行

ノ際徴収スル。

九、社債引受ノ為メ鐘淵紡績会社ヨリ、同社所有ノ土地建物

及ヒ定着物ノ保全ヲ謀ル為メ当行ニ差入レ置カシムル。

十、社債募集ニ関スル新聞紙廣告其他ノ費用ハ總テ鐘淵紡績

会社ノ負担タルヘキ。

十一、以上ノ各項決定ノ上、右社債引受ニ関スル詳細ノ事項

ヲ鐘淵紡績会社ト協定スル。

## 管理部會議録

以上

(別紙添付広告案及ヒ表類略之)

本案ハ可成他銀行、会社等ニ応募方ヲ交渉スル見込ニ付、其結果ニ依リ社債発行価格、手数料等ニ、三ノ条項ニ於テ多少変更ヲ来スヤ計リ難シトスルモ、社債引受ノ大体ニ就テハ可然ト決ス

以上

二月廿七日(金曜日) 午後一時半第四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井八郎次郎印)

(花押(益田孝))

## 協議要項

一 銀行提出、各營業店エ地所売却ノ件

未決

〔(獨外朱書)  
三十七年八月廿四日撤回〕

一 鉾山会社提出、田川炭礦起業費支出ノ件

可決

一 三井銀行ノ營業方針ニ付、銀行社長ノ意見書

可決

我三井銀行ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルコトニ関シテハ、是迄毎々井上伯ヨリノ御咄モアリ、我々モ固ヨリ研究ヲ怠ラサル所ニシテ、昨年来病氣引籠ノ為メ独病床ニ在リテ及フ丈ケノ調査ヲモ遂ゲントシツ、アル次第ナリ、勿論基礎ヲ鞏固ナラシムル一事ハ、独三井銀行ニ必要ナルノミナラス四商店共ニ必要ニシテ、之カ為メニハ四商店共ニ整理ヲ施スノ余地アル可

シト信ズ、就中三井銀行ハ營業店ノ中堅ナルヲ以テ、尚更第一着トシテ整理ヲ施スノ必要ヲ感スルナリ

試ミニ既往ノ事例ヲ回想スルニ、三井銀行ハ元商替店ト称シ徳川時代ニ於テハ為替用度ヲ勤メ其傍貸金ヲナシ来リシガ、我祖先伝来ノ訓戒トシテ大名ヘ金ヲ貸ス事及ヒ他人ノ金ヲ預ル事ヲ嚴禁セラレ、偶他人ノ金ヲ預ルモ無利息保護預リ同様ノ外一切預ラザリシナリ、此事タル姑息ト云ヘバ姑息ナレドモ、御一新ノ前後京都大阪ノ豪商ガ大名貸及ヒ預リ金ノ為メ続々倒産シタルニ拘ハラズ、三井ノミ大名貸ヲモナサズ亦利息ヲ支払フ預金ヲモ持タザリシヲ以テ、此災厄ニ罹ラザリシハ全ク祖宗遺訓ノ結果ト言ハサル可ラズ、御一新以後ニ於テハ禁裏御所金穀御用ノ旧縁故ニ由リ政府出納ノ御用ヲ蒙リ、國庫金ノ取扱ヲ引受ケ恰モ今日ノ中央銀行ノ仕事ヲ三井ニテ担任セシガ、當時其縁故々々ニ從ヒ大政官御用達ハ某、鎮台出納ハ某ト云フ如ク豪商等各出納ヲ担任セシガ、元來無利息ノ官金ヲ預リ運転スルモノナレバ、往々之ヲ固定セシメ若クハ欠損ヲ生ゼシメ其始末ニ苦シミ、東京ニテ某ハ陸軍省ノ玄関ニテ切腹シタリトカ、大阪ノ某ハ牢囚トナリシトカノ事實ヲ生ジ、政府ノ損失ト共ニ出納担任者ノ破産続々起リシヲ以テ、政府モ漸次規則ヲ作りテ嚴重ニ之ヲ取締ルコトナリ、明治七、八年ニ至リ太政官第三号布告(ト記應ス)ヲ以テ官ノ預金ニ對シテハ抵当ヲ徵スルコトナレリ、當時三井ハ幸ニシテ金祿公債証書及ヒ土地ヲ所有シタレバ、其地所ヲ大元方一

手ニ取纏メ其土地及ヒ公債ヲ抵当トシ相変ラズ御用ヲ勤統セシガ、小野組、島田組ハ此布告一発ノ下ニ倒レタリ、其後三井ニ於テモ追々固定資金増加シ、一方ニ官金取扱規則ハ嚴重ヲ加フルノミニテ官金ノ運用甚面倒トナリシカバ、我々ハ斯ル有様ニテハ到底三井ヲ永続セシムベキニアラズ、此際一大改正ヲ為サ、ル可ラズト主張シ、十八、九年比ヨリ八カマシク論ジタレバ、当時老人モ多ク種々ノ情実モアリ、思ヒ通リノ順序ニ參ラザリシガ、井上伯モ種々御尽力下サレ二十四年ニ至リテ改正論ヲ実行スルコトニ定マレリ、而シテ愈改正ヲ行フニ方リ三井銀行ノ組織及ヒ財産ヲ調査セシニ、明治九年三井銀行ト改称セシ際、資本金ノ内百万円ヲ同族一同ノ持分トシ、五拾万円ヲ旧元方ノ持分トシ、五拾万円ヲ使用人ノ持分ト為シ、恰モ株式組織類似ノ組織ナリキ

又銀行ノ財産ハ積立金貳拾万円、特別積立金三、四拾万円ニシテ之ニ資本金ヲ合シ貳百五、六拾万円ナリシガ、精算ノ結果百七拾万円前後ノ外ハ残ラズ固定若クハ欠損トナリ居リタリ、故ニ先ツ使用人ノ持分五拾万円ヲ百万円ニ買上ゲ、組織ヲ改正シ着々整理ヲ施シ、三十三、角某等ノ腐レ物、東六条ノ貸金其他数口ヲ片付ケ、一方ニ事業ヲ拡張シタリ、又當時三十有余ノ支店アリ、此等ノ支店ハ固ヨリ貨物ノ集散、商業ノ繁閑如何ヨリハ公金取扱ノ都合上ヨリ設立シタルモノナレハ、収支相償フヤ否ヤニ関セザリシヲ以テ、此等支店ヲ減少シ、且ツ國庫金ノ取扱モ右ノ如キ有様ニテ、甚ダ面白カラザ

ルニ付漸次之ヲ減シ、廿七、八年日清戦役ニ際シテモ其取扱少カリシ為メ、金融上劇変ヲ生セザリシ、爾來着々此方針ヲ取リ今日ニ於テハ殆ンド國庫金ノ取扱ヲ止メタリ、而シテ現今銀行ノ資本金ハ五百万円、積立金亦五百五拾余万円ニ達シタルヲ以テ見ルモ、改正ノ結果ハ寧ろ甚ダ良好ナリシト言フテ大過ナカルベシ

斯ノ如クナルヲ以テ、今後ノ方針トシテ整理ヲ施スニハ一定ノ順序ナカル可ラズ、有価証券、地所或ハ滯貨ノ始末ト云フ如キハ日常為スベキ事ニシテ方針ト云フニ足ラズ、所謂大方針ナルモノハ預金ナリ、預金ノ事タル今日ニテハ唯増加ノ一方ナレバ、此預金ニ対スル方針定マラザレバ如何程銀行ノ基礎ヲ鞏固ニセントスルモ決シテ鞏固ナルベカラズ、勿論歐米ノ銀行ニモ預金ナキニアラズ、歐羅巴ノ銀行ナドニハ莫大ノ預金ヲ所有スルモノ珍ラシカラザレバ、歐羅巴ノ銀行ハ夫々専門ノ銀行ニシテ、決シテ日本ノ銀行ノ如キモノニアラズ、日本ニハ歐羅巴ニ似タル銀行ラシキモノ殆ンド之レナキノミナラズ、其得意ノ如キ預金ノ如キモ歐羅巴ニ比スレバ全ク趣ヲ異ニシ、日本ノ預金ハ毫円ニテモ利息ノ付カザルモノナク其預金者モ利息ノ高キヲ目的トシテ預金ヲモナシ当座取引ヲモナシ、僅カノ人ノ噂カ悪口ニモ忽チ駭キテ引出シニ來ル得意ナリ、故ニ三井ハ仮令小ナリトモ、歐羅巴風ノ銀行ラシキ銀行トナランコトヲ希望ス、而シテ預金ヲ整理スルニ付テハ今日之ヲ決シ明日參千四百余万円返却スルコトハ到底出來ザルコト

管理部会議録

ナレバ、大体ノ方針ハ斯ク定メ置キタシト思フナリ、現在ノ如ク競争シテ得意ヲ引寄セ預金高ヲ増加シ、重キヲ預金ノ數字ニ置クハ甚タ不可ナリ、殊ニ夫ノ小口当座ト称スル貯蓄類似ノ預リ金ニ至リテハ最モ面白カラズ、貯蓄銀行ハ元來宮利のニスベキモノニアラズ、国家的若クハ慈善的のニナス可キモノナリ、然ルニ日本ニテハ之ヲ宮利のトナス、是レ最モ危険ノ伏在スル所ナリ、故ニ小口当座ハ漸次之ヲ廢シ、預金ハ定期預金トナスベシ、現今取扱フ通知預金又ハ当座特別扱等ハ直チニ廢シタシ、尤モ此定期預金モ、利子ヲ高メ競争シテ得意ヲ引クコトハ廢止シタシト思フ

次ニハ京都、大阪、神戸、横浜等重要ナルモノ、外支店ヲ廢シタシ、但シ是又今日之ヲ決定シ明日直チニ実行スルコトハ出来サレバ、漸ヲ逐フテ之ヲ実行センコトヲ希望ス

右ノ如ク整理ヲ加フルニハ勿論急激ニ行フベカラズト雖モ、徐々ニ其目的ニ達セントセバ、左迄困難ナクシテ其処ニ達スルヲ得ベシ、愈々目的通リトナラバ仮令銀行ノ預金減少シタレバトテ、銀行ノ実力ニ至リテハ今日ヨリハ數倍鞏固トナリ又収益モ却テ今日ヨリ倍増スベシ、故ニ今後ハ此方針ヲ以テ第一着ニ銀行ノ整理ヲ為サンコトヲ望ム

三月六日（金曜日） 午后一時三十分第五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(花押) (益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 物産会社提出、北村七郎紐育出張ノ件

可決

一 全 “ 天津支店へ牛骨先買認可ノ件

可決

一 本会提出、奥羽及富山凶作地方へ義捐ノ件

可決

一 金壹万円也 義捐金高

別紙報告書ノ通り、奥羽及ヒ富山凶作地方究民ノ状況ハ非常ノ慘状ヲ極メ居リ候ニ就テハ、救恤ノ為メ、頭書ノ通り三井總代名義ヲ以テ義捐相成度ヲ(別紙凶作地方ノ状況報告書略之)

以上

三月十二日（木曜日） 午后二時臨時第六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

(目書) (岡塚啓)

(花押) (益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 銀行提出、火災保險廢止ノ件

可決

一 物産会社提出、北海道農場売却ノ件

可決

一 鉱山会社提出、岡本主事勤務換渡ノ件

可決

以上

三月十七日（火曜日） 重役会後臨時第七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

(白署)(回塚壁)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 物産会社提出、日本橋区楓河岸家屋売却ノ件 可決

一 全 “ 天津支店倉庫新築其他認可ノ件 可決

一 重役会提出、家憲発布ノ際教育基本金寄附金等残額支出ノ件 可決

一 重役会提出、東京市施療病院基本金寄附金支出ノ件 可決

以上

三月二十日（金曜日） 午后一時半第八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

○(有賀長文印)

協議要項

一 重役会提出、万田坑竣成式費支出ノ件 可決

以上

三月二十七日（火曜日） 午后一時半第九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 物産会社提出、阿蘇山丸売却代船新造ニ関スル件 可決

一 全 “ 上海紡績会社株所有ノ件 可決

這回上海屈指ノ綿糸布商公信、呉仲記、大豊等組合ヒ興泰紡績所（綿糸紡績式万余鍾）ヲ買収シ、營業ヲ開始スルニ付当

社上海支店へ左ノ交渉有之候

一、英国法律ノ下ニ株式会社ヲ組織シ上海紡績会社ト称スル

コト

二、資本金ヲ五十万兩トシ之ヲ壹万株ニ分チ、壹株ノ金額ヲ

五十兩トシ内參拾五兩宛ヲ即時払込ム事、残余ハ当分払込

ノ必要ナシ

三、総株式ノ四分ノ三即チ七千五百株ハ公信、呉仲記、大豊

等上海綿糸布商ノ重モナル者ニ於テ引受ノ事

四、物産会社上海支店ニ於テ同紡績会社ノ代理店（Agent）

ヲ引受呉度トノ事

五、右代理店引受ニ就テハ利害ノ關係ヲ密ナラシムル為メ株

式若干ヲ引受呉度事（但是ハ他ニ引受手ナキ為メニ非ズ）

右上海紡績会社ノ実況ハ高辻技師ニ托シ出張調査セシメ候処

其報告ハ別紙ノ如ク有望ニ有之、從テ「インベストメント」

ノ一方法トシテ其株ヲ所有スルモ、亦不可ヲ見サル程ニ候得共、此点ハ全ク之ヲ度外ニ措クモ、右会社ノ株主ハ何レモ当社ノ重要ナル綿糸布取引先ニ有之候間、是等ノ人ト密接ノ關係ヲ持續スル為メ株式ヲ有スル事ハ、綿糸布商売擴張上策ノ得タルモノニ有之、即チ当社綿糸布商売ノ進捗ヲ企図スル点ヨリ立言スルモ、前記紡績株所有ノ事ハ極メテ緊切ヲ感スル所ニ付、此際左案ノ通り実行致度候

一、上海紡績会社株千五百乃至式千五百株ヲ引受クル事、此株金七万五千兩乃至拾貳万五千兩、内即時払込ヲ要スル高五万貳千五百兩乃至八万七千五百兩

二、当社ノ利益ヲ擁護スル為メ取締役一名ヲ差入レ、且取締役互選ノ結果ニ依リテハ、社長若クハ専務取締役タラシムルコトアルベシ

三、該紡績会社營業ノ主宰權ハ、我邦ノ株式会社ニ於ケルカ如ク取締役会ニ存スル事

四、我社上海支店ハ右紡績会社營業上ニ付責任ヲ負ハサル等嚴正ナル条件附ヲ以テ、単ニ代理店(即チ Agent ニシテ上海等ニ普通行ハル、総弁店 General Manager ニ非ス)ヲ引受クル事

但代理店事務ハ単ニ綿糸綿花ノ売買ノ取次、技師以下使用人ノ推挙等ニ止リ、營業上更ニ責任ヲ負フコトナシ

五、代理店報酬ハ紡績会社純益金ノ壹割ヲ申受クルコト

右ノ方法ニテ株式所有致度ト

#### 管理部ノ意見

在上海楊樹浦路上海紡績株式会社ノ株式ヲ引受クルコトハ、物産会社ノ支那貿易經營上必要ト認ム

引受クベキ株數ハ壹千株以上式千五百株迄トス

右株金ハ特別營業準備積立金若クハ物産会社ノ準備金勘定ヨリ支出スルコト

右株主タル權利行為其他臨機ノ措置ハ、物産会社ニ一任スル

ト

#### (理由)

物産会社カ從來支那貿易ニ関シ施設シタル所少カラス、支那各地ノ鉅商富豪等トノ連絡ヲ通センコトヲ企圖シ、之ガ為メ種種ノ方策ニ訴ヘタルニ拘ラズ效果著キヲ得サリシ所、今ヤ上海紡績会社ノ創立ニ由リ其一端ヲ達スルコトヲ得ルノ望アリ、抑上海紡績会社ハ昨年迄興泰紡績所ト稱シタリシガ、事業萎微不振ノ結果終ニ他ニ売却スルコトナレリ、而シテ物産会社上海支店ハ上海支那富豪ノ依頼ヲ受ケ、右紡績所売買ノ斡旋ヲ為シ且一切ノ事業ヲ監督スベキ囑托ヲ受クルニ至リタリ、所謂支那商トハ公信、吳仲記、大豊、湧起等ノ如キ上海屈指ノ鉅商ニシテ、從來物産会社ガ接近セント欲シテ能ハザリシ者其中ニアリ、而シテ此等ノ支那商ハ石炭綿糸綿花綿布ノ商売ニ於テ最も有力ナルモノナレハ、之ニ接近シ其信頼ヲ得ルト得ザルトハ非常ノ得失アルヤ弁ヲ俟タス、然ルニ今ヤ彼等自ラ資金ヲ投ジ上海紡績会社ヲ創業シ、其經營ヲ物産会社ニ

一任セントス、実ニ宿志ヲ貫クベキ初步ニシテ機逸ス可ラザルモノトス、是ニ於テ物産会社モ之ニ応シ彼等ノ依托ヲ受クルト全時ニ、多少ノ株式ヲ引受クルヲ要スル事情アリ、固ヨリ株式ヲ引受クルハ好シク爲スヘキコトニアラサレバ、単ニ株式配当ヲ目的トスルニアラズシテ、重キヲ鉅商トノ連絡ヲ通スルノ点ニ置キ、将来貿易上ノ利便ヲ参酌スル時ハ、株式ノ引受ハ投資ト云ハンヨリハ、寧ロ貿易拡張ニ関スル経費ト見テ不可ナカルベシト存候

且上海紡績会社ノ經濟ニ徴スルニ、買入直段ハ銀三拾七万五千兩此内拾五万兩ヲ払込ミ、殘金貳拾貳万五千兩ハ明治三十五年ヨリ五ヶ年賦(七朱利付)ニテ償還ノ契約ニシテ、支那商ハ之ヲ買入ル、ト全時ニ五十万兩(壹株五十兩壹万株)ノ株式会社ヲ組織シ、直ニ毎株三拾五兩ヲ払込ミタレハ目下貳拾万兩ノ運轉資金アリ、右壹万株ノ中七千五百株ハ前記支那商ノ引受ニ歸シ既ニ払込済トナリタレ尙式千五百株ノ殘余アリ、若シ此殘高ノ全部ヲ引受クルコト能ハズトセバ、少クモ壹千株以上ヲ引受ケ、彼等ト表面全等ノ経営ヲ爲シ實際ニ於テハ彼等ノ商売上ノ機微ヲ覗フノ便ニ供セントス、而シテ該紡績会社ノ財産ヲ見ルニ、紡錘式万三千六百九十九本外ニ仏國式四百拾六釜ノ製糸器械全備セリ、地所七千七百餘坪建物參千七百餘坪ナレバ之ヲ公平ニ評價スルモ、地価九万兩建物拾万兩、機織機械貳万兩、製糸器械一切式万兩、予備品家具一切式万兩ニシテ合計式拾五万兩ノ価格アリ、之ヲ買入直段三

拾七万五千兩ヨリ差引ク時ハ拾貳万五千兩ニシテ、紡錘壹本ニ付六兩式匁ニ相当ス、然ルニ高辻奈良造ノ報告ニ拠レバ、壹錘式拾兩以下ニテハ手ニ入ルベキモノニアラズト云フ、加之製糸工場ノ如キ一ヶ年七千五百兩ヲ以テ賃貸借ノ申込モ有之、他日之ヲ相当直段ニ売却スルコト亦爲シ難キニアラズ、左レバ大体ニ於テ非常ノ廉価ナルモノト見ルコトヲ得ベシ

又事業ノ成績ヨリ云ヘバ、一錘ノ出来高昼業ノミニテ十四手平均六十匁ハ容易ナリ、若シ一層熟練スルニ至ラバ、七十匁ハ期シ難キニアラズ、目下六十匁ノ産額ニシテ工賃ハ拾兩、綿花代十九兩、綿糸売上代九十三兩トシテ毎俵十七、八兩ノ利益アリ、一ヶ年十萬兩以上二十七、八萬兩ノ収益ヲ得ベキ見込アリ

職工ノ点ヨリ云ヘバ、日本職工ノ如ク熟練ナルコト能ハサレバ賃銀甚低廉ナルヲ以テ、幾分多クノ人員ヲ加ヘテモ相償フコトヲ得ベシ、亦職工ヲ得ルコトモ甚タ容易ナリ

原料棉花ハ支那産ノ棉花年々増加スルヲ以テ、敢テ之ヲ他國ニ仰クノ必要ナク、仮令内地不作ナリトスルモ二割前後ヲ外國ニ仰カバ十分ナルベシトノ見込ナリ

支那輸入ノ棉糸稅ハ每俵二兩七匁、而シテ上海棉糸ハ二兩三匁二分ノ製造稅ヲ納ムルヲ以テ、輸入糸ニ比シ幾分ノ利益アリ、加之上海市中ニ売出ス時ハ製造稅ヲ要スルコトナシ

以上ノ如ク主タル目的ノ支那商トノ連絡ヲ通スル点ヨリスルモ、亦從タル營業ノ点ヨリ云フモ、株式引受ノ利アリテ不利

## 管理部會議録

ナルモノアルヲ見ズ、依テ前記ノ如ク意見ヲ決定シ本案提出  
 致候也  
 (別紙高辻技士報告書略之)  
 以上

三月三十一日(火曜日) 重役会後第拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

## 協議要項

一物産会社提出、山本條太郎海外在勤手当増額ノ件 可決

一全 " 南新吾外五名海外在勤手当増給ノ件 可決

一全 " 井上泰三ニ臨時賞支給ノ件 可決

一本会提出、海軍部内倶楽部設置費寄附ノ件 可決

一朝吹理事発議、第五回内国勸業博覧会観覧者ニ臨時賜暇ノ件 可決

以上

四月一日(水曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判  
 ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

## 協議要項

一銀行提出、麴町区紀尾井町土地建物売却ノ件 可決

以上

四月四日(土曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判  
 ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(朝吹英二印)

## 協議要項

一朝吹理事出張ノ件 可決

凡ソ尙週間ノ予定ニテ朝吹理事ヲ京阪地方へ出張為致度一  
 以上 ○(三井八郎次郎印)

四月十四日(火曜日) 重役会後臨時第拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

## 協議要項

一物産会社提出、岸嶽炭坑へ貸金全炭一手販売引受ノ件 可決

以上 ○(三井八郎次郎印)

四月十五日(水曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決  
判ヲ取リタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

自署(田塚磨)

○(早川千吉郎印)

○(朝吹英二印)

○(有賀長文印)

協議要項

一 銀行提出、所有公債売却ノ件

可決

一 全 ” 横浜市公債応募ノ件

可決

以上 ○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

四月十七日(金曜日) 午後二時第拾貳回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(早川千吉郎印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 九州、山陽兩鐵道株式会社合併ニ関スル件

九州鐵道会社ト山陽鐵道会社ト合併セントスル一派ト、重役  
派、否寧口仙石氏ノ一派ト互ニ運動シテ株主間ヲ遊説スル場

合ニハ、何レニカ去就ヲ定メサルヘカラストトテ、種々協議ノ  
末暫ク形勢ヲ見テ定ムルコトシ、此際何レヘモ委任状ヲ交付  
セサル方可然トテ、略ホ之ニ決ス  
以上 ○(三井八郎次郎印)

四月廿一日(火曜日) 重役会後第拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(早川千吉郎印)

(花押)(益田孝)

自署(田塚磨)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 物産会社提出、直江津分銅事件ニ付監督者懲罰ノ件 可決

以上 ○(三井八郎次郎印)

四月廿八日(火曜日) 重役会後第拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(早川千吉郎印)

自署(田塚磨)

○(朝吹英二印)

(花押)(益田孝)

協議要項

一 物産会社提出、口ノ津支店用小蒸汽船一艘新造ノ件 可決

一 全 ” 飯田義一ヲ阪鶴鐵道株式会社監査役ニ就任セシ  
ムル件 可決

## 管理部會議録

- 一 物産会社提出、支店長并出張所更任ノ件 (長脱) 可決
- 一 全 “ 船舶部設置ノ件 可決
- 一 重役会提出、内国旅費規則修正ノ件 可決
- 一 全 “ 内国旅費規則中疑義解釈ノ件 可決
- 以上 ○(三井八郎次郎印) ○(三井得右衛門印)

五月八日(金曜日) 第拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(花押)(益田孝)

○(三井得右衛門印)

○(三井八郎次郎印)

○(有賀長文印)

## 協議要項

一 高辻奈良造採用ノ件

可決

(三井呉服店勤務) 工学士 高辻奈良造

管理部附属技士ヲ命ス

(各通)

月給金百五拾円ヲ給与ス

右ハ從來三井呉服店勤務ニテ、其給料賞与等ハ共用費ヨリ支出致シ来リタル処、呉服店ニ於テ工業ニ関スルヲハ製糸場等讓渡シ以來絶無ニ相成リタルニ、三井家ハ鐘紡及王子製糸等ノ大株主ニテ間接ニ監督スル等、往々工業ニ関スル取調ヲ要スル場合不少候ニ付、前記ノ通り採用相成度ヲ

## 朝吹理事発議

一 後藤毛織物製造所始末ニ関スル件

朝吹理事ヨリ後藤毛織物製造所善後策ニ付嚮ニ委員ヲ設ケテ取調ヘタル結果ト、三菱会社豊川良平氏ト内相談ノ模様ヲ報告アリ、次テ益田専務理事ヨリ左記物産会社営業部長ノ意見書ヲ執テ、大体ノ骨組ヲ説明セラレ、尚篤ト協定ノ上ハ改メテ御協議ヲ仰ク見込ナレバ予メ御意向伺ヒ置度云々陳述アリ、彼是協議ノ末大体可然モ、若シ三菱三井兩社ニテ合資会社ヲ組織スルトセハ資金ノ融通ニ差支ナキヲ故、資本金ハ可成少クシ且宜シク当方債權ヲ認メシメ、又三菱債權ノ利息ヲ低下シ年賦ヲ延長スルヲ等、朝吹理事ヲ以テ豊川氏ニ更ニ協議セシムルヲ可然ト決ス

## 物産会社営業部長意見

後藤毛織物製造所善後ノ策ニ付テハ、嚮ニ委員ヲ設ケ取調タル所ニ依リ明カナルカ如ク、一ヶ年ノ製造力優ニ八拾万円ニ達シ其利益ハ市況ノ如何ニ依ルト雖モ、負債ノ償却并ニ利息ノ支払ヲ為サ、ル純益割五分(金拾貳万円)ヲ得ヘシト信シ候、故ニ各債權者必分ノ出資ヲ為シ、新会社ノ下ニ營業ヲ継続セントノ計画ヲ立テ候ヘトモ、中途ニシテ他ノ債權者中ニ不同意ヲ唱フルモノ有之、到底調談ノ見込ナキニ至リタルニ付三菱ハ断然タル処置ニ出テ、兼テ担保トナリ居タル同所土地建物并ニ諸機械ヲ悉ク公売ニ附シ之ヲ買取ニ至リ申候、依テ後藤製造所ハ殆ント無資産ト相成、仮令破産スルモ当社ノ債權回収望ミナキニ至リ候、然ルニ三菱ハ当社ト協力提舉シテ事業ヲ経営セントスルノ意アルヲ以テ、斯ル有利ノ事業

ヲ空シク放擲シ置クハ遺憾ノ義ニ付、凡ソ左ノ方法ニ依リ三菱ト協議シ速ニ事業ニ着手シ当社債権回収ノ道ヲ講シ度存候一、新ニ合資会社ヲ設立スル事

当社及三菱ニテ新会社ヲ引受け一己人ノ名義者ヲ出シ社員トシ合資会社ヲ設立スルモノトス

新会社ヲ株式会社組織トスルコトハ、後日ノ煩累ヲ避クニルハ最も適當ナレバ、設立ノ手續煩雜ニシテ多クノ時日ヲ要シ候ノミナラス、当社力後藤製造所ニ対シ有スル債権ヲ認メシムルコト難キヲ以テ、差当り合資会社組織トシ設立ヲ速ニシ、且債権ヲ認メシムルコト必要ト存候、今後機ヲ見テ之ヲ株式会社ニ變更スルモ遅キニ非サルヘシト信候

一、新資金ヲ金拾五万円トスル事

新会社ハ金拾五万円迄ノ資金ニテ運転スルヲ得ベシト信シ候、特ニ三井三菱ノ両銀行ニ於テ多少ノ便宜ヲ与ヘ金融ノ道開クヲ得ヘキニ付非常ナル資金ヲ要サ、ル考ナリ、若シ後日事業拡張ノ必要アラハ徐ニ増資スルヲ可ナリト存候

一、新会社ハ当社及三菱力後藤製造所ニ対シ有スル債権ヲ認メ左ノ方法ニヨリ之ヲ償還スル事

(1) 三菱ノ債権凡四拾三万円ハ抵当権ヲ有セシモノニ付十ヶ年賦トシ、其間年六分ノ利息ヲ附シ、返済ハ三ヶ年据置トシ其後七ヶ年間ニテ償却スルコト(毎年六万円余宛)

(2) 当社ノ債権凡參拾万円ハ債券、売掛金及利息ニシテ無担保ノモノニ付、利息ヲ附セシ十ヶ年据置(三菱分ヲ支

払済迄) 其後五ヶ年賦ニテ償還ヲ受クルコト(当社ヲ五ヶ年賦トセシハ毎年六万円宛三菱ト同シ割合ニテ返済セシムル計算ニ基クモノトス)

一、利益ノ配当ハ新出資金ノ割合ニ依ル事

若シ損失ヲ生スル場合アリトスルモ、合資会社ハ業務執行社員ノ外ハ有限責任社員タルヲ得ルニヨリ、新出資金額以上ニ累ヲ及ホスコト無之候

一、他ノ同志債権者ニ関スル処置ノ事

当社及三菱以外ノ債権者ヲ新会社ノ社員トシ加入セシムルコトハ、或ハ三菱ハ賛成セサルヤモ計ラレス候ヘ共、善後策ニ付当社ト終始同一ノ歩調ヲ採リ運命ヲ共ニセントテ今日ニ至リタル債権者ヲ、遽ニ棄ツルハ忍ヒサル所ナルヲ以テ之ニ加入セシムルヲ可トス、若シ強テ三菱反対スルモ、清岡氏ノ如キ熱心此事ニ從事シ居ル人ヲモ加入セシメサルコト能ハサルニヨリ、清岡氏ノ名義ノ下ニ他ノ債権者ヲシテ出資セシメ新会社ニ加入セシメ、且之等ノ人ノ債権ハ五万円内外ニ過キササルヲ以テ、新会社ハ之ヲ認メ十ヶ年据置無利息トシ、三菱分皆済ノ上年賦ニテ償却シ利益均霑ヲ得セシメ度存候

乍去是等ノ人々ハ信用及出資ニ於テ速ク当社及三菱ニ及ハス、唯其勢力ノ下ニ自己ノ債権ヲ回収シ利益均霑ニ浴スルヲ得ハ足レリトス、故ニ会社業務ノ執行其他一切ノ件ニ付議決権ヲ有セシメス、責任輕キ彼等ニ議決権濫用ノ弊ヲ防

## 管理部會議録

禦シ置ク考ニ候  
以上 ○(三井八郎次郎印)

五月十九日(火曜日) 重役会後第拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

自署(田塚啓)

花押(益田孝)

○(早川千吉郎印)

○(朝吹英二印)

## 協議要項

一物産会社提出、本店各係服務規程中改正ノ件 可決

一全 “ 機械并鉄道用品共通計算取扱規則制定ノ件 可決

一重役会提出、三井營業店使用人身元保証金規則改正ノ件 可決

一全 “ 賞与内規ヲ三井營業店使用人臨時手当金給与内 可決

規下改正ノ件

以上 ○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印)

五月二十三日(土曜日) 午後一時半第拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押) (益田孝)

○(朝吹英二印)

○(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

## 協議要項

一物産会社提出、上海支店へ英炭先買認可ノ件 可決

## 益田専務理事發議

一上海紡績会社貸金ニ関スル件

益田専務理事發議シテ曰ク、別紙本物産会社上海支店長ヨリノ來状及ヒ電報ニアル如ク、上海紡績会社ハ興泰号ヨリ買入価格參拾七万五千兩ノ内露清銀行ニテ式拾貳万五千兩借入有之ニ付、勢ヒ露人一名ヲ重役ニ加ヘ、又其權衡ヲ保ツト英國法律ノ下ニ登記スル等ヨリ英人一名ヲ重役ニ加ヘサルヲ得ス、其結果ハ全行ノ制裁ト營業上不利益ナル干渉ヲ受クヘクシテ甚面白カラス、然ルニ曩ニハ英國法律ニ遵フ方課税ナク利益ナルヘシトテ一旦ハ其見込ナリシカ、取調ノ結果日本法律ノ下ニテモ本店ノ外國ニアル会社ニハ所得税、營業税等ヲ納付スルニ及ハス、登記税モ外務省ノ見込ニテハ支出スルヲ要セス、目下司法省へ交渉中ナレハ納付見合可然トノ意見ナリ、旁前記露清銀行ヨリノ貸金ヲ返却スルコトヲ得ハ、露英人加名ノ面倒ナク日本法律ノ下ニ組織シ得テ最好都合ナルヨリ、勸業銀行其他ニテ借入方取計ヒ申越シタリシモ、寧ろ興業銀行ノ与ルヘキ事柄故全行總裁ニ全社ノ紡績工場、製糸場等抵当五ヶ年賦七分利ニテ式拾万円貸付方内談、上海ヨリハ式拾万兩ト申シ來レトモ、而ニテハ金銀ノ相場ニ變動アリテ素ヨリ危険ノコト故式拾万円ニテ可然云々談合ノ処、七分ニテハ安キニ過ク今少シ高歩ニハ難成乎トノナリシガ、露清銀

行既ニ五ヶ年賦七分ナレハ、歩合ハ如何トモナシ難カルベシト申セシニ、然ラバ金利ノ辺カ如何カ兎ニ角重役会ニカケテ協議試ミ可申モ、上海ニハ支店モナク随テ事情甚暗ク総テ貴会社ニ頼ル外ナシ、就テハ万一ノ場合抵当物ヲ売却シテ不足スルトキハ其責ニ任スルヲ、三井物産会社ニテ保証サル、カトノ問ヒ故、金高少ク且確カナラハ多分辞セサルヘキモ夫々協議ノ上ニアラサレハ確答ハ難致ト答ヘ置キタリ、若シ興業銀行ニ於テ承諾セハ三井物産会社ニテ保証スルヲニ致シタシ、若シ又金利ノ安キ等ヨリ調談不相成場合ニハ一時固定ハスルモノ、金高少額抵当確實ニシテ而シテ大ニ三井ノ勢力ヲ及ホスヲナレハ、三井銀行ヨリ貸出シテハ如何、尤モ拾五万円ニテモ足ルベキ様子故拾五万円貸付可成早ク返却セシメ、遅クモ五ヶ年以内ニ返却ノトシ、又目下ハ金利安キ場合七分ニテモ宜シカルベキモ、内地利子騰貴ノ場合ニハ銀行不利ナルヘクニ付、物産会社へ上海紡績ヨリ全社利益ノ一割ヲ報酬トシテ得ル契約ニ付、其分ヨリ銀行へ補償スルヲニ致シテモ可然、兎ニ角上海支店長ニ至急返電夫々談合爲致度云々陳述アリ、協議ノ末右ノ趣旨ニテ返電可然ト決ス

右ノ決議ニ基キ右会議録ヲ添ヘテ左ノ如ク同族会へ提議セリ上海紡績会社カ全社ノ紡績工場、製糸場等ヲ抵当トシテ、年七分ニテ五ヶ年賦式拾式万五千両露清銀行ヨリ借入金アリ、之ヲ返却セサレハ勢ヒ露人一名ト權衡上英人壹名ヲ重役ニ加ヘテ、英國法律ノ下ニ登記セサルヘカラス、左スレハ露清銀

行ノ制裁ヲ受ケ、營業上ノ干渉等不利妙カラサルヘシ、若シ興業銀行杯右同条件ニテ式拾万円貸付シ前借ヲ皆済セハ、日本法律ノ下ニ会社成立シ得テ彼是レノ不利面倒全クナク、三井ノ勢力ヲ扶植スル上ニ於テモ最好都合ナルヘシ、右ニ付目下相談中ナル興業銀行ニ於テ幸ヒ貸金ヲ承諾セル海外ノ工業ナルヲ以テ、三井物産会社ニテ其社債保証ヲ申込マレタルトキハ之ヲ承諾スルヲ

若シ興業銀行トノ相談不調ノ時ハ金額少ク抵当確カナル故、三井銀行ヨリ年七分ニテ拾五万円(本額ニテ可然様子)ヲ貸付シ、遅クモ五ヶ年賦ニ返却セシムルヲトシ、将来内地ノ金利騰貴セハ、物産会社カ報酬トシテ得ル所ノ上海紡績会社利益ノ一割中ヨリ三井銀行へ補償スルヲ

右物産会社上海支店長へ返電ノ都合ヨリ益田專務理事発議セリ、其趣旨可然ト本会ニ於テ決議致シ候、依テ管理部會議要録、支店長來状写等相添へ提出候也

(編外未書)  
〔五月廿五日〕同族会認可左ノ如シ、本案前段可決(先ツ興業銀行ヲシテ金融ヲ与ヘシムルヲ勉ムルニ止メルヲ)

以上 ○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印)

五月廿六日(火曜日) 重役会後第拾八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

○(朝吹英二印)

管理部會議録

協議要項

- (花押)(益田孝) ○(有賀長文印)
- (早川千吉郎印)

- 一 銀行提出、小口当座預金無利息範圍拡張ノ件 可決
- 一 全 " 定期預金ノ最低額ヲ定ムル件 可決
- 一 物産会社提出、特別休暇規則改正ノ件 可決
- 以上 ○(三井八郎次郎印)

六月三日(水曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取リタリ

- 會員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎次郎印)
  - (三井得右衛門印) ○(三井養之助印)
  - (花押)(益田孝) ○(朝吹英二印)
  - (自署)(岡塚磨) ○(早川千吉郎印)
- 協議要項
- 一 鉾山会社提出、本店職務章程中改正ノ件 可決
- 以上

六月五日(金曜日) 午後一時半第拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印) ○(三井八郎次郎印)

- (花押)(益田孝) ○(有賀長文印)
- (朝吹英二印) (自署)(岡塚磨)
- (早川千吉郎印)

協議要項

一 王子製紙会社新株応募名義ニ関スル件

別紙銀行ヨリ提案ノ如ク、王子製紙会社新株ヲ銀行所有名義ニスル片ハ、同行業務ノ実質及体面上ハ勿論、売却処分ノ場合ニモ甚タ面白カラサルノ觀アリ、依テ応募株即チ三万株ヲ左記七名ノ所有名義ニスルヲ可然ト決ス

記

- 一 五千株 三井養之助
  - 一 五千株 三井得右衛門
  - 一 四千株 益田 孝
  - 一 四千株 團 琢 磨
  - 一 四千株 朝 吹 英 二
  - 一 四千株 早川千吉郎
  - 一 四千株 鈴木梅四郎
- 計參万株也

一 鉾区ニ関スル件

團專務理事發議ノ通り取計ヒ可然ト決ス

以上

團鉾山会社專務理事發議

六月十二日（金曜日） 午後三時第貳拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○（三井三郎助印）

○（三井賽之助印）

○（三井八郎次郎印）

○（三井得右衛門印）

（花押）（益田孝）

○（朝吹英二印）

本日ハ別段成案ナク、只銀行決算ノ件ニ付テノ協議ト、益田専務理事ヨリ勝立丸ノ件ニ関シ報告アリ

以上

六月十七日（水曜日） 午後一時半第貳拾壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○（三井三郎助印）

○（三井得右衛門印）

○（三井賽之助印）

○（三井八郎次郎印）

（花押）（益田孝）

○（朝吹英二印）

○（早川千吉郎印）

### 協議事項

一 銀行提出、神戸市水道公債応募ノ件

可決

一 全 “ 身許保証金規則中追加ノ件

重役会  
決議通り 可決

一 物産会社提出、茶木綿拾万反迄ヲ限り一時先買認可ノ件

可決

一 鉾山会社提出、万田坑排水設備費申請ノ件

可決

一 物産会社提出、資本金増額御願ノ件

可決

幸ニシテ社連日ニ進ミ月ニ盛ニシテ、今日ニ在リテ八年々ノ

商売高約八千万円ニ達シ尚年々増加ノ一方ニ有之候事、誠ニ

御同慶ノ儀ニ御座候、然ルニ翻テ当社ノ資力ヲ閱スルニ資本金ハ僅々壹百万円ニシテ、積立金五百拾貳万円円余合計六百拾貳万円ニ有之候へ共、有価証券、不動産、船舶、漁場等ノ資金ニ固定セルモノ及長期貸金ニ相成居ルモノヲ控除スレハ、正味流動資金ハ貳百万円ニ充タス、之ヲ前述セル当社毎年ノ商売高ト対照シテ考フレハ、決シテ其當ヲ得タルモノトハ難申ノミナラス、却テ薄弱ナル基礎ノ上ニ商売ヲ経営シツ、アルモノト破存候、勿論内地ニ在リテハ、仮令当社ノ資本金ノ多寡ニ不拘、三井家ノ事業ナルヲ以テ充分信用ヲ措ク可キモ、之ヲ宏ク海外ノ市場ニ就テ考フレハ最モ緻密ニシテ且頗ル機敏ナル欧米商人カ、我社ノ商売高ニ比シ其流動資力ノ少額ナルニ一驚ヲ喫シ大ニ疑ヲ懐クノ止ムヲ得サルヤ必セリ右ノ如キモ幸ニシテ直接当社員ノ耳ニ達セル場合ニハ、懇々其理由ヲ説明シ当社ノ信用ヲ弁護スト雖モ、多クハ独リ信用ノ程度ヲ調査シ資金ノ少額ナルヲ発見スルヤ、深ク信ヲ措クニ足ラストシテ去ルハ寧ろ欧米ノ通習ニ御座候、如此ハ昔日ノ日本商人トシテハ著シク痛痒ヲ感セストスルモ、今世紀ニ在テ世界の商売ヲ営マント欲セハ、須ラク主義方針及設備ノ点ニ於テモ、均シク欧米ノ大商ト全規全徹ニ準スルノ必須ナル事ト確信仕候

尚退テ實際商業経営上ヨリ之ヲ願省スルニ、今日ノ設備ハ決シテ安全ナル方法トハ難申、即チ運転資金ニ用ユルニ二百万円、固定資金トシテ五百万円ハ是非共要スベク候、勿論此以

外ニ銀行ヨリ大ニ資金ノ融通ヲ受ケ得ヘク、現ニ今日ニ於テモ当社流動資金約式百万円以外ノ所用ハ総テ之ヲ銀行ノ融通ニ仰キ居候ヘ共、正金銀行ノ資金ハ一定有限ニシテ、我社ヲ始メ通商界全体ノ發達ニ伴フテ増額スルモノニ非ラス、況ンヤ我邦一般ノ海外貿易ハ其資金ノ需要ヲ大率正金銀行ニ求ムルノ有様ナルヲ以テ、我社ノ如キ向後独リ正金銀行ノ融通ニ依頼スルカ如キハ思モ依ラサル儀ニ御座候、他ニ外国銀行ニ就テ多少融通ノ道ヲ講スルハ固ヨリ怠ラサル所ナレバ、是亦希望スルカ如ク容易ニ巨額ノ信用ヲ与ヘサルノミナラス、平素外国銀行ノ融通ニ重ヲ措ク時ハ予テヨリ神經過敏ナル彼等ハ些少ノ世評ニモ疑惑ノ念ヲ生シ警戒ヲ加ヘ融通ヲ緊縮シ、之カ為メ我社ハ金融上蹉躓ヲ蒙リ意外ノ困難危険ニ遭遇スルヤ未タ計リ難ク候、今日迄斯ノ如キ悲境ニモ遇ハサリシハ順当ノ成績ト言ハンヨリハ寧ロ僥倖ト申シテモ可然哉ト被存候右等ノ事情ヨリ考フレハ、我社カ今日ノ商業ヲ継続シ進シテ競争激甚ナル今後ノ商界ニ雄飛シ、尚一層ノ隆盛ヲ期セント欲セハ、是非共我社自ラ資金ノ充実ヲ計リ以テ其基礎ヲ鞏固ニスルノ必要ナル、多弁ヲ要セサル儀ト相信申候

因テ茲ニ請求仕度ハ、当社ノ資金ヲ増加シテ積立金ト共ニ壹千万円ト致度儀ニ御座候、前述ノ通り当社ノ資本及ヒ積立金ハ合計六百拾万円ナルヲ以テ、今壹千万円トスルニハ跡ト參百八拾八万円ヲ要ス、而シテ用途ノ多端ナル今日ニ於テ一時ニ之ヲ要求スルハ甚タ其當ヲ得サルニ付、当社ヨリ毎季納

入スル特別營業準備積立金丈ケノ金額ヲ、当社増資トシテ更ニ御支出被成下度、固ヨリ此金額及ヒ是ヨリ増蓄スヘキ積立金トヲ合シ壹千万円トナルノ曉ニハ、資力充実ト認メ御支出相願ハズ候、仮ニ当社ノ營業ニシテ昨今ノ如ク好況ナランニハ、御支出ノ事凡ソ六季ニテ足ルヲ得ヘク、若シ之ヲ既往五ケ年間ノ利益平均額ニ見レバ、約五ケ年ヲ以テ充実スヘキ予算ニ御座候

如此ニシテ愈々壹千万円ニ達スルニ至レバ、積立金ヲ五百万円トシ、其都度増資額トシテ御支出願フベキ特別營業準備積立金以外ノ積立金剩余ノ分ハ一旦之ヲ同族会ニ納入シ、更ニ資本ノ増額トシテ御下附ヲ願候ハ、始メテ五百万円ノ資本金トナル次第ニ御座候、此儀予メ茲ニ陳述仕置候

尚左ニ聊カ当社カ如何ニ差当リ資金増加ノ必要ヲ感シ居候カヲ陳ヘンニ、從來我社カ石炭、枕木、宮口大豆、大豆粕、爪哇原料糖、輸入米又近クハ彼ノ「オーシャン、アイランド」燐礦石等ノ如キ容積莫大ナル商品ヲ取扱ヒ、激甚ナル競争場裡ニ能ク勝ヲ制セシモノハ、主トシテ社船ヲ有シ之ニ由テ運搬シ得ルカ故ニ御座候、然ルニ社船中既ニ売却シ又売却ヲ得策トスヘキモノアリ、旁々此際社船ノ増加ヲ計ルコト愈切ニ御座候、試ミニ所有船ヲ売却セサル昨三十五年度中、門司、口ノ津、唐津ヨリ輸出セル石炭、北海道ヨリ輸出セル枕木及宮口ヨリ輸入セル大豆粕運搬用ノ為メニノミ使用シタル社船及雇船ノ割合ヲ見ルニ

艘数

噸数

社船 一五二

四一五、二〇一

雇船 四九〇

一、〇一八、〇五九

即ち雇船使用高ハ艘数ニ於テ社船ノ三倍強、噸数ニ於テ社船ノ二倍半弱ニ當リ、此外蘭貢米、西貢米、支那綿及ヒ爪哇糖等ノ輸入ニ雇船ヲ使用セルモノヲ合算スレハ、其數量決シテ尠少ニ無之候、故ニ今日ニ於テ社船ノ増加ヲ計ルハ詢ニ急務中ノ急務ニシテ、直接間接ニ利益スル所尠カラス候

今ヤ社船ノ用途ト来往スヘキ港湾ノ關係等ヨリ審按スルニ、新規建造又ハ購入スヘキ船舶目下左ノ通りニテ然ル可キ乎ト相考候

六千噸

壹艘

約六拾万円

貳千噸内外

貳艘

約七拾万円

(内壹艘新造ノ件ハ四月十日既ニ評決ヲ仰置候)

而ノ之カ資金ノ当途ハ、売却船代金並売却予定代金參拾五万円ハ之ニ用フルモ、尚不足金額九拾五万円ヲ要スルヲ以テ之ニ對シテハ増加資金ノ内ヨリ充ツル事ニ致度候

何レ船舶購入ニ付テハ、更ニ精細ナル案ヲ具シテ伺出可申候ヘ共、当社現時ノ実況如此ニ御座候間、何卒本文資本増加ノ儀御採用被成下度、此段奉願候也

一朝吹理事發議、整理費徴収ノ件

朝吹理事曰ク、別案物産会社増資ノ一ハ誠ニ御尤ニテ、之ニ對シ異議ヲ狭ム所ナシ、唯銀行ハ特別營業準備金ヲ免除サレ

鉦山ハ築港ノ為メ之ヲ下附セラル、トナリ、僅ニ物産会社ノミノ処、前ノ増資ノ義決セハ特別營業準備金ハ殆ント皆無トナルニ、差当リ銀行ノ如キ如何シテモ整理ノ必要アル故、別ニ此整理費ヲ徴収スル方法ヲ設ケサルベカラス、幸ヒ此期ヨリ建築資金ノ徴収廢セラル、ニ付テハ之ヲ整理費ニ充ツルモ、今少シ余分ニ徴収スルノ必要アルヘシ云々トノ提議アリテ、終ニ各店純益ノ一割ヲ最低トシ、利益ノ多少等ニ依リテ一割五分迄徴収スルノ規定ヲ設ケ可然ト決ス

一益田專務理事發議、同族会ヲ法人トナスノ件

益田專務理事發議ノ大要ニ曰ク、同族会ニ於テ土地家屋等ハ追々銀行ヨリ御買取ニナル御方針ナルカ、今日ハ却テ王子製紙会社、鐘淵紡績会社等ノ株券ヲ御買取リニナリテ、銀行ノ体面ヲ善クスル一急務トナリテ来マシタ、然ルニ法人デナケレバ名義等ニ於テ不便利尠ナカラサル故、同族会ニ於テ能ク主義ヲ定メ、同局ヲ内事、資産ノ二部ニ分チ法人トシテハ如何云々陳述アリテ、可然ト決シタリ

以上

六月十九日(金曜日) 午後一時半第廿貳回管理部会ヲ開ク

出席員 (三井傳右衛門印)

(三井八郎次郎印)

(有賀長文印)

(朝吹英二印)

(早川千吉郎印)

(花押)(益田孝)

## 管理部会議録

本日ハ三井銀行提出、三十六年上半年決算報告予定ノ件、及ヒ全行所有鐘淵、王子両会社株式并ニ王子製紙会社無利息貸付金ノ利息補給ニ関スル件ニ付協議アリタリ

以上

六月廿六日(金曜日) 午後一時半第貳拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印)

○三井賽之助印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

## 協議要項

一銀行提出、芝三田四国町地所ヲ売却地卜定メ漸次分割売却ノ件 可決

可決

一呉服店提出、積立金補填金ヲ同族会預金トナスノ件 可決

可決

一重役会提出、清華、東亜商業両学校へ寄附金ノ件 可決

可決

一銀行提出、三十六年上半年決算報告予定ノ件 可決

可決

本行当期ノ決算ハ数日ノ中ニ計上シテ精確ノ報告ヲナスコトヲ得ベシト雖モ、一昨二十日ノ現在ニ基キ当期ノ損益勘定ヲ各店ヨリ徴シ、之ニ因リテ更ニ当期ノ総利益決算額ヲ仮算スルニ左記ノ金額ヲ得タリ、蓋シ本月下旬間ノ損益ニ限り各店何レモ之ヲ予算トシテ計上シアルヲ以テ、小額ノ異動ハ素ヨリ免レサルベキモ、其大數ニ於テハ異動ヲ生スルコトナキヲ

以テ、此決算予定額ニ基キ左ノ利益分配事項可然御評決有之度

三十六年上半年期決算報告見込

金貳拾壹万四千參百參拾六円 当半期利益金

内

金貳万參千円

共用費引当

金壹万九千円

重役賞与

金壹万九千円

新規納入分

差引

金拾五万參千參百參拾六円

金拾万六百參拾參円

前期繰越金

金八万四千六百四拾貳円

鐘淵・王子両株式及王子製紙会社固定貸金補給利息

合計金參拾參万八千六百拾壹円

内

金拾万円

社員配当金

金拾五万円

積立金

金八万八千六百拾壹円

後期繰越金

一三井銀行所有鐘淵、王子両会社株式并ニ王子製紙会社無利息貸付金ノ利息補給ニ関スル件 可決

可決

三井銀行本期ハ一般金融ノ緩慢ナルヨリ預金利息ハ低落セシモ、其前約定ノ預金ニ対シテハ高利ヲ支払フ等ヨリ利益ノ減少ヲ来シ、加フルニ鐘淵紡績、王子製紙両会社株式ノ無配当及ヒ王子製紙会社ノ貸金無利息等ト相待テ、大ニ利益ノ減少

ヲ来シ、信用上ニ關係スルコト尠カラサルヲ以テ同族会ヨリ補給アリ度旨申出タリ、右ハ事実不得止場合ニ付、右両株式及王子製紙貸金合計金參百七万七千九百円ニ對シ、五朱五厘ニ相当スル利子金八万四千六百四拾貳円ヲ、特別營業準備金ノ内ヨリ本期ニ限り補給スルコトニ致度事

一 臨時準備金徵收規程制定ノ件

可決

特別營業準備金ハ特別ノ事情ニ依リ免除或ハ下附等ノ為メ、当初ノ目を通り運用スルニ足ラス、依テ建築資金徵收規程廃止ニ際シ、別紙ノ通り臨時準備金徵收規程ヲ制定シ、当分ノ内徵收スルコトニ相成可然哉

臨時準備金徵收規程

第一条 臨時準備金ハ三井銀行、三井物産会社、三井鉱山会社及ヒ三井呉服店ノ四会社ニ於テ負担ス

第二条 臨時準備金ハ營業店毎半季純益金ノ十分ノ一ツ、當分ノ内三井家同族会事務局ニ徵收スルモノトス

第三条 臨時準備金ハ必要ニ応シ營業店整理補助費ニ充用スル等、管理部会ニ於テ適宜用途ヲ審議シテ、重役会ノ意見ヲ徵シ又ハ直ニ同族会ノ決議ヲ經テ支出スルモノトス

附則

第四条 本規程ハ明治三十六年上半季決算期ヨリ実施ス

一 共用費規程修正ノ件

可決

共用費規程第一条左記ノ通り修正ノコト

第一条 共用費ハ管理部会ニ於テ、各營業店毎半季總益金ヨ

リ有価証券相場差金、不動産償却金、滞貨準備金、継続商業損失準備金、起業費償却金及利息金、使用人臨時及特別手当金、恩給基金等、損失トスベキモノヲ引去リタル益金（臨時準備金及重役賞与金等ヲ引去ラサル金額）ニ依リ、徵收率ヲ定メ同族会ノ認可ヲ經テ事務局ニ徵收ス可シ

一 共用費徵收率決定ノ件

可決

三十六年上半季共用費徵收率ハ純益金ノ七分壹厘トスル事

理由

共用費規程ハ今般改定相成、純益金ニ依リ徵收率ヲ決定スルコトニ相成タリ、昨年下半年ハ總益金ヨリ總損金ヲ差引キタル残額ノ百分四ヲ徵收セシガ、今回ハ純益金ヨリ徵收ノコトニナリタルヲ以テ、本期予算額ニ相当スル金額ヲ徵收スルニハ本文ノ通り七分壹厘トスルコト

以上

六月三十日（火曜日）重役会後臨時第貳拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○（三井三郎助印）

○（三井養之助印）

○（花押）（益田孝）

○（朝吹英二印）

○（三井得右衛門印）

○（三井八郎次郎印）

○（有賀長文印）

協議要項

一 物産会社提出、飯田義一外三名辞令案

可決

## 管理部會議録

一物産会社提出、門司支店長、長谷川銈五郎謹責ノ件 可決  
 一鉾山会社提出、稻石鉾区買収ノ件 可決  
 一全 “ 大牟田町會議員當選認可ノ件 可決  
 三池炭礦主事 岡本貫一

“ 會計幹事心得 岩田謙三郎

巽ニ當会社阿部唯吉及河村民介、大牟田町會議員就任罷在候  
 処兩人共死去ニ付今般右補欠選舉執行、其結果前記ノ兩名當  
 選致候ニ付、応募ノ義御認可相成候様致度ト

(別紙岡本主事上申書略之)

以上

七月三日(金曜日) 午後一時半第貳拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一銀行提出、全行所有日本銀行株式売却ノ件 可決  
 一鉾山会社提出、三角港地所九州鐵道会社へ売却ノ件 可決  
 一銀行提出、三十六年上半年特別手當金支給ノ件 可決  
 一物産会社提出、全上 可決  
 一鉾山会社提出、全上 可決

一呉服店提出、全上 可決  
 以上

七月七日(火曜日) 重役会後臨時第貳拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一銀行提出、明治三十六年上期(第貳拾期)利益分配案 可決  
 以上

七月十四日(火曜日) 重役会後第貳拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一銀行提出、足利、三池両支店閉鎖ノ件 可決  
 一物産会社提出、阪本町并三代町所在ノ不動産売却ノ件 可決  
 一呉服店提出、明治卅六年上半年決算ノ件 可決

一 重役会提出、明治卅六年上半季各營業店配当金ニ関スル件

以上 ○(三井養之助印)

○(有賀長文印)

可決

七月十七日(金曜日) 午后一時半第貳拾八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

一 銀行提出、補給金返納ニ関スル件

可決

本年上半季当行ノ純益ハ存外ニ少額ナルヘキ見込ナリシヲ以テ、当行ノ信用保持上鐘淵、王子両会社ノ株式并ニ王子製紙会社無利息貸金ノ各利子補給ノ稟議ヲ經テ八万四千六百四拾貳円ヲ特ニ同族会ヨリ交付セラレタリ、然ルニ決算ノ結果左程ノ成績ニモアラサリシヲ以テ、右ノ補給金ハ之ヲ利益ノ中ニ加算セスシテ別段預金ニ編入シ置クヲ得タリ、因テ右ノ金額全部ハ此際一応同族会ニ返納スルヲ以テ穩当ナリトス

右御評決有之度

一 鈴木梅四郎へ臨時補給ノ件

朝吹理事陳述ノ大要ニ曰ク、鈴木梅四郎ニハ此間金壹千円補助トシテ給与セラレシカ、昨年ハ補助以外ニ改革ノ際トテ五

百円ヲ増給セシ、本期ハ金壹千円丈補給セシ処全人銀行在勤

當時ノ全等者ト釣合上猶四百五十円程増給致ス方穩當ニ付、寧口金五百円支給致度シ、尤モ右ハ王子製紙会社ヨリ給与可致ノ処、全人モ專務取締役ノ位置ニアリテ利益ナキ会社ヨリ支給ヲ受クルハ心苦シトノコト、實際御承知ノ如ク全会社困難ノ折柄故、今一応昨下期全様五百円臨時補給有之度云々陳述アリテ、可然ト決ス

一 右ノ外益田專務理事發議ニテ枝光製鉄会社商議委員囑托諾否ニ関スル件、朝吹理事發議ニテ後藤毛織物会社引受ニ関スル件、及内国勸業博覧会開會ニ付、大阪銀行、物産、呉服店支店長ニ臨時手当給与ノ件等ニ付協議アリタリ。

以上 ○(三井養之助印)

七月廿一日(火曜日) 重役会後第貳拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 物産会社提出、明治卅六年上半季損益決算ノ件 可決

一 鉾山会社提出 全上 可決

一 全 明治卅六年上半季起業費決算ノ件 可決

## 管理部會議録

- 一物産会社提出、神戸支店へ台湾渡米買越認可ノ件 可決  
 一全 “ 神戸支店へ米囤産小麦買越認可ノ件 可決  
 一全 “ 若松町債応募ノ件 可決  
 一 鉾山会社提出、社宅并倉庫用地買収ノ件 可決  
 一全 “ 万田抗坑夫納屋敷地買収ノ件 可決  
 一平岡浩太郎二関スル件 可決  
 本案ハ重役会決議ノ通り断ル外致シ方ナシト決ス  
 以上

七月廿四日(金曜日) 午後一時半第參拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印) ○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝) ○(有賀長文印)

○(朝吹英二印) ○(早川千吉郎印)

## 協議要項

一 同族会事務局規則ニ改正ヲ加ヘ資産部ヲ設クルノ件 可決

同族会事務局現在ノ秘書、内事及會計ノ三掛ヲ合一シ内事部ノ総称ヲ以テシ、別ニ従来同族会ニ屬シ及ヒ今後同族会ニ屬スベキ營業資産事務ヲ掌ルコトヲ目的トシ資産部ヲ新設スル事

## 理由

従来同族会所属財産ニシテ法律上同族会ノ名義ヲ以テ所有シ

得サル物ハ、或ハ營業店ニ附記シ或ハ同族一人ノ名義トシ、同族会自ラ之ヲ管掌セサル有様ナリ、然ルニ此等ノ財産ニシテ専ラ利殖方法ヲ講スルコトヲ要スルモノ、及ヒ今後三井銀行ヨリ引取ルヘキモノ若クハ止ムヲ得ザル事業ニ投資スル場合アルベキヲ以テ、此等ノ財産ハ漸次増加シ從ツテ其事務モ多キヲ加ヘ、常ニ得失ヲ研究スルノ必要ヲ生スベシ、故ニ事務局内ニ其事務ヲ専門ニ掌理スベキ資産部ヲ新設セントス、而シテ現在ノ秘書、内事及會計ハ内事部ナル總稱ノ下ニ立タシメ、従前ノ如ク事務ニ当ラシムルヲ便トス

一三井銀行所有株券整理ノ件

可決

三井銀行ノ資金ト見做スベキモノハ概算四千七百万円ナレバ中參千七百万円ハ他人ヨリノ預り金ニ屬ス、抑他人ノ金ヲ預ル者ハ常ニ預ケ主ノ安心ニ注意シ、其所望次第何時ニテモ預金運用ノ実況ヲ公示シ、或ハ帳簿ヲ閱覽セシメテ毫モ疾シカラサル迄ノ用意アルコトヲ要ス、今三井銀行資金運用ノ実況ヲ見ルニ四千七百万円中式千四百万円ハ貸付割引ニ、壹千四百六拾万円ハ有価証券ニ、五百万円ハ土地建物ニ投スルヲ以テ資金總額ノ三割強ハ有価証券ニシテ有価証券中ノ七割強迄ハ諸会社ノ株券ナリ、而シテ株券中ニハ王子製紙(買入原価百八拾万円) 鐘淵紡績(全百參拾九万六千円)ノ如ク担保品ノ資格ナキ物其主位ヲ占ム、最近(六月三十日)ノ計算ニ拠レ

バ総株券ノ中担保品ノ資格アルモノ六百八拾五万余円、資格ナキモノ四百六拾万余円ニシテ総株券ノ四割ハ担保ノ資格ナシ、此等ハ一方ニ於テ資力ノ運用ヲ減殺スルノミナラス之ヲ銀行資産トシテ所有スルハ大ニ信用ニ影響ス、故ニ成ル可ク速ニ之ヲ資産中ヨリ取除カサル可ラスト雖モ、差当り売ラントシテ売レサル物アリ、仮令売リ得ラル、トスルモ市場ノ形勢ニ顧慮スベキ物アリ、是ニ於テ臨時準備金其他全族会營業資産ヨリ生スル余力ヲ利用シ、先三井銀行ニ於テ最モ処置ニ苦ム部分ノ株券ヲ手始トシ、余力ノ許ス程度ニ從ヒ順次買取シ同族会ノ所有ニ移シ、以テ銀行ノ体面ヲ保チ信用ヲ厚フセシメンコトヲ欲ス、而シテ今後三井銀行ハ再ヒ其資金ヲ株券ニ投スルコトヲ為サス、且營業上抵当流レトナリシ物アル時ハ必ス銀行自ら相当ノ処分ヲナスノ方針トナサンコトヲ希望ス

#### 朝吹理事発議

#### 一後藤毛織物製造所ニ関スル件

朝吹理事曰ク、後藤毛織物製造所ノ件ニ付三菱ノ豊川氏ト会谈ノコトハ此前御報告申置キタリ、其後夫々取調ヘ等ノ為メ未タ其儘ニ成リ居ルモ、最早去就何レカ返答セサルベカラズ、若シ此製造所ヲ引受ケンニハ第一、三菱ノ四拾参万円ニ対シ結局ハ五分利十五年賦位ナルヘキモ、先四分カ三分五厘ノ利息ニテ十五年賦位ニ談判イタシタシ、而シテ此居リ合付カバ会社ハ株式組織、資本金参拾万円トシ、其内物産ノ貸金凡ソ式拾七万円銀行老万円程合計式拾八万円計リナルヲ可成ハ式

拾五万円程トシ、残り五万円程ハ之ニ従事スル者ヘ分賦シテ奨励ノ一端ニ供スルコト得策ナランカ、弥々着手スルトシテモ流動資金ハ凡拾五万円ノ融通アレハ足レリ、別表ニモアルカ如ク福井、清岡、臼井、川合等ノ取調ニ依レハ一ヶ年利益予算拾式万円、之ニテ三菱ノ借金四拾参万円ニ対スル利子、年賦金ヲ支払ヒツ、十年目ニ至リ、其結果ハ都合三菱ハ式拾九万円返済残金ハ僅カ拾四万円トナル、而シテ積立金猶式拾九万円程アルヲ以テ三菱ヘノ残金ヲ一時ニ返済スルモ拾五万余円ヲ剩ス計算トナル次第ナリ、唯之ニ着手スルニハ第一ニ適當ノ人物ヲ撰ムニ在リ、最初井上静雄ト思ヒシカ全人ハ大阪ニ大分關係アリ、旁寧ロ若手ヲ撰ム方宜シカラント存シ彼是ト勤者、物産支店長中可然ト認メシ者アリ、之ニ高辻奈良造ヲ暫ク顧問トスレバ差支ヘナカルベシ、而シテ其材料買入及製品売捌キ共物産会社ノ一手ニ托スルコトナレハ、物産手数料式万円余アルヘシ、此分ハ暫ク同社ノ利益勘定ニ加ヘス、万々一見込通り利益上ラヌ時ハ其半額ナリトモ補助スルノ準備トシテ積ミ置キ、幸ニ利益アリシ片ハ仕払フコトノ特約ヲモ致置キタシ、大略取調ノ結果ハ右ノ如シ、就テ一ツ仕事ヲ増シ多少面倒アルトスルモ熟レノ点ヨリ考フルモ先々此業ハ成算アリテ損失ハアル間敷ト思ハル、ヨリ、着手シ見ントノ御思召アラハ其積リニテ返答可致、尤モ談判ノ政略上ヨリモ亦事实上ヨリモ結局ノ去就ハ同族会決議後トスレモ、先十五ヶ年賦利子三分五厘カ四分位ヨリ談合致シ試ムヘキ哉云々陳述ア

## 管理部會議録

リ、彼は協議ノ末兎ニ角年賦利子等ノ談判相試ミ可然ト決ス  
右ノ外熟練ナル職工三拾名程引留メアルヲ、及些少ノ器械買  
入代一、二口滞リ居ルヲ及工場修繕ノヲ等併セテ陳述アリタ  
リ

## 一三井呉服店共用費ニ関スル件

朝吹理事曰ク、三井呉服店ハ他商店全様共用費ヲ納付スルモ  
管理部理事書記等ノ給料、勤務補助費等ノ外関係尤少ク、就  
テハ電燈ノ分配ヲ願ヒ、之ニテ相殺ト見テ満足スル積リナリ  
シ処、或ハ自營電燈ヲ廢セラル、ヤノ噂アリ、果シテ然ラハ  
共用費免除アリタシト申出タリ、尤モ電燈ハ逆モ廢スルヲヲ  
得サルモ、兎ニ角外商店並ハ聊力負担ニ過クル如クニ付、先  
半減トシテハ如何云々陳述アリテ、半減可然ト決ス  
一 鉾山会社提出、齋間貞之丞死去ニ付特別恩給給与ノ件  
本案ハ左ノ通り修正可決ス

一金貳千円也

特別恩給金給与高

外ニ

一金五百円也

鉾山会社ヨリ支給高

当会社三池炭礦工務員補助亡齋間貞之丞、万田坑開鑿工事中  
特別ノ功勞ニ対シ、特ニ金五百円支給ス

以上

七月廿八日(火曜日) 重役会後第參拾壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

## 協議要項

一 銀行提出、田宮善次郎微罰案

可決

一 全 “ 川上熊吉微罰案

可決

一 全 “ 支店長任免ノ件

可決

一 物産会社提出、綿花販売主店綿花先買認可ノ件

可決

一 全 “ 大野市太郎外名辞令案

可決

一 呉服店提出、本店々頭摸様替工事費支出ノ件

可決

一 呉服店提出、共用費納付割合半減ノ件

可決

一 本案ハ前回ニ於テ朝吹理事ヨリ發議アリシ処、更ニ呉服店ヨ  
リ提案アリテ可決ス

以上

七月三十一日(金曜日) 午后一時半第參拾貳回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

## 協議要項

## 一 罷役内規制定ノ件

第一条 使用人ヲ罷役トナス場合ハ此内規ニ準拠ス

第二条 罷役期限ハ滿十二ヶ月トシ罷役申渡タル当日ヨリ起算ス、滿十二ヶ月ヲ経過シタル時ハ当然解雇セラレタルモノトス

第三条 勤続年数滿五ヶ年以上ニ達シ且ツ相当ノ功勞アル使用人ニアラサレハ罷役トナスコトヲ得ス

第四条 罷役ノ者ハ罷役期限内罷役申渡サレタル当時ノ月給金額ヲ向フ三ヶ月間支給シ、三ヶ月以後ハ尚九ヶ月間罷役申渡シタル当時ノ月給式分ノ一ヲ支給ス

第五条 罷役ノ者他ノ事業ニ従事スル時ハ罷役期限滿了ト見做シ第四条ノ支給ヲ停止ス

但情状ニ由リ特ニ全部若クハ其幾分ノ支給ヲ継続スルコトアルベシ、而シテ其支給期限ハ第二条ニ定メタル十二ヶ月以内タルコトヲ要ス

第六条 罷職期限内タリテ都合ニ依リ又ハ本人ノ願ニ依リ解雇スルコトアルベシ

## 附則

第七条 都合上無給罷役申渡シタル者ハ本則ヲ適用セズ

第八条 本則実施ノ時ニ於テ現ニ罷役中ノ者ハ本則ヲ適用セズ

第九条 罷役給ノ支給方法ニ付本則ニ規定ナキモノハ總テ給料規則ニ拠ル

第十条 罷役者他ノ事業ニ就クトキハ其旨社長へ届出サスベシ

右ノ通り協定相成タリ

朝吹理事陳述

一 後藤毛織物製造所ニ関スル件

後藤毛織物製造所ノ件ニ付三菱豊川氏ヨリ返辭アリ、其大要ハ未タ三菱全体ノ決定ハ不致モ、銀行ノ重役會ニテハ三ヶ年置据都合十五ヶ年賦トシ、利子ハ五分、債権額四拾五万円ト認メラレタシ、元四拾參万円ナリシモ其後登記其他ニテ殆ント三万円相増シ、都合四拾六万円近クナリシヲ以テ四拾五万円ノ一ニ願ヒ度、何ヤラ掛引ヲ申出ス様ニテ心苦敷存スレモ宜敷御承知有之度云々申越シタリ、此前御協議ヲ乞フ片申サ、リシカ、三菱ノ債権ニ対シ着手早々年賦ヲ支出スルハ困難ト考ヘ、三ヶ年据置キ爾後十二ヶ年賦ニテ弁済ノ一ニ話シタルニ、是ヲ承諾シタル訳ナリ、而シテ先頃高辻技師ニ工場ヲ実見セシメシニ、器械ノ僅カ一部分ニ損所アルモ先概シテ行届キ居リ、引水ニ五拾円、排水ニ貳百五拾円程ノ支払ヲ要スルモ此辺モ都合能ク計画シアリト報シタリ、依テ三菱ヘハ次ノ週間に確答スル旨申置キタリ云々陳述、種々協議アリタレテ決議ニ至ラス

右ノ外器械ニ於テ久保田ノ八、九千円ノ口ト横浜西洋人ヨリ三千円ノ口トアリ、此三千円ハ千円ニ直引談判セシモ先方ニテ八千五百円ニ引取り呉レト申ス、ツマリ此機械ハ買取ラ

ザルヘカラサルヘシト述ヘラレタリ  
以上

八月四日（火曜日） 重役会後第參拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井兼之助印)

○(三井得右衛門印)

○(花押)(益田孝)

○(自署)(岡塚磨)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、新嘉坡支店ヘ石炭貳千屯先買認可ノ件

一三井營業店使用人給料規則修正ノ件

一罷役内規制定ノ件

可決

可決

重役会決議ノ通り第十二条中「十二ヶ月」ヲ「十三ヶ月」トシ、「当日」ヨリヲ「翌月」ヨリトシ、第四条「九ヶ月」ヲ「十ヶ月」トシ、第五条但書中「十二ヶ月」ヲ「十三ヶ月」ト修正可決ス（本内規各条ハ七月三十一日議事録ニ記載シアルヲ以テ之ヲ略ス）

以上

八月七日（金曜日） 午後一時半第參拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井兼之助印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

(花押)(益田孝)

(自署)(岡塚磨)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一銀行提出、小出収外四名増給ノ件

一全々 京釜鐵道社債応募ノ件

可決

本案ニ関シ益田專務理事陳述ノ大要ニ曰ク、此京釜鐵道ノ如キハ純然タル國家事業ナレハ宜シク政府ニ於テ保証スヘシ、若シ政府ニテ差支アルトノナレハ、日本銀行力左ナクハ正金銀行杯ニ於テ保証ノ上募集ニ着手スヘキモノナリ、日本銀行ハ常ニ一般銀行ニ向テ、預金者ニ不安ノ念ヲ生セサラシムルコトヲ警戒スルニモ拘ハラズ、一朝事アル片ハ直チニ飛消スル此社債ニ対シ、今回ノ如キ勧誘アルハ平日ノ行為ニ似合ハス、政府、日本銀行共自ら責任ヲ免カレントスル次第ニテ正當ノ行為ト云ヒ難シ、既ニ自分一個ノ意見トシテ当路ノ人杯ニハ其不都合ヲ極言シタリ、三菱銀行ノ之ヲ跳付ケタルハ尤ノ次第ニテ、三菱ノ何トナク世間ヨリ重キヲ置カル、モ畢竟条理ニ戻リタルコトハ、縦シ政府ナリ日本銀行ナリ何レヨリ勸誘アルモ心セスト云フ如キ体度アルニ依ルナルベシ、仮令三菱銀行ガ跳付ケサルモ三井銀行ニ於テハ之ヲ謝絶シタシ、況シテ三菱カ応募セザル今日ハ共ニ心セサルコトニ致シ差支ナカ

ルベシ、斯ル場合ニ輒ク之ニ応スル片ハ、世間ニ於テ何か三井ニ於テハ日本銀行等ニ対シ弱点アルヨリ理否ニ拘ハラス承諾アルカノ如ク或ハ想ハレンモ計リ難シ、最早当方ニ於テモ儼然タル体度ヲ執ル方可然ト存スルモ、若シ之ヲ謝絶セバ募集進行上ニ頓挫ヲ来スヘクシテ山本總裁カ甚迷惑ナル場合ニ立至ル等彼是ノ斟酌アリテ不得已モノトスレハ、三井銀行ヨリ断ルモ三井八郎右衛門名義ニテ特別營業準備金ヲ以テ提案通り式拾万円丈ケ応募シ、一面ニハ銀行以外出資ノ途アルヲ世間ニ知ラシメ、他面ニハ銀行方針ノ確實ナルヲ預金者ニ知ラシメ、条理ヲ貫徹スルト同時ニ總裁ノ意ヲ充タシ理誼共ニ全フスルノ含ミヲ以テ、同總裁ト特別ノ間柄ナル朝吹理事ヲシテ談判セシムルヲニ致シテハ如何云々陳述アリ、協議ノ末可然ト決セリ

以上

八月十一日（火曜日） 重役会後第參拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井菱之助印)

○(三井得右衛門印) (白署)(田塚勝)

○(有賀長文印) (花押)(益田孝)

○(朝吹英二印) ○(早川千吉郎印)

協議要項

一物産会社提出、堀内明三郎日本フランネル会社取締役兼任ノ件

大阪支店勤務堀内明三郎日本フランネル製造株式会社取締役兼任ノ義認可致度ヲ

理由

当社ハ日本フランネル製造株式会社ノ大株主ニ有之、且同社ヘノ原料供給并同社ノ製品一手販売引受ノ關係モ有之、従來同社ノ取締役タリシ堀内明三郎ヲシテ、依然其職ニ居ラシムルヲ当社ニ採リテ便宜不尠候間、本文ノ義認可致度次第第二御座候

追テ本人ハ昨年二月以来当社ヲ罷役トシ、右フランネル会社ノ用務ニ専從セシメ居リタルモ、這回井上静雄氏ヲ該社ノ専務取締役トシ堀内ニハ復職申付ケタルモ、尚同人ノ取締役ハ継続就任セシメ置度義ニ有之候

(別紙大阪支店長來状及堀内何書略之)

一鉾山会社提出、本店特別旅費規則改正ノ件 可決

以上

八月十八日（火曜日） 重役会後第參拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井得右衛門印)

○(三井菱之助印) ○(有賀長文印)

(花押)(益田孝) ○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

## 管理部會議録

## 協議要項

- 一 呉服店提出、使用人身元保証金規則中修正ノ件 可決  
 一 重役会提出、喜寶会へ寄附ノ件 可決  
 一 重役会提出、東宮御慶事奉祝会へ寄附ノ件 可決  
 以上

九月一日(火曜日) 第參拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印)

○三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

(自署)(岡塚啓)

○(早川千吉郎印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井發之助印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英一印)

## 協議要項

- 一 銀行提出、大坂商船株式会社々債引受ノ件 可決  
 一 呉服店提出、全店契約中修正ノ件 可決  
 一 鉾山会社提出、青森鉄山ノ件 可決  
 一 岸敬二郎高崎電気株式会社顧問技師承認ノ件 可決  
 芝浦製作所 岸 敬二郎  
 電氣主任  
 右岸敬二郎へ今回高崎電気株式会社ヨリ顧問技師嘱託致度旨  
 申参り候ニ付御承認ノ義大田黒主事ヨリ伺出候、然ルニ芝浦  
 製作所ト同会社トハ營業上少ナカラサル關係モ有之、当方ノ  
 便益トモ相成候次第ニ付、伺出ノ通り御承認相成候様致度事

(別紙大田黒主事伺書略之)

一 銀行提出、王子製紙株式会社ニ対スル貸金拒絶ノ件 可決  
 別紙王子製紙会社ノ申込ニ係ル新規貸金貳拾万円ハ之ヲ拒絶  
 ス、其理由左ノ如シ  
 従来王子製紙会社ニ対シテハ当行ハ其事業ノ發達ヲ企図シテ  
 内外擁護ノ事ニ勉メ、資金供給ノ如キモ年ト共ニ累加シ、旧  
 臘ニ及ンデハ固定貸実ニ百參拾八万円ノ巨額ニ達スルニ至レ  
 リ、而シテ過般同会社整理ノ議起ルヤ、一面ニハ大株主トシ  
 テ深ク同社事業ノ前途ヲ考慮シ、且全社重役ノ提出ニ係ル所  
 謂行政整理案ナルモノニ信賴シテ、旧株ノ切下及ヒ新株ノ募  
 集ニ贊同シ自カラ進ンテ新株參万株ヲ引受ケ、固定貸金百參  
 拾八万円ノ外ニ貳貳万円ヲ加ヘテ以テ之ガ計算ヲ了セシメタ  
 ルヲ以テ、今ヤ当行ハ百貳拾萬余円ノ旧株ヲ參拾万円ニ切り  
 下ケタルモノト、拾貳万円ヲ新ニ支出シテ百五拾万円ノ新株  
 ニ応シタルモノト併セテ共ニ、無利息ノ一大資金ヲ同会社ニ  
 投シタルノ姿トナレリ  
 然ルニ今復タ全社ヨリ貳拾万円ノ新規貸出ヲ申込ミ来レリ、  
 而シテ此支途ヲ案スレハ是亦固定ノ貸出タルヲ免レザルベク  
 当行ノ營業上到底此ノ申込ニ応スルヲ許サザルモノアルヲ以  
 テ、此際断然之ヲ謝絶スルノ外良策ナキヲ信スルモノナリ  
 然レハ本案ハ其關係重大ナルモノアルヲ以テ、特ニ御評議相  
 仰候也 (別紙全会社書類調査ノ概要、表類及説明書等略之)  
 本件ニ就キ朝吹理事ノ發議、益田専務理事等陳述ノ大要ハ氣

田ノ復旧工事、バラ流シ等計画ノ費用トシテ拾万円貸与スルヲ本案ノ如ク銀行ニ於テ拒絶スルハ至当ノコトナリ、然シ今若シ之ヲ見捨ルトスルモ当方ノ損害ハ実ニ莫大ノコトナレハ猶取調ヲ要スヘシ、無理ナカラ彼是差繰リ切詰メ以テ当方ヨリ拾五万円ノ融通ヲ得バ、氣田ノミニテ凡四万七千円ノ利益予算アリテ二年ニハ償却シ得ルトノ趣、是迄高辻、吉川等ノ技士ニ於テ流石ニ十分取調ヘシテ故、種々取糺シ見タルニ大体相違ナキ様察セラレ、殊ニ目下明治生命保險、第一銀行等ヨリノ負債四拾余万円アルモ製紙、材料等ニテ此負債額ハ〔今年末仕払フヘキ分ハ〕償フテ余リアルベシ、精細ノ見当ハ立チ難キモ先此拾五万円ハ全ク損失ニハナラザルヘシト信スレバ、弥之ヲ支出スルニハ仮命素人ノ実見差シタル利益ハナカルヘキモ、團理事ニモ繰合セラ頼ミ、明日カ明後日ニモ中部、氣田等へ出張、共ニ実見シタル上ニテ万一ニハ寧ろ廢棄スルコトヲ申出ルヤモ難計モ、今一応貸付シテ此社ノ改善ヲ謀ルノ必要アリト認ムレハ、名義等ハ何トカ可相成ニ付同族会ヨリ特別營業準備金ヲ以テ御支出ヲ仰クコトニ至ラン、兎ニ角其辺ノ御意見何度ト陳述アリテ、彼是協議ノ末早速益田、團、朝吹理事共ニ出張実視可然ト決シタリ

益田專務理事發議

一 汽船買入ニ関スル件

益田專務理事發議ノ大要ハ汽船有明丸ハ大分古朽ニ傾キタルヲ以テ之ニ代ルヘキ船船買入度存シ居リタル処、五年前英國

ノ製造ニ係ル六千噸ノペンブロックシャート云フ汽船ハ上海ニ於テ衝突シ破損シタルヲ、香港ニテ修繕シ目下四拾式万円ナレハ売却スルトノコト、此ノ姉妹船ハ郵船会社ニ於テ既ニ五拾万円ニ買入レタリ、此ペンブロックシャア号ハ劍山丸ヨリ総テノ点ニ於テ優リ居ルヲ以テ、香港ノ犬塚杯ハ頻ニ買入方ヲ申来リ四拾万円ナレハ手ニ入ルヘシトノコトナリ、依テ当方ハ參拾七万五千元ニテ買取ルヘキ旨申遣シタリ、此価ニテハ買入六ヶ敷ト存スレバ、若シ折価シ来レハ買入ルコト可相成ニ付此儀予メ御聞置願度、尤モ船船積立金之レアルニ付金融ニハ差支無之云々陳述アリテ、買入可然ト決ス。

以上

九月十日（金曜日） 第參拾八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印

○三井得右衛門印

（花押）（益田孝）

○（朝吹英二印）

○三井養之助印

○三井八郎次郎印

（自署）（團琢磨）

○（早川千吉郎印）

協議要項

一 銀行提出、土地建物売却ノ件

日本橋区新右衛門町十六、十七番地

一 宅地三百五拾九坪五合八夕

全地上建物

可決

## 管理部會議錄

一木造建物 六棟 此建坪百八拾貳坪四合三夕

内二階建 百七拾五坪七合六夕

外二付属廊下金庫暖房器等一式付

同樽正町二、三番地ノ内

一空地約百五十坪

此現代価五万八千九拾貳円

此売却代価五万八千円以上

(樽正町二、三番地ノ内空地百五拾坪分ハ実測ヲ遂ケタル上

取引スルモノトシテ、平均売価土地一坪ハ六十一円二当リ

建物延坪一坪ハ七十五円ニ該当ス)

右地所建物今般設立アリタル日本書籍株式会社ヨリ買受度旨

申込有之候ニ付商議相試ミ候処、前記金額迄買進ミ来リ候、

右ハ相当価格ニモ有之候間、此際売却スルヲト致度

備考 現在無収入

(別紙図面略之)

追加

日本橋区樽正町二、三番地ノ内

一宅地五拾八坪七夕五才

此売増代金參千円也

昨十日付ヲ以テ日本橋区新右衛門町十六、十七番地并ニ全地上所在建物ト共ニ、同区樽正町二、三番地ノ内空地百五十坪ヲ合セテ日本書籍株式会社へ代金五万八千円以上ニテ売却ノ件回議提出致置キ、其後樽正町二、三番地ノ土地ヲ実測致候処、前議百五拾坪ノ外尚廿六坪八合七夕五才ノ空地ト三拾壹

坪二合ノ貸地、即チ五拾八坪七夕五才ヲモ包括シテ此際売却

スルヲ処分上ニ於テ好都合ナルヲ以テ、尚売増ノ交渉相試ミ

候処、右代金トシテ參千円ヲ増シ結局新右衛門町地所家屋ト

合セ六万壹千円ヲ以テ買受クルヲニ承諾ノ模様相見ヘ申候、

就テハ前頭ノ通り売増ノ義御認可相成度コト

(別紙図面略之)

一各營業店契約修正ノ件

各營業店契約ヲ別紙ノ通り修正相成可然哉

理由

可決

各營業店契約第四章中条文三不鈞合ノ箇所アルヲ以テ、第二

十六條(銀行ハ第二十五條)以下ヲ修正スルト全時ニ、第四

十七條(銀行ハ第四十六條)ハ契約中別ニ必要ナキモノト認

メラル、ニ付削除ノ

改正条項

各營業店契約中、第四章 役員ノ部

第二十六條(銀行ハ第二十五條)中「一名若クハ若干名」ノ

八字ヲ削除シ全條二項中「数名」トアルヲ「二名以上」ト改

ム

第二十七條(銀行ハ第二十六條)代理ノ次ニ「シ専務理事ナ

キ時ハ理事之ヲ代理」ノ十五字ヲ加フ

第二十八條(銀行ハ第二十七條)二項中「専務理事ノ外理事

ヲ置ク場合ニ於テ」ノ十九字ヲ削除シ其職務ノ分掌以下ヲ本

條末ニ加フ

## 第六章 會計ノ部

第四十七條（銀行ハ第四十七條）全文削除

## 第七章 解散ノ部

第四十八條（銀行ハ第四十七條）ヲ第四十七條（銀行ハ第四十六條）トシ以下順次繰下リ

## 一 銀行提出、土地建物管理契約ノ件

今般当行所有土地建物ノ管理ヲ岩崎一氏ニ委託スルニ就テハ別紙ノ通り契約為致度候也

合名会社三井銀行ハ其所有ノ土地建物ヲ岩崎一ニ託シ管理セシムルニ付契約ヲ為スヲ左ノ如シ

一、合名会社三井銀行ハ別紙記載ノ土地建物ヲ岩崎一ニ寄託シテ其管理ヲ為サシム

二、岩崎一ノ担当スル管理事項ハ左ノ如シ

- (1) 寄託物件ニ対スル賃貸料及敷金ヲ徴収スルヲ
- (2) 寄託物件ノ貸付又ハ引取ニ関シ周旋ヲ為スコト
- (3) 寄託物件ノ保存改善及利益ニ関シテ周密ナル注意ヲ為スヲ

(4) 賃貸料又賃貸借契約ノ変更ハ寄託者ノ指図ニ依リ若クハ其同意ヲ得ヘキコト

(5) 寄託者カ寄託物件ニ対シ土木工事ヲ起シ又ハ修繕ヲ為ストキハ其工事監督ヲ為スヲ

(6) 新ナル貸付又ハ賃借人ノ異動ハ其都度報告スヘキヲ、但シ其貸付ハ新規ト継続トニ別チ総テ寄託者ノ同意ヲ經

ルヲ要ス

(7) 訴訟、登記、給水等ノ事項ニ関シ、其手続ヲ代弁スルヲ

(8) 寄託物所在ノ毎区ニ市ノ命ニ依ル管理人及納税代納人ヲ置キ、官公衙ニ対スル一切ノ事項ヲ代弁スルヲ

(9) 左ノ個所ニ差配所ヲ置キ、居住人戸籍ニ関スル事項及普通差配事務ヲ担当セシムルヲ

小石川区 麴町区 神田区 深川区 芝区

(10) 寄託者ノ指図ニ随ヒ寄託物ノ測量及図面ノ調製ヲ為スヲ

(11) 管理事項中一定ノ報告例アルモノ、外、重要ト認ムル取扱事件ヲ隨時寄託者ニ報告スヘキヲ

(12) 右ノ外普通管理事務ニ関スルヲ

三、受託者ハ寄託者ノ指定ニ従ヒ左記帳簿及図面ヲ製作シ、受託物ノ管理及勘定ヲ明瞭ナラシムヘシ

- |            |              |
|------------|--------------|
| (1) 土地建物合帳 | (2) 土地建物貸付元帳 |
| (3) 敷金記入帳  | (4) 賃貸料整理帳   |
| (5) 日記帳    | (6) 土地建物図面   |

(7) 土地建物貸付図面

四、受託者ハ左記報告書類ヲ寄託者ニ提出スベシ

(1) 滞賃貸料明細表

(2) 管理事項ノ大要及土地建物ニ関スル世間ノ状況

以上翌月五日程提出

## 管理部会議録

- (3) 寄託物件評価調  
(4) 寄託物件管理報告書  
以上毎半期後五日限り提出ノコト
- 五、賃貸証書式ハ寄託者指定ノモノヲ使用スヘシ  
六、借地借家人ヨリ徴求シタル証書類ハ総テ寄託者ニ於テ保  
管スヘキモノトス  
七、受託者ト寄託物ノ賃貸料徴集ニ付予メ受領証ヲ作製シ、  
寄託者ノ捺印ヲ求ムベシ  
八、受託者ハ寄託者ノ承諾ヲ經スシテ金高參拾円以下ノ修繕  
工事ヲ執行スルコトヲ得、但此場合ハ勘定期日毎ニ取纏メ計  
算書ヲ附シ事由報告スベシ  
九、寄託物件ニ対スル收支ハ毎月十日二十日及末日ノ三回ニ  
証書類ヲ添ヘテ清算スルコトヲ要ス、但休日ニ当ル片ハ其  
前日ヲ以テ期日トス  
十、寄託物件ニ関スル支払ニ付清算期日ニ從ヒ難キ場合ハ受  
託者ハ寄託者ニ対シテ臨時請求スルコトヲ得  
十一、受託者ハ保証金トシテ現金壹万円又ハ之ニ相当スル有  
価証券ヲ寄託者ニ提供スヘシ、但シ現金ニ対シテハ寄託者  
ハ三井銀行本店定期預金ト全額ノ利息ヲ附スヘシ  
前項ノ保証金ハ受託者ノ懈怠又ハ不注意ニ因リ寄託物件ニ  
損害ヲ及シタルトキノ補償又ハ受託者ガ寄託者ニ対シ負担  
スル債務ノ支払ニ充当スルモノトス  
十二、受託者ニ於テ寄託物件ノ売却ヲ紹介シタルトキハ寄託  
者ハ、手当トシテ其売却代金壹万円以上ニ対シテハ千分ノ  
二十、壹万円以下ニ対シテハ千分ノ二十五ヲ給付スヘシ  
十三、寄託者ハ受託者ニ対シテ第二項ニ定ムル管理ノ報酬トシ  
テ左ノ通り給付スヘシ  
但報酬額ハ受託者協議ノ上何時ニテモ変更スルコトヲ得  
(1) 寄託地内ヨリ生スル雑収入  
但物品売却前売却代金予算書ヲ作り寄託者ノ同意ヲ經  
ルコトヲ要ス  
(2) 当分ノ内前号雑収入金ト合計シテ一ヶ年七千円ニ達ス  
ル金額  
但明治卅六年分管料ハ年額七千円ノ月割ヲ以テ毎月  
末支給ス  
十四、前項管理料中ノ金銭ハ毎年六月、十二月ノ兩度折半シ  
テ支払フモノトス  
十五、寄託者ハ何時ニテモ寄託物管理ニ関スル検査ヲ為スコ  
トヲ得  
十六、本契約ハ六ヶ月前ノ予告ヲ以テ双方ヨリ何時ニテモ解  
除スルコトヲ得  
十七、寄託者又ハ受託者ニ於テ契約事項ニ違背シタルトキハ  
相手方ハ何時ニテモ本契約ヲ解除スルコトヲ得  
十八、契約解除ノトキハ第三項ノ帳簿図面ハ無償ニテ寄託者  
ニ引渡スベシ

(別紙添付書類略之)

明治三十六年度売却高 五、六二五、五三一  
全 三十七年度売却予算 五、〇六八、四〇〇

右案ニ対シ朝吹理事附箋

敷金ノ保管者ハ誰ナルカ全文ヲ通覽シテ明了ヲ欠クノ感アリ  
敷金ハ寄託者ニ於テ保管シ、之ニ対シテ相当ノ利息ヲ受託者  
ニ支払フコト最穩当ナル方法ニ非ルカ、何トナレハ三十六年末  
日ノ地所係ヨリノ預金尙万四十余円ナリ、此内ニハ受負保証  
金ヲ含ムトスルモ大部分ハ敷金ナルヘシ、此敷金ハ賃貸料ノ  
保証トシテ金尙万四八少ナキニ失スレハナリ  
報酬額トシテ一定額ヲ与フルハ受託者ヲ督励スル所以ノモノ  
ニ非ス、純益ニ対シ相当ノ歩合ヲ与フル方寧ロ寄託者ノ利益  
ニ非ルカ

益田専務理事發議

本案土地建物管理契約ノ件、雜收入中下肥料一ヶ年五千円ト  
仮定シ、其以上ノ収入アル片ハ寄託者受託者双方ニ折半スル  
コトニ致シテハ如何云々陳述アリテ、可然ト内決ス  
以上

九月十五日(火曜日) 第參拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

(自署)(岡塚啓)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一物産会社提出、輸出米參千屯ヲ限り先売ノ件 可決  
一鉦山会社提出、三池炭礦水攪機拡張費ノ件 可決  
以上

九月十八日(金曜日) 第四拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(岡塚啓)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一銀行提出、小野浜倉庫敷地建物一部売却ノ件 可決  
予テ神戸港海陸聯絡鉄道敷地トシテ、小野浜倉庫ノ敷地及建  
物ノ一部収用ノ儀其筋ヨリ協議有之、爾來十分ノ交渉ヲ相累  
ネ候処、別紙金額迄ハ買上可申趣ニ有之、價格相当ト相認メ  
申候間、此際売却ノ協議ニ応シ度  
一金式万九千六百七拾四円八拾錢也

敷地式百四坪式合一夕

但尙坪ニ付百四拾五円參拾壹錢ノ割

一金尙万九千八百五拾七円六拾錢也 西上屋移転補償金

但亜鉛葺木造平家建五百六拾四坪八合五夕二才

## 管理部會議録

壹坪ニ付參拾五円拾五銭ノ割  
一金貳千五百円也 棧橋改築補償金

合計金五万貳千參拾貳円四拾銭也

(別紙小野浜倉庫主任伺書及図面略之)

一物産会社提出、汽船購入ノ件

可決

ゼンキンス氏所有ニ係リ目下香港ノ船渠ニ入渠修繕中ノ「ペンブローシャヤア」号ヲ修繕完成ロイドA.1合格ノ条件ニテ英貨參万四千五百磅ヲ以テ購入致度

理由

石炭商売拡張ノ結果船舶ノ需要益々多キヲ致シ、社船ノ外毎年多数ノ雇船ヲ為シテ其用ヲ充タシツ、アルモ、爪哇、ラーシヨニア일랜드其他米國等遠洋航海ニ要スル船舶ノ需要増加シ在来ノ社船ノミニテハ不便利渺ナカラス候、然ルニ目下ハ船価割合ニ低廉ノ時ナレハ、此際一艘購入ノ上右ノ不便ヲ避ケ商売拡張ノ機關ニ供シ度、幸ヒ別紙明細書記載ノ「ペンブロークシャヤア」号ハ其構造石炭其他ノ貨物搭載ニ適スルノミナラス、本船過般上海沖ニ於テ坐礁、目下香港船渠ニ於テ修繕ニ係リ、船主ニ於テ売却ヲ望ミ居リ候等ノ關係ヨリ、英貨參万四千五百磅ノ廉価ヲ以テ手ニ入り候間之ヲ購入致度、我社劍山丸船長并機關長ノ実見報告ニ依レハ、船ノ構造并便益等ノ点凡ソ劍山丸ヨリ一步ヲ擯ンデ居リ候趣ニ御座候  
尚本船ハ凡ソ費額參千五百磅ヲ投シテ「デープタンク」等ヲ取付ケ、要部ノ改造ヲ為セハ航海奨励法ニ合格可致見込ニ御

座候、夫等必要ノ修繕加工費等ハ船舶積立金(現在百貳拾七万四千〇五拾貳円貳拾四銭)ノ内ヲ以テ支出致度候

英国汽船ペンブロークシャヤ号明細

一船名 Penbrokershire

一船質 鋼

一推進器 単螺旋 綱具装置スクーナ

一噸数 総噸数四、二九四噸 甲板下四、〇六四噸

登簿二、七六七噸

一尺度 長三六〇呎 幅四八呎壹吋 深二八呎三吋

全メイソ 二〇呎五吋

一甲板 式 支柱壁 六 水艙 貳

一式重底 船尾一六呎

一汽機 參聯成 汽罐 筒形三個

一汽筒 三個 徑二六吋 四二吋半 六九吋半 行長四五吋

一公称馬力 三五四馬力 汽圧一八〇封度

一製造年月 船体一九〇一年八月 サンダーランド造船会社

汽機汽罐全年十一月ノースイノスタルエンドエ

ンデニアリングコムパニー

積量七千屯 内 荷物六、四〇〇屯

燃料 六〇〇屯ノ見込

以上

本船ハ万田山丸ト命名ノ一ニ決議ス

九月十九日（土曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決  
判ヲ取リタリ

會員 ○(三井三郎助印)

(自署)(函塚啓)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 物産会社提出、寺島昇四日市商業會議所特別議員就任認可ノ件

可決

寺島昇(名古屋支店長) 此度四日市商業會議所特別議員ニ推

選セラレ候ニ就テハ、就任ノ義認可致度

先般同人義名古屋商業會議所特別議員ニ推選セラレタル場合

ニハ、就任ノ義認可致シ候 (別紙寺島支店長伺書略之)

以上

九月二十二日(火曜日) 重役会後第四拾壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

(自署)(函塚啓)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 銀行提出、麴町区中六番町市街宅地及建物買入ノ件 可決

一 物産会社提出、函館仲浜町所在ノ煉瓦倉庫売却ノ件 可決

一 物産会社提出、香港支店隣寸先買高増加ノ件 可決  
以上

九月二十九日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ  
決判ヲ取リタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(自署)(函塚啓)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 銀行提出、罷役木村永世暇及慰勞金給与ノ件

一 銀行提出、上柳清助暇及慰勞金給与ノ件

右二件暇ハ可決、慰勞金ハ未決

一 銀行提出、池田成彬外三名辞令案 可決

以上

九月三十日(水曜日) 午後一時半臨時第四拾貳回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 物産会社提出、益田英作氏へ用務囑托ノ件 可決

一全 “ 山口俊太郎、益田英作両氏暹羅出張ノ件 可決

益田専務理事発議

一王子製紙会社へノ貸金ニ関スル件

益田専務理事発議ノ大要ハ王子製紙会社ヨリ貸金出願アリシニ付、此程團、朝吹理事等ト共ニ実地ニ就キ見モシ聞モシタル処、中部ハ水力不足ニテ<sup>(バ)</sup>ポルブラ充分ニ製スル能ハス、即チ不具ノ工場ト申スベク、之ヲ増ス為ニ多分ノ費用ヲ投シテ隧道ヲ今一ツ掘ルコナレハ格別其他ニハ何タル考案ナキモ、只僅カニ新案トモ申スヘキコトハ吉川技士取調ノ積リナリ、若シ都合能ク參レハ六万円程ノ利益ヲ生スヘシ、氣田ノ方ハ最初ヨリ規模小ニシテ水力僅ニ六、七百馬力、殊ニ機械不足ニテ是亦不具ノ工場ト云ハサルヲ得ス、全所ハ中部ト異リ製紙種類甚多ク新聞紙、紡績糸包紙、燐寸箱用紙等種々ノ紙類ヲ製シ居レリ、元來此工場ハ王子ノ古機械ヲ利用セシモノ故此度モ亦王子ノ機械ヲ以テ補フ見込ノ処、斯クシテハ却テ費用増加シ利益ナキコトヲ發見シ、新規ニ補足スルコトシ段々予算ヲ立テ見ルト尙万八千円ノ利益ヲ參万八千円位ニ増スコトモ出來、中部ニ比シ薪モ安ク材料モ廉ニシテ且平坦ノ地モ相應ニアリ、随テ米モ出來、物価賃銀共ニ安キ所故一時ハ大ニ利益アリシ、爾來モ断エス相当ノ利益アリ、今回ノ如キ山崩レ等ナケレハ將來モ有利ノ所ナレハ今之ヲ放棄スルニ忍ヒス、且吉川技士モ山崩レノ虞ハ今後容易ニナシト申セリ、依テ此調書ノ如ク前予算ノ拾貳万八千円ニ參万貳千円ヲ増加スレハ、參

万八千円ヨリ四万円位ノ利益ハ確カナルカ如シ、加之会社ノ損失打続クコトテ、職員技士等皆熱心従事致シ居ルヲ以テ今更之ヲ見捨テ難シ、抑此予算増加ヲ生セシハ最初ノ分水害早々ノ調査ニ係ルモノニテ、土木ニ関スルモノ、如キハ殊ニ不得己モノナルヘシ、尚王子ノ第一工場モ見テ呉レトコナレハ、見分スレハ我等モ亦増シタクナルコトヲ以テ行クコトヲ見合セ居レリ、第一銀行、生命保險会社等ヨリノ負債返却方ハ別ニ三十間堀ノ本社、田端ノ地所等ヲ以テ始末スルコトシ、結局氣田ノ復旧工事ノ予算拾貳万八千円、バラ流シ尙万円、共同販売出金五千円、中部ノグラインダー五千円都合拾五万円計リヲ貸与シ遣ハタシトノ見込ナリシニ予算三万貳千円増加セリ、此ノ分亦前陳ノ如ク不得止モノト存スレハ都合拾八万円御貸与アリタシ、尤モ全会社ニ就テハ顧問モ非常ニ意ヲ注カレ親シク見分モセラレタルコナレハ、大凡ソ此辺ノ意見ニテ同族会ニテ御協議相願ヒ可然乎ト、報告旁發議アリテ可然ト決ス

以上

十月二日(金曜日) 第四拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 罷役木村永世慰勞金ノ件

前回未決中ノ処、可決

一 上柳清助慰勞金ノ件

前回未決中ノ処原案壹万六千円ヲ壹万參千円支給ノトシ、

別ニ当期賞与手当等ハ銀行ニ於テ、適宜給与ノトシ修正決議

一 上柳清助増給ノ件

可決

益田専務理事發議

一 平塚村字戸越ノ地所ニ関スル件

益田専務理事曰ク、次第ニ外國人トノ交際頻繁ニナルニ從ヒ

其接待ノ場所ヲ要スル処、幸ヒ銀行所有ノ平塚村字戸越ニ之

ニ相当スル地所有之、之ヲ其目的ニ使用スル見込ニテ共用費

ヨリ先ツ年々五千円ツ、手入費ヲ出金シ、漸次所用ニ適スル

様致シテハ如何、御賛成アラハ委員ヲ設クルトシ、其委員ニ

ハ、目下御静養中ナルモ凶面ニ依リ大体ハ指揮ヲ仰クトセハ、

御好ノ道ニテ多少ノ御慰ニモ相成敢テ悪シカラスト存スレハ

高保殿ニ御依頼、其補助ニハ其道ニ巧者ナル高橋理事ヲ被成

テハ如何云々陳述アリテ、可然ト決ス

益田、團理事等ノ發議

一 芝浦製作所ニ関スル件

益田、團理事等陳述ノ大要ニ曰ク、芝浦製作所整理ニ就テハ

是迄彼是協議アリシモ、之カ処分未タ確ト決セサルヨリ自然

同所就業者ノ人心ニ好マシカラサル影響モ生スヘク、且建物

ノ修繕器械ノ補足等其儘ニ打捨テ置キ難キ場合ニ立至リ候ニ

付、先日來米國ゼネラル、エレクトリック、コンパニーニ乘

合事業ノ交渉相試ミタルニ、全社ニ於テモ大ニ望ミアル模様

故当方所望ノ条件相定メ紐育物産支店長ヲ以テ協議可為致見

込ナリ、現在全製作所ヘハ同族会ヨリ金貳拾六万余円出資ア

リ、鉾山会社ヨリ拾万參千余円ノ貸金アリ、固定資産ハ參拾

七万七千余円之ヲ時価ニ積ル片ハ多少ノ増加可有之モ、他人

ノ加ハラサル以上ハ今俄ニ価格評定ノ必要ナカルヘキニ付、

当分其儘ニ据置キ、監督上其他ヨリ兎モ角鉾山会社ヨリ分離

シ株式会社トシ、同族会特別營業準備金ヨリ金繰ノ許ス限リ

ニ於テ尚式拾余万円ノ増資有之度モ、若シ鉾山会社ヨリノ貸

金ヲ其儘トシ或ハ銀行ヨリ借入ルノトセハ、其辺ハ如何様

トモ処置相付クヘク、殊ニ別紙改良擴張案甲乙丙トモ何レモ

俄ニ其全額ヲ支出スル必要モナキト故、差当リ全所ノ利益ヲ

以テ之ニ充ツルトヲ許サレ、乗合事業ノ成否ニ関セス先ツ全

所ヲ株式会社組織トシ資本金ヲ壹百万円、払込ヲ五拾万円ト

シ、同族又ハ当方都合ノ者ヲ株主名義ニスルコトシ、ゼネラ

ル、エレクトリック、コンパニーヘ交渉スルコトニ致シテハ如

何云々陳述アリテ、種々協議ノ末可然ト決ス

朝吹理事發議

一 王子製紙会社所有名義ノ貸金ニ関スル件

王子製紙会社株ハ養之助殿、得右衛門殿、益田、團、早川理

事自分等ノ名義ニナシ、銀行ヨリ其金高百六拾余万円ヲ借り

居ル表面ナルニ付、万一大藏省官吏ノ検査アリタル時ハ不都

## 管理部會議録

合ナルヘキニ付、銀行ヨリ右金額百六拾万円ヲ同族会事務局  
 ヘ貸金名義トシ、右等株券所有名義人ヨリ其株券ニ委任ヲ添  
 ヘテ、各自名義ノ儘同族会事務局ヘ差出置クヲニ致シテハ如  
 何云々陳述アリテ、彼是協議ノ末可然ト決ス  
 以上

十月五日（月曜日） 三井集会所ニ於テ臨時第四拾四回管理部会  
 ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(朝吹英二印)

## 協議要項

一 銀行提出、波多野理事相互生命保険会社発起人ニ加名ノ件

可決

当行波多野理事今般門野幾之進氏等ノ企画ニ係ル相互生命保  
 險会社発起人ニ加名ノ件、認可致度<sup>一</sup>

以上

十月六日（火曜日） 重役会後第四拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(自署)(団塚啓)

○(三井得右衛門印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

## 協議要項

一 物産会社提出、小田良治懲罰ノ件

可決

以上

十月九日（金曜日） 午後一時半第四拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(団塚啓)

○(早川千吉郎印)

○(朝吹英二印)

## 協議要項

一 銀行提出、早川専務理事東京商業會議所特別議員辞任ノ件

可決

一 銀行提出、罷役岩崎一暇及慰勞金給与ノ件

可決

## 朝吹理事發議

一 王子製紙会社貸金ニ関スル件

王子製紙会社貸金ニ関シ、朝吹理事發議アリ、次テ益田、有

賀、早川理事等陳述アリテ左ノ通り決セリ

一 貸金高拾八万円也

内

一金拾六万円

氣田工場復旧工事費

一金老万円

バラ流費

一金五千元

共同用費

一金五千円

中部工場グラインダー機械費

右ハ前記ノ用途外ニ使用スヘカラサル事

一全会社財産ヲ抵当(或物ハ一番、或物ハ二番)トシテ三井

ヘ差入レヘキ事

一貸金ハ明治三十七年六月迄据置キ六ヶ年以内ニ実行シ得ル

限り、可成短期間二年賦ヲ以テ每期返済スヘキ事

但利子ノ外少クモ每期壹万五千円以上返却スヘキ事

一利子ハ特別ノ恩金ナルヲ以テ年五分ノ割合トスル事

一社債トシテハ利子ノ点ヨリ不都合ニ付借入金トシ、同会社

財産ヲ抵当トスルノ旨意ヲ以テ臨時總會ヲ開キ、誤解ナキ

様十分説明ノ上株主ノ決議ヲ経テ請求アリ度事

以上

以上

十月二十日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覧ニテ決

判ヲ取りタリ

會員〇(三井三郎助印)

〇(三井養之助印)

(自署)(団塚勝)

〇(朝吹英二印)

〇(三井八郎次郎印)

〇(三井得右衛門印)

協議要項

一鉱山会社提出、三池炭礦第十号機関車購入費支出ノ件

可決

一全 " 三池三川村尋常小学校増築費寄附ノ件

一全 " 岸敬二郎川越電気鉄道株式会社顧問技師承認ノ件

可決

十月十三日(火曜日) 重役会後第四拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 〇(三井三郎助印)

(自署)(団塚勝)

〇(三井八郎次郎印)

〇(三井得右衛門印)

〇(三井養之助印)

〇(早川千吉郎印)

〇(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、砂川木挽工場設備補設方ノ件

一全 " 材木運搬用輕便レール購入ノ件

一鉱山会社提出、山野炭礦隣接ノ小礦区買収ノ件

以上

第二付御承認相成度

(別紙大田黒主事伺書略之)

右岸敬二郎へ今回又々川越電気鉄道株式会社ヨリ名譽顧問技

師依頼致度旨申越候、曩ニ高崎電気株式会社顧問技師御承認

相成候前例モ有之、芝浦製作所營業上不尠便宜トモ相成候次

第二付御承認相成度

以上

芝浦製作所  
電気主任

岸 敬二郎

## 管理部會議録

十月二十一日（水曜日） 左記議案へ回答至上急ヲ要スルト、是迄屢々協議ヲ致シタル件ナルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取リタリ

會員〇三井三郎助印

〇三井養之助印

〇三井得右衛門印

〇朝吹英二印

（自署）（田塚鑿）

〇早川千吉郎印

## 協議要項

一後藤毛織物製造所引受ニ関シ、交渉後処分ノ件

本年八月六日同族会ノ内定ニ基キ三菱へ交渉シタル処、其結果左ノ如シ

一、元金八拾五万円ト定ムル事

二、本年八月一日ヨリ十月三十一日迄三菱銀行部力支弁シタル諸経費ハ総テ三菱ニ於テ負担ノ事

三、久保田宗三郎ニ対スル機械代金壹万四千円及本件ニ要シタル費用六千円ハ三井ノ負担タル事

四、元金四拾五万円ニ対スル利子八年四朱トシ、元金ハ三ヶ

年据置キ爾後十ヶ年賦返済ト定ムル事

五、工場引取ニツキ登記料其他ノ経費ハ三井ニ於テ負担ノ事

六、以上ノ要件合意成立セバ十一月一日ヲ以テ三井へ工場ヲ引取ル事

七、三菱銀行部カ工場ノ維持保存ニ付施設シタル水路使用權

其他ハ総テ無償ニテ三井ニ引渡ス事

八、工場ニ現存スル横浜商館ヨリ買入ノ機械（代価凡ソ千五

百円）ノ分ハ此交渉以外タル事

右ニテ引受ケ可然トノ議ナレバ

一、株式会社組織トスル事

一、資本金ヲ八拾万円トシ四割五分ノ払込ミ即チ一株（五十円）

ニ付式拾式円五拾銭ノ払込ミトスル事

一、株主ハ三井養之助、三井得右衛門、三井守之助三氏ヲ可

成加入ノコトシ、且理事一同及寺島昇ヲ株主トスル事

一、役員ハ取締役三名監査役二名トスル事

右ノ通り御決定ノコト

以上

十月二十二日（木曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ

決判ヲ取リタリ

會員〇三井三郎助印

〇三井得右衛門印

〇有賀長文印

〇三井養之助印

（花押）（益田孝）

〇朝吹英二印

## 協議要項

一物産会社提出、名古屋支店長更任ノ件

以上

可決

十月二十三日（金曜日） 第四拾八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

(花押) (益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一元後藤毛織物製造所ヲ株式会社トナスニ付、出資其他準備ニ関スル件 可決

一、元後藤毛織物製造所ヲ株式会社トシ資本金八拾万円、其払込ヲ四割五分即チ金參拾六万円也トス

此内ヨリ

一金貳拾八万參千貳百〇七円六拾八錢也

物産会社貸金貳拾八万參千七百參拾八円七拾錢ヨリ、大阪麻田貸金処分ノ結果五百參拾壹円〇貳錢

ノ入金ヲ差引タル額

一金壹万貳千八百拾八円〇九錢也

銀行貸金

計金貳拾九万六千〇貳拾五円七拾七錢也

之ヲ株金既出ノ分ト見做シテ差引ク片ハ

殘金六万參千九百七拾四円貳拾參錢也

不足

此不足ヲ特別營業準備金ヨリ支出スルコトニ御承認ヲ得ハ是

ニテ払込ヲ了スルニ至ル、此金額ノ用途左ノ如シ

一金六万參千九百七拾四円貳拾參錢也

特別營業準備金ヨリ支出額

内

金貳万円也 久保田宗三郎ニ対スル機械代及其所要額

金千五百円也

横浜商館ヨリ買入機械代

凡 金六千円也

家屋地所登録税不動産価格千分廿五

金千四百四拾円也 株式会社設立登録税払込額ノ千分ノ四凡 金貳万円也 工場其他修繕費予算額

計金四万八千九百四拾円也

差引金壹万五千參拾四円貳拾參錢也

此壹万五千余円ヲ以テ運轉資金ノ一部トシ、其不足分ハ物

産会社又ハ銀行等ヨリ融通補充スルノ見込

右ノ如クシテ營業ヲ開始シ、利益ノ分配方ハ定款ニ於テ之

ヲ定ムベシ

一、元後藤毛織物製造所ヲ品川毛織株式会社ト改称スル事

一、取締役ニ左ノ四名ヲ撰任スルコト

取締役会々長

三井得右衛門

朝吹英二

常務取締役

寺島昇

益田英作

一、監査役ニ左ノ式名ヲ撰任スルコト

渡邊専次郎

臼井喜代松

一、株式所有高ヲ左ノ通り相定ムルコト

一、千五百株

三井養之助

一、千五百株

三井得右衛門

一、千五百株

三井守之助

一、千株

益田孝

一、千株

園 琢磨

管理部會議錄

一、千株 早川千吉郎

一、千株 朝吹英二

一、千株 高橋義雄

一、千株 渡邊專次郎

一、千株 波多野承五郎

一、千株 飯田義一

一、千株 有賀長文

一、千株 寺島昇

一、千株 益田英作

一、五百株 臼井喜代松

右朝吹理事ノ發議ニ基キ同族会ニ提案ノコトニ決ス、尤モ取締役ハ五名以内ノコトニ定款ニ於テ規定スル事

朝吹理事發議

一 貴賓會資金へ追加寄附ニ関スル件

一金巻千円也 追加寄附額

朝吹理事曰ク、貴賓會へハ曩ニ貳千円也共用費ヨリ寄附ノコトニ相成候処、同會員守之助殿ヨリ三菱ヨリ參千円、郵船会社ヨリ五千円寄附ヲ乞フ見積ナルニ、三井ハ貳千円ノ寄附トナルト三菱、郵船之ニ準シテ、ツマリ參千円ハ減少致シ貴賓會ノ財政上影響ヲ及ホスコ少カラス、依テ壹千円追加寄附有之度旨在申出候、尤モ三菱力貳千円、郵船力參千円トノコトニ決スレハ、矢張貳千円ニテ宜シトノコト故、此条件ヲ附シテ追加寄附ノコトニ致度云々陳述アリテ可然ト決ス

以上

十月二十七日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ  
決判ヲ取リタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 物産會社提出、材木先買ノ件

一 全 “ 枕木并木材原料タル立木買入ノ件 可決

以上

十月三十日(金曜日) 第四拾九回管理部會ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(三井養之助印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 銀行提出、罷役田宮善次郎暇及慰勞金給与ノ件 可決

一 全 “ 罷役☆井松太郎暇及慰勞金給与ノ件

慰勞金八千円ニ修正可決

一 全 “ 罷役小出収服及特別手当金給与ノ件 可決

一全 “ 罷役梅田又八暇及慰勞金給与ノ件

明治三十六年十一月一日

東京市日本橋区駿河町壹番地

三井物産合名会社々々長 三井八郎次郎

一全 “ 罷役島田福吉暇及慰勞金給与ノ件 可決

一物産会社提出、藤瀬政次郎謹責案 可決

一全 “ 藤瀬政次郎、吉富璣一罰俸案 可決

一全 “ 三菱会社社長 三井物産会社社長ノ約定証案 可決

一全 “ 三井物産会社社長ノ約定証案 可決

今返品川毛織株式会社力貴会社ヨリ買受ケタル、旧合名会社後藤毛織製造所ノ工場敷地建物并機械類一式(別紙細細書ノ通り)ニ対スル代金ハ、当社ニ於テ直接貴会社ヘ左記ノ通り支払可申事

第一、代金総額ハ金四拾五万円タル事

第二、前項代金ハ来明治三十九年十月三十一日迄向フ參ケ年間据置ノ事、但右期間中ハ年四分(即チ百円ニ付金四円)

ノ割合ヲ以テ計算シ、四月三十日ト十月三十一日ノ兩度ニ

利息ヲ貴会社ヘ支払フ事

第三、第一項ノ代金ハ前項据置期間後向フ十ヶ年賦ヲ以テ支

払フ事、即チ明治四十年四月三十日ヨリ始メ、毎年四月三

十日、十月三十一日ノ兩度ニ式万式千五百円宛ヲ支払フ事

第四、第二項据置期間後ノ利息ハ年四分(即チ百円ニ付金四

円)ノ割合ヲ以テ計算シ、年賦金支払期日ニ未払年賦金ニ

対スル分ヲ支払フ事

右約定証仍テ如件

一使用人欧行費補助ノ件

團事務理事曰ク、当会社使用人炭坑詰ノ者ヲ欧行セシメ度、

一番不足ノ分即チ田川炭坑採炭方等取調ノ為メ相当ノ補

助ヲ給シ出張致サセ度、幸ヒ自ラ進ンテ取調ヘタキ希望者有

之ニ付補助致シテハ如何也、予メ御意向伺置度云々陳述アリ

テ可然ト決ス

以上 ○(朝吹英一印)

十一月六日(金曜日) 第五拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

協議要項

一物産会社提出、寺島昇罷役ノ件

一同 “ 輸出来先売高増加ノ件

一同族会諮問、呉服店ヘ電燈供給及汽罐装置改造ノ件 可決

一、呉服店使用ノ電燈ハ本館機械場ヨリ供給致度候

但収支ノ計算ハ別紙調書ノ通り一ヶ年金式千五百六拾貳円

## 管理部会議録

利益スベキ予算ナリ

外ニ屋外電線引込費金七百六拾円ヲ要ス

右ハ至急ヲ要セシニ付、本月九日ヨリ工事ニ着手シ本月末迄ニ竣功スヘキ見込ナリ

一、現在使用ノ汽罐三個内部ヲ改造シ粉炭ヲ使用スル事ニ致度候

但改造方法ハ別紙調書ノ通り、改造費金五千七百七拾円ヲ要ス、改造ニ依リ一ケ年金式千四百式拾円利益スベキ予算ナリ

就テハ蓄電池設置ノ件ハ、呉服店へ送電実施ノ後点燈時間又ハ燈数ノ確定セシ上ニ改メテ設計スルヲニ致度候、東京電燈会社ヨリ電力買入ノ件ハ、現状ニ於テハ利益セサルニ付相見合スヲニ致度

(別紙取調書略之)

朝吹理事発議

一 恩給内規ニ関スル件

朝吹理事ヨリ使用人恩給ノコニ取調ヘタル報告ヲ為セリ、其大要ハ現今使用人ノ総數ハ老千六百四拾老人アリ、今之ヲ解僱シ現行ノ恩給内規ヲ聊モ斟酌スルヲナク勵行シテ慰勞金ヲ給与スルモノト仮定セハ、其金額六拾万參千余円トナル、是迄大体五割以上ノ増額アリシヲ以テ其増加ヲ五割トセハ総額九拾万五千余円、七割トセハ百貳万五千余円、八割トセハ百八万六千余円、十割トセハ百貳拾万六千余円、十二割トセハ百參拾貳万七千余円ノ金額トナル、若シ身元保証金規則ニ

準拠シ、就職ノ初メヨリ毎月其俸給ノ百分ノ十及毎半季受クル所ノ臨時手当金ノ百分ノ二十二相当スル金額ヲ積立タリト仮定シ、此金額ヲ標準トスレハ、高給ニテ採用シタル者ハ短期間ニテモ比較上多額ノ恩給ヲ得ルコトナリ、少給ニテ採用シタル者ハ永年勤続スルモ恩給少ナキ割合トナリ、又且下ノ恩給内規ニ依リ計算スレハ之ニ反ス、例セハ日比翁助ハ勤続八年ニテ貳千貳百餘円、岩原謙三ハ勤続二十年ニテ七千六百餘円ノ慰勞金ヲ受クルコトナルガ、仮定積立ニ依ル片ハ日比ハ參千四百餘円ニ増加シ、岩原ハ六千餘円ニ減少スル割合トナレリ、就テハ何レヲ標準トスヘキカ此辺ノ御意向同七度云々陳述アリ、益田理事ハ今日迄ノ例杯ニ懸念スルトキハ何レニスルモ不權衡ハ免カレサレハ、従來給与ノ割合等ニ頓着ナク新ニ至当ノ案ヲ立テ、爾來特殊ノ効勞アル者ハ直ニ之ヲ賞シ勤勉ナル者ニハ特別賞ヲ与ヘ又ハ増給スル等其時々ニ取計フコトシ、恩給ハ嚴格ニ改定ノ規定ニ依ル方然ルベシ而シテ壯年者ヲ採用シ通例最初三、五年間何分事務不馴ナルカ其後十年若クハ十五年間位ハ最モ役立チ、爾後年々経ルニ從ヒ働キ方鈍ルヲ以テ、滿五十五年ニナレハ所要アリテ引留メル場合ノ外ハ辭職スルコトスル方宜シカラン、就テハ初メノ率ヲ少クシ中頃ヲ多クシ其後ヲ減スル等彼是斟酌シテ二、三案ヲ立テ、同族方ニモ御考ヲ乞ヒ、我々モ熟考協議スルコトニ致シテハ如何云々陳述アリテ之ニ決ス

以上 ○(皇川千吉郎印)

十一月十三日(金曜日) 午後一時半第五拾壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、王子製紙株式会社ト三井物産会社トノ契約証案

可決

王子製紙株式会社(以下単ニ製紙会社ト称ス)ハ三井物産合  
名会社(以下単ニ物産会社ト称ス)ヨリ借入金ヲ為スニ付、  
双方ノ間ニ契約スルヲ如左

第一条 製紙会社ハ物産会社ヨリ左記ノ通り借入金ヲ為シタ  
リ

一金拾六万円 気田分社工場并水路水害復旧工事費

一金壹万円 バラ流費

一金五千元 共同販売用費

一金五千元 中部工場グライダー機械費

合計金拾八万円也

第二条 製紙会社ハ前条借入金ヲ所定ノ目的外ニ使用スヘカ

ラサルモノトス

第三条 製紙会社ハ第一条ノ借入金并ニ之ニ対スル利息其  
他之ニ附帯シテ生スル諸債務ノ担保トシテ其所有ニ属スル

左記ノ不動産并之カ定着物一切ヲ抵当トシテ書入レタリ  
製紙会社ヨリ一番抵当トシテ書入レタルモノ左ノ如シ

(不動産ノ表示)

以上ノ土地ニ附属スル定着物并建物ニ附属スル造作其他定  
着物一切有形ノ儘

製紙会社ヨリニ番抵当トシテ書入レタルモノ如左

(不動産ノ表示)

以上ノ土地ニ附属スル定着物并建物ニ附属スル造作其他定  
着物一切有形ノ儘

第四条 製紙会社ハ原因ノ如何ヲ問ハス抵当物件ノ価格減少  
シ若クハ減少セントスル事実アルトキハ、直チニ其旨ヲ物  
産会社ニ通知シ、物産会社ノ指定ニ従ヒ増担保ヲ差入ル、  
カ又ハ借入金ヲ返済スベシ

第五条 製紙会社ハ物産会社ノ承諾ナクシテ抵当物件上ニ物  
産会社ノ抵当權ヲ害スヘキ權利ヲ設定シ、若クハ他ニ抵当  
權ヲ設定スヘカラス

第六条 製紙会社ハ抵当物件中ノ建物ニ対シ物産会社ノ承諾  
シタル火災保險会社ニ金 円ノ保險ヲ付シ、該保險契約  
書ト当該保險会社ノ保險金請求權所有ノ承諾書ヲ物産会社  
ニ差入レ、保險料ヲ物産会社ヲ経テ払込ムヘシ、且火災危  
険ヲ生シタル場合ニ於テ保險金ハ、物産会社ニ於テ直接ニ  
保險会社ヨリ受取ルヲ承諾セリ

第七条 製紙会社ハ本契約ニ依ル債務ヲ完済スル迄ハ必ス火

炎保険ヲ継続スベシ

第八条 製紙会社ハ第八卷条ノ借入金ニ対シ年五分(百円ニ付金五円)ノ割合ヲ以テ計算シタル利息ヲ毎年六月三十日、十二月三十一日ノ両度ニ物産会社本店へ持参支払フベシ

第九条 製紙会社ハ借入金ハ明治三十七年十二月三十一日迄据置キ、明治三十八年一月一日ヨリ向フ六ケ年即チ明治四十三年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ全部返却スベシ  
但支払期ハ毎年六月三十日、十二月三十一日ノ両度ト定メ一回ノ払込高、少クトモ壹万五千元以上タルヘキモノトス  
(第八条ノ利息ハ本文金額以外ニ之ヲ支払フヘキコト勿論ナリトス)

第十条 製紙会社ハ本契約ニ依ル債務ヲ完済スル迄ハ、其所需用品ノ買付方并ニ其製紙ノ海外一手販売ヲ物産会社ニ委託スヘキモノトス

但委託買付并委託販売ニ関スル件ハ別ニ之ヲ締結スベシ

第十一条 左ノ場合ニ於テハ製紙会社ハ債務支払ニ関スル期限ノ利益ヲ失ヒ物産会社ノ請求ニ従ヒ債務ノ一部若クハ全部ヲ即時返却スヘキモノトス

一、元金又ハ利息ノ支払ヲ怠リタル片

二、借入金ヲ所定ノ目的外ニ使用シタル片

三、他ヨリ財産ノ仮差押へ仮処分其他強制執行ヲ受ケタルトキ

四、小切手又ハ手形ノ訴求ヲ受ケタルトキ

五、其他本契約ニ違背シ又ハ物産会社ニ損害ヲ及ボスヘキ行為アルトキ

第十二条 製紙会社ハ本契約ニ違反シタルカ為メ、抵当物件又ハ其所有財産ニ対シ直チニ強制執行ヲ受クルモ異議ナキコトヲ承諾セリ

以上

益田専務理事發議

本案ニ関連シテ益田専務理事陳述ノ大要ハ、王子製紙会社専務取締役鈴木梅四郎ヨリ本契約ヲ取換スニ付登記ノ実行ヲ見合スコトニ願度、既ニ總會ニテ決議セシコト故他ニ抵当ニスル等ノ義ハ無論無之、登記料(凡金壹千三百円程)ヲ空シク支出スルハ目下ノ場合如何ニモ惜ク存セラル、依テ必要ニ応シ何時ニテモ登記スルニ差支ナキ様書類ヲ調製シ、右登記料ヲモ添ヘテ差出置クベク云々申出タリ、就テハ登記書類及登記料ヲ当会社ニ取り置カバ登記ハ何時ナリトモ出来ル義ニ付、申出ニ応シテハ如何、尤モ該登記料ハ特ニ銀行へ預ケ置キ、弥々貸金皆済シタル上ハ元利トモ全会社へ返付スルコトニ致度云々陳述アリテ可然ト決ス

以上

十一月二十四日(火曜日) 重役会後左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覧ニテ決判ヲ取リタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、小田柿捨次郎へ臨時賞与支給ノ件

可決

一鉾山会社提出、新造浚渫船命名ノ件

可決

以上 ○(早川千吉郎印)

十一月二十七日(金曜日) 午後一時半管理部会ヲ催シタレ別

ニ議件無之、報告ノミニ付記事ナシ

十二月一日(火曜日) 重役会後左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回  
覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、京城、馬尼刺、漢堡、桑港ノ四出張員ヲ出張所  
トシ登記ノ件

可決

一全

漢堡出張員ヲ独逸裁判所ニ登録スル件 可決

一全

大阪支店綿花先買高臨時拡張ノ件 可決

以上

十二月四日(金曜日) 管理部会ヲ催シタルカ、別ニ議事無之ニ

付、上京中ナル物産会社京城出張員小田柿捨次郎ヲ招キ朝鮮談ヲ

聴聞ス

十二月十一日(金曜日) 管理部ヲ催シタルカ別ニ議事無之、益

田、團向専務理事ヨリ九州地方巡回報告等アリシノミ

十二月十五日(火曜日) 重役会後左記議案回覽ニテ決判ヲ取り  
タリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

(自署)(団塚麿)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

協議要項

一物産会社提出、台北支店附属基隆倉庫建設認可ノ件 可決  
以上

管理部会議録

十二月十八日(金曜日) 管理部会ヲ催シタルカ、提案ノ議事ナク、彼是内相談アリタルノミニテ別ニ記スヘキ事ナシ

十二月二十二日(火曜日) 重役会後左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

(白鷺(團琢磨)

○(三井善之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

協議要項

一 物産会社提出、倫敦及ランカ☆シャイア火災保險会社代理店引受ノ件 可決  
以上

十二月廿六日(土曜日) 午後一時半第五拾貳回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井善之助印)

(白鷺(團琢磨)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 銀行提出、明治卅六年下半年特別手当支給ノ件 可決  
一 全 “ 増給辞令案 可決

一 全 “ 増給辞令案 可決

一 物産会社提出、明治卅六年下半年特別手当支給ノ件 可決

一 全 “ 使用人増給ノ件 可決

一 全 “ 小樽所在ノ地所建物売却ノ件 可決

一 全 “ 継続商業損失準備金ノ一部ヲ滯貸準備金ニ振替ノ件 可決

一 鉾山会社提出、明治卅六年下半年特別手当支給ノ件 可決

一 全 “ 役員昇給ノ件 可決

一 全 “ 役員懲戒処分ノ件 可決

一 全 “ 呉服店提出、使用人昇給ノ件 可決

一 全 “ 明治卅六年下半年特別手当支給ノ件 可決

一 重役会提出、特別休暇規則修正ノ件 可決

一 全 “ 恩給基金徴収割合ニ関スル件 可決

一 本会 “ 共用費徴収率決定ノ件 可決

一 三十六年下半年共用費徴収率ハ純益金ノ五分トスル事 可決

理由

共用費規程ハ曩ニ每期ノ純益金ニ依リ徴収率ヲ決定スルコトニ改定相成、本年上半季ニ於テハ七分壹厘ヲ徴収シ、其額金拾參万參千五百九拾九円四拾壹錢ト前期殘高金貳万四千六百六拾円八拾六錢五厘合計金拾五万七千七百六拾円貳拾七錢五厘、内支払高金拾壹万七千四拾壹円貳拾八錢五厘ヲ差引キ、殘額金四万七百拾八円九拾九錢有之ニ付、本期分ハ本文ノ通り徴収率ヲ低減スルコトニ相成然ルベシ (別紙計算表略之)

以上

十二月二十九日（火曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ  
 決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

(目録)(團塚勝印)

○(有賀長文印)

○(三井養之助印)  
 ○(早川千吉郎印)

協議要項

一 銀行提出、米山梅吉辞令案

一 物産会社提出、台湾米先売先買認可ノ件

一 全 “ 南条金雄増給ノ件

一 全 “ 杵島塊炭一時買持ノ件

以上

可決

可決

可決

可決

十二月三十日（水曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ  
 決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

○(三井養之助印)  
 ○(有賀長文印)

協議要項

一 銀行提出、明治卅六年下期利益分配案

可決

当期本行ノ損益勘定ハ概算左ノ如シ

金參拾八万円 当期純益金

金拾五万円 滯貸準備積立金

金八万七千円 前期繰越金

合計金六拾壹万七千円也

因テ左ノ通り分配セントス

金拾万円 社員配当金

金拾万円 積立金

金拾万円 別段積立金

金拾八万円 有価証券減価償却

金拾參万七千円 後期繰越金

(別紙參考書及表類略之)

一 滯貸準備積立金支出ノ件

有価証券時価下落ニ付、滯貸準備金積立金拾五万円ヲ以テ右  
 償却ニ相充テ度候 (別紙表類略之)

以上

可決

## 三井家同族会管理部会議録（その三）

（承前）

## 管理部時代の三井家重役たち

すでに前号までの解説でのべてきたように、明治三五（一九〇二）年四月に発足した三井家同族会管理部会の会員に選ばれた三井家重役（三井家同族を除く）は、四直轄事業の専務理事と三井家同族会理事とに限られ、その発足時の顔ぶれは、益田孝（三井物産専務理事）、団琢磨（三井鉱山専務理事）、早川千吉郎（三井銀行専務理事兼三井家同族会理事）、朝吹英二（三井呉服店専務理事）、有賀長文（三井家同族会理事心得）の五名であった。そのうち益田は管理部専務理事を、また朝吹は管理部理事をそれぞれ兼任していた。明治三五年一〇月、有賀は三井家同族会理事となり、早川の兼任が解かれた。明治三七年一月から益田は三井物産会社専務理事を辞め、管理部専務理事に専念することになり、益田に代わって三井物産会社専務理事となった渡辺専次郎が管理部会々員に加わった。

管理部発足当時における四合名会社直轄事業の重役構成をみる

とつぎの通りである。

## 三井銀行

社長三井高保、専務理事早川千吉郎、理事波多野承五郎、監査役三井武之助・三井元之助

## 三井物産

社長三井八郎次郎、専務理事益田孝、理事渡辺専次郎（ロンドン在勤）・飯田義一、監査役三井養之助・三井復太郎

## 三井鉱山

社長三井三郎助、専務理事団琢磨、監査役三井得右衛門・三井寿太郎

## 三井呉服店

社長三井源右衛門、専務理事朝吹英二、理事高橋義雄、監査役三井守之助・三井寿太郎

上記のうち専務理事・理事の八名は、いずれも三井営業店重役会の構成員であった。そして、これら八名が、三井家事業の重役全員であり、社長を頂くとはいえ事実上の経営トップであった。

管理部会は、重役のなかから各事業一名の代表者たちによって構成されたわけである。なかでも、明治九年設立以来、三井物産会社の経営を任されてきた益田孝の地位は群を抜いており、前年一〇月、同列の地位でともに三井の改革と発展とに尽力してきた前

三井銀行専務理事中上川彦次郎の急逝によって、その重みをいっそう増していた。したがって益田が管理部の専務理事となったことは、当然の成行きであった。

経歴は省略するが、他の重役はいずれも、大学か専門学校出であった。この傾向は、およそ明治二〇年代末から三〇年代にかけて定着したといえる。三井が抜本的な改革に着手した明治二〇年代半ば当時の三井家本部機関、三井家仮評議会および初期の三井家同族会の構成員となっていたのは、上記重役のうち、益田孝と中上川彦次郎の両名のみであった。

新参重役でありながら益田と中上川とは、明治二六年一〇月、三井家同族会設立当初から重役参列員となって同族会議に参加し、同時にこの二人は、合名会社へ改組した三井銀行・三井物産・三井鉱山の三会社全部の理事を兼ねた。また、明治二七年一〇月には三井元方委員となって、地所部・工業部の経営にかかわり、明治二八年九月には三井呉服店相談役となっている。すなわち、益田と中上川とは三井家全事業の統轄に直接かかわっていたのである。

ところが、明治二九年九月、三井商店理事会の発足とともに、このシステムは変更となり一重役一事業の原則で、益田は物産、中上川は銀行とそれぞれ最も関係の深い事業の理事に専任することとなり、各事業（銀行・物産・鉱山・呉服店・地所部・工業部の四合名会社と二部）は、各事業の理事全員を会員とする商店理事会の合議によって統轄されることとなった。この時、前記のメ

ンバーのうち団・上田・朝吹・高橋・波多野・渡辺らが参加し、重役の分業体制が明確化したといつてよい。しかし、三井の最高意思決定機関である三井家同族会議の参列員がやはり益田・中上川に限られていたことに変わりなかった。

一方でこの間、三井家生抜き古参重役たちの引退が順次おこなわれている。明治二七年一〇月専務理事制の発足時に、斎藤専蔵（三井銀行・三井物産理事）、木村正幹（三井物産常務理事）が、明治二八年四月中井三平（三井元方委員）、同年五月麻田左右衛門（三井鉱山理事）、同年八月藤村喜七（三井呉服店専務取締役・三井家同族会参列員）がそれぞれ辞任し、いずれも引退するか第一線を退いている。明治二九年九月三井商店理事会発足時に三野村利助（三井銀行嘱託理事）は引退し、西邑庸四郎は、三井銀行理事から三井地所部理事に代わり、古参の最後の重役として明治三〇年一月まで務めた。今井友五郎・木村正幹・斎藤専蔵の三名は、明治二七年一〇月に新設の三井家監査役に就任していたが、明治三一年二月合名会社契約の改定にともない三井家監査役が廃止されて全員引退した。同時に三名とも三井家同族会参列員も辞めている。

このように、明治三十一年末三井家事業各合名会社契約の改定により、三井家事業が四合名会社に統合され、各合名会社出資資本金が三井一家全員の共有に変更された段階で、重役陣が完全に一新されたといつてよい。なお、古参重役のうち藤村喜七だけは、例外的に三井呉服店専務元締役を辞任後も平に戻って本店呉服売

管理部会議録

買監督を務め、明治三十七年二月株式会社三越呉服店独立の際、慶応義塾出身で中上川によって三井銀行へ採用された経歴をもつ日比翁助専務取締役の下で常務取締役として復帰している。呉服商売の特殊性によるのであろうか。

重役陣の新旧交代は、まさに日清戦後の三井家事業の飛躍的發展に対応した転換であった。しかも、この時期に重役となった学卒の専門経営者たちは、身分上資本所有者である三井家の使用人であることにこれまでと変わりなくとも、経営者としての自立性とそれを裏づける破格の待遇を受けることになった。そのことは、彼らの辣腕をいっそう振わせ、彼らをしてますます三井家事業の発展に寄与させることになったに違いない。

重役の待遇に関する注目すべき変化をあげれば、明治二十九年一月、三井商店理事会の発足にともない重役賞与の内規が改定され、重役賞与金は、明治二十九年下期から従来の各事業個別による支給を止め、「三井各商店毎半期純益金十分の一金額ヲ、一括シ各商店重役全体ノ毎半期賞与金ト為ス」こととし、各重役の賞与定率に従って配分されることになった。すなわち、この時から重役たちの賞与金は、三井家全事業からの重役賞与金が全部いったん三井元方（後に三井家同族会事務局）にプールされたうえで再配分されることになり、一事業の成績だけではなく同時に全事業の有機的發展が重視されることになった。この時の重役賞与定率は、全体の個数を一三七五個とし、つぎのような割合であった。

益田孝三五〇個（二五・五％）、中上川彦次郎三五〇個（二五・

五％）、団琢磨一五〇個（一〇・九％）、上田安三郎一〇〇個（七・三％）、朝吹英二一〇〇個（七・三％）、西邑庸四郎七五個（五・五％）、渡辺専次郎七五個（五・五％）、高橋義雄七五個（五・五％）、臨時賞与及報酬積立一〇〇個（七・三％）

以上合計一、三七五個

益田と中上川との重役賞与定率が同率で、他の重役より格段に高いことがわかる。兩名の率を合算すると全体の五〇パーセントを越えていた。なお、この重役賞与定率は、中上川・上田の死後、管理部の発足時において、新任の重役をふくめてつぎのように変わっていた。

益田孝三五〇個（二五・五％）、団琢磨一五〇個（一〇・九％）、早川千吉郎一五〇個（一〇・九％）、渡辺専次郎一五〇個（一〇・九％）、朝吹英二一〇〇個（七・三％）、高橋義雄七五個（五・五％）、波多野承五郎七五個（五・五％）、飯田義一七五個（五・五％）、臨時賞与及報酬積立二五〇個（一八・〇％）

以上合計一、三七五個

やはり、益田の地位が圧倒的に高く、他は、経歴や重役年期中に変わりなく、専務理事、平理事の地位に応じて一定率となっている。三井呉服店専務理事朝吹の率が低いのは、呉服店の事業規模が他の銀行・物産・鉱山にくらべて格段に小さいことによると考えられる。なお、三井家同族会理事心得として管理部会員となり間もなく理事に昇格した有賀長文に対しては、別に「賞与額ハ毎半季金千五百円以上參千円ト改定スル」(明治三五年二月六

## 各重役の重役賞与金（明治35年度）

	明治35年上期	明治35年下期	合計
益田孝	44,291	48,192	92,483
団琢磨	18,981	20,654	39,635
早川千吉郎	18,981	20,654	39,635
渡辺専次郎	18,981	20,654	39,635
朝吹英二郎	12,654	13,769	26,423
高橋義雄	9,490	10,327	19,817
波多野承五郎	9,490	10,327	19,817
飯田義一	9,490	10,327	19,817
臨時賞与及報酬	31,643	34,425	66,068
積立合計	174,001	189,329	363,330
三井11家配当金	360,000	360,000	720,000

注) 1. 円未満切捨て。

2. 外に三井八郎右衛門・三井八郎次郎・三井三郎助・三井高保の年俸は各12,000円であった。

3. 重役の報酬は、益田の月給が600円、他は全員同500円であった。

日三井家同族会決議）と定め、明治三十六年上期分賞与は二五〇〇円支給された。

ちなみに、重役たちが実際に受け取った賞与金額を、管理部の発足した年である明治三十五年上期・下期分について示すと、上表のようである。

その額が、絶対額でも、また資本所有者である三井家同族の受け取る配当金にくらべても巨額であることがわかる。管理部時代の重役たちは、この巨額の報酬によって経済的にも確固たる地位を築き、日本資本主義の指導的ブルジョアジーとなっていたのである。

（松元宏）

## 凡例

一、本号には「管理部会議録」第三号冊明治三十七年度分を全文収録した。明治三十五年度分第一号冊は前々号（三井文庫論叢第七号）に、明治三十六年度分第二号冊は前号（同第八号）にそれぞれ掲載している。

一、用字は原則として通用の字体を使用し、仮名づかいおよび平仮名片仮名の混用は原文のままとした。

一、読みやすくするため、適宜に句読点を加えた。

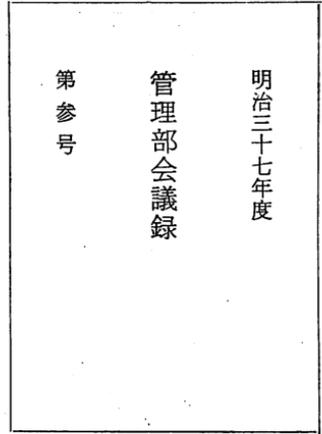
一、朱書は「」でくくり、右肩に（朱書）と注記した。

一、印判はその位置に○印をつけて（印）あるいは（某印）と注記し、花押および自署はその位置に（花押）、（自署）と注記し、また姓名がなく花押のみがある場合、（花押）（某）とした。

一、抹消個所で朱で消された文字には左傍にミをつけた。

管理部會議録

(表紙)



明治三十七年度  
 管理部會議録  
 第参号

(原寸 縦 238mm, 横 159mm)

管理部會議録

第参号

明治三十七甲辰年杓月起

一月八日(金曜日) 午後一時半第壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎右衛門印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

(自署)(同塚磨)

協議要項

一 銀行提出、明治三十六年下期(第貳拾壹期)利益分配案

可決

朝吹理事陳述

一 鉦山会社使用人高浜太郎外名昇給額訂正承認ノ件

朝吹理事曰ク、鉦山会社ヨリ彙ニ提出相成タル全会社使用人増給案中高浜太郎ノ昇給額百七十五円トアルハ百八拾円、岡部政世ノ百四拾五円トアルハ百五拾五円ノ誤リニ付、訂正御承認有之度云々ト陳述アリタリ

以上

一月十二日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎右衛門印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(同塚磨)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 物産会社提出、香港支店用曳船老艘新造ノ件 可決

一 全 ” 孟買支店へ棉花運賃并為替先約定認可ノ件 可決

一 全 ” ” アーサー・ドラブル増給ノ件 可決

一 全 ” ” 門司支店用小蒸汽船老艘購入ノ件 可決

一 鉦山会社提出、神岡鉦山製煉拡張起業費支出ノ件 可決

以上

一月十五日(金曜日) 第貳回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印) (自署)(同家磨)

○(朝吹英二印) ○(有賀長文印)

○(三井八郎右衛門印)

協議要項

一物産会社提出、罷役竹田貞松解備ノ件 可決

以上

一月二十二日(金曜日) 第參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(渡辺専次郎印) ○(三井得右衛門印)

協議要項

一鉦山会社提出、特別休暇規則中改定ノ件 可決

一全 " 明治卅六年下半年營業損益決算ノ件 可決

一全 " 起業費決算ノ件 可決

一呉服店提出、特別營業準備金下戻ニ関スル件 可決

当店義従来特別營業準備金ヲ納付致来リ候処、營業上ノ都合ニ依リ一旦右納付ノ上更ニ其御下附ヲ乞ヒ、当分ノ内之ヲ以テ營業資金増殖ノ方ニ差向ケ度候間、此義御許容相願

度事

本案ハ下戻ノ理由ニ乏キヲ以テ之ヲ否定スルコトシ、臨時準備金ハ各店特別營業準備金免除又ハ下戻等ニテ大ニ

減少ヲ来セシヨリ徴収セシモノ、処、呉服店ノミ引続キ

右双方納付致シ居ルハ多少不權衡ノ感有之候ニ付、寧ロ

右臨時準備金ヲ当分ノ内免除シテハ如何トノ議出テ協議

ノ末、同族会ニ於テ評決可決ト決ス

以上

一月二十六日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ

決判ヲ取リタリ

會員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

(自署)(同家磨) (自署)(有賀長文)

○(三井得右衛門印)

協議要項

一物産会社提出、明治卅六年下半年決算ノ件 可決

一呉服店提出、明治卅六年下半年決算ノ件 可決

以上

一月二十九日(金曜日) 第四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印) ○(有賀長文印)

管理部会議録

(白野)(岡塚啓)

○(渡辺専次郎印)

協議要項

益田専務理事発議

一物産会社輸入商売ニ関スル件

益田専務理事陳述ノ大要ハ、時局問題愈切迫シ来リ、一朝開戦トナラハ兌換制度ハ如何ナルベキカ誠ニ氣遣ハシキ次第ニテ、弥々兌換停止ノ場合ニハ非常ノ影響ニテ物産会社ノ如キ一大打撃ヲ受クルコトナレハ、豫テ渡辺理事ト熟議モシ、容易ナラサルコトニ考フ、尤モ日本銀行ノ尽力ニ依リ、来ル四月迄外国為替ハ出来得ルコトナレハ、其後ノ見込相立チ難シ、目下日本銀行正貨準備ハ凡ソ一億零千万円、兌換券発行高式億數百万円ナルヲ以テ、準備忽チ多大ノ減少ヲ来シ遂ニ此兌換制度ノ停止セラル、ニ至ラハ、仮令輸入ニ於テ多少ノ口銭アルモ、購買力ヲ減シタル不換券ヲ以テ支払ハラル、ヨリ、意外ノ損失ヲ招クノ恐レアリテ到底輸入品ノ注文ヲ受クルコト能ハス、依テ自今政府注文ノ外ハ輸入商売ハ中止スルノ方針ヲ取り、只管輸出ヲ計ルノ外ナシ、若シ右ノ方針可然トノ御意向ナレハ、大阪支店ヲ始メ夫々ノ支店ヘ、輸入品取扱ハ本店ノ許可ヲ受クルニ非サレハ取引スルコト能ハストノ訓諭ヲ発スヘシ、此事タル物産会社ニ取りテハ重大ノ事件ニ付御熟考願度ト陳述アリ、協議ノ末至極尤ノ義ニテ万不得已コト故右ノ方針ニテ可然ト決ス

岡塚山会社専務理事発議

一北海道鉄鉱区買入ニ関スル件

岡理事北海道鉄鉱取調報告書ヲ示シ陳述セラレタル大要ハ、此度小野崎氏ヲ以テ取調ヘタル北海道鉄鉱区ハ、俱知安等ノ諸鉱区及ヒ未調査ナカラ錢函等各方面ノ鉄鉱区ハ将来有望ノモノナルベシ、目下一鉱区金苞千円位ナラ買入レ得ベキ見込ニ付如何可致哉予メ御意向伺ヒ度云々トアリシニ、益田専務理事ハ既ニ政府ニ於テ製鉄所設置相成リ、内地産鉄ヲ要スルモ、供給ナキヲ以テ不得已漸ク興業銀行ヨリ融通ヲ付テ清國ヨリ買取り操業スル次第故、之カ売捌キニ就テハ更ニ心配ナシ、若シ自ラ熔鉱炉ヲ建設スルコトナラ大事業ニシテ大ニ熟考ヲ要スヘキモ、需要如斯儲ナル義ニ付一鉱区凡苞千円總計金式万円迄ナラ如何ニモシテ買入置ク方可ナラント述ベラレ、協議ノ末買入可然ト決ス

以上

二月二日(火曜日)

重役会後左記議案回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井泰之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

(白野)(岡塚啓)

○(渡辺専次郎印)

協議要項

一物産会社提出、京城日本人倶楽部ヘ寄附金ノ件

以上

可決

二月五日（金曜日） 第五回管理部会ヲ開ク

会員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

(白墨)(岡塚啓)

○(渡辺専次郎印)

協議要項

一 絹糸紡績会社振出手形金額五万円連帯保証ノ件

高橋理事提出

絹糸紡績会社ハ

興業銀行ト式十五万円借用ノ内拾万円ハ仕払期限トナレリ、  
該行ハ五万円丈ケヲ貸与スヘシト云フ、只金額ヲ取締役一同  
当人ノ信用ヲ以裏書ヲ乞フ（一ヶ年間）、絹糸紡績会社ノ負債  
ハ六十万円ハ長期ノ借九十万円ハ短期ノ借財ナリ、是迄ハ謝  
絶セシモ此度ハ裏書ヲ謝絶スルヲ困難ナリ、取締役八十人ナ  
レモ其内財産ノアルモノハ一、二人ニ過キズ、一工場ハ何レ  
ニモ抵当トナリ居ラズ

右ニ対シ管理部会意見左ノ如シ

本案伺出ニ応シ此際連帯保証ニ相立テ可然ト決ス

理由

一 会社ノ重役カ個人トシテ本案ノ如ク振出手形ニ連帯保証  
スルハ当ヲ得サルヲナルヲ以テ、先般ハ謝絶ノヲニ決議セシ  
次第ナレモ、目下ノ場合、若シ謝絶スルトキハ全会社ノ金融

上ニ困難ナカラサルノミナラス、金高モ僅少ノヲ故別段危  
険ノヲモ有之間敷ニ付、今回ニ限り連帯保証ニ相立テ差支無  
之ト存ス

尚見返品ニ就キ本会ノ意見、絹糸紡績会社取締役会決議書  
写、保証書写添付ス

一 仏国巴里大学へ寄附ノ件

一金式万円也

寄附金高

可決

仏国人ルヴァン氏本國巴里文科大學講師ニ聘セラレ東洋殊ニ  
日本ノ文明史ヲ囑托セラレ、若シ參万円寄附スル人アラハ新  
二一ノ講座ヲ設ケ度トノヲ、全人ハ至極日本最良ニ付日本ヲ  
歐洲ニ紹介スルノ好方便ナルヘキヲ以テ岩崎家ヨリ寄附セシ  
メント大隈伯斡旋セシ処、囑ラサル齟齬ヲ生シ終ニ不成効ニ  
終リタルヲ以テルヴァン氏ノ迷惑一方ナラサルヨリ、延テ我  
國ノ信用ニ関スルトテ井上伯、梅博士等ヨリ寄附有之度旨依  
頼有之、先年モ重役会ニ於テ彼是協議アリシカ確ト決議ニ至  
ラサリシ処、此度金參万円ノ内壹万円ハ他ヨリ寄附スル事ニ  
相成タルヲ以テ、三井家ニ於テ式万円寄附有之度旨再応ノ懇  
談アリ、右ハ商工業ニハ直接ノ關係ナクモ、只管邦家ノ為メ  
頭書ノ金額共用費ヨリ三井家總代名義ヲ以テ寄附ノヲニ御決  
定可然ト

一 春日、日進兩艦回航員歓迎会へ寄附金ノ件

可決

一 寄附金高金參百円以内（未定）（後ニ金式百円ト決定セリ）  
今般春日、日進兩艦回航員歓迎会開設シタル趣ヲ以テ賛成有

## 管理部會議録

之度旨、各營業店へハ尾崎同会長ヨリ各家へハ区委員ヨリ申出有之、全然謝絶モ致シ難ク候間、頭書ノ金額三井總代名義ヲ以テ共用費ヨリ寄附ノ<sup>○</sup>(但金高ハ三菱ト申合せノ上確定ノ事)

## 益田専務理事發議

一 外国為替取置キ資金用意ニ関スル件

曩ニ開戦ノ上ハ輸入商売危険ニ付中止云々陳述セシ処、愈開戦トナリタルニ就テハ輸入商売ハ無論中止シ、猶進テ今後硬貨ヲ用意スル<sup>○</sup>必要ナルベシ、幸ニ三井ハ平時寧ロ厄介視スル土地或ハ礦山等財産ノ多分ハ物ニナリ居ルヲ以テ、一朝兌換停止通貨下落スルモ其害ヲ蒙ル<sup>○</sup>少シト雖氏、猶之ニ備ヘンニハ歐米ノ外国為替ヲ取り置ク<sup>○</sup>ナリ、若シ出来サレハ上海為替ニテモ宜シ、是ニハ六分ノ利モアリ入用ノトキハ何時モ正貨ニ換ヘ得ル<sup>○</sup>故最モ有利ニシテ安全ノ方法ト信ス、就テハ三井銀行ノ都合モアルヘキ<sup>○</sup>ナカラ、其資金ニ充ル<sup>○</sup>為メ日本銀行ヨリ百万カ式百万円借入レラル、様致度云々陳述ア右ニ就キ早川理事ハ銀行目下ノ貸金回収、外国人預金引出ノ見込等陳述アリタル<sup>○</sup>後、兎ニ角差当リ物産会社用意ノ為メ百万円程借金シテモ差支ナシトノ許可アラハ用意スベシ云々トアリテ可然ト決ス

## 團鉾山会社専務理事發議

一 銅山試掘ニ関スル件

團専務理事陳述ノ大要ニ曰ク、倉谷鉾山ノ金谷某ナル者ヨリ

申越シタル処ニヨレハ越前福井ノ近傍ニ銅山有之、其鉾区ハ金、銀、鉛モ含ミ居リテ有望ノ銅山ナルカ如シ、一応試掘ノ上果シテ有望ナレハ代金壹万五千円程ニテ売却可致ト<sup>○</sup>、若シ見込相立不申モ、借区料トシテ僅カ五、六拾円費ス位ノ<sup>○</sup>ナレハ、試掘致シテハ如何云々陳述アリシ処、至テ少額ノ<sup>○</sup>ニモアリ、旁試掘ニ就テハ別段議スル迄モ無之、鉾山会社ノ事業トシテ着手差支ナカルベクトノ議ナリシ

以上

二月八日(月曜日) 午後一時半臨時第六回管理部會ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

○(有賀長文印)

(自署)(回添磨)

○(渡辺専次郎印)

## 協議要項

一 重役會提出、戰時特別貯金規程制定ノ件

可決

一 全 “ 三井部内使用人中戰時若クハ事變ニ際シ召集セラ

レタル者ニ対スル取扱方ノ件

可決

以上

二月九日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判

ヲ取りタリ

会員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(有賀長文印)

○(渡辺専次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(三井八郎次郎印)

(自署)(団琢磨)

協議要項

一物産会社提出、川村貞次郎謹責ノ件

可決

一物産会社提出、口ノ津支店長代理更任ノ件

可決

一鉱山会社提出、戦時召集セラレタル職工、鉱夫ニ関スル取扱ノ件

可決

一呉服店提出、日給使用人二月給者同様特別休暇日数ヲ与フル件

可決

以上

二月十二日(金曜日) 午後一時半第七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(渡辺専次郎印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

(自署)(団琢磨)

協議要項

益田専務理事陳述

一国民の後援会ニ関スル件及ヒ少額ノ預金者並ニ零碎ノ資金ヲ有

スルモノヲシテ今般ノ公債ニ応セシムルノ便法ヲ、銀行ニ於テ  
講究サレ度云々陳述アリテ、取調ルヲトナレリ

以上

二月十六日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決  
判ヲ取りタリ

会員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(有賀長文印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(渡辺専次郎印)

(自署)(団琢磨)

協議要項

一銀行提出、国庫債券応募ノ件

可決

一物産会社提出、犬塚信太郎辞令案

可決

一全 " 長谷川銚五郎解備辞令案

可決

但慰勞金額ハ未決

一全 " 長谷川銚五郎用務嘱託ノ件

可決

一全 " 調査課長更任ノ件

可決

一全 " 支店長更任ノ件

可決

一全 " 浅井精一郎辞令案

可決

以上

## 管理部會議録

二月十七日(水曜日) 午後四時臨時第八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(渡辺専次郎印)

(自署)(團琢磨)

## 協議要項

一物産会社提出、長谷川銕五郎慰勞金給与ノ件

前会ニ於テ未決中ノ処慰勞金壹万五千円支給ノリニ決定ス

一鉱山会社提出、囑託医解職ノ件

可決

以上

判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(團琢磨)

(自署)(有賀長文)

(花押)(益田孝)

○(渡辺専次郎印)

## 協議要項

一銀行提出、軍事費預金取扱規程廃止ノ件

可決

一物産会社提出、船舶部移転ノ件

可決

一重役会提出、三井營業店使用人身元保証金規則修正ノ件

可決

以上

二月十九日(金曜日) 午後一時半第九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(團琢磨)

(自署)(有賀長文)

○(渡辺専次郎印)

## 協議要項

一銀行提出、軍事費預金取扱ノ件

可決

一物産会社提出、増毛漁場借受継続ノ件

可決

以上

二月二十四日(水曜日) 午前十時臨時第九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(團琢磨)

(花押)(益田孝)

(自署)(有賀長文)

○(渡辺専次郎印)

## 協議要項

一戦時特別貯金使用規程制定ノ件

可決

彙ニ發布セラレタル御諭示ヲ体シ、各自一層ノ節約ヲ守リ其剩ス所ヲ蓄積シテ軍国ノ急需ニ応シ、以テ国恩ノ万一ニ報セシカ為メ、戦時特別貯金規程ヲ制定シ貯金ノ実行ヲ見ルニ至

二月二十三日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決

リ候処、今ヤ国庫債券発行ノ挙アリ、方ニ国民ノ熱誠ヲ發揮スルノ好機ニ有之候ニ就テハ、該規程ニ依リ来十一月迄ニ貯蓄シタル総金額ヲ一括シテ以テ右債券ニ応募スル為メ左ノ貯金使用規程設定ノ事

戦時特別貯金使用規程

第一条 戦時特別貯金ノ本年二月ヨリ十一月迄ニ積立ツヘキ

モノハ之ヲ以テ国庫債券ニ応募スルモノトス

第二条 国庫債券ノ応募ハ三井部内使用人代表者ノ名ヲ以テ

ス

前項代表者ハ別ニ之ヲ定ム

第三条 国庫債券ノ払込ヲナシ尚剰余ヲ生スルキハ三井銀行

ニ預ケ置クモノトス

第四条 国庫債券ノ利息及銀行預金ノ利息ハ積立金高(円位

ノ端数ハ)及積立日数ニ応シ、毎年六月、十二月両度ニ計算シテ積立者ニ配分スルモノトス

第五条 戦時特別貯金規程第四条、第五条ニ依リ特別貯金ヲ

返還スル場合ニ於テハ国庫債券ヲ以テス

積立金額ノ国庫債券式拾五円券ノ払込額ニ満たサル端数ハ

現金ヲ以テ支払フベシ

国庫債券ノ価ハ払込金額ヲ以テ計算ス

附則

第六条 当二月ヨリ十一月迄ノ戦時特別貯金ニ対シテハ戦時

別貯金規程第三条ヲ適用セス

以上

三月一日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取リタリ

會員 ○三井三郎助印)

○三井八郎次郎印)

○三井得右衛門印)

(自署)(有賀長文)

○渡辺専次郎印)

○三井養之助印)

(自署)(岡塚磨)

(花押)(益田孝)

○朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、汽船購入ノ件

以上

可決

三月十一日(金曜日) 第拾壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印)

○三井養之助印)

(自署)(岡塚磨)

○渡辺専次郎印)

○三井八郎次郎印)

○三井得右衛門印)

○朝吹英二印)

協議要項

一銀行提出、罷役井上静雄解備及慰勞金給与ノ件

一鉱山会社提出、植木平之丞ヲ囑託員ニ採用ノ件

可決

可決

管理部會議録

一 戦時特別貯金使用規程附則削除ノ件  
戦時特別貯金使用規程中附則第六条全文ヲ削除スル  
以上  
可決

一 物産会社提出、購入船命名ノ件  
以上  
可決

三月十五日（火曜日） 重役会後左記議案回覧ニテ決判ヲ取りタ  
リ

会員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(渡辺専次郎印)

(白署)(団琢磨)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 物産会社提出、岡田石炭先買認可ノ件

可決

以上

三月二十二日（火曜日） 重役会後左記議案回覧ニテ決判ヲ取り  
タリ

会員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(渡辺専次郎印)

(白署)(団琢磨)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(朝吹英二印)

協議要項

三月二十五日（金曜日） 第拾式回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 物産会社提出、月極雇船戦時危険担保ノ事

可決

本会意見

本案ハ提出通り実行然ルベシ

但シ今後モ其都度提議スルヲ要ス

(別紙調書略之)

一 物産会社提出、本邦給百円以上ノ海外在勤者ノ在勤手当又ハ在  
勤俸増額ノ件  
本会意見  
可決

本邦給ニ就テハ其給料額ニ依リ増給年限ノ内定アルモ、海外  
在勤者ノ在勤手当及在勤俸ハ増給年限ノ規定無之ヲ以テ、追  
テ取調ヘ一定ノ方針ヲ定ムル方然ルヘキモ、今日ノ場合ニ於  
テハ大体提案ノ通り実行可然トス

(朱書)

「本案中、山本小四郎ヘハ今後三ヶ月後決定スヘシト同族会

ニ於テ修正（卅七年四月六日）

益田専務理事發議

一 支店、出張所々在地ニ於テ軍人援助ノ寄附方針ニ関スル件

益田専務理事曰ク、誠ニ小事ナレモ一応御方針ヲ伺ヒ置キ度ハ、支店又ハ出張所々在地ニ於テ軍隊ノ慰勞軍人救護等ニ付寄附ヲ催サル、場合ニハ如何致スヘキカ、議長御名義ヲ出ス程ノ金高ニモ無之何レモ少額ノコト故、其土地所在ノ支店ナリ出張所ナリノ名義ニテ其地方ノ事情ヲ斟酌シテ寄附スルトニセハ、其土地住民ノ感情モ宜シク營業上ノ便利ニモナラント存ス云々ト陳述アリテ、素ヨリ少額ノ寄附ナレハ各店ニ於テ陳述ノ如ク適宜取計ヒ可然ト決ス

團鉦山専務理事發議

一 使用人海外派遣ニ関スル件

團専務理事曰ク、田川ノ方ニテハ四尺炭採掘上ニ就テ困難ヲ感スルヨリ自費ヲ以テ海外へ出テ専ラ取調ヘ致度ト昨年ヨリ願ヒ出テタル者アリ、依テ之ヲ補助シテ派遣スルトシ、又三池ノ方ハ築港及機械等ニ関シ取調ノ為メ差向キ二人程海外へ派遣致サセ度、何レ其際ハ更ニ提案致スヘキモ予メ御意向伺ヒ置キ度云々陳述アリ、益田専務理事ハ此位ノ大仕掛ニテ探炭スル会社ニテハ、絶ヘス一人位海外へ派出シ置クトハ利益アルヘキト信ス、今日迄之ナキハ寧ロ後クレタルノ感アリト述ヘラレ、遂ニ派遣シ可然ト決ス

一 三池海面坑区ニ関スル件

團専務理事ヨリ本件ニ付陳述アリテ可然ト決ス

以上

三月三十日（水曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○（三井三郎助印）

○（三井養之助印）

○（朝吹英二印）

協議要項

一 ベルリ條約五十年紀念資金寄附ノ件

一金卷万円也 寄附金高

可決

我國ニ於テ米國水師提督ベルリニ対シ日米兩國開港條約ヲ締結セシヨリ滿五十年ニ相当スルヲ以テ、其紀念会ヲ明三十一日東京基督教徒青年會館ニ於テ催サル、ニ就テハ、右紀念資金ノ内へ頭書ノ金額三井總代名義ヲ以テ寄附相成度ト但共用費ヨリ支出ノ事

以上

四月五日（火曜日） 重役会後左記議案回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○（三井三郎助印）

○（三井得右衛門印）

○（三井八郎次郎印）

○（朝吹英二印）

管理部會議録

協議要項

一三井鉱山会社提出、三池炭礦起業費申請ノ件 可決  
以上

四月六日(水曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取リタリ

- 會員 ○(三井三郎助印)
- (三井養之助印)
- (朝吹英二印)
- (三井八郎次郎印)
- (三井得右衛門印)

協議要項

一三井鉱山会社提出、三池炭礦臨時築渠工場職制ニ関スル件  
三池炭礦ニ臨時築渠工場ヲ置キ其職制左ノ通り制定致度

- 三池炭礦臨時築渠工場職制
- (朱書) 第一条 三池炭礦ニ臨時築渠工場ヲ置ク
- (朱傍書) 第一条 臨時築渠工場ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一 工場長 巷名 一 庶務係長 巷名
- 一 土木係長 巷名 一 係員 若干名

(朱傍書) 第二条 工場長ハ事務長ノ命ヲ受ケ臨時築渠工事ニ関スルヲ担任シ工場一切ノ事務ヲ掌理ス

(朱傍書) 第三条 庶務係長ハ築渠工事ニ関スル諸契約、諸物品ノ受払

及保管、工場ノ諸計算、工事ノ諸報告其他工場ニ関スル庶務ヲ担任ス

(朱傍書) 第四条 土木係長ハ築渠ニ関スル土木工事ヲ担任ス

(朱傍書) 第五条 係員ハ係長ノ担任スル事務ニ従事ス

事務ノ必要ニ応シ係員中ニ取締ヲ置クコトアルベシ

(朱傍書) 第六条 「本職制ニ於テ特ニ定ムルモノヲ除クノ外」築渠工事ニ関スル事務「ノ取扱」ニシテ此職制ニ明文ナキモノハ

三池炭礦職務章程「ノ」ニ定ムル「所ニ依ル」職員ニ於テ取扱フベキモノトス

本家ハ朱書ノ如ク協議ノ上修正可決ス

四月八日(金曜日) 管理部会第拾参回ヲ開ク

- 出席員 ○(三井三郎助印)
- (三井養之助印)
- (自署)(田塚磨)
- (有賀長文印)
- (朝吹英二印)

協議要項

一三井銀行提出、別途積立金支出ノ件 可決

一三井物産会社提出、汽船購入ノ件 可決

一三井鉱山会社提出、三池炭礦ピーハイブ焦煤炉増設ノ件 可決

以上

四月廿二日(金曜日) 第拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井菱之助印)

○(朝吹英二印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

協議要項

一品川毛織株式会社株金払込ノ件

一金拾万円也 但沓株ニ付金六円式拾五錢ノ割

当工場開始ノ際現金六万四千円御交付相成候へ共、機械買入、家屋機械ノ修繕、印紙税、保険料等ニ仕払ヒ殆ソド沓万余円ノ不足ヲ告グルト相成申候、尚実際事業ニ着手シ今日迄約五ヶ月ノ経験ニ抛レバ、当工場ノ設備ハ種々ノ部分ニ於テ機械ノ調和權衡ヲ得ズ、一部機械不足ノ為メ他ノ部分ノ運轉不如意ナルモノアリ、亦事業上必要ノ機械ニシテ其設備不充分ナルコノアリ、此等ハ事業ノ経営上最モ不得策ナルコトヲ自得致候、依テ此欠点ヲ補足スル為メ種々研究ヲ尽シ、結局別紙取調書ノ通り約五万円ノ機械ヲ備付候外致方ナシト当会社重役会ニ於テ決定仕候、尚此他豫備品ノ買入レ修繕増設等ニ対スル資金ヲ要シ候ニ付、旁此際沓株ニ付金六円式拾五錢則チ金拾万円ノ株金払込ヲナシ右等ノ費途ニ供シ度候間、別紙相添へ此段御詮議願上候也

明治卅七年四月十一日 品川毛織株式会社 三井得右衛門  
取締役会長  
同族会議長男爵三井八郎右衛門殿

記

一金六万四千円也

工場開始ノ際受入金高

内

約式万九千式百円也

家屋修繕及人夫賃

〃式万九千円也

機械買入及修繕並人夫賃

〃九千円也

印紙税及諸税

〃四千七百円也

保險料

〃式千四百円也

工場用器具

計約金七万五千円也

差引不足金沓万千円也

不足機械取調書

目下現存スル機械ヲ以テ土台ト定メ、之ニ依テ円満ニ製造シ得ル不足ノ機械ヲ取調ベタル結果(海陸軍ノ供給ヲモ引受ク

ル目的)

記

洗毛機

沓台

九千九百五拾円

乾毛機

沓台

七千式百円

裂絨機

式台

千四百円

屑糸反精機

沓台

四千円

起毛機(薊実)

參台

千四百五拾円

乾絨機

沓台

八千五百円

管理部會議錄

刷毛機	式台	千円
調合機	壹台	千円
炭化装置	壹ヶ処	貳千円
電燈機械		五千九百〇參円
電燈室		貳千八百円
洗毛、乾毛室増設		五千円
合計金約四万九千四百拾壹円(但据付費ヲ含ム)		
予備品買入		
一金約壹万六千參百円也		
内		
貳千五百円	外 織機用箆、杼、綜統ビーム	
千五百円	内 調革類	
千貳百円	内 木管、ブリキ管、篠棒	
貳千五百円	内 梳毛紡毛及力織機替齒車	
六千參百円	外 紡毛壹台分装針帶及起毛機針及杼、洗絨機ロール	
參百円	内 電燈予備品	
千円	外 梳毛トラベラー、パーチメント、モミ革、ギルボックス針及帶	
五百円	外 乾絨機針	
五百円	内 其他予備品種々	
如高		

左ノ通り本会意見トシテ附記提出スルニ決ス  
 管理部会意見  
 本案毛織株式会社株金払込ノ件種々精査ヲ遂ケ尙不足機械ニ就テハ技師ニモ篤ト相質シ研究ヲ重ネ候処、不得巳申出ニテ此場合請求通り金拾万円特別營業準備金ヨリ御支出可然存シ候、尤モ不足機械ノ内乾絨機半製ノ分有之、是ハ芝浦製作所へ製造方交渉凡ソ金貳千五百円ニテ間ニ合可申カ、又電燈機械ヲ一時見合ハシ、予備品中何時ニテモ得ラレ故ラニ予備品トスル必要ナキ調革ヤ電燈予備品ヲ削除スレハ、固定スル資金ハ凡ソ金五万円トナリ、之ニ工場創業費ノ不足金壹万千円ヲ加ヘテ計金六万壹千円程ナレハ殘金凡ソ參万九千円ナリ、此殘金ハ運転資金ニ充テシメ可成固定資本ヲ減シ勉メテ運転資金トナサシムル方針ヲ取り經營セシメ申度候事  
 (別紙修正比較計算書略之)

以上 (花押)(三井八郎右衛門)

四月二十六日(火曜日) 重役会後回覽ニテ決判ヲ取りタリ  
 會員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎次郎印)  
 ○(三井養之助印) ○(三井右衛門印)  
 (自署)(印抹磨) ○(渡辺専次郎印)  
 ○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、倫敦支店先買品種変更ノ件 可決  
以上

五月三日(火曜日) 重役会後回覧ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(自署)(岡琢磨)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(渡辺専次郎印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、支那羊毛臨時先買高増加ノ件 可決

以上 (花押)(三井八郎右衛門)

五月六日(金曜日) 第拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(岡琢磨)

○(渡辺専次郎印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一呉服店提出、本店建増及模様替工事費支出ノ件 可決

朝吹理事発議

一品川毛織株式会社金融ニ関スル件

朝吹理事曰ク、品川毛織株式会社ヲ引受ケ創業スルニ当リ固

定資金六万四千円ノ出資ヲ乞ヒ、運転資金ハ銀行等ヨリ借受  
ケ就業スヘキ見込ノ処、着手ノ結果固定資金ニ壹万餘円ノ不  
足ヲ生シ、且ツ運転資金モ当座借リハ利子高シトテ毛織会社  
モ好マス銀行ニ於テモ欲セス、手形ハ長期ニ渡レハ矢張利子  
高ク双方トモ好マサルヨリ、折合兎角六ヶ敷為メニ専務取締  
役等ハ徒ラニ金融ニ心勞スルノミニテ、一意製造ニ従事スル  
能ハサルカ如キ次第ニ付、金貳拾万円ヨリ貳拾五万円ノ程度  
ニ於テ銀行ヨリ品川毛織会社ハ融通センコトヲ管理部ヨリ通セ  
ハ銀行モ安心シテ貸付シ、品川毛織会社ニ於テモ夫カ為メ金  
融ノ心配ナク一意製造ニ傾注スルニ至ルベシ、又先日拾万円  
株金払込ミノ決議アリタルニ付、其内三、四万円ハ運転資金  
ニ使用シ得ヘク、尚機械代モ支払フ迄ハ融通シ得ヘキ等先ツ  
差当リ貳拾万円ノ極度ニテ協約出来スレハ宜シカラント、益  
田専務理事ヨリモ申添ヘアリテ可然ト決ス

以上

五月十三日(金曜日) 第拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(渡辺専次郎印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、新嘉坡支店長交任ノ件

可決

## 管理部会議録

一 鉾山会社提出、本店主事補助申渡ノ件 可決  
 一同 “ 三池炭礦発電原動力拡張ノ件 可決

## 益田専務理事發議

一 小樽火災被害者救恤寄附金ノ件

益田専務理事曰ク、火災杯ノ場合ニハ可成寄附セサル方宜シカラントノ説モアリ、殊ニ今回ノ小樽火災ノ如キハ銀行支店モ類焼セシ次第ナルモ、兎ニ角支店所在ノ關係モアルヲナレハ千円力千五百円位寄附如何云々陳述アリテ、從來火災ニ於ケル寄附金等参照彼是協議ノ上金千五百円共用費ヨリ支出寄附ノ一決ス

一 九州炭礦者ヨリ貸金請求ニ関スル件

益田専務理事陳述ノ大要ハ、九州炭礦者ヨリ金円借用ノ申出アリ、一ハ貝島太助並九州鐵道会社署名シ大辻炭運搬鐵道敷設費金參拾八万円ノ内貳拾万円借用、大辻炭礦ヨリノ利益ヲ以テ漸次償却云々ノ口ト、今一ツハ麻生太吉氏ヨリ武田貞貞松ヲ以テ金拾四万千円借用ノ願出、抵当ニハ拾万円程ノ価格アル地所等ヲ書キ入ル、トノ二口ニテ、此第二ノ分ハ第一ヨリモ一層面白カラス、素ヨリ双方トモ応シ難キコト、存シタレ氏、懇請ニ任セ一応協議致シ挨拶スルヲニ申シ置キタリ云々陳述アリテ、遂ニ断ルコトニ決ス

## 渡辺物産会社専務理事陳述

一 新外債下受ケノ件

渡辺専務理事ヨリ今回英國ニ於テ成立シタル日本外債ノ義

ハ、漸ク拾万円引受クルヲニ相成リタリ云々報告アリ  
 早川銀行専務理事陳述

一 関西ニ於ケル銀行取付ニ関スル件

早川専務理事ヨリ此度関西旅行ニ就テ実見上大阪、名古屋、岐阜等ノ銀行ニ於テ取付ケアリ、或銀行ノ如キハ随分困難ノ様子ナルモ、当行ニハ差シテ損害ナキ見込云々ト報告アリ

一 西陣ノ救助ニ関スル件

早川専務理事曰ク、西陣ニ於ケル時局ノ影響頗ル強ク為メニ呉服業者ハ多少義捐モシ、全地銀行仲間ニ於テモ之カ救助ニ関シ種々協議ヲ凝シ居ルカ、右ニ関シ知事ノ意見ハ徒ニ救フスル片ハ却テ遊惰ニ流ル、ノ恐レアルニ付相当ノ仕事ヲ授クルヲニ致度トノ意向云々陳述アリテ、知事ノ意見ハ至極尤ト可申、兎ニ角此救助ニ就テハ呉服店ヨリ凡ソ五百円モ寄附スルカ、何レニモ同店ノ意見ニ任セ可然トノ議ナリシ

## 益田専務理事陳述

一 王子製紙会社ニ関スル件

「スチーム、タルビン」ノ談ヨリ遂ニ王子製紙本社ノ一及ヒ益田理事曰ク、此程同工場ヲ視察セシニ床ノ不陸ト汽機ノ古物ニハ著シク感シタリ、汽機ハ西曆千八百七十二年製ノ古物只ニ不体裁不經濟ナルノミナラス、甚タ危険ニ迫リ打捨置キ難シ、其取換ノ入費ハ拾餘万円ヲ要スベキモ何トカ工夫ヲセネハナラス、然シ右入費ヲ支出スルトセハ二、三期ハ配當ヲ休止スルヲトナリ、小株主ニ於テ苦情モアリ随分面倒ナル

ベシ、就テハ総株ノ十分ノ八以上モ所有シ居ルヲ故、寧ロ小口ノ株ヲ買取ルヲニシテハ如何、渋沢、中井、大橋等ヲ除ク片ハ株券面僅カ五、六万円ナルベシ、目下ノ相場ニテ凡ソ三分ノ一即チ式万円位ニテ買取リ得ヘシ、依テ鈴木ヲシテ右等小口株ヲポツ／＼買取ラシムルヲ宜シカランカ云々ト陳述アリ

以上

五月二十日（金曜日） 第拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(渡辺専次郎印)

○(三井八郎次郎印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 銀行提出、京都新町通り営業用地所建物処分ノ件 可決

一 物産会社提出、社船命名ノ件

長白山丸ト命名ノ件

一 呉服店提出、店員林幸平へ渡米補助費支給ノ件 可決

以上

○(渡辺専次郎印)

五月二十六日（木曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覧ニテ

決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)  
 ○(三井八郎次郎印) ○(三井得右衛門印)  
 ○(朝吹英二印)

協議要項

一 銀行提出、第二回國庫債券応募ノ件 可決

以上

五月三十一日（火曜日） 午後一時半第拾八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

○(朝吹英二印)

○(渡辺専次郎印)

(自署)(圓珠磨)

○(三井得右衛門印)

協議要項

一 芝浦製作所ヲ鉾山会社ヨリ分離シテ独立ノ株式会社トスル件

益田專務理事ヨリ左案ニ付説明アリテ可然ト決ス

芝浦製作所ハ今日鉾山会社ノ一支店トシテ管理致居リ候得共、之ハ旧工業部解散ノ際他ニ適當ノ所屬店ヲ見出ササル為メ便宜鉾山会社ノ所轄ニ移シ置キタルモノニ御座候、故ニ其業務ノ本質ハ鉾山会社ニ來ルニ鉾山業ト全ク別種ノモノナルニ不拘外部ニ對シテハ鉾山会社ノ一支店トシテ機械製作ノ芝浦製作所トナリ、聞ク者ヲシテ異様ノ感ヲ起サシムルノミナラ

## 管理部會議錄

ス營業上種々ノ不便ヲ忍ハサルヲ得サル次第ト被存候、而シテ其營業ノ成蹟ハ別紙全所ノ擴張案ニ對スル御諮問申答書ニモ陳述致置候通り、近來ハ毎季相当ノ利益ヲ挙ケ來リタルノミナラス此後モ益々有望ニシテ、最早十分獨立經營ノ資格有之モノト被存候、依テ此際鉾山会社ノ所轄ヲ離レ獨立ノ營業ヲ為ス、鉾山会社并ニ芝浦製作所彼我ノ共ニ便宜トスル所ト思考仕候、又米國ゼネラルエレクトリック会社ト連絡ノ交渉ニ就テモ獨立營業致居候事万好都合ニ可有之、其他獨立營業ノ為メニハ多少ノ工場經費ヲ節約スル、モ相叶ヒ可申、旁此際芝浦製作所ヲ獨立セシメテ一株式会社ト為ス、当三井家ノ為メ有益且ツ必要ノ儀ト存候

右ノ如ク組織變更ニ就テハ先ツ現時芝浦製作所ノ固定資産価格ト同族會鉾山会社間ノ貸借勘定ヲ見ルニ

## 芝浦固定資産

三七七、七〇〇・九〇九<sup>円</sup>

内 芝浦カ工業部ヨリ鉾山へ移転ノ際 一〇、二五九・五三四  
ニ於ケル芝浦積立金ノ現有残額

差引 三六七、四四一・三七五

内 鉾山ガ同族會ニ對スル負債金残額二五四、〇三七・〇〇〇  
差引 (芝浦引渡シノ代リニ鉾山ガ) 一一三、四〇四・三七五

右ノ通り芝浦製作所現在ノ固定資産残高ハ三拾七万七千余円ニ有之候へ共、今回獨立ニ付テハ積立金ノ現存残額壹万余円ヲ以テ其中ノ消却ニ充テ、差引残額三十六万七千四百四十壹円三七五ヲ以テ新会社固定資産ノ価格ト致シ、先ツ三十七万モノ第一回払込ヲ以テ新会社設立ノ手續相濟サセ可申候、尤

モ別紙芝浦製作所擴張案ノ御認許ヲ得候ハ、此外ニ二十五万円ノ払込ヲ必要ト致候へ共、之ハ工事着手後一ヶ年内外ニ順次払込ヲ受クレハ差支無之モノニ御座候、依テ今日ヨリ一年後ニハ六十二万円払込ノ会社ト相成可申候

其他定款作成ニ就テハ曩キニ同一事情ノ下ニ設立セラレタル品川毛織株式会社ノ定款ヲ基礎ト致候へ共、其特別ノ規定ヲ要スル点左ニ

一、資本金 壹百万円ト定ム (第一回払込ハ三十七万円トシ

外ニ擴張用トシテ二十五万円ヲ一ヶ年内外ノ間ニ払込ム) (既記ノ如シ)

一、会社名 株式会社芝浦製作所ト稱ス

一、所在地 現在工場ノ所在地ヲ以テ本社ノ所在地トス

一、目的 「会社ノ目的ハ各種機械類ノ製作業ヲ営ムニ在リ」ト定ム

一、決算期 従來芝浦製作所ノ慣行ニヨリテ毎年五月三十一日ト十一月三十日トス、從テ定時總會ノ召集期モ六月

ト十二月トニ改ム

尚新会社設立後ノ重役ニ就テモ總テ品川毛織会社ノ振合ニ依リ、社長ニハ御同族方御一人ヲ御推挙申上度、其他ノ取締役監督役ハ各營業店理事中適宜數名ヲ挙ゲテ之ニ任シ、又専任取締役 (若クハ支配人) ハ現在ノ主事者ヲ以テ之ニ當ラシムル、万事簡便ニ取運可申ト存候

(別冊株式会社芝浦製作所定款略之)

## 一 芝浦製作所拡張ノ件 (鉾山会社提出)

一 昨年来世間不景氣ノ影響ヲ蒙リ諸工業沈衰シタル其中ニ在リテ芝浦製作所ハ幸ニ打撃ヲ受ケサルノミナラス、電気機械類ノ如キ著シク注成品ヲ増加シタルヲ以テ左ナキダニ不完備ナル工場ハ益々其狹隘ヲ感シ、往々約束期日ヲ誤ルノミナラス、短期注文ノ如キハ到底之ニ応スル能ハザルカ為メ得意先ニ對シテ信用ヲ失ヒ、或ハ失望ヲ招クコトナキヲ保セズ、斯カル事情ナルヲ以テ不利益ト知リツ、夜業ヲ為スノ必要ヲ生ジ、業務ノ秩序モ自然乱雜ニ流レ、極メテ不經濟ノ状態ニ陥リ申候、左レハ今日ニ於テ相当ノ資金ヲ投ジ速ニ其欠陥ヲ補フハ焦眉ノ急務ニ有之候ヘ共、時局ノ艱難モ有之候間、出来ル限リ經費ヲ節約シ、今日ノ急務ニ応ズルノ程度ニ於テ之カ拡張ヲ謀ルハ最モ適當ト被存候、因テ別紙拡張豫算書及附隨ノ参考書相添ヘ提出致シ候間速ニ御評決相成度事

別紙芝浦製作所主事大田黒重五郎ヨリ提出セシ増資ニ関スル計算ハ實際数字上ニ現ハシ得ベキ利益ノミヲ示セルモノニシテ、一見増資ニ對シテ大ナル利益ヲ得ザル様相見エ候ヘ共、工場ヲ拡張シ又輕便レールヲ設置シテ其連絡ヲ簡易ナラシメ場内機械ノ排列ヲ整理シ其欠陥ヲ補フ等ノ為メ、夜業ヲ廢止シ、監督ヲ統一シ、雜役夫ヲ減ジ、労働ヲ敏活ナラシムル等数字ニ現ハシ難キ利益ハ決シテ尠少ナラザラベシト存候

大田黒主事提出案

当所設備ニ付甲乙兩案提出仕候、甲案ハ寧ろ遠キ将来ニ對スル施設ヲ示スモノニシテ目下実行ノ利ヲ認メス候、乙案ニ至テハ僅ニ当所現在ノ設備中欠陥ノ甚シキ点ヲ補ハントスルモノニシテ其実行ハ当所存在ノ急務ト確信仕候

当所現在ノ投資額ハ金參拾七万七千七百円九拾錢六厘ニシテ、製品売ケ年間ノ売上高ハ(最近三ケ年間ノ平均)

金五拾壹万壹千六百〇六円五拾壹錢五厘ナリ

右売上高ニ對スル利益ハ

金七万壹千百拾參円參拾錢五厘ナルヲ以テ

其利益率ハ年壹割參分九厘ニ該當ス

而シテ此利益ハ前記投資額ニ對シ年壹割八分八厘ニ相當ス

今乙案ヲ実行ストセバ新ニ

金六拾貳万七千〇四拾參円四拾參錢六厘トナル

右実行ト共ニ従来ノ売上高金五拾壹万壹千六百六円五拾壹錢五厘ニ對シ生産力壹割六分六厘ヲ増スヲ以テ実行後ノ売上高ハ

金五拾九万六千五百參拾參円拾九錢六厘トナル

而シテ乙案ノ新設備ヲ完フセバ夜業ヲ廢シ得ルヲ以テ、従テ利益ノ率増加シ年壹割八分六厘ヲ得ベシ、則チ

金拾壹万〇九百五拾五円拾七錢四厘

トナルヲ以テ總投資額ニ對シ年壹割七分七厘ニ相當ス

以上計算ノ通り乙案実行ト共ニ投資額ニ對スル利益率約壹歩壹厘減少スト雖モ、実行後曠々ノ裡ニ得ヘキ利便少ナカラザ

## 管理部會議録

ルベキヲ以テ、直接間接ニ經費ヲ省クヲ得ヘク、之ヨリ生ズル利益多少増加ノ見込アルヲ以テ、現在ノ投資額ニ対スル利益率ヨリ下ルヲ無カルベシ、依テ図面五葉ヲ添ヘ豫算書提出仕候也  
(別紙予算書及図面略之)

益田専務理事ヨリ左ノ答申書ニ付説明アリテ可然ト決ス

芝浦製作所拡張ニ関スル管理部会長答申書

芝浦製作所拡張ノ件ニ就キ御諮問ノ趣領承仕候  
鉾山会社ヨリノ申出ニヨレバ此際新タニ二十五万円ヲ投入シテ建物機械等ノ改修拡張ヲスレバ、優ニ現在ノ注文ニ応スルヲ得ルノミナラス、工場経営ノ方法トシテハ最モ不利益ナル夜業ヲ廃止スルヲ得ルガ為メ、今日ノ売上高ニ対スル利益率壹割三分九厘ハ増シテ壹割八分六厘トナリ、従テ一ヶ年七万壹千余円ノ利益ハ拾壹万余円ニ増加スベキ見込ノ由、是レ実ニ事前ノ見込ニシテ、實際ノ成績ニ至リテ或ハ之ヨリ減少スルヲモアルベク、或ハ之ヨリ増加スルヲモ可有之候ヘ共、其レハ将来利益ノ予想標準ト致シ置キ、当管理部ニ於テハ他ニ此改修拡張ノ必要ヲ相認メ申候、其理由左ニ

元来芝浦製作所ノ業体ハ当三井家経営ノ事業中一種特別ノモノニシテ、此種工場ノ設備トシテハ甚不完全ヲ極メ、且ツ先年マデハ營業ノ利益モ十分確実ナル見込ヲ立ツルヲ能ハス、御評議モ亦売却若クハ処分ヲ為スベキモノト相成居候為メ、其ノ設備ノ建物機械等モ數年來ハ忍ビ得ル丈忍ビ、辛抱シ得ル丈辛抱シテ毫モ改修補繕ヲ加ヘズ旧態ノ儘今日ニ及ヒタリ

シガ、今日ハ全ク其事情ヲ異ニシ社会ノ進運ト共ニ其製作品類、殊ニ電気機械ノ如キ最モ世ノ需要ヲ喚起シ製作ハ常ニ注文ニ追ハル、ノ状態ナルガ為メ、此三、四年以來ハ毎季相当ノ益ヲ生ミ来リタルノミナラス、現時本邦唯一ノ電機工場トシテ内外ノ信用ヲ博シ甚以テ有望ノ境界ニ相達シ申候、現ニ昨年大阪市ニ開設セラレタル第五回内國勸業博覧會ノ出品ニ就テハ名譽金牌ヲ賞授セララル、ニ立到リ申候、尚又先般来米國ゼネラルエレクトリック会社ト連絡營業方御認許ノ御内議有之、今日モ其交渉ノ繼續中ニテ之ガ成功ノ上ハ芝浦製作所ノ營業上必ズ一段ノ進歩ヲ見ルベキ事ト相信シ申候(戰時中ハ不得止一時交渉停止ニ相成居候ヘ共、平和克復ハ屹度相纏リ可申ト存候)、去レバトテ此将来ノ發達進歩ヲ予想シテ之ニ相當シタル拡張ヲナスヲハ、今日ノ場合ヨリ見レバ過大ノ計画ニ相屬シ申候ヘ共、此際今日迄怠り来リタル改修補繕ヲ為スト全時ニ、現在ノ注文ニ応ジ得ル丈ノ拡張ヲ為スコトハ有益且ツ必要ノ儀ト存候、而シテ今回鉾山会社ヨリ貴會ヘ提出シタル増設案ニ付御諮問ヲ蒙リ候ニ就テハ、數度部員ノ者ヲ芝浦製作所ニ遣ハシ巨細取調致サセ候ノミナラス、拙者モ親シク臨檢致シ、尚鉾山会社ノ松原技師ニ嘱托シテ实地審査ヲ遂ケシメ候結果、皆必要不可欠ノ費用トシテ相認メ申候(松原技師ノ調査報告ハ別紙ニ添付致シ置候)、尤モ右ノ増設案ハ前記ノ通り実ニ一時ノ補充工事ニ過キスシテ、将来ハ必ズ今一層ノ拡張ヲ行フノ必要相生ジ可申事明白ノ儀ニ有之候ヘ共、

將來ハ將來トシテ、今回ハ先ツ右ノ範圍内ニ於テ改修擴張方御許可ノ程可然ト存候

右御諮問ニ對シ申答仕候也

尚此改修擴張ニ就テハ、必要ノ場合ニ工場一部々々ノ休業ヲナスノ外、一日モ全休ノ休業ヲナスコナク着手ノ日ヨリ先ツ一ケ年間ニ成功スル見込ノ由

(別紙松原技師ノ調査報告書略之)

一 銀行提出、絹糸紡績会社へ貸付金ノ件

本案ハ重役会意見ノ通り此度ニ限り決行可然モ、不動産抵当貸金ハ兼テ避クヘキ趣旨ニ基キ、近キ將來ニ於テ他ノ借入金返還其他金融必用ノ場合アリテ、今回ノ如キ振合ヲ以テ融通方依頼アルモ、再ヒ応セサルコトニ決定致置度事

一 物産会社提出、新設倫敦日本人倶楽部へ寄附金ノ件 可決

一 呉服店提出、西陣補救会へ寄附金ノ件

本案寄附金ハ共用費ヨリ支出ノ事ニ決ス

益田専務理事發議

一 商況社出資及社債処分ニ関スル件

益田専務理事曰ク、商況社ハ明治九年大蔵省ヨリ物産会社ニテ引受シモ、一手ノ機關トシテハ何かト嫌ヒアリテ不便ナルヨリ合資会社トシテ、大倉、淺野、原、安田、故今村、当方等出資者トナリ資本金ヲ參万円トシ全社現今ノ建物ヲ參千円ニテ物産会社ヨリ売渡シ業務ヲ継続セリ、爾來高橋、木村等ノ出資名義相加ハリ而シテ目下ノ業務担当者ハ野崎広太、社債

ハ金七千円、得意先ハ重ニ東北地方ニテ九州其他ニ多少アル位ナルヨリ収支相償ハサルモ、広告料尠万七千円程アルヲ以テ辛クシテ維持セシモ、此一月迄ニ尠万六千円程ノ負債ヲ生シ、時局ノ為メ新聞ハ流行スルモ從軍記者ヲ派遣スル等彼是ニテ四千數百元ノ失費ヲ要シ、遂ニ第一銀行ヨリノ負債高凡ソ式万千円ニ及ヒ事業益困難トナリ何トカ処分セサルヘカラス、而シテ若シ之ヲ挽回センニハ機械ノ増設其他ノ設備等彼是失費ヲ要スルヲ以テ、頻リニ出資者ニ謀リシモ誰レトテ甘ンジテ出金スル者ナク野崎モ進退谷マリ、此程大倉、淺野、原等会合ノ許ニ於テ談合ノ極、若シ同社分散ト見テ資産ヲ時価ニ積レハ未タ五千円程ノ損勘定ニ過キサルニ付、現在新聞社ノ得意老舖ヲ右五千円ト仮定シ野崎ニ引受ケサセ、獨立シテ自分ノ營業トスルニ於テハ相当ノ方法モ建ツヘク右機致度ト野崎ニ勸メ、尚善後策講究委員ニ木村、淺野、自分等指名致サレ、本日之カ為メ会合スル次第ナレト自分ハ出席ヲ断リ置キタリ、兎ニ角多數ノ主人アリテハ何分筆ヲ下シ難クトテ野崎モ弱リタルニ就テハ、大倉、淺野、原等ノ意見ノ如ク全社ヘノ出資ヲ見捨テラレ尙社債モ他ノ出資者ニ於テ打捨テルトノ意ナレハ、同シク御許可下サレ度ト同人ヨリ願出タリ、三井銀行、物産両会社トモ出資額各參千七百貳拾円宛ニテ社債ノ現在高モ各壹千貳百四拾五円宛ナリ、両会社トモ其実損失トシテ資産ヨリ已ニ省キ置キタルヲ以テ、野崎ニ於テ愈獨立シ事業ヲ継続スルトノコトナレハ出資金ヲ見捨テ、又他ノ出資者ニ

## 管理部會議録

於テ社債モ見捨テルトナラハ当方ニテモ公然帳消シ他全様御許容相成リテハ如何、野崎ハ温厚篤実ノ人物ニテ是迄モ大分窃ニ用立チシ事ナレハ右様御決定相成度、尤モ斯クナル後モ猶廻ル所ナケレハ自立六ヶ敷ヨリ、本人ハ当方ニ廻リテ立ツコトノ望ミナレ氏、仮令此上何ノ助力セス只關係ヲ離ル、モ猶三井家ノ為メニハ不相變尽スヘクモ、応分ノ助力ハ已ムヲ得サルベシ、殊ニ当家ノ如キニ於テハ機關新聞ノ一ツ位ハ必要ニシテ何カノ場合、新聞社等ニ対シ会社ノ者抔ヨリ謀リテハ都合ノ悪シキヲモ、彼ヲシテ謀ラシムル片ハ同業者ノ關係ヨリ大ニ都合ヲ得ルヲ有之ニ付、隠然後援ヲナスモ宜シカルヘク存スレ氏其ハ全ク別問題トシ、此際唯此離縁話シ則右資金社債ヲ見捨遣ハストノ御承認ヲ得度云々ト陳述アリテ、終ニ發議通り決行可然ト決ス

## 一 王子製紙株式会社株買収ノ件

益田専務曰ク、王子製紙会社ノ件ニ付曩ニ小株主ノ株ヲ買収スルヲ宜シカラント陳述セシカ、嘗ニ小口ノ株ノミナラス比較的大株主ノ分ヲモ買収シ、全然三井ノ所有ト致ス方得策ナラン、若シ此方針宜シトナレハ朝吹理事ニ一任シテ時価低廉ノ今日便宜買収スルヲトシ、其資金ハ同族会特別營業準備金ヨリ支出スルヲニ致シテハ如何云々陳述アリテ、可然ト決ス

## 一 聖路易博覽会中技師派遣ノ件

益田専務理事曰ク、聖路易博覽会開会中技師ヲ派遣シ実見セシメバ功効ナカラサルヲト存ス、就テハ芝浦製作所技師岸

敬二郎ヲ、特ニ共用費ヲ以テ同族会ヨリ派遣スルヲニシテハ如何、往復共凡ソ二ヶ月ノ予定、貳千円位ノ費用ニテ足ルベシ、尤モ岸ヲ渡航セシムルトスレバ、技師小林作太郎モ派遣セザルベカラサル事情有之モ、全人ハ芝浦ヨリ派遣スレバ宜シカラン、殊ニ九月ニハ全所ニ於テ電氣ニ関スル万国會議モアリ、其序ヲ以テナイヤカラ發電所、ゼネラルエレクトリック会社等ヲモ巡視スルヲニセハ多々益スルコトアルベシ、實ニ好機會ニ付派遣ノヲニ致度云々陳述アリテ、可然ト決ス

以上

六月十七日(金曜日) 第拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(渡辺専次郎印)

(自記)(団琢磨)

○(朝吹英二印)

○(有賀長文印)

## 協議要項

一 鉾山会社提出、提献久外壱名特許石炭鉾区并ニ藤井淳一試掘石炭鉾区買収ノ件 可決

一 團専務理事陳述

一 麻生太吉氏貸増金ニ関スル件

一 團専務理事曰ク、麻生太吉ハ加穂銀行ヨリノ私債等ニテ目下甚困難ノ情況ニ迫リ其救済策トシテ貝島ノ方案ハ、三井ニ抵

当ニ入レアル本洞、豆田、芳雄三礦ノ内本洞ハ藤ノ棚ト接近シ殆ント同坑ナルカ如ク分離スベカラサルモノナルニ、藤ノ棚ハ帝國商業銀行ニ抵当トシアルハ不得策ニ付、此際藤ノ棚ヲ三井ニ入レ豆田、芳雄ヲ帝商ニ入レ替へ、手形ノ分式万円ヲ別トシ從來參拾五万円ノ分ニ更ニ五万円ヲ増シテ四拾万円ノ融通ヲ願度、尤モ此正味五万円ハ加穂銀行ヘノ償却ニ当ルナレバ、或ハ一ヶ年計リ利息ノ猶予ヲ乞フコトアランモ、此入替ヘハ三井、帝商双方共却テ都合宜シカルヘケレハ帝商モ承諾スヘキニ付御聞入レ被下度、左スレハ其証書ニハ自分署名シ其契約ヲ実行セシメ可申云々ト懇談アリ、依テ此炭坑ハ實際何程ナラ引取リテ善キ哉其辺特ト取調ヘヲ要シ、且島ヨリモ不日計算書提出可致善故、其上ニテ御決定ヲ仰クヘクモ予メ御聞置キヲ願度ト陳述アリ、就テ此請求通り藤ノ棚ヲ取り貸増シヲ為シ先ツ一段落ヲ付ケ、愈契約実行ナリ難キ件当方ニ引取ルカ、又ハ麻生ノ回復到底六ヶ敷ヲ以テ、他日引取ル場合ニハ重ネテ多少ノ出金ヲ要スル恐レアラハ斷然此際当方ニ引取ルカ、要スルニ二段ニ纏メルト直ニ片付クルトノ二点ニ歸ストテ、朝吹、団、益田理事等専ラ意見ヲ述ラレ、遂ニ此処先貝島案ヲ容レヘキ方ナルベケレト、何レ取調ヘノ上協定可然トノ議ナリシ

一 田川炭礦シャフト等ニ関スル件

団専務理事曰ク、田川炭礦ニハ採炭ノ進行上大ナルシャフトヲ作ラネハナラヌ場合ニ迫レリ、否ラザレハ徒ラニ經費掛リ

甚不經濟、若シ中央ニシャフトヲ卸セバ八尺炭モ採レ一挙兩得ナレバ、其準備トシテ不取敢技師ヲ海外ニ派遣シ实地檢分セシメ置クノ必要ナルベシ、事業ノ方ハ明年丈ケハ消極的ニ遣リ可申、三池ヨリモ二人、田川ノ分モ可相成ハ同時ニ派遣致度、築港ノ方ニ就テモ今ヨリ研究サセ置度云々ト陳述アリテ、可然トノ議ナリシ

益田専務理事發議

一大阪、神戸、名古屋へ出張ノ件

益田専務理事曰ク、出立ノ日ハ未タ確定セサレト、近々ノ内大阪、神戸、名古屋地方業務視察旁巡回致度、御承認願ヒ度云々陳述アリテ可然ト決ス

以上

六月二十二日(水曜日)午後二時臨時第式拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印 ○三井養之助印

○三井得右衛門印 (自署)(団琢磨)

○渡辺専次郎印 ○朝吹英二印

○有賀長文印

協議要項

一 物産会社提出、漢口へ繰綿荷造工場設置ノ件

可決

管理部会意見

清國漢口ハ從來棉花ノ産地ニアラズシテ夫ノ張之洞ノ経営ニ

管理部會議錄

係ル紡績所ノ如キハ上海附近ニ供給ヲ仰キタル程ナリシニ、  
 近來同地附近ノ氣候地味最モ棉作ニ適當セルタメ其産額モ每  
 年増殖シタルハ輸出額ノ増加ニ徴スルモ明ナリ、抑全地ハ北  
 部ハ芦漢鐵道ヲ、南ハ粵漢鐵道ヲ控ヘ長江ノ中央ニ位シ、海  
 陸交通ノ便ニ於テハ將來支那全國中最モ樞要ノ場処タルニ至  
 ルヘキヲ以テ、物産会社上海支店ハ出張員ヲ此地ニ置キ日本  
 石炭其他ノ売込ヲナシ、一方ニハ棉花其他ノ輸出ヲ取扱ハセ  
 ツ、アル等漢口ニ於ケル商業ハ前途有望ナルモノアリ  
 今日漢口ノ棉花ハ其輸出額一ヶ年二十万担前後ニシテ、數量  
 ヨリ云フキハ必ラズシモ多シト云フコト能ハサレ氏、今後年ヲ  
 逐テ増加スルハ殆ント疑フ可ラサル事實ナルノミナラス、物  
 産会社ガ棉花商タル地位ヨリ云フモ、亦鐘淵紡績会社其他ト  
 ノ特約ヲ締結シタル上ヨリ云フモ、棉花取扱ニ於テハ常ニ一  
 歩モ他人ニ譲ラサルコトヲ期スルヲ要ス、故ニ漢口棉花ヲ本邦  
 ニ輸出スルコトモ年來經營シタル所ニシテ、今後益々勇進ヲ要  
 スト雖氏、支那棉花ニハ棉花商中ニ惡弊アリテ輸出ニ際シ水  
 分ヲ含マセ斤量ヲ詐ルコトアリ、又品位劣等ノ棉花ヲ優等棉ノ  
 間ニ混交シ為ニ我信用ヲ毀損スルノ虞アリ、且ツ買付ノ儘ニ  
 テハ荷造不完全ニシテ徒ラニ余分ノ運賃諸掛ヲ要スル等、棉  
 花取扱上捨置キ難キ点少シトセズ、而シテ之ヲ改良スルニハ  
 荷造所ヲ設立シ自ラ原棉ノ品質ヲ檢定シ、嚴ニ惡弊ヲ排除ス  
 ルノ外ナシ、則チ本案ノ必要ナル所以ナリ  
 物産会社提出ノ理由書ニハ此種ノ設計ニ添付スヘキ予算書ヲ

欠クヲ以テ、明細ノ予算ヲ徵スベキハ勿論ナレ氏、本案ノ根  
 本タル上海支店ハ遠隔ノ地ニアルヲ以テ、之ヲ徵求スルノ間  
 ニ多クノ時間ヲ要スルノ恐アルノミナラス、事業ノ要否テウ  
 点ニ於テハ既ニ該支店長上京ノ際詳細ノ説明モアリ、其必要  
 ナルコト弁ヲ俟タザル次第ナルヲ以テ、手續ノ欠如ノ為メ、折  
 角企圖セラル、新棉出廻り期ニ後ル、ガ如キコトアリテハ商機  
 ヲ失スルコト少カラザルヲ以テ、先以テ費額ノ限度ヲ定メ、其  
 範圍内ニ於テ之ヲ許可シ、全時ニ完全ナル手續ヲ尽サシメン  
 ト欲ス

殊ニ忽ニスベカラサルハ、大阪棉花会社ガ敏捷ニモ漢口棉花  
 ニ注目シ荷造機械ヲ注文シタル事實アリ、若シ我ニ於テ該社  
 ニ後ル、如キコトアラバ、我棉花商トシテノ信用ニモ影響スル  
 コトアルベシ、上海支店ガ電信ヲ以テ本件ノ許可ヲ請求シ来リ  
 シ原因モ、或ハ其辺ニアルベキカト思ハル

- 一 以上ノ理由アルヲ以テ本案ハ許可セラルベキモノト認メ候也
- 一 鉾山会社提出、高城規一郎外式名海外派遣ノ件 可決
- 一 重役会提出、恩給基金徵收割合ニ關スル件 可決
- 一 共用費徵收率決定ノ件 可決

明治三十七年上半年季共用費徵收率ハ純益金ノ六分五厘トスル  
 事

(理由)

共用費規程ハ曩ニ每期純益金ニ依リ徵收率ヲ決定スヘキコトニ  
 改定相成、三十六年上半年季ハ七分五厘、全年下半年季ハ前期續

越残額金五万七千余円アリシヲ以テ五分ヲ徴収セシ処、別紙計算書ノ通り、本年上期ハ臨時支出増加シタル為メ不足額金貳万壹千九百余円ヲ生シタリ、此不足額ト本年下期予算額金拾參万六千參百余円合計金拾五万七千余円ヲ徴収スルヲ要ス、依テ本文ノ通り徴収率決定相成然ルベシ

以上

(別紙収支計算書略之)

六月二十四日(金曜日) 午後一時半管理部会第貳拾壹回ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(團琢磨)

○(有賀長文印)

○(三井養之助印)

○(早川千吉郎印)

○(渡辺専次郎印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 鉾山会社提出、使用人町村會議員當選承諾ニ関スル件

可決

今回田川炭礦庶務方佐座積、弓削田村官尻区会一級議員ニ當選致候ニ付地方關係上便宜ノ為メ就任為致度候旨、田川炭礦事務長ヨリ届出候間認可致度候、猶管理部規則第拾四条第四項ニ依リ、本件ノ如キ場合ニハ一応管理部会ノ御評決ヲ仰クヘキ筈ニ候ヘ共、当会社ニ於テハ營業上地方關係ヲ有スルノ最モ深く將來如此事例數々相起リ可申、其都度一々御評議ヲ

煩ハス程ノ事柄ニモ無之ト存候間、今後当方ノ選抜ニ依リ使用人中町村区會議員ニ當選致候場合ニハ、当会社ニ限り就任ヲ認可シ、其旨御報告ノミ致ス事ニ取計申度候間、格別ノ御評議ヲ以テ御認可相成度事 (別紙山田事務長來狀略之)

一株式会社芝浦製粉所組織ニ関スル件

芝浦製粉所ヲ株式会社ト為スニ決議相成候ニ就テハ左ノ通り決定スル事

可決

一 会社名 株式会社芝浦製粉所ト称ス

一 資本金 壹百万円ト定メ之ヲ貳万株ニ分ツ但壹株金五拾円

一 払込 第一回払込ヲ參拾七万円トス

一 発起人ヲ左ノ七名トス

三井養之助 三井守之助 大田黒重五郎

團 琢磨 飯田義一朝 吹英二

大島雅太郎

一株主ヲ左ノ拾壹名トス

五千株 三井三郎助

參千株 三井養之助

參千株 三井守之助

壹千五百株 團 琢磨

壹千五百株 朝吹英二

壹千五百株 飯田義一

壹千株 益田 孝

壹千株 早川千吉郎

## 管理部會議録

老千株 渡辺専次郎  
 老千株 大田黒重五郎  
 五百株 大島雅太郎

一役員ヲ左ノ通り撰定スル

取締役会長 三井守之助

常務取締役 大田黒重五郎

取締役 団 琢磨

同 飯田義一

監査役 朝吹英二

監査役 大島雅太郎

一定款ヲ別冊ノ通り定ムルコト

以上

(別冊定款略之)

六月三十日(木曜日) 午後二時臨時第貳拾貳回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(自署(団琢磨))

○(渡辺専次郎印)

協議要項

一物産会社提出、臨時費支出ノ件

早川専務理事発議

可決

一北浜銀行貸金ニ関スル件

早川専務理事曰ク、大阪ノ百三十銀行支払停止ノ余波北浜銀行ニ及ホシ、全行預金九百万円アリシ処、既ニ叁百万円取付ラレ今ヤ六百万円計ナルニ、同業者ノ預金多分ナルヨリ斯ル場合ニハ随分困難ニテ尚百万円準備ヲ要シ、其内五十万円ハ本月中ニ是非トモ入用トテ融通方依頼アリ、今日ノ場合柄当行ノ余リ冷淡ニ過クルモ大蔵省其他ヘ対シ如何トノ掛念モアリ、且ハ当行京都、大阪等支店ニ於テハ却テ預金増加シ、総預金四千万円ニモ達スヘキ傾行ヲ生シ融金モ有之折柄、抵当ニハ大阪合同紡績会社、京都電気会社、精糖会社等ノ株時価ニ積リテ六拾九万円、七掛ニ見テモ略五拾万円程ノモノアルヲ以テ之ヲ差入レシメ、昨夜貸渡ノ「ニ承諾致シタルニ付何卒御承認有之度、尤モ余ノ五十万円ハ先以テ断リ置キタリ云々陳述アリテ可然ト決ス

以上

七月一日(金曜日) 管理部会開日ナリシカ都合ニ依リ回覧ニテ決判ヲ取りタリ

会員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(自署(団琢磨))

○(朝吹英二印)

○(三井養之助印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

○(渡辺専次郎印)

協議要項

一 物産会社提出、大麦先買先売ノ件  
以上

可決

七月二日(土曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

(白署)(回琢磨)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(渡辺専次郎印)

協議要項

一 銀行提出、明治三十七年上期(第一拾二期)利益分配案

可決

以上

七月八日(金曜日) 午後一時半第貳拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 銀行提出、北海道鉄道会社々債募集取扱ノ件

可決

一同 " 京釜鐵道会社々債引受ノ件

可決

一同 " 明治卅七年上期特別手当金給与ノ件

可決

一 物産会社提出、全上ノ件

可決

一 鉦山会社提出、全上ノ件

可決

一 呉服店提出、全上ノ件

可決

一 重役会提出、明治卅七年上半季營業店配当金ニ関スル件

可決

以上

七月九日(土曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(早川千吉郎印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 社船命名ノ件(物産会社提出)

可決

以上

七月十五日(金曜日) 午後一時半第貳拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

## 管理部會議録

## 協議要項

一 物産会社提出、札幌出張員并砂川木挽工場ノ決算ヲ十一月末一  
回トスルノ件 可決

## 益田専務理事発議

一 鐘淵紡績会社支配人武藤山治臨時褒賞ノ件

益田専務理事曰ク、鐘淵支配人武藤山治ハ工場十一ヶ所ヲ支配シテ遺憾ナク行届キ、阪神地方ノ如キ汚行多キ土地ニ在リテ甚タ清廉洵ニ支配人ノ模範トモ云フヲ得ベシ、就テハ全社ヘ転勤以来今年ハ丁度既ニ滿十年ニ付此機ヲ以テ特ニ同族会ヨリ御褒賞ナサレテハ如何ト發議アリシニ、朝吹理事ハ斯クナレハ甚仕合セ、全人ハ機械ノ保全ト職工ノ養成トニ熱心ノミナラス、其他工場多ク面倒ナルニモ拘ハラス統御宜シキヲ得テ今日ニ至リタルヲナレハ何卒慰勞アルヲニ致シタシ、猶三井部内ノ人ニテモ十年自位ノ区切り時ニハ何カ御賞与等アルヲ宜シカラント述べ、次テ益田理事ハ先ツ武藤ニハ金五千円ヲ共用費ヨリ支給シ、議長ヨリ口頭賞詞ヲ賜ハルヲニ致シタシト述ヘラレ之ニ決ス

## 同族会へ提議案

鐘淵紡績会社支配人武藤山治ハ明治廿七年四月十七日三井銀行ヨリ全社ヘ転勤セシメシ以来滿十年三ヶ月ノ長期間終始一日ノ如ク精勵従事シ、其間日清戦争、北清事変アリ今又日露

○(三井井右衛門)

○(早川千吉郎)

○(有賀長文印)

戦役アリテ往々経済界ノ浮沈ヲ極メタルニ拘ハラズ、外ニハ他社ノ買取合同等頗ル多事複雑ノ場合ニ其機宜ヲ得テ能ク彼此ヲ疏通シ井然相整ヘテ十一ヶ所ノ工場ヲ支配シ、内ニハ機械ノ保全、職工ノ養成ニ力ヲ尽シ能ク今日ノ基礎ヲ堅メタルハ重役ノ指示ニ依ルト雖モ、遠隔ノ地ニ在ルヲナレハ工場ノ經紀、原料製品ノ売買ニ於テハ殊ニ同支配人ノ力多大ニ有之候ノミナラス、其職ニ従フニハ忠実清廉ニシテ洵ニ其模範トスルニ足ルベシ、我三井家ノ如キ縁故深キ大株主ニ在リテハ其利益ヲ亨クル尠少ナラサルニ依リ、此ニ就職滿十年ニ際シ左ノ賞詞ヲ以テ其功勞ヲ表彰候義ハ、惟リ同人ヲ奨励スルノミニ止マラス、其影響スル所不少ト存候間、共用費ヨリ特ニ金五千円贈与可然ト本会ニ於テ決議致候、依テ提出候也

## 同族會議長ノ口頭賞詞案

貴所ハ我三井銀行ヨリ明治二十七年鐘淵紡績会社ノ拡張ニ際シ転勤以来、頻々不時ノ事変ニ会シ商工業社会ノ恐慌、経済界ノ浮沈ニ遭遇セシモ、能ク処理ヲ愆ラス他社ノ買取合同等多事複雑ノ場合ニ於テ彼此ノ異同ヲ整理シテ工場十餘ヶ所ヲ支配シ、殊ニ機械ノ保全、職工ノ養成ニ勉メ能ク重役ノ示旨ヲ遵奉シ經紀宜シキヲ得テ貴社ヲシテ今日ノ結果アルニ至ラシメタルハ貴所ノ力与ツテ大ナリ、且其職務ニ忠実ニシテ操行ノ清廉ナルハ滔々タル此社会ニ於テ洵ニ好模範ナリト認ム、貴社ニ縁故深キ大株主ニシテ利害ノ關係著シキ我三井ニアリテハ深く貴所ノ功績ヲ多トスルヲ以テ、此ニ其就職滿十

年ニ際シ此目錄ヲ贈リ聊カ其勞ヲ慰ス、幸ニ受納アリタシ  
一出征軍人遺族家族ニ職業ヲ授クル件

益田専務理事曰ク、戦死者ノ遺族若クハ戦争ノ永引クニ從ヒ  
出征軍人ノ家族中不幸生計ニ苦ム者アラン、是等ノ者ニテ職  
業希望ノ者アラハ三井部内会社若クハ鐘淵紡績会社、王子製  
紙会社、品川毛織会社、日本フランネル会社、倉谷、三池、田  
川等ニ使用スルコトセハ、救助ノ一端ニモナラン、尤モ将校  
ノ遺族家族ハ来ル間敷モ下士卒中ノ家族ニハ望ミ人アルベク  
ニ付、各府県知事ヘ其旨申入レテハ如何云々陳述アリテ、可  
然ト決ス

同族会ヘ提出案

出征軍人遺族家族就職方ニ付開申ノ件  
出征軍人遺族家族ニシテ生計ノ為メ職業ヲ求ムル者アラハ、  
特別ノ關係アル工業会社ニ於テ便宜雇用スル件ニ付、其筋ヘ  
開申スルコトニ當管理部会ニ於テ決議致候、依テ別紙ノ通り出  
状案相添提議候也

議長ヨリ府県知事ヘ出状案

謹啓出征軍人遺族家族中不幸ニシテ生計不如意ノ者ニ對シ職  
業ヲ得セシムルコトハ時局ノ永引クニ從ヒ益々必要ト奉存候、  
就テ当方ニ於テハ貴県（府）下其他諸地方ニ於テ数多ノ職工  
ヲ使用致居候工業会社ト特別ノ關係有之候ヨリ、若シ其遺族  
家族ニシテ生計ノ為メ職業ヲ求ムル者有之候ハ、便宜雇用  
方ノ義右等会社ト交渉致置候間、自然御賢慮ニモ相叶ヒ候ハ

、可然御取計被成下度、此段開申致候敬具

尚本文会社ニ於ケル職業ハ男女ヲ問ハス年齢十四、五歳以  
上ニシテ體質健全ナル者、又雇入ニ関スル細則ハ各工場毎  
ニ特別ノ規定有之候ヘ共、左記ノ數項本人等ニ於テ予メ承  
知致居候様御取計被下度候

一 申込ノ場所ハ貴県（府）下ニ於テハ左記ノ通り

.....

時宜ニ依リテハ東京市日本橋区駿河町三井家同族会事務局  
ヘ申込ムモ差支ナシ

一出征軍人ノ遺族家族タルヘキ市区町村長ノ証明書ヲ持參ス  
ル事

一 可成雇用スベキ様努ムベキハ勿論ナリト雖モ、各工場ノ事  
情ニヨリ之ヲ取捨スベキ事

一 雇用後ノ給料其他服務方ニ就テハ總テ各工場ノ規律ニ從フ  
ベキ事

（別紙会社所在地鐘淵紡績会社外廿五ヶ所明細略之）

右ノ外益田専務理事ヨリ京阪神視察ノ件ニ付報告アリタリ  
以上

七月十九日（火曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決  
判ヲ取りタリ

會員（〇三井三郎助印）

（〇三井養之助印）

管理部会議録

○(三井八郎次郎印)

(自署)(回琢磨)

(花押)(益田孝)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

協議要項

一物産会社提出、摩耶山丸売却ノ件

可決

以上

七月廿六日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(回琢磨)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一物産会社提出、福井菊三郎日本フランネル製造株式会社監査役

就任認可ノ件

可決

大阪支店長福井菊三郎此度日本フランネル製造株式会社監査役ニ選挙被致候間、就任方認可致度候事

(理由)

日本フランネル製造株式会社ハ、総株数壹万ノ内当社四千六百貳拾式株ヲ有スルノミナラス、当社ハ同社ニ対シ債権ヲ有シ、又其所要原料ノ買付并製品ノ販売ヲ引受居候關係モ有之

候間、当社ヨリ監査役ヲ差入レ同社ノ業務ヲ監査セシムルハ必要ト相認メ候義ニ御座候

以上

七月廿九日(金曜日) 第貳拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(回琢磨)

○(朝吹英二印)

○(渡辺専次郎印)

○(三井八郎次郎印)

○(早川千吉郎印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

協議要項

一銀行提出、村上定外式名懲罰案

一全 " 平賀敏外式名懲罰案

以上

可決

可決

八月五日(金曜日) 第貳拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

○(渡辺専次郎印)

○(有賀長文印)

○(三井養之助印)

(自署)(回琢磨)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 鉾山会社提出、明治卅七年上半年決算ノ件 可決

一 全 〃 明治卅七年上半年起業費決算ノ件 可決

一 呉服店提出、明治卅七年上半年決算ノ件 可決

一 物産会社提出、全上ノ件 可決

一 銀行提出、指命休暇規則制定ノ件 未決

〔(編外朱書)  
三十七年八月廿四日撤回〕

一 重役会ニ於テ議スベキ事項ニ関スル規則中修正ノ件 可決

本規則中十四、十五兩項ヲ左ノ通り修正ノ事

十四、各營業店ニ於テ月俸百円以上ヲ給与スル使用人ノ任

免、進退等ニ関スル件

十五、前項使用人ノ特別手当金、慰勞金、賞与金及ヒ懲戒等

ニ関スル件、但月俸百円以下ノ者ト雖、懲戒ニ関シ

テハ本文ニ準ス (朱書参照兩項略之)

一 管理部会開日変更ノ件 可決

本会開日ハ毎週金曜日ニ有之候処、炎暑中火曜日午後一時半

ヨリ開会ノリニ変更ノ事

右ノ外渡辺物産会社専務理事ヨリ門司出張ニ関スル報告アリ

以上

八月九日(火曜日) 午後一時半第貳拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助申)

○(岡塚磨申)

○(三井菱之助申)

○(渡辺専次郎申)

協議要項

○(早川千吉郎申)

○(有賀長文申)

一 鉾山会社提出、田川炭礦開鑿ノ件 可決

管理部会意見

今般鉾山会社ヨリ田川堅坑開鑿八尺炭採掘計画ニ就キ案ヲ具シ管理部ヘ提出相成候ニ付、左ニ意見ヲ開陳致候

本計画ハ曩ニ管理部会ヘ提出相成リシモノ一先中止スルコトニ相成リタルモノノ御座候、當時ハ時局破裂後幾何モ日子ヲ經過セサリシカ故ニ、戦局ノ進行如何ニ変更スルカ又經濟状態

ハ如何ナル變動ヲ来スヤモ不被計、極メテ不安心ナル狀況ノ下ニ在リタリ、當時ノ事態ニ於テハ營業上新ニ企画經營スベキ事ハ仮令充分有利ナル見込アルモノト雖、凡テ一切之ヲ

見合ハシ徐々ニ事務局ノ進行ヲ待ツハ不得已次第二有之候、之レ実ニ營業上ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル為メニ極メテ必要ノ措置ニシテ、當時田川新計画モ亦此趣旨ニ因リ一時中止ニ決定

セラレシハ当然ナル次第ト存ス、今回再ヒ全件ヲ提出シテ御認可ヲ請フニ至リタル処今回ハ先回トハ大ニ事状ヲ異ニスル

モノ有之、速ニ本事業ニ着手スルヲ以テ極メテ緊要ナリト思惟致候、左ニ其然ル所以ヲ陳述仕候

第一、先回発案ノ際中止ト決定セラレシ理由ハ、以上述べタル如ク時局ノ前途不確定ナリシカ為メニシテ、爾後今日迄戦局ハ好都合ニ進行シ、且ツ經濟界ノ秩序ハ攪破セラル、トナク

幸ニ常態ヲ保持シ得タリ、故ニ曩ニ憂慮シタル事態ハ今日迄

## 管理部會議録

ハ幸ヒニ發生セズシテ經過シ、今日ノ処ハ先ツ經濟上不安全ナル事無之モノト認メ、事業經營ニ関スル考案ヲ定メテ可ナリト存候

第二、現ニ我營業店ニ就キテ之ヲ觀ルモ、当初当該者何レモ各營業店ノ事業亦時局ノ影響ヲ被リ、尠ナカラサル利益ノ減少ヲ来スハ免ルベカラザル所ナリト豫想シ、頗ル憂慮シタリシニ、本期成績ハ意外ニモ良好ニシテ甚満足ナル結果ヲ収メ得タル次第ニ有之候

第三、田川堅坑ヲ開鑿シ仍テ八尺炭ヲ採取スルノ計画ハ鉾山会社ヨリ提出セル本件諸統計其他ノ書類ニ於テ詳述セル如ク計画自体ニ於テハ極メテ有利ノ事業ニシテ、一日ヲ緩フセハ一日ノ損アリト云フベク、事情ノ許ス以上ハ成ルヘク速ニ工事ニ着手シ以テ一日モ早ク八尺炭ヲ採掘シ得テ、大ニ全坑ノ經濟ヲ一層良好ニ致度候、田川炭今日ニアリテ相当ノ利益アレ氏、炭価一層下落スル場合ニ際シテハ四尺炭ノ採掘ノミニテハ到底利益ヲ揚ルハ至難ナルベシ、故ニ一日モ速ニ八尺炭採掘ノ準備ニ着手スルヲ必要ト存候

第四、鉾山会社提案ノ如ク本計画ニ要スル資金支出方法ハ従來ト異リ田川ヲ以テ特別會計ト見做シ、新計画所要ノ資金ハ田川出炭利益ヲ以テ之ヲ支弁シ、全ク獨立經營トナスヲ以テ本則トナシ、若シ田川ノ利益ノミヲ以テ起業資金支弁ニ不足ヲ生スル場合ニ限り、鉾山会社中他ヨリ之ヲ補給スル組織ヲ立テたり、此ノ方法ハ新計画經理上ニ於テ甚鞏固ナル方案ナリ

トス、而シテ此方法ヲ以テ充分ノ成算アルコトハ会社ヨリ具申ノ案ニ於テ開陳セルカ如ク有効ノモノタルコトヲ信シ候  
第五、目下經濟事情ノ靜穩ナルコトハ前陳ノ如クナルモ、若シ將來ニ於テ戦局若クハ經濟事態ニ著シキ變化ヲ来シ為メニ警戒ヲ要スル時来ルコトアリトスルモ、其時ニ際シ本事業ノ已ニ着手シタル後ト雖モ、不安ナル事態ノ存在スル間一時之ヲ中止スルモ差支ナキニ御座候

以上述ヘタル如ク今般提案ノ田川新計画ハ極メテ適切ナルモノト認メ候故、速ニ御認可アリテ可然モノト存候

一 鉾山会社提出、元芝浦製作所使用人解雇ニ付恩給金給与ノ件  
修正可決

右ノ外益田専務理事ヨリ物産会社支店長會議ニ対スル演說要旨ノ件陳述アリ  
以上

八月廿三日（火曜日） 午後一時半第貳拾八回管理部會ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印

○三井養之助印

（自署）（因孫曹）

（自署）（有賀長文）

○（早川千吉郎印）

○（渡辺専次郎印）

## 協議要項

一 物産会社提出、大阪綿花販売主店へ印度綿六千俵先買認可ノ件

可決

一物産会社提出、大阪毛布工場建物借入毛有製織ノ件 可決

大阪毛布工場ノ器械類ハ当社ノ所有ニ屬シ、來ル九月中迄上野与吉ナル者へ貸渡有之候処、全月末日限り当社へ取戻シ、全時ニ工場建物ヲ向フニケ年間六千円ノ賃借料ヲ以テ現持主伊藤イノヨリ借受ケ、当社自ラ毛布製織ヲ營ミ申度、目下戰時中毛布ノ需要ハ莫大ニ有之、十分収益ノ見込有之候尚々本経営ハ之ヲ特別會計トシ、福井菊三郎名義ヲ以テ仕事ヲ為スニ致度候

一本会提出、検査規則中追加ニ関スル件

可決

銀行ハ本月八日付ヲ以テ、其検査規則中ニ左ノ三条ヲ追加セリ、他營業店ニ於テモ之ニ倣ハシコトヲ望ム

一、検査員ハ何時ニテモ検査ヲ行フコトヲ得

二、検査員ハ検査中有価証券及諸証書ヲ保管シ、又ハ營業時間

外金庫其他ニ封印ラスルヲ得

三、検査員ハ部長、支店長、主任ト協議シ、検査中時日ヲ限り

店員ヲ指名シ其代替ヲナスルヲ得

第三項ノ主旨ハ店内限り検査ノ際ニ於テモ可成之ヲ適用スルヲ

(理由)本店ヨリ派遣スル検査員カ各店員ノ非違ヲ発見スルハ

容易ナラス、銀行ニ於テ前三項ヲ追加シタルハ、之カ発見ヲ

容易ナラシメントスルノ主旨ニ外ナラサルベク、多少ノ効能

アルハ疑フ可ラス、各營業店ニ於テ未タ此種ノ規則ナクハ

之ニ準シテ相当ノ制規ヲ設フアレ然ル可シ

一本会提出、特別休暇規則修正ノ件

可決

特別休暇規則第三ノ但書ニ左ノ一項ヲ追加シ、從來ノ但書ヲ

第四トシテ左ノ如ク改メ以下順次繰下ク

第三ノ但書 但時宜ニ依リ指命休暇セシムルコトアルベシ

第四、特別休暇ハ業務ノ繁閑ヲ量リ担当事務ニ差支ナキ時ニ

限り之ヲ与フルモノトス

(理由) 使用人ニ特別休暇ヲ与フル主タル目的ハ使用人ニ心身

静養ノ時間ヲ与フルニ在リ、然ルニ實際ニ於テ特別休暇ヲ請

フ者ハ甚タ少数ニシテ此主旨ハ十分ニ達セラレサルカ如シ、

故ニ或ル場合ニ於テ命令の休暇ヲ与ヘテ以テ本規則制定ノ主

旨ヲ達セシメ、且ツ一方ニ於テハ他人ヲシテ休暇中事務ヲ代

理セシメ使用人ノ不正行為ヲ予防セントス

外ニ

一高橋理事提出、平塚村庭園修築ノ件ハ撤回トナリ、右ニ関連シ

テ益田専務理事ヨリ、三井集会所地所ノ内半バ程売却シテハ如

何トノ議アリテ兎ニ角取調フルトナレリ

以上

八月三十日(火曜日) 午後一時半第貳拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印

○三井養之助印

○早川千吉郎印

(自署)(有賀長文)

○渡辺専次郎印

協議要項

管理部會議録

一銀行提出、門司支店倉庫新設ノ件 未決

在門司港九州倉庫株式会社所有ノ土地及建物ヲ、金拾壹万円ノ範圍内ニ於テ買受ケ、倉庫業ヲ開設セントス  
別紙甲乙予算及取調書相添ヘ右御評議相願候也

甲号 収支予算

一一〇、〇〇〇 <sup>円</sup>	九州倉庫土地 (建物八百六坪)
〇〇〇、〇〇〇 <sup>円</sup>	及建物買入代 (土地貳千五百三拾五坪)
六五、〇〇〇	新倉庫建築代 千坪
五、〇〇〇	全上 上屋 貳百坪
合計	一八〇、〇〇〇 使用スベキ坪数 貳千六坪

右一坪一ヶ月ノ収入平均壹円貳拾貳錢ト見積予算左ノ如シ  
(見積標準別冊略之)

倉敷	收 入	支 払
	一四、六三、九三	一、四六、〇〇
		三、五〇、〇〇
		六七、〇五
		九、〇〇、〇〇
合 計	一四、六三、九三	一四、六三、九三

(備考)  
火災保険料ハ毎日平均保管価格八拾万円(一坪平均四百円積)日歩一厘ノ割合  
所有物償却ハ二十年五分ノ割合(所有物代価九万三千八百拾九円ニ対シ)

乙号 収支予算

九州倉庫会社ヨリ買受ケタル儘使用シ、別ニ増築ヲ為サ、ルモ左ノ如シ

保 管 料	五、八九、三三	支 払
火 災 保 險 料	三、五〇、〇七	
諸 経 費	三、五三、〇三	
建 物 償 却 資 金	五、六〇、三六	
純 益 金 (一割)	一〇、九九、六三	
合 計	一〇、九九、六三	

(備考)  
火災保険料ハ毎日平均保管貨物価額三拾貳万貳千余円ニ対スル日歩一厘ノ割合、貸地料ハ一ヶ月一坪五拾錢ノ見積

一物産会社提出、門司支店雜貨倉庫新築ノ件 未決  
門司支店用雜貨倉庫左ノ通り新築方認可致度事  
一 桁行式拾四間 煉化造、波形鉄板葺平家建  
倉庫式棟連統 此建坪貳百八拾八坪  
此建築費金壹万貳千貳百八拾參円四拾四錢也  
(理由)

門司支店取扱ノ雜品ハ小野田セメント、鐘紡棉花糸、日本精製糖ノ砂糖其他著シク増加ヲ来タシ候処、全地ニハ当社所有ノ倉庫棟モ無之、從來ハ九州倉庫会社ノ倉庫ニ依頼致シ居リタルモ、全社破綻ノ結果一モ信認シテ托スルニ足ルヘキ倉庫無之、去リトテ現情ノ如ク不信用ナル回漕業者ノ板小屋等

ニ貴重ノ荷物ヲ托シ、若クハ貴重ノ商品ヲ野積トシ風雨ニ曝露スルハ不利益千万ニ付、本文ノ通り許可致度次第ニ御座候尚又本文ノ通り門司支店へ雑貨倉庫ノ新築ヲ許スモ雜品商売ノ拡張ヲ奨励スル義ニハ無之、全支店ハ石炭商売ニ全力ヲ尽サシムルコト勿論ニ有之、且全地ニ集散スル雜品倉入ノ便ニ供スル為メ倉庫新築ヲ許可致度義ニ御座候

(別紙添付書類及図面略之)

右ハ銀行・物産両店ニ於テ打合セノ上更ニ協議スルコトナレ

一 本会提出、使用人辞令ニ関スル件

可決

物産、鉱山及ヒ呉服店ハ大体使用人ニ辞令書ヲ交付スルモ銀行ハ交付セズ、彼是区々ニ相成リ居ルニ付、其統一ヲ計ル為メ辞令交付方左ノ如ク相定メ度事

一、使用人新規採用、昇給、罷役、復役、解備及ヒ勤統慰勞金給与ハ辞令書ヲ与フル事

二、辞令書ハ各營業店本店在勤者ニハ社長ヨリ、社長事故アルトキハ専務理事又ハ理事ヨリ手授シ、支店又ハ出張所在勤者ニ対シテハ辞令書ヲ送り、支店長又ハ出張所主任ヨリ手授スル事

三、第一項記載以外ノ身分変更即チ勤務、転勤、出張等ノ如キハ口頭ニテ申渡スベキ事

但特ニ辞令書必用ノ場合ハ此限ニアラス

四、辞令書式ハ左ノ如ク之ヲ定ム

甲、新規採用ノ場合

氏名

当行又ハ当会社ニ備入月給 何 円 銭ヲ給ス

年 月 日

会社名

乙、昇給ノ場合

自今日給 何 円 銭ヲ給ス(書式甲ニ全シ)

丙、罷役ノ場合

罷役ヲ命ス(書式甲ニ全シ)

丁、復役ノ場合

復役ヲ命ス(全 上 )

戊、解備ノ場合

依願解備ス(全 上 )

又ハ解備ス(不都合アリテ解備スル者ニ用ユ)

又ハ罷役満期ニ付解備ス

又ハ何々々採用ニ付解備ス(三井部内備替ノ場合ニ用ユ)

巳、勤統慰勞金給与ノ場合

勤統慰勞トシテ金何円ヲ給ス(全 上 )

五、囑託ノ際ニ於テ事實使用人ト異ナラサル如キ場合ニハ使用人全様辞令書ヲ交付シ、相当ノ身分地位アル人ニハ口頭ヲ以テシ、若シ辞令書ノ必要アルハ左式ノ如クシ、被囑託者ニ

対シ不敬ナラサル様注意スベキ事

(1)使用人ト異ナラサル場合

管理部会議録

何々ヲ嘱託シ(月又ハ)手 報酬何円ヲ給ス(書式甲ニ同シ)  
(2)相当ノ身分地位アル人ニ交付ノ場合

年月日 会社名

何某殿

(3)嘱託ヲ解ク場合

(1)ノ場合 解嘱ス

(2)ノ場合 解嘱致候

六、辞令書用紙ハ同族会事務局庶務掛ニ於テ調製スル事

「都合ニ依リ解雇ス」ノ辞令書式ヲ廃スル理由

従来使用人解備ノ場合ニハ本人ノ便宜ニ依ル時ト雖氏恩給々  
与ノ関係ヨリ多クハ「都合ニ依リ解雇ス」トノ申渡ヲ為スノ  
慣例ナリ、此ノ「都合ニ依リ」ノ文字ハ之ヲ見ル者ニ本人ニ  
不都合アリタルヤノ感ヲ与へ、被解備者力新ニ職ヲ求ムルノ  
妨害トナル場合アリ、故ニ恩給内規第二案第一号備者ノ便宜  
ニ依リ解備スルトキト雖氏、本人ニ旨ヲ論シテ辞表ヲ呈出セ  
シメ解備出願者全様「依願解備」ノ辞令ヲ交付シ、爾後「都  
合ニ依リ解雇ス」ノ辞令ヲ廃スル事

依願解備者恩給々与ニ関スル注意

解備出願ニシテ備者ノ意思ニ反セザルキハ諭旨解備全様恩給  
金ヲ給スト雖氏、若シ備者ノ意思ニ反シ依願解備スル者ニハ  
之ヲ給セサルヲ無論ナリトス

以上

九月二日(金曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覧ニテ決判  
ヲ取リタリ

会員 ○三井三郎助印

(自署)(印塚啓)

○早川千吉郎印

(自署)(有賀長文)

○渡辺専次郎印

○三井俊之助印

○三井得右衛門印

(花押)(益田孝)

○朝吹英二印

協議要項

一物産会社提出、長崎支店長更任ノ件

可決

以上

九月六日(火曜日) 午後一時三十分第參拾回管資部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印

○三井得右衛門印

○早川千吉郎印

○有賀長文印

○朝吹英二印

○三井俊之助印

○三井八郎次郎印

(花押)(益田孝)

○渡辺専次郎印

協議要項

一物産会社提出、横浜支店へ石炭壹千屯先買認可ノ件 可決  
一全 〃 横浜支店用貯炭納屋新築ノ件 可決

一 全 “ ドラブル商会設置船荷証券ノ荷受人名義ヲドラブル商会トスルノ件 可決

管理部会意見

本案ハ露艦拿捕ノ危険ヲ避クル為メニハ已ムコトヲ得サル次第ナレ氏、其実物産会社使用人タルドラブルハ多額ノ輸入ヲ為ス資格ナキ者故、未タ安全ノ方法ト云フベカラズ、就テハ輸入品ハ多少ノ不便ト入費トヲ要スベキモ可成香港積ミトシ、<sup>(ノ説)</sup>全ク戰時禁制品ノ疑ナキモノミ全商会名義ヲ用ユル方安全ノ策ト存候

一 鉱山会社提出、田川炭礦々区分割ノ件 可決

一 全 “ 田川炭礦現金支払方ヲ中津共立銀行へ委託ノ件 可決

一 呉服店提出、同店大阪支店譲渡条件

一 三井呉服店大阪支店財産ハ商品拾八万円弱、家屋貳万円強合セテ凡ソ貳拾万円トス

一 右ノ内拾万円ハ即金払ノ事

一 他ノ拾万円ハ一ヶ年据置、爾後毎半季末八千円ツ、入金スベキ事

一 三井呉服店大阪支店ニ属スル権利義務ハ譲受人ニ於テ一切継承履行スルコト

一 三井呉服店大阪支店ノ名称ハ合資会社越後屋呉服店ト改ムヘキ事

一 合資会社越後屋呉服店ハ杉村正太郎、田中市太郎、樋口三郎

兵衛、高山圭三ノ四名ヲ以テ組織スル事

一 三井呉服店大阪支店員ハ総テ合資会社越後屋呉服店ニ引受け従前ノ通り二月給賞与等ヲ支給スベキ事

一 前項年賦入金ハ杉村正太郎、田中市太郎、樋口三郎兵衛、高山圭三ノ四名連帯責任ヲ以テ支払契約ヲ為ス事

右ノ提出案ニ付益田専務理事発議ノ大要ハ、呉服店ノ大阪支店ハ他ノ支店ト違ヒ本支店双互ノ間些ノ利益關係ナク殆ント独立ノ姿ナルヲ以テ、之ヲ廢シタリトテ本店ニ影響スル所ナシ、然ル処全支店長高山圭三八伊庭貞剛ノ親戚ニ付全人ニ懇談五万円位ハ出資出来ル模様ナルヨリ、相当ノ資力アル杉村正太郎、田中市太郎、樋口三郎兵衛都合四人ニテ合名会社ヲ組織シ権利義務共七月一日計算ノ儘計貳拾万円ニ譲渡シ、内拾万円ハ即金払ヒ殘拾万円ハ一ヶ年据置向フ六ヶ年賦都合七ヶ年目ニ皆納トシ名称ハ越後屋呉服店ト致度旨申出タリ、尤モ三井ノ手ヨリ離ル、片ハ今日ノ売高ヨリ三割位減少スル見込ニ付、願クハ拾ヶ年賦ニトノ申出モアリシガ、彼是相談ノ上終ニ呉服店ヨリ右ノ如ク具体的ニ申出タリ、就テハ之ニテ御譲渡シ相成テハ如何ト陳述アリテ、廢店ト譲渡ノ利害、越後屋ノ名義商標、本店ノ将来等ニ関シ彼是ノ議アリシモ、結局同族会へ提出スルコトニ決ス

以上

管理部會議錄

九月九日(金曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、段平船五十艘新造ノ件

以上

可決

九月廿二日(木曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一銀行提出、小樽支店營業場修繕工費支出ノ件

一物産会社提出、長崎支店用小蒸汽船一艘購入ノ件

以上

○(早川千吉郎印)

(花押)(益田孝)

○(三井英之助印)

○(渡辺専次郎印)

○(有賀長文印)

可決

可決

九月三十日(金曜日) 午後二時半第參拾壹回管理部會ヲ開ク  
出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井英之助印)  
○(渡辺専次郎印) ○(有賀長文印)  
○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、神戸支店并船舶部共用石油發動機附サンパン一艘購入認可ノ件 可決

一鉾山会社提出、三池俱樂部用寄附金ノ件 可決

一全 〃 曳船フアワン号購入ノ件 可決

一物産会社提出、綿布商売擴張資金支出方ノ件 可決

一継続商業準備積立金七拾万円中ヨリ拾万円ヲ割キ綿布商売擴張資金ニ供シ度事

理由并方法

清韓諸國ニ於ケル小巾綿布ノ需要ハ殆ント無限ニ有之候処、從來ノ手織綿布ハ製品整一ヲ欠キ製造力不規律ナルヨリ十分其販路ヲ開拓シ得サルノ憾有之候間、機械力ヲ応用シテ整一且規則的ノ製織ヲ為シ、以テ該商務ノ擴張ヲ計図スルハ最緊要事ナルノミナラス、這回日露戰役ノ結果滿州方面ニ對シ散布セラレタル軍費ハ既ニ數千万円ニ達シ、向後戰線ノ拡充ト戰期ノ延長トニ伴ヒ其額ハ益巨額ニ上ルベク、而シテ其大部ハ軍用手票ヲ以テ流通セラルヘキヲ以テ、我製品ヲ陸統同地方ニ輸出シ之ヲ軍用手票ニ代ヘ、以テ國家經濟ニ資スルハ我々商人タル者ノ当サニ尽スヘキ義務ニ有之、其之ヲ為スニハ

日常ノ必要品ニシテ且其需要ノ宏大ナル小巾綿布ヲ輸出スル  
 「最モ策ノ上乘ナルモノト被存候間、予テ積立有之候継続商  
 業準備積立金七拾万円中ヨリ拾万円ヲ割キテ小巾綿布商売拓  
 張資金ニ充テ、之ヲ特別會計トシ左ニ記載スルカ如キ用途ニ  
 使用致度次第ニ御座候

一、場合ニ依リ小巾器械織布工場ヲ設置スル事

工場ハ之ヲ名古屋ニ置キ織機凡百五拾台ヲ据付クル豫定  
 設立費約五万円ノ見込

二、場合ニ依リ小巾器械織布工場ニ資金ヲ貸与シ、其製品ノ  
 販売ヲ引受ケ又ハ之ヲ買収スル事

三、場合ニ依リ織布用原料タル綿糸ヲ紡ク紡績会社ニ資金ヲ  
 貸与シ又ハ之ヲ買収スル事

四、其他總テ小巾織布輸出拡張費ニ充用スル事  
 右何レモ実行ニ就テハ管理部ヘ協議決行可致事

一物産会社提出、長崎支店用小蒸汽船命名ノ件 可決

香港ニ於テ購入スル長崎支店用小蒸汽船ハ

瓊之浦丸 (Tamanoura Maru)

ト命名致度事

(備考) 長崎港ヲ一名瓊之浦ト称ス

一物産会社提出、台湾赤砂糖ニ対スル前貸金ノ件 可決

台湾産赤砂糖商売継続ノ為メ金額五万円ヲ限度トシ、信用ア  
 ル仲買人ヘ前貸方台北支店ヘ認可致度事

(理由)

台湾産赤砂糖ノ取扱ヲ為スニハ從來ノ商習慣上仲買人ニ前貸  
 金ヲ為スコト必要ニ有之、前貸金ヲ為サ、レハ荷物ノ取集メ  
 難出來候、右ニ付台北支店ヨリ別紙ノ通り金拾壹万円迄ヲ限  
 リ前貸方向出來り候処、時局容易ニ解決セシ金融逼迫ノ懸念  
 アル今日、斯ル巨額ノ貸出ハ好マサル所ニ有之、去リトテ今  
 日迄苦心慘怛ノ結果、経営漸ク其緒ニ就キ取扱上好望ニ向ヒ  
 タル該業ヲ全然中絶セシムルモ遺憾至極ニ付、是迄売込ミア  
 ル荷印ノ取扱ヲ継続スル程度ニ於テ可成消極的確実ノ方針ヲ  
 執ルトトシ、金高五万円ヲ限り前貸ヲ許スト致度次第第二御  
 座候 (別紙台北支店長來狀略之)

一呉服店提出、大阪支店讓渡契約書案

讓渡契約書

合名会社三井呉服店業務担当社員三井源右衛門ト田中市太  
 郎、高山圭三トノ間ニ於テ、大阪市東区高麗橋通り式町目百  
 四拾五番屋敷合名会社三井呉服店大阪支店所属ノ家屋(六拾  
 參番地及六拾四番地)、諸什器及ヒ商品ヲ売買スルニ付左ノ各  
 条ヲ約束ス

但本文合名会社三井呉服店業務担当社員三井源右衛門ヲ甲  
 ト称シ田中市太郎、高山圭三ヲ乙ト称ス

第壹条 甲ハ明治三十七年十月一日合名会社三井呉服店大阪  
 支店現在ノ計算ニ基キ、商品、家屋、諸什器其他ノ權利義  
 務ヲ總テ帳簿面原価ヲ以テ乙ニ讓渡スモノトス

第貳条 乙ハ明治三十七年十月一日合名会社三井呉服店大阪

管理部會議録

支店ノ帳簿面現在商品原価拾八万円及ヒ家屋、諸什器貳万五千五百六拾円合計貳拾万五千五百六拾円ノ半額ヲ即金ニテ支払ヒ、他ノ半金ハ無利息トシ明治三十八年中据置全三十九年上半季末日壹万円ヲ返納シ、爾後毎年季末日ニ於テ壹万円宛甲ニ返納ス可キモノトス

第參条 乙ハ讓受ノ後商号ヲ撰択スルニ於テ三井呉服店又ハ三越呉服店ト称スルヲ得ズ

第四条 甲ハ乙ノ年賦金未済中ハ何時タリトモ其指名シタル検査員ヲシテ諸計算帳簿ヲ臨檢シ、又其商況ヲ調査セシムルコトヲ得

本案ニ付高橋呉服店理事ヨリ、前案ヲ變更セシ次第ノ説明アリ、益田専務理事ヨリ本案ハ不十分ニ付本契約及附帶契約ヲ管理部理事ト呉服店トニ於テ相談ノ上調製シ、然ル後同族会ヘ具申スルヲトシ、讓渡ノ大体御許シアルヲニ致シタシ云々陳述アリテ可然ト決ス

以上

十月十四日(金曜日) 午後一時半第參拾貳回管理部会ヲ開ク

- 出席員 ○(三井三郎助印)  
 ○(三井養之助印)  
 ○(有賀長文印)  
 ○(早川千吉郎印)

- (三井八郎次郎印)  
 ○(渡辺専次郎印)  
 ○(朝吹英二印)

協議要項

- 一 銀行提出、第三回国庫債券応募ノ件 可決
  - 一 物産会社提出、輸出米五千屯売越買越ノ件 可決
  - 一 全 〃 若松・門司間運炭船新造認可ノ件 可決
  - 一 全 〃 井上泰三米囤出張ノ件 可決
- 以上

十月廿五日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

- 會員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎次郎印)  
 ○(三井養之助印) ○(渡辺専次郎印)  
 (花押)(益田孝) ○(有賀長文印)  
 ○(早川千吉郎印)

協議要項  
 一 物産会社提出、台灣婦人慈善会ヘ寄附金ノ件 可決  
 以上

十月廿六日(水曜日) 午前十一時臨時第參拾參回管理部会ヲ開ク

- 出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎次郎印)  
 ○(三井養之助印) ○(渡辺専次郎印)

(花押)(益田孝)

(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

## 協議要項

一 鉾山会社提出、金銀鉾区買入ノ件

可決

一 山形県東置賜郡赤湯町大字赤湯第三五〇七号

一 試堀認可地參拾五万四千六百九拾坪

一 全県全郡全町大字全明治三十七年十月二十二日

一 試堀出願地參拾八万參千八拾六坪

前記金銀鉾区ハ頗ル有望ノモノト被認種々交渉ノ結果値段モ六万円ニテ相当ト被存候、然ル処本件ハ至急ヲ要スル事情有之候ニ付本月廿四日別紙契約書ヲ作製シ、同日以後二週間以内ニ鉾区調査ヲ為シ、当方ニ於テ充分満足ナリト認メタルトキハ之ヲ讓受クルコトニ約束致候間、御承認相成度別紙契約書写及ヒ技士大坪一郎踏査報告書相添此段及御評議候也

追テ調査ノ結果不満足ナリト認メタルトキハ手付金千円ト出願手数料及契約書用印紙代少許ハ当方ニ於テ損スル筈ニ有之候間御追認相成度候也

## 契約書

第一条 岡野休六ハ左記試堀地及試堀出願地ニ対シ完全ナル

採掘特許願及採掘特許出願人名義変更願ヲ調製シ、三井鉾山合名会社ニ交付スベシ

一、山形県羽前国東置賜郡赤湯町大字赤湯仙試第三五〇七号試堀認可地參拾五万四千六百九拾坪

二、山形県羽前国東置賜郡赤湯町大字赤湯明治三十七年十月二十二日試堀出願地參拾八万參千〇八拾六坪

第二条 三井鉾山合名会社ハ自己名義ニ於テ採掘特許出願ガ許可セラレタルトキハ其都度岡野休六ニ左ノ報酬ヲ為スベシ、但第二号出願力第一号出願ヨリ前ニ許可セラレタル

キハ、第一号出願力許可セラル、マテハ三井鉾山合名会社ハ代金支払ノ義務ナキモノトス

一、山形県羽前国東置賜郡赤湯町大字赤湯仙試第三五〇七号試堀地ニ於ケル採掘特許出願力出願図ノ通り完全ニ許可セラレタルトキ、金五万円

二、山形県羽前国東置賜郡赤湯町大字赤湯三十七年十月二十二日試堀出願地ニ於ケル採掘特許出願力出願図ノ通り完全ニ許可セラレタルトキ、金壹万円

岡野休六ハ前項第二号出願地ニ対シ許可セラレタル鉾区ハ前項第一号許可鉾区ト互ニ接続シ他人鉾区ノ介在ナキコトヲ保証ス、若シ之ニ反スルカ又ハ特許出願図ニ比シ其形状ヲ変更セルトキハ、本鉾区ニ対シ三井鉾山合名会社ハ代金支払ノ義務ナキモノトス

第三条 三井鉾山合名会社ハ第一条ニ記載セル書面ヲ受取りタルトキハ手附金壹千円ヲ岡野休六ニ交付スベシ

第四条 三井鉾山合名会社ハ手附金交付ノ後二週間以内ニ於テ鉾区調査ヲナシ不満足ナリト認メタルトキハ何時ニテモ本契約ヲ解除スルヲ得、此場合ニ於テハ岡野休六ハ手附

## 管理部会議録

金ヲ返戻スルノ義務ナシ

第五条 第一条採掘特許権及採掘特許出願人名義変更願ニ要スル手数料ハ三井鉱山合名会社ノ負担トス

第六条 岡野休六ハ本鉱区ニ関シ他ニ何等故障ヲ申立ツルモノナキコトヲ保証ス、若シ故障ヲ申立ツルモノアルトキハ岡野休六ニ於テ其故障ヲ全然排除スヘキ義務アルモノトス  
明治三十七年十月廿四日

鹿兒島県薩摩国薩摩郡隈之城村向田九十番戸

譲渡人

岡野休六

東京市日本橋区駿河町一番地

譲受人

三井鉱山合名会社

社長三井三郎助

本案ニ就キ益田専務理事ヨリ本調査済ノ上同族会へ提出スベキカ、或ハ直チニスベキカトノ發議アリシカ、同族會議長ヨリ調査済ミ弥買入レト決定セシ上ニテ提出可然トノコトナリ  
(別紙大坪技士調査報告書略之)

以上

十月三十一日(月曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ  
決判ヲ取リタリ

会員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

○(渡辺専次郎印)

(自署)(団琢磨)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、理事飯田義一阪鶴鉄道株式会社取締役ニ就任認可ノ件

理事飯田義一、従来阪鶴鉄道株式会社監査役ニ就任致来リ候処、這回全社重役改選ニ際シ取締役ニ當選ノ旨ニテ別紙ノ通り伺出候間、就任ノ義認可致度事

(理由)

当社ハ香野商店ト取引上ノ結果多数全鉄道ノ株式ヲ所有致居リ、全社營業ニ関与シ得ル様取締役一名ヲ差入置候事当社ノ利益ト相認候間、本文ノ通り認可致度次第ニ御座候

(別紙同書略之)

本案ノ阪鶴鉄道株式会社ハ追々順況ニ立至リ又物産会社ト香野商店トノ關係モ次第ニ整理ノ運ヒ相付キ候ニ就テハ、今後永ク全会社ニ就任ノ必要モ有之間敷候間、今回ノ補欠期間即チ明三十八年四月迄取締役就任ノ一ニ認可可然ト決ス  
以上

十一月四日(金曜日) 午後一時半第參拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印)

(自署)(団琢磨)

○(渡辺専次郎印)  
○(有賀長文印)

協議要項

- 一 物産会社提出、伊沢良立解備ノ件 未決
- 一 全 " 名古屋支店用事務所購入ノ件 可決
- 一 全 " 厦門出張員廃止ノ件 可決
- 一 全 " 漢口銅幣局預金ヲ漢陽製鉄所ヘ貸渡ノ件 可決

- 一 鉱山会社提出、口ノ津港浚渫ノ件 可決
- 一 物産会社提出、石炭取扱規則改正ノ件 修正可決

十月十一日重役会へ提出分修正相成リタルヲ以テ左ニ記載ス

石炭取扱規則章按

第一章 総則

第一条 石炭商売ノ拡張発達ヲ図リ、委托坑主ノ利益ヲ増進

シ、且ツ關係店間ノ連絡統一ヲ期スルヲ為メ本規則ヲ定ム

第二条 本規則ニ依リ取扱フベキ炭種左ノ如シ

- 一、三池炭礦(コークスヲ含ム)
- 二、筑豊石炭(コークス燻石ヲ含ム)
- 三、杵島郡石炭
- 四、唐津石炭
- 五、杉浦郡石炭

第三条 石炭商売上最モ極要利便ノ場所ニ首部ヲ置ク

第四条 首部ハ社長ノ委任ニ基キ石炭商売ヲ統轄シ、其引受  
石炭ハ汎ク之ヲ内外適宜ノ地ニ販売シ剩余勿カラシムルハ

勿論、益進ンテ取扱石炭ノ増加ト販路ノ開拓トヲ計リ、以  
テ斯業ノ拡張ヲ期スベシ

第五条 首部ハ常ニ内外石炭市場ノ状勢ニ注意シ、各地ノ報  
告ヲ蒐集シ、其景況ヲ委托坑主ニ通報スルハ勿論委托石炭  
売却上ニ付努メテ坑主ノ便宜ヲ計リ其利益ヲ増進シ、以テ  
坑主ヲシテ深く当社ニ信頼シ、其取扱ニ満足セシメンコト  
ヲ期スベシ

第六条 首部ハ常ニ競争者ノ動靜ニ注目シ、仕入店、積出店  
及販売店ヲ督励シ、不絶取扱ノ懇切、諸掛ノ節減、取引ノ  
改良等ヲ実行セシムベシ

第七条 本規則ニ規定ナキ事柄ハ総テ首部ノ指図スル所ニ依  
ルベシ

但事ノ重要ナルモノニ付テハ首部ハ之ヲ社長ニ經何スベ

第二章 細則

第一節 引合方其他

第八条 三井鉱山合名会社初メ諸坑主ノ委托石炭ハ可相成便  
利ヲ謀リ、契約条件ヲ詳ニシ親切ニ取扱ヒ坑主ノ満足ヲ得  
ル様各自注意シ、左ノ方法ニ依リ之カ販売ヲ為スベシ

第九条 委托計算ハ内外各地ノ状況ヲ觀察シ、坑主ノ承諾ヲ  
得テ送り荷ヲ為シタル石炭ニ付テハ販売店ニ於テ迅速且可  
成高価ニ売捌ノ道ヲ講スベシ、但其売価ニ付テハ積出店ト  
協議スベシ

## 管理部會議録

第十条 売上勘定書ハ可相成明細ニ運賃、斤量増減、金利、倉敷等諸費用ノ仕訳ヲナシ、坑主ヲシテ疑惑ヲ抱カシムルコトナキ様注意スベシ

第十一条 委託石炭ニシテ売約定アル分ハ積出版売両店共其約定実行ニ就キ充分ノ注意ヲ施シ、受渡ヲナシ其一部結了毎ニ直ニ売上勘定書ヲ發送スベシ

第十二条 打切り計算委託石炭ニ付テハ委託販売ヲ原則ト為スト雖氏、若シ坑主ニ於テ金融上其他自己ノ都合ニ依リ特ニ打切り計算ヲ希望スル場合ニハ、直チニ代金ノ仕切ヲ為スコトヲ得、但此場合ニ於テモ坑主ニ対シ運賃諸掛金利等ノ費目明細并ニ当社ニ於テ運賃、為替相場ノ危険ヲ踏マサルヘカラサル事情等ヲ詳細ニ説明シ、打切直段ニ付テ毫モ疑惑ノ念ヲ挾マス十分ニ満足ヲ表セシメンコトヲ期スベシ

第十三条 打切計算ノ場合ニ於ケル社内ノ取扱ハ左記ノ振合ニ準拠シ、関係店ニ於テ便宜之ヲ協定スベシ

一、積出地船乗直段打切り

積出地 F.O.B. ヲ以テ計算ヲ了シ、積出店ハ荷物發送ノ時直チニ代金ヲ決算スルモノ

運賃ノ高低、斤量ノ増減其他一切ノ費用ハ販売店之ヲ負担ス

二、到着地直段打切り

到着地 C.I.F. ニアリテハ販売店、EXSHIP ニアリテハ積出店之ヲ負担ス

三、打切り乗合

坑主トハ F.O.B. ヲ以テ打切り計算ヲ了シ、運賃ノ高低、斤量ノ増減其他ノ費用ヲ積出版売ノ両店共通シテ負担スルモノ

第十四条 社持石炭ノ必要アルキハ総テ首部ト協議シ社長ヘ願出ツベシ

但其損益ハ買持ノ特許ヲ得タル店ノ負担トス

第二節 海上保険

第十五条 三井鉱山合名会社委託計算ノ分ハ、内地海外共汽船積ノ分ハ海上保険ヲ要セス、但臨時予定外ノ地ヘ送ル分ハ此限ニアラズ

第十六条 右ノ内、内地輸出ノ私船積ハ積出地ニ於テ原価運賃ノ合計額ニ保険ヲ付スベシ

第十七条 他坑主ノ委託計算石炭ニ対シテハ、積出店ニ於テ総テ必要ノ海上保険ヲ要セサルモノハ其旨明記シタル指圖書ヲ得テ之ヲ省略スルモ妨ケナシ

第十八条 門司、唐津、長崎、口ノ津、住ノ江等船乗直段打切り買約ノ分ハ之ヲ買取りタル販売店ニ於テ海上保険ヲ付スベシ

第十九条 到着地直段打切りノ分ニ対シテハ之ヲ売付タル支店ニ於テ海上保険ヲ付スベシ

第三節 火災保険

第二十条 委託社持当分火災保険ヲ要セス

但委託坑主ニ於テ火災保險ヲ望マル、向ハ保險ヲナスベク、然ラザレバ火災保險ハ委託坑主ノ責任ナルコトヲ特ニ通知シ置クベシ

#### 第四節 為換及送金

第廿一条 三池石炭代金ハ、從來ノ通り海外為換相場ハ本部ノ指揮ニ従フベシ

第廿二条 三池ノ外諸石炭ノ代金ハ積出ノ時荷為替ヲ付スルモノト、売上勘定書ト同時ニ送金ヲ要スルモノト何レモ坑主ノ望ニ従フベシ

第廿三条 打切りノ分ニ対スル為換相場ハ隨時協定ニ依ルベシ

#### 第五節 計算

第廿四条 委託石炭ニ対スル手数料ハ左ノ規定ニ依リ收得スベシ、尤モ三店以上ニ關聯スルモノ或ハ其他ノ事情ニ依リ左ノ規定ヲ適用シ難キ場合ニハ、關係店ト首部ト協定ノ上社長ノ認可ヲ得テ之ヲ実行スベシ

三池石炭 販売店 二分五厘

売上勘定ニテ控除ノ事

積出店 屯屯ニ付金三銭

販売店ニテ控除シタル式分五厘ノ内ヨリ分

配ノ事

焚料約定 屯歩

倫敦、紐育其外ニ於テ約定成立ノ分ニ対シ

当該店ノ手数料トシテ販売店ニ領收スル式歩五厘ノ外ニ、売上勘定書ニテ控除シ倫敦紐育等ノ元約定店ヘ付換フベキ事

他種石炭（三池ノ外一切）

販売店 屯歩五厘 積出店 屯歩

販売店ニ於テ売上勘定書ニテ式歩五厘ヲ控除シ内一步ヲ積出店ヘ分配スベシ

焚料約定 屯歩

倫敦紐育其外ニ於テ約定成立ノ分ニ対シ当該店ノ手数料トシテ販売店ニテ勘定スル式歩五厘ノ外、仲買口錢トシテ売上勘定書ニテ控除シ倫敦、紐育等ノ元約定店ニ付換フベキ事

第廿五条 社持又ハ打切計算石炭ニ対シテハ船乘直段、着直段ニ拘ハラズ積出店及首部ハ可成文ケ原価及諸費用ヲ低廉ナラシメ、利益ヲ加算セサルコトヲ以テ原則トナスベシ  
但引合直段ハ販売店ノ手数料ヲ含有セサルモノトス

第廿六条 打切り乗合計算石炭ニ対シテハ積出店及販売店ハ相互ノ報告ヲ敏活且ツ誠実ニシ、直段及諸費用等ニ関シ聊カタリ氏互ニ誤解ナカラシムベシ

第廿七条 石炭商売ニ要スル広告料及電信料ハ總テ各關係店ヨリ首部ニ付換ヘ、首部ハ適宜之ヲ一括シ其委託石炭ニ屬スル者ハ坑主ニ、其他ノ者ハ積出屯数ニ応シテ各積出店ニ

## 管理部會議録

付換フベシ

## 第三章 附則

第廿八条 本規則ハ、内地各地ハ明治三十七年十二月一日ヨリ、海外各店ハ全年十一月一日ヨリ施行ス

第廿九条 明治三十五年四月廿一日達第七号石炭取扱規則ヲ

廃ス

以上

十一月九日(水曜日) 午前十一時第叁拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(朝吹英二印)

○(渡辺専次郎印)

○(三井八郎次郎印)

## 協議要項

一 物産会社提出、藤木重治解備ノ件

本案勸統慰勞金四千五百円ニ訂正可決ス

一 全 " 伊沢良立解備ノ件

本案前回未決中ノ処、勸統慰勞金ハ追テ協議スルトシ解備

ノミ可決ス

一 全 " 台北支店長藤原銀次郎譴責ノ件 可決

一 全 " 元台北支店次席箕輪焉次郎譴責ノ件 可決

一 全 " 台北支店受渡掛尾木潔男譴責ノ件 可決

一 銀行・物産会社・呉服店提出、大阪市報効会へ寄附ノ件

一 本会提出、三井呉服店大阪支店閉鎖ノ件

可決

三井呉服店大阪支店ノ義ハ曩ニ田中市太郎、高山圭三等ノ組合ニ讓渡ノ提案有之、管理部会ニ於テモ之ヲ賛シ同族会ノ御

内議ヲ經テ契約条項等取調彼是交渉候処、計算ノ相違、組合員ノ不都合等ヨリ終ニ交渉不調ト相成候ニ就テハ、此際別紙

ノ如キ方法ニテ閉店候方結局得策ト被存候間茲ニ提議致候也

## 大阪支店閉鎖処分案

一、三井呉服店大阪支店閉鎖ニ就テハ仕入掛等ニテ売品ノ鑑定ニ精通シタル者ヲ本店ヨリ式名、京都支店ヨリ壺名ヲ派

遣シ、高山圭三主任トナリテ東京向不向ノ仕訳ヲ為シ、東

京向ノ分ハ割引ヲ少クシ不向ノ分ハ割引ヲ多クシ、全支店

ニ於テ来ル 月 日ヨリ 日迄大安売ヲ為ストノ広告ヲ為

シ、売捌ノ上残品ハ本店ヘ引取り大阪ニテ一時ニ売却スル

等適宜処分スル

一、全支店ヨリ振出シタル呉服切手ハ此際反物又ハ現金ト引

替ヘテ為シ、全支店閉鎖ノ後ハ東京本店ニ於テ売品又ハ現

金ト引替ヲ為ス事

一、建物什器等ハ追テ適宜処分スベキ事

一、全支店使用人ハ總テ解備スル事

但シ他ノ營業店又ハ呉服店ニ於テ使用シ得ルモノハ更ニ詮

議スル事

益田、渡辺両理事發議

一 第貳回外債応募ノ件

益田、渡辺両理事發議大要左ノ如シ

第二回外債壹千式百万磅ヲ英米兩國ニ於テ募集ノコトニ決定、其条件ハ本年五月十日官報ニ於テ發表ノ第壹回分ト大体全様ニテ海關稅ヲ第二担保トシ利子ハ年六分、發行價格額面百磅ニ付九十磅十志ニシテ、第一回ニ比シ三磅ノ低額、物産会社ハ第一回ノ節壹万五千磅申込漸ク壹万磅應シ得式千円程ノ益アリシ、今回ハ壹万五千磅申込ムヘキ次第トテ返電ヲ請ヒ来レリ、多分シンデケート下請加入ノ都合上少クモ右金額申込ヲ要スル義ニ可有之、就テハ倫敦ニ多少金ヲ置度場合、殊ニ利益モアルヲ故金五万磅応募致度云々陳述アリテ可然ト決ス以上 ○(早川千吉郎印)

十一月二十二日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取りタ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

(自署)(岡孫磨)

(花押)(益田孝)

協議要項

- 一 物産会社提出、竹田貞松ニ參事々務囑託ノ件 可決
- 一 鉾山会社提出、山野炭礦ヲ田川炭礦ノ所管ト為ス件 可決
- 以上 ○(早川千吉郎印)

十一月二十五日(金曜日) 午後二時第參拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

○(渡辺専次郎印)

○(朝吹英二印)

(自署)(岡孫磨)

(花押)(益田孝)

協議要項

一 三井呉服店ヲ独立セシメ株式会社トスルノ件 可決

- 一 吳服店ハ元來当三井家ノ祖業ニ有之候へ共、今日ノ時世ニ鑑ミ且ハ其業務本來ノ性質ヨリ考察致候時ハ、銀行、物産、鉾山ノ他三營業店ト同格ニ取扱候事当全家全体ノ營業上ヨリ見ルモ、又吳服店自個ノ便宜上ヨリ見ルモ、少ナカラザル不便不利ノ点有之候様被存候、依テ此際之ヲ左ノ方法ニヨリ株式会社トシテ当家直接ノ營業ヨリ独立セシメ、其業務本來ノ性質ニ從ヒ便宜營業為致候事可然ト存候、此段及御協議候也
- 一、独立後ノ資本金ハ現在通五拾万円トナシ置ケ氏既ニ大阪支店ヲ閉鎖シタルガ故ニ、其中式拾万円ヲ同族会ヘ還納シ残り參拾万円ヲ第一回払込トナス
- 但シ一株ノ金額ハ五拾円ト定メ壹万株ニ分ツ(一株三十円ノ払込)
- 一、右同族会ヘ還納スベキ式拾万円ハ吳服店所有ノ絹糸紡績株ヲ以テスル

管理部會議録

一、右式拾万円ノ外尚呉服店ハ絹糸紡績株式六万八千五百円ヲ所有ス、是レハ同族会ノ所有ニ移シ、代リ金ヲ渡シテ純資本金ヲ參拾万円トスル

一、大阪支店閉鎖ニ就テ生スル損失金ハ呉服店現在ノ積立金式拾參万七千余円(外ニ当季利益金中ヨリ積立テラル、分モアリ)ノ内ヲ以テ悉皆支弁スル

一、此外呉服店ノ權利義務ニ係ル勘定ハ一切新会社ニ於テ引受クル

尚大阪支店閉鎖ノ件ハ本案独立ノ件ト全時ニ發表致候  
 一、呉服店ノ營業上甚タ得策ト存候間、本案ノ御評決ハ可成速ニ御運被成下度此段申添候

(参考)

本文ノ方法ニヨリ独立シタル呉服店ハ左ノ如キ資本勘定トナル

払込資本金	三〇〇、〇〇〇円
積立金(大阪支店閉鎖ノ損失(仮リニ四万円ト見做シ)	一九七、〇〇〇
東京本店發行商品切手	二一、六〇〇
東京本店	六七、五〇〇
外二仕入店	五八、九〇〇
全 諸預リ金	七、七〇〇
全 仕入先掛買金(明治三十六年平均、但シ二仕入店ノ残高ハ從來ノ三分ノ二ト見做ス)	六五二、七〇〇
合計	六五二、七〇〇

然ルニ

東京本店商品持高(明治三十六年平均) 四五一、〇〇〇  
 二仕入店全(前全斷平均、但シ從來ノ三分ノ二ト見做ス) 五二、〇〇〇

東京本店売掛金(前全斷平均) 七二、〇〇〇

東京本店雜勘定中固定分 二一、〇〇〇

小計

外ニ家屋什器(現在残高ヨリ大阪支店分ヲ差引ク) 五九六、〇〇〇

合計

差引不足

六九七、〇〇〇

右不足額文ケハ外部ヨリ融通セザルベカラザルモノナリ

但シ現時ニ於テハ戰時商売ノ為メ商品持高及ヒ売掛代金ノ異常ナル増加アリ、又大阪支店閉鎖ニ就キ從來同支店ニ注入セラレタル資金ハ閉鎖ト共ニ直チニ現金ニ引替ハラザルガ故ニ到底右ノ如キ不足額ニ止マラザルナリ

◇

別紙呉服店独立ノ件認可ノ御評決相成候上ハ、定款其他總テ品川毛織会社及ヒ芝浦製作所設立ノ前例ニ倣ヒ協定可致候ヘ  
 一、独立後ノ店名及ヒ重役ハ左ノ通り相定メ度候

一、独立後ノ店名ハ株式会社三越呉服店ト称スル

一、独立後ノ重役ハ取締役三名、監査役二名トシ左ノ通り御

任命相成度候

常務取締役 日比翁助

取締役 高橋義雄

外取締役老名ハ營業店理事中ヨリ撰任仕度候

監査役 式名

右監査役二名ハ追テ御協定ヲ仰度候

尚社長ハ別ニ之ヲ存置スルノ必要モ可無之ト存候

一物産会社提出、台北支店へ砂糖五千俵完越買越認ノ件

可決

益田専務理事陳述

一三井家關係官利会社調査委員ヲ設クルノ件

三井營業店ニハ同族ノ監査役アリテ營業ノ監査ヲ為スト雖

氏、三井家ニ特別ノ關係アル官利会社即チ品川毛織会社、芝

浦製作所、王子製紙会社等ノ如キ營業会社ニ就テハ、平常之

カ調査ヲ為シ時々報告スルノ必要アルモ同族中專任者ナシ、

故ニ甚タ不權衡ナルヲ以テ右調査委員ヲ撰定シ、同委員ハ管

理部書記ニ命シテ取調ヘヲ為サシメ、時々同族会ニ報告セシ

メラル、一肝要ナラン云々トノ發議アリ

以上

十一月廿九日（火曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ

決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(渡辺専次郎印)

○(朝吹英二印)

○(三井發之助印)

(花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一物産会社提出、神戸支店所屬不用不動産売却ノ件 可決

以上

十二月二日（金曜日） 午後二時半第參拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(渡辺専次郎印)

○(朝吹英二印)

(花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

協議要項

益田専務理事發議

一毛利家へ物産会社ヨリ貸金ノ件

益田専務理事ヨリ從來ノ關係上渡辺物産会社専務理事ニ代リ

陳述シテ曰ク、毛利家所有ノ金田炭礦出炭売捌キニ就テハ是

迄屢々面倒アリテ困難セシカ、今回全家整理上全炭礦ヲ抵当

トシテ金六拾万円三ヶ年賦ニテ井上伯、藤田伝三郎兩氏保証

人ニ相立テ借用致度旨申出タリ、就テハ全炭礦出炭売捌ヲ完

全ニスルトノ条件ヲ契約シテ物産会社ヨリ貸渡ス一ニ致度、

全炭礦ナレハ更ニ危険ノ恐レモナク且兩氏ノ保証モアリ万一

三ヶ年賦ヨリ多少延引ノ一アルトシテモ、決シテ心配ナキ一

ナレハ御承認アリタシ云々陳述アリテ可然ト決ス

以上

## 管理部會議録

十二月九日(火曜日) 午後一時半第參拾八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(渡辺専次郎印)

○(早川千吉郎印)

○(三井八郎右衛門印)

○(三井八郎次郎印)

○(朝吹英二印)

## 協議要項

一 物産会社提出、伊沢良立動統慰勞金支給ノ件 可決

一 呉服店提出、日比翁助外六名懲罰ノ件 可決

附不正事件後商品取締方法

一 全 〃 不動産外三廉償却ニ関スル件 可決

今般当会社ヲ株式組織ニ御変更相成候ニ就テハ、整理上此際左記ノ通り積立金中ヨリ償却致度事

一金拾貳万參千五百八拾七円六十四錢 同族会預り金

一金拾壹万參千五百卅七円八拾六錢七厘 積立金

合計金貳拾參万七千貳拾五円五拾錢七厘

内

金八万參千拾六円八拾九錢五厘 不動産償却

金八千九百參拾貳円九拾八錢八厘 売掛滞金償却金

壹万參千七百円也 日本絹糸株券償却

金拾參万四千四百七拾五円六拾貳錢四厘 商品札引

合計金貳拾參万七千貳拾五円五拾錢七厘

一 戦時特別貯金使用規程廢止ノ件 可決

曩ニ特別貯金使用規程ヲ制定シ、本年二月ヨリ十一月迄ニ積立ツヘキ貯金ヲ以テ、國庫債券ニ応募セシカ、既二期限経過シタルヲ以テ、之ヲ廢止スルト全時ニ左ノ通り処分スル

一、第一回国庫債券ハ各自貯金高二応シ交付スル

一、応募後ノ残額ト最低額債券ニ応募シ能ハサル少額ノ貯金

ハ戦時特別貯金ニ預ケ入ル、

一、戦時特別貯金ハ自今各店ニ於テ之ヲ保管スル事

一 応召者及出征死傷者特待内規制定ノ件 可決

日露開戦以來我三井部内使用人ニシテ召集セラレタルモノモ少ナカラズ、蓋シ国家非常ノ事變ニ際シ干戈ヲ執テ外敵ニ対スルハ国民ノ任務ナリト雖モ、永ク我三井部内ニ奉職シ忠実ニ其職務ヲ行ヒタル者ニシテ、一朝此ノ非常ノ任務ニ就キタルガ為メ其主要ノ收入ヲ失ヒ、生計上ノ困難ヲ來サントスルニ際シテ、之ヲ觀過スルハ情義ニ於テ誠ニ忍ビサル所トス、是ヲ以テ各自功勞ノ多少、家族ノ状況、収入減少ノ程度等主ナル事情ヲ參酌シテ此等使用人ヲ特待スル為メ、茲ニ左ノ如キ内規ヲ制定スルモノナリ

応召者及出征死傷者特待内規

第一条 三井部内使用人ニシテ今回戰役ノ為ニ召集セラレタル

ルトキハ、応召後三ヶ月間八月給(日給者ノ給料ハ日給額廿五  
日分ヲ月給ト見做シ算定ス)

全額ヲ給シ、以後八月給ノ四分ノ一以上四分ノ三ノ範圍内

ニ於テ定メタル金額ヲ給与ス

第二条 本人勤務中ノ功勞、家族ノ状況、生計ノ如何等ヲ參

酌シテ、第一条ニ規定スル給与額ヲ増減スルヲアルベシ  
 第三条 召集後本人ガ官ヨリ受クル収入額ガ三井部内ニ於テ受クル収入額ヨリ多キハ、第一条給与ヲ減少シ、若クハ之ヲ給与セサルヲアルベシ

第四条 使用人出征中戦死、病死シタルハ、月給式ヶ月分以上六ヶ月分ヲ限度トシ、祭葬料ヲ加給ス

第五条 使用人出征中ニ係ル傷病ノ為メニ勤務不能トナリ解雇セラル、ハ、月給式ヶ月分以上六ヶ月分ヲ限度トシ、本人ニ特別慰勞金ヲ支給ス

第六条 第一条規則ノ給料ハ其所屬会社ヨリ支給シ、第四条ノ祭葬料及ヒ第五条ノ特別慰勞金ハ恩給基金ヨリ支給ス

#### 附則

一、此内規ニ依ル給与額ノ決定ハ三井家同族会管理部ニ於テ之ヲ掌ル

但本文ニ関スル手續ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

二、嘱託及ヒ雇等ノ名義ヲ以テ使用人全様勤務スルモノニシテ各店ヨリ使用人ニ準シテ此内規ニ依リ特待セラレンコトヲ申請スルトキハ、事情ニ応シ特別ノ詮議ヲ為スコトアルベシ

三、此内規ハ明治三十八年一月一日ヨリ之ヲ施行シ、明治三十八年十二月三十一日ヲ限り消滅ス

一二年志願兵若クハ現役等服役者待遇内規制定ノ件 可決  
 各營業店ニ於テ、爾今一年志願兵若クハ現役等ニ關係アル者

ハ可成使用人ニ採用セサルノ方針ヲ執ル方可能モ、現使用人中一年志願兵若クハ徵集ニ応シ兵役ニ服スル者ノ待遇ヲ一定スル為メ、各店従来ノ慣行ヲ參酌シ別紙ノ通り待遇内規制定ノ事

但本内規ノ待遇者現役中出征スルヲアルモ、「応召者及出征死傷特待内規」ヲ適用セサルモノトス

一年志願兵若クハ現役等服役者待遇内規

一、使用人ニシテ一年志願兵、砲兵輪卒、輜重輪卒及ヒ看護卒トシテ兵役ニ服スル者ハ、其期間無給罷役ヲ命シ、現役ヲ終リタル後復職セシム

二、現役(陸軍三年 海軍四年)ニ服スル者、又ハ補充兵籍ニ在リテ現役兵ノ補欠ニ充テラル、者ハ解備ス

但現役ヲ終リタル後採用ヲ願出ツル者アルハ、試験ヲ要スル場合ト雖モ詮議ノ上無試験ニテ再用スルヲ得

三、本内規ハ明治三十八年一月一日ヨリ実施ス

以上

十二月十七日(土曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ  
 決判ヲ取りタリ

會員 ○三井三郎助印

○三井善之助印

○三井八郎右衛門印

○三井八郎次郎印

○渡辺専次郎印

○早川千吉郎印

管理部會議錄

協議事項

- 一 銀行提出、不動産買入ノ件 可決
- 一 全 “ 別段積立金ヲ以テ有価証券原価償却ノ件 可決
- 以上

十二月二十三日（金曜日） 午後一時半第參拾九回管理部会ヲ開

出席員 ○（三井三郎助印）

○（三井泰之助印）

（自署（団琢磨）

○（早川千吉郎印）

○（三井八郎次郎印）

○（渡辺専次郎印）

○（有賀長文印）

協議要項

一 銀行提出、三井呉服店大阪支店所有物勘定ニ関スル件 可決

一同 “ 麻生太吉氏申出承認ノ件 可決

一 鉾山会社提出、三池郡駒馬村衛生費寄附金ノ件 可決

一 重役会提出、恩給基金徴収割合ニ関スル件 可決

一 銀行提出、矢田績外八名辞令案 可決

一 本会提出、戦時特別貯金規程改定ノ件 可決

戦時特別貯金規程中

- 一、第三条利息年五分五厘ヲ日歩巻銭八厘トシ
- 一、第五条ノ二項ニ「身元保証金ヲ完納セサル者ノ戦時特別

貯金ハ、直チニ之ヲ以テ其欠納額ヲ定額ニ達スル迄、本人ノ請求ニ依リ補充スルヲ得」ヲ加へ

一、附則第六条ヲ「第三条及ヒ第五条改定ノ効力ハ明治三十八年一月一日ヨリ始マル」ト改定ノ事

一 本会提出、共用費徴収率決定ノ件

明治三十七年下半年共用費徴収率ハ、共用費規程第一条ニ規定シタル益金ノ六分五厘トスル事

（理由）

共用費規程ハ三十六年六月改定後、三十六年上半年ハ七分七厘、全年下半年ハ前期残額五万余円アリシヲ以テ五分、三十七年上半年ハ臨時支出増加ノ為メ不足ヲ生シタルト、今後ノ支出額ヲ見込六分五厘ヲ徴収セシ処、四千余円ノ残可有之モ、呉服店ノ組織変更ノ結果全店ヲ除キ、他三店ヨリ徴収ノ「ニ相候候ニ付、前期ノ通り六分五厘ノ徴収ヲ要ス

（別紙計算書略之）

一 物産会社提出、香港支店貯炭場用地所購入ノ件 可決

香港支店貯炭場用トシテ、香港ノ対岸九竜ニ於テ約五千五百坪余ノ地所ヲ洋銀拾万弗以内（坪凡拾八弗替）ヲ以テ購入致度事

（理由）

香港支店ノ石炭取扱高ハ一ヶ年四千万屯以上ニ有之、而シテ現在貯炭場トシテハ香港側ニ於テ倉庫約式千坪地所約五百坪ヲ毎月四千弗余ニテ、又九竜側ニ於テ地所約四千坪ヲ毎月式

千弗ニテ借入居候処、一ヶ月平均貯炭參万屯ト見テ屯式拾仙ノ倉敷料ニ相当リ候ノミナラス、別紙申請書ノ通り全地方ノ地価八年一年騰貴ノ一方ニ有之、借地料ノ如キモ非常ナル速度ヲ以テ昂騰シ、現實借期間(尙数年ヲ余セリ)満了ノ頃ハ賃借料ノ加倍ヲ見ルハ殆ント疑ヲ容レサル所ニ有之、其際ニ造ンテ貯炭場ノ購入ヲ計ルモ當ニ非常ノ高価ナルニ止マラス、適當ノ地所ナキニ苦マサルヲ得サルヤモ亦知ルハカラサル次第ニ付、今ニ於テ別圖「D」ノ如キ未タ繁盛ナラサル土地ヲ購入シ、香港支店石炭商売ニ対スル後來ノ設備ヲ固メ置キ度次第ニ御座候

但五千五百坪ノ地所ヲ購入スレハ、一種ノ石炭ナレハ約五万吨、種々ノ石炭ナレハ約三万吨ヲ貯炭シ得ヘク、香港支店石炭商売上必要ナル貯炭ノ大部分ハ該地所ニ置キ得ヘキ豫定ニ御座候

(別紙南香港支店長來状略之)

一 鉱山会社提出、臨時築渠工事設計中変更ノ件

可決

三池臨時築渠工事設計変更ノ儀ニ付、別紙ノ通り三池炭礦事務長ヨリ上申有之候間、篤ト調査ヲ遂ケ候処、申出ノ通り此際設計變更相成候方至極得策ト被認候間認可可致度

設計變更ノ要旨

一、閘門ハ複門式ヲ改メ單門式ト為シ、船渠附屬ノ補水池ハ之ヲ廢止スル事

(理由) 原設計ハ閘門兩個ヲ設ケ之カ作用ニヨリ常時船舶ノ出入ニ便スルノ考案ナルモ、其水深ハ地中出水等ニ起因ス

ル基礎工事ノ困難ヲ慮リ千潮以下拾五尺ニ止ムルモノナルニヨリ、小潮ノ場合ニ於テハ水門及ヒ船渠ノ水深式拾六、七尺ノ間ニアリテ、吃水式拾四、五尺ヲ超ユル船舶ハ一年中數十回ハ出入ノ自由ヲ失フノ恐アリ、且又其間室ノ構造ハ専ラ工費節減ヲ目途トシ其兩側ヲ傾斜石垣トナスモノナルニヨリ、船舶ノ出入ニ當リ水位昇降ニ資スル閘内水排出及注入ノ量多大ナルカ為メ閘門閉閉ニ要スル時間亦隨テ長シ、然ルニ現今施行シツ、アル根掘工事及試験井戸ノ実験ニ徴スルニ、基礎工事ヲ尙四、五尺深クスルモ工事上格別ノ困難ヲ増加セサルヲ確認セルノミナラス、一ヶ年間海潮觀測ノ結果單門式ニ最モ適當ナル狀況ヲ発見セリ、依テ複門式ヲ改メ單門式ト為シ其水深三尺ヲ増シ千潮以下拾八尺トシ、門扉ノ閉鎖ニヨリ常ニ千潮以上拾壹尺ノ水位ヲ維持シ以テ半潮船渠ヲ作成スルトキハ、一潮時ニ於テ凡ソ五時間以上閘門開放船舶ノ出入ニ便シ得ルモノニシテ、如何ナル小潮ノ場合ト雖モ船渠内外ノ水深式拾九尺ヲ有シ常ニ吃水式拾七尺ノ船舶出入ニ支障ナク、複門式ニ於ケル閘門閉閉ノ時間ヲ省キ得ルノミナラス補水ノ必要ナク、之カ為メ大ニ工費ヲ減シ尙工事竣功期日モ約壹ヶ年ヲ短縮シ得テ其利益尠ナカラサルヲ以テ此改正ノ必要ヲ認ム

二、閘門及船渠ノ水深ハ拾五尺ヲ拾八尺ニ改ムル事

(理由) 前項單門式ニ變更シタル場合ニ於テハ、閘門及船渠ノ水深モ亦若干ヲ増加セサレハ、閘門開放ノ時間開放ノ時

## 管理部會議録

間ヲ短縮シ不利不便ナルヲ以テ、閘門ニ儼ヒ特ニ水深三尺ノ増加ヲ要スルモノナリ

三、繫船壁基礎ハ将来船渠水深増加ノ必要ヲ生スルアルコトヲ慮リ、前記水深拾八尺ニ式尺ヲ増シ式拾尺トナス事

(理由) 前項干潮以下拾八尺ノ水深ニ加フルニ門扉湛水拾壹尺ヲ以テスルトキハ、船渠内常時ノ水深式拾九尺トナリ目下ノ状況ニ鑑ミ、直ニ支障ヲ来スナカルヘシト思考スルモ、船舶ノ構造ハ頻年層大ニ趨クノ情勢ナルヲ以テ、今繫船壁ノ基礎築造ニ当リ更ニ式尺ノ深度ヲ追加シ、以テ他日必要ノ場合ニ臨ミ船渠ノ水底式尺ヲ掘鑿シ、渠内常時ノ水深ヲ參拾壹尺トナシ得ルノ余地ヲ存シ、他日ニ於テ遺憾ナカラシメントスルモノナリ

四、航路掘鑿ノ水深ハ拾五尺ヲ拾八尺ニ改ムル事

(理由) 航路ハ外海ヨリ直ニ閘門ニ接続スル通路ナルヲ以テ、閘門水深増加ノ場合ニ於テハ之ト同一ノ増加ヲナサ、レハ独リ航路通航ノ不便ヲ見ルノミナラス、閘門ノ利用上重大ノ關係ヲ及ホスモノナルヲ以テ、本項ノ如ク變更ヲ要スルモノナリ、如此スルトキハ将来外港ヲ利用スル場合ニ際シ、最小干潮ニ於テ拾八尺ノ水深ヲ保タシムルコトヲ得ルヲ以テ、莫大ナル利益ヲ受クルモノナリ

五、航路南土砂止砂捨石ハ工事施行上ノ便利ト竣功後ノ利害ヲ鑑ミ、海底ヨリ四尺トセルモノヲ満潮面(干潮以上)ニ達セシムル事

(理由) 航路南捨石ハ原設計ニ在テハ専ラ当初ノ工費節約ノ目的ヲ以テ、先ツ海底上四尺ノ高度ニ止メ他日必要ニ際シ更ニ追加工事ヲ成スノ考案ナリシモ、爾後潮流及風波等ニ関スル実験ニヨレハ外海ヨリスル濁水ノ浸入案内多ク、航路及外港ノ埋填ヲ来スナク莫大ナルヘシ、又浚渫船四ツ山丸ハ排土管ヲ通シ掘鑿土砂ヲ堤外ニ送出スル装置ニシテ、排土管ノ使用ハ水面ノ成ルベク静穏ナルヲ要シ常時風濤ニ遭遇スルトキハ操業上ノ支障尠少ナラス、工事中ニ於テモ捨石高度ノ不足ヨリ生スル損害実ニ著大ナル力故ニ、本項ノ如ク變更ヲ要スルモノナリ

如此スルトキハ竣功ノ後全ク航路ノ安全ヲ保チ船舶出入ニ便利ヲ与フルヲ至大ナルベシ

(別紙築渠費變更流用ニ関スル説明及予算新旧対照表略之)

右ノ外

一益田専務理事ヨリ物産会社門司石炭置場用地所買入ノ陳述アリテ、其決議ハ鉱山会社技師ヲシテ検査セシメタル上ノ「トナレリ」以上

十二月廿七日(火曜日) 午後二時半第四拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(渡辺専次郎印)

○(三井八郎次郎印)

(白署)(田原密)

○(三井養之助印) ○(有賀長文印)

協議要項

- 一 銀行提出、山本龜光外五名増給ノ件 可決
- 一 銀行提出、村上定外五名増給ノ件 可決
- 一 全 “ 且島鉱業合名会社へ貸金ノ件 可決
- 一 物産会社提出、百円以上使用人増給ノ件 可決
- 一 全 “ 百円以上使用人抜擢増給ノ件 可決
- 一 全 “ 札幌出張員ヲ出張所ト為シ、砂川木挽工場ハ該出張所ノ附屬ト為ス件 可決
- 附札幌出張所長任命ノ件 可決
- 一 呉服店提出、三十七年下季決算ノ件 未決
- 一 銀行提出、毛利公爵家へ金融ノ件 可決
- 毛利公爵家ヨリノ金融ノ相談アリ、巨額ナリト雖ヒ相当担保品アリ、且藤田伝三郎氏支払保証人ト為リ嚴ニ契約履行ノ責ニ任セラル、次第ナルヲ以テ、別紙草案ノ約束条件ニ依リ之ヲ承諾セントス
- 但別紙金額中六拾万円ハ、金田炭坑ヲ担保トシ三井物産合名会社ヨリ貸付スルモノニシテ、当行ハ名義上貸金タルノミ、随テ物産会社ト当行トノ間ニハ別ニ覚書為取換置ク筈ナリ、又貸付金ハ一時ニ金額ヲ貸付スルニアラズシテ来年ニ至リ漸次取引スルモノトス、随テ金繰ニハ故障ナキ筈ナ

リ

朝吹理事発議

(別紙草案略之)

- 一 第一回国庫債券応募申込割増金ノ件
- 朝吹理事曰ク、些細ノ一ニテ御協議ヲ乞フ程ノ一ニモ無之ナガラ為念御承認ヲ願置キ度ハ、第一回国庫債ニ戦時特別貯金使用規程第一条ニ依リ応募ノ際、全部募入ノ為メ最低価額九拾五円二五銭ノ割増ヲ以テ申込ミシヨリ、総額八万円ニ対スル金額四拾円ハ計算上ノ都合等彼是面倒ニ付、共用費ヨリ支出アリタシト述ヘラレ可然ト決ス
- 以上

十二月三十日(金曜日) 管理部会開日ナリシカ、都合ニ依リ回覽ニテ決判ヲ取りタリ

- 會員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎右衛門印)
- (渡辺専次郎印) ○(三井八郎次郎印)
- (三井養之助印) ○(有賀長文印)
- (三井得右衛門印) (自署)(団琢磨)
- (早川千吉郎印)

協議要項

- 一 鉱山会社提出、宮本平九郎外三名昇給ノ件 可決
- 一 全 “ 七海兵吉昇給ノ件 可決

管理部會議録

以上

十二月三十一日（土曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニ  
テ決判ヲ取りタリ

△會員 ○三井得右衛門印

○早川千吉郎印

○渡辺専次郎印

協議要項

一 銀行提出、明治三十七年下期利益分配案

可決

一 物産会社提出、小泉吉彦増給ノ件

可決

以上

○三井八郎右衛門印

## 三井家同族会管理部会議録（その四）

本号に掲載した分は、管理部会議別録である。記載の期間は、本録と平行する明治三五年から同三七年にわたっているが、実際には記載された三三事項のうち、二九項目が明治三五年度分で、残りの四項目は明治三六、七年度分である。このように別録の記載が明治三五年に集中している状況は、一つには管理部会の発足当初の活発な活動状況を反映しているともみえるが、どのような場合に別録に記載したかは必ずしも定かでないので、集中の理由は断定できない（あるいは、明治三六年以降書記の都合で記載が中断したとも考えられる）。

別録に記載された事項を具体的にみると、最も多いのは、管理部会議本録に記載された議事のうち、陳述・審議が詳細にわたったものの審議内容である。そのほか、本録には議案項目の記載もなく、別録にだけ記録された事項がある。また、三五年八月五日第三回管理部会までの議事録については、益田孝の花押があり、益田が記載内容を確認していたものと考えられる。同じく三五年七月八日第二五回と同月二八日第三〇回について、朝吹の押印があるが、その理由ははっきりしない。いずれにしろ、この別録は、本録と対になっており、すでに掲載されてきた管理部会議録

第一号冊、同第二号冊、同第三号冊と合わせて管理部会議録全四冊を構成するものである。

なお、本号の管理部会議別録の掲載をもって、四回にわたった管理部会議録の史料紹介を終わる。終わりにあたって、これらの克明な議事録を記録した管理部書記長の成瀬隆蔵について若干のべておこう。もちろん、議事録の作成は、書記の役目としておこなわれたのであるが、毛筆墨書きで記されたその内容の克明さ、的確さは、成瀬の個人的な才覚によるどころ大であったと考えられる。三井家同族や重役たちとは立場の全く異なる裏方で、貴重な史料を残す一端を担った書記成瀬の経歴を紹介することは、一つの趣向であろう。

成瀬隆蔵は、旧幕臣の子として安政元年（一八五四）一二月に生れた。沼津兵学校、慶応義塾に学び、明治八年（一八七五）商法講習所が設置されると入学し、第二回生として卒業後そのまま矢野二郎所長の下で教員となり、やがて東京高等商業学校の教授となっている。その後、商業教育調査のため欧米視察に派遣され、帰国後大阪商業学校校長に就任した。

成瀬が三井に就職したのは、彼が明治二八年（一八九五）九月、

三井の手によって設立された上海紡績株式会社の発起人総代となり、創立事務を担当してからである。同年二月には、同会社の総支配人（月給百円）となったが、やがて翌二九年一月には辞任している。この間、二八年一月より元方書記三等（月給四〇円）、三井臨時建築掛を兼任し、二九年九月二日、新発足の三井商店理事會書記となり、書記としての経歴がはじまる。

明治三三年（一九〇〇）七月、三井家憲の制定、三井家同族會事務局の設置、三井營業店重役會の発足等と同時に、成瀬は同族會事務局秘書掛長、三井營業店重役會書記長兼務に任せられている。この時の給与は、月給一八〇円、手当（重役會分）五〇円であった。明治三五年（一九〇二）四月、三井家同族會管理部會の発足とともに、彼はさらに管理部書記長をも兼任することになったのである。

明治四二年（一九〇九）、三井合名會社の設立、三井家同族會事務局の改組によって管理部が廃止されると、成瀬は三井家同族會教育部主事専任となり、ふたたび教育に専念し、清泉学寮により三井家子弟の教育にあたった。晩年は、大正九年（一九二〇）四月、三井合名會社参与、同一五年（一九二六）一月退職、以後重役待遇を受けている。昭和十七年（一九四二）二月一日歿、享年八九歳。

完結にあたって、末尾に管理部會議録全四冊について提出者別の事項索引を付した。

（松元 宏）

## 凡例

一 本号には、「管理部會議別録」（自明治三五年度至明治三十七年度）を全文収録した。前号までの掲載は以下の通りである。

「管理部會議録」第一号（明治三五年度）

「三井文庫論叢」第七号（一九七三年）所収

「管理部會議録」第二号（明治三六年度）

「三井文庫論叢」第八号（一九七四年）所収

「管理部會議録」第三号（明治三七年度）

「三井文庫論叢」第九号（一九七五年）所収

一 用字は原則として通用の字体を使用し、宛字および仮名づかい等は原文のままとした。

一 読みやすくするため、適宜に読点を加えた。

一 欄外に朱書された文字は「」でくくり、右肩に（欄外朱書）と注記した。

一 印判はその位置に○印をつけて（某甲）と注記し、花押はその位置に（花押）（某）と注記した。

一 訂正箇所には左傍にミをつけ、右傍に訂正後の文字を「」にくくり（墨書）と注記した。しかしたんなる誤記とみられるものは省いた。

## 管理部会議録

## 管理部会議別録目次

## 明治三五年

五月一六日

一三井銀行ノ現状及同行神戸支店及小野浜倉庫報告……………三〇七

六月六日

一三井銀行每半季公告ノ科目組替ヘノ件……………三〇七

一山陽鉄道、九州鉄道株ハ同族会事務局ニ於テ買取ル事……………三〇六

一三井銀行所有日本銀行株ヲ同族会事務局ヘ買上ニ関スルノ件……………三〇六

一三井銀行ノ營業方針ニ関スル件……………三〇六

六月一三日

一芝浦製作所処分ノ件……………三〇〇

一呉服店各製系所処分ニ関スル件……………三〇〇

一綿糸海外一手販売引受ノ件……………二九四

六月二〇日

一三井銀行ノ營業方針等ニ関スル件……………二九五

一鐘淵紡績会社中津紡績会社合併ニ関スル件……………二九六

六月二六日

一麻生太吉氏ヘ貸増下相談ノ件……………二九六

一湖南汽船株式会社株三井名義引受ニ関スル件……………二七七

七月八日

一營業店特別賞与ニ関スル件……………三〇九

一三井呉服店ニ関スル件……………三〇九

七月二八日

一支店長更迭ニ関スル件……………三〇九

八月一日

一呉服店所轄製系所ニ関スル件……………三〇九

八月五日

一東京モスリン紡織株式会社拡張ニ関スル件……………三〇六

一營業店視察ニ関スル件……………三〇六

八月一一日

一呉服店所轄ノ製系場譲渡ニ関シ原富太郎氏ト引合ノ件……………三〇六

八月二六日

一三井呉服店所轄製系所ニ関シ原富太郎氏ヘ再応照会ノ件……………三〇六

一鐘淵紡績会社々債募集ニ対シ伯爵井上顧問ノ意見ニ関スル件……………三〇二

一平岡浩太郎氏ニ関スル件……………三〇二

九月二日

一三井呉服店所管四製系所譲渡ニ関シ原氏ト最後交渉ノ件……………三〇三

九月九日

一市村炭礦処分ニ関スル件……………三〇三

一駿河町新築移転ニ際シ東京市ヘ寄附ノ件……………三〇四

九月一八日

一 三池附近海面坑区ニ関スル件……………三六四

一 芝浦製作所処置ニ関スル件……………三六五

九月廿六日

一 芝浦製作所処分ニ関シ下相談ノ件……………三六五

一〇月三十一日

一 劔山鉦山事業縮少ノ件……………三六六

明治三六年

一〇月一三日

一 万田山丸ニ関スル件……………三六六

明治三七年

三月二五日

一 三池海面坑区買入ニ関スル件……………三六七

一 使用人海外派遣ニ関スル件……………三六七

一 支店出張所々在地ニ於テ軍人援助ノ寄附方針ニ関スル

件……………三六七

以上

(表紙)

〔明治三十五年度  
至同三十七年度〕

管理部會議別録

(原寸 縦 236mm, 横 160mm)

三十五年五月十六日

(花押) (益田孝)

午後一時三十分重役会室ニ於テ第拾貳回管理部会ヲ開ク、当日

ハ協議要項ナク、只左ノ報告アリ

一 三井銀行ノ現状

一 三井銀行神戸支店及小野浜倉庫報告

益田専務理事曰ク、今日ハ別ニ議案ナク、曩キニ取調ヲ命シタル報告アルニ付御一覽アリタシ、一体此管理部ニ於テハ事業ノ進捗ヲ謀ルモ協定スヘキナレド、本部設置ノ第一主旨トモ申スベキハ營業店ノ整理ニ在レハ、鉾山会社ノ部ニ於テハ先日報告セン芝浦製作所ノ処分ノ如キ、其他硫黃山鉾山杯ニ於ケル収支、将来ノ見込如何等取調べ存廢ヲ定ムルヲ、尤

モ是等ハ近々団理事モ帰京致スベクニ付其上ノトシ、呉服店ニ於テハ製糸場等ニ就キ存置スベキモノハ改良ノ要點、將タ廢止スヘキモノハ売却ノ方法等詳細取調べ、又物産ニ於テハ金融ノ方法當ヲ得ルヤ否、買越売越等限度内ニ於テ取引サル、ヤ否等視察ノ要點ナルヘク、殊ニ銀行ノ每半季決算公告ヲ見ルハ如何ニモ薄弱ナルヲ其道ノ者ニハ輒リ相分リ、信用上如何カト掛念セラル、必竟營業用及ヒ抵当流込地所家屋ニテ殆ント資本金額以上ヲ占メ、其他公債株券等壹千四百万円以上ノ固定ハマダシモ、株券ノ中ニハ鐘紡、王子製紙等多數ナルハ世間ニテ知り得ルヲニシテ、王子ハ多額ノ株主而已(券カマ)ノミナラス手形貸越等併セテ百六十余万円アリテ、其利子ハ益金ノ如クナルモ、其実利息ノ實際仕払ヒ少ク、多クハ加算書換ヘヲ為シ来リシモノニテ元利完済甚タ無覺束、左スレハ更ニ不安固ノモノニ付、愈特別營業準備金同族会ニ納付アリシトキハ何トカ名義ヲ付シテ之ヨリ多少補助シ、以テ三井家事業ノ根本タルベキ銀行ノ信用ヲ保持スル必要可有之、且ツ井上伯其内帰京アラハ第一起ルヘキ問題ハ三池ノ築港ノナルベシ、就テ此築港ハ鉾山ノ事業トスルカ或ハ別ニ事務局ノ事業トスルカ、又資金ノ支出ハ鉾山会社ニ増資スルカ將タ如何ナル方法ヲ取ルカ、是等ノ利害等差當リ取調べニ着手致度云々陳述アリ

三十五年六月六日（金曜日） 第拾七回管理部会ニ於テ

益田専務理事陳述

（花押）（益田孝）

一三井銀行毎半季公告ノ科目組替ヘラシテハ如何、假令ハ營業用  
地所建物及ヒ什器トシテ百五十四万四千四円トアルカ如キ甚多  
キニ失シ、世人ヲシテ三井銀行ハ不利ノ地所建物等ヲ所有シテ  
居ルトノ感ヲ与フルコトアルベシ、然ルニ是等ノ中ニハ倉庫用敷  
地建物等モアリテ其利益ヲ得ルモノナレハ、夫等ハ倉庫ニ組替  
ルコトニスベシ、又國債、地方債券、会社債券ト合併ニ認メアレ  
氏、是等モ公債、株券等ト仕訳ケスル方宜シカラン云々陳述ア  
リ、早川銀行専務理事等賛成アリ

一山陽鉄道、九州鉄道株ハ同族会事務局ニ於テ買取ルコト、若シ資  
金ナケレハ銀行ヨリ一時借用シテハ如何云々陳述アリシニ、其  
ハ本期丈ハ見合可然、若シ余リ細工過キテモ多人数使用ノ所故  
却テ疑ヲ来スノ恐レアリ或ハ面白カラストノ議アリ

一三井銀行所有日本銀行株ヲ同族会事務局ヘ買上ニ関スルノ件

三井銀行ニ於テ所有スル日本銀行株壹千四百四十三株ハ（総  
原価金五十万九千三百拾三円余）三井家体面上手放シ難ク、  
殊ニ最モ確實ノ株券ナルモ銀行ニ於テハ日本銀行ヘノ融通ニ  
利カサルモノナレハ、同族会事務局ニ於テ預金等ヲ流用シ買  
上ケルコトトシ、右代金不足額ハ銀行ヨリ借入レ、其利子ハ日  
本銀行株ノ配当割合ニ準シ、全部買入ル、其ハ銀行所有株券  
高ノ減少ヲ来タシ貸金増加スル次第ナレハ、決算公告上ノ体  
面モ宜シク云々陳述アリテ、買上ケノ方然ラントノ事ナリシ

一三井銀行ノ營業方針ニ関スル件

三井銀行ノ營業方針ニ就テ聊カ申述度、予テ井上伯モ云ハ  
ル、如ク銀行ハ三井營業店ノ基礎トモ謂フヘキモノニテ、其  
信用如何ハ三井營業店全般ニ関スルヲ以テ、先ツ十分ニ講究  
シテ之カ整理ヲ計ラサルヘカラス、楮此銀行ノ現状ト謂フ調  
書ヲ御覽ニテ御承知モアラン通り、三井銀行ハ目下ノ処商業  
銀行トハ申シ難イ、云ハ、「インヴェストメントバンク」、  
即チ放資銀行トモ申スヘキデ、調書ニ示ス如ク三種預金全体  
式千八百八拾七万余円ノ内小口当座預金千貳百八拾七万余円  
ニテ、預金中ノ最多額ヲ占ム、此預金ハ殆ト全ク商人以外ノ  
者ガ郵便局ヘ預ケルニハ手数數カ面倒ナリ、去リトテ小銀行ハ  
危険デアルニ、三井銀行ト云フ富豪ノ誠ニ安全ナ好キ預リ手  
ガアルカラ是レ屈強ト託スルノデアル、定期預金ハ金千百万  
余円、小口当座預金ニ次テ多分ノ高ナリ、此ハ或会ノ金トカ或  
ハ当分入用ノ見込ナキモノニテ決シテ商業者ノ金ニアラズ、  
先商業者ノ金ト見做スヘキモノハ当座預金ナリ、此預金ハ纒  
ニ四百九十九万余円ト云フ少額ナルヲ以テモ放資銀行デア  
ルコトハ明カナリ、而シテ此預金ト資本金、積立金ハ如何ニ使用  
サレテ居ルカト見レハ、有価証券二千五百參拾余万円、流込  
地所及建物ニ四百五万余円、營業用地所建物及什器ニ二百五十  
四万余円、其余ハ貸金等ナルモ、此貸金ノ内三井各商店ニ五  
百万カラノ貸金アリ、其中物産ヘノ貸金ハ先余リ固定セサル  
モノナレハ、其他ノ鉱山ナリ呉服店ノ分ハ多ク固定スルモノ

ナリ、又準三井商店トモ云フヘキ鐘紡、王子製紙ヘ二百万以上ノ貸金アリ、王子製紙ノ如キハ殊ニ固定シ居ル、猶貝島其他ノ貸金百六十七万余円モ固定ニ属スルモノ故、普通ノ貸金即チ一般ノ融通金ハ九百五十五万余円ニ過キス、如斯有様ナルヲ以テ利益モ随テ少シ、若シ利率ノ割合ヲ見レバ國債証券五分六厘二毛、地方債六分七厘四毛、社債券八分二厘二毛、諸株券六分五厘三毛、平均シタ所ニテ六分三厘一毛ヨリ当ラス、地所建物ハ平均五分二厘ニ過キス、然ルニ商業上ノ融通金ニ就テハ九分三厘余ニ当ル、ドウシテモ固定資金ヲ變シテ信用スヘキ商業手形ノ割引、短期ノ貸金等ニ活用スルノ利益アルハ明ナルノミナラス、一朝取付ニ出遇ヒタル時ニハ、商業銀行デアレハ速ニ貸金ヲ回収シテ之ニ応スルト云フ次第ナルニ、如此資金固定シテハ万一ノ場合ニ如何トモ致方ナシ、単ニ銀行ノミヲ見ルルハ、世人ガ其現狀ニ就テ安固ナラサル如ク誤想スルヲアルモ無理ナラス、故ニ有価証券ハ抵當其外何ニカノ準備タル部分ヲ残シテ他ハ鋭意売却シ、傍ラ体面上又ハ關係上ニ於テ三井家ニ所有スヘキ株ト、容易ニ売却シ難キ鐘紡、王子製紙ノ如キ株式ト、流込不動産中永ク所襲トスヘキモノ等ハ、特別營業準備金ノ幾分ト預金中或部分等ノ融通シ得ラルヘキモノヲ以テ都合ノ限り同族会ニ買取り、固定資金ヲ活用資金ニ變シ、以テ出来得ル丈ケ得意先ノ便利ヲ謀リ、真ニ商業機關銀行タラシムルヲ勉メサレベカラズ、又幸ニ世ノ信用ヲ得テ預金増加スレハ結構ナリト雖モ、徒ニ

預金ノ増加ヲ計ルヨリハ経費ノ節減ヲ勉ムル方安全ニシテ終局ノ利益多カルベシ、三菱ノ如キハ費用甚少シト聞ク、三井銀行ハ他ト異ナル所ノ事情アルモ猶聊カ過分ナルカノ感アリ、聞クカ如クンハ行員杯モ或ハ三分ノ一位ヲ減シテ間ニ合フトノコトデアル、其他支店長會議モ年々二回ナルヲ一回ニ減スル杯、何トカ経費ノ節約ヲ勉ムル等能ク細察注意スルヲ要スベシ

殊ニ現今銀行ノ支店ハ二十ヶ所アルカ、此内利益アル所アリ利益甚少キ所モアラン、事体支店ノ利害ニ就テハ姑ク措クモ、節減ノ上ヨリシテ余リ利益ナキ所ノ支店ハ寧ロ閉鎖スル方善カラシ

以上陳述シタ所ハ普通ノコトニテ先此方針ハ当然ナランモ、サテ然ラハ資金ハ皆融通金ノミニスル方善ナルヤ、其モ亦万一ノ場合ニ如何アルベキカ、其内幾何ヲ有価証券トシ其種類ハ何種最モ可然カ、又準備金ハ何程置イテ如何ニ之ヲ存スルカ、又預金吸収ノ程度、全般ノ營業振リ等ニ就キテハ十分評議ヲ尽スヘキナリ云々

早川理事曰ク、只今益田専務理事ヨリ三井銀行今後ノ大方針ニ就キ懇々御陳述アリ、其大体ニ於テハ大賛成ナルガ只預金ハ出来得ル限り増加ヲ謀リ度、預金多ケレハ随テ危険モアルコトナレモ、其用意如何ニ依テハ差シタル虞レナシ、又経費ノ節減モ如何ニモ必要アルベケレドモ急劇ノコトハ好マシカラズ、自分就職シテ更ニ前任者ノ使用シタ人ヲハ変ヘス、秘書

係、調査係ノ如キ内部密接ノ仕事ヲスル人スラ其儘ニ使用シ居ル訳ニテ、ドウモ俄ニ人ヲ減スルナリ換ユルナリ、或ハ給料ヲ減スルナリト云フコトハ三井ノ如キ所ニテハ殊ニ善クナシト信ス、故ニ經費節減ニハ御同意ナレ氏之ヲ徐々ニ実行シタシ、又節儉ヲスルモ擴張スヘキコトハ擴張シテ差支ヘナカルヘシ、或ハ多少御考ト異ナルヤ計リ難キモ内地ニ二、三ノ支店ヲ増加シ、支那内地ニモ物産ニテハアレ丈ケノ關係アルコト故支店ヲ設置シタリ、少クモ其調査ニ著手シテハ如何、兎ニ角必用ナルコトニ向テハ多少擴張スルト同時ニ用心スヘキ所ハ十分ニ用心セサルヘカラス、欧米ノ銀行ニテハ大抵預金ノ四分ノ一位ハ準備金トスル故ニ、終ニハ其位迄ノ準備ハ置カント思ヘ氏、是迄準備ナント云フコトハ少シモ為サ、銀行ニテ之ヲ為スハ余程氣ノ利カサルモノナリト云フ様ナ考デ、支店長會議ノ時モ其意向ヲ窺フト多クハ其様ノ感触ナリ、併シ預金銀行トシテ相当ノ準備ヲセヌト云フハ決シテアルヘカラサルコト故、就職ノ當時ヨリ松方伯ノ懇切ナル忠告モアリ、旁目下凡ソ一割、即チ三百万円程ハ用意シ、其半額ハ日本銀行ヘ無利息預ケト為シ置キタル次第云々ト陳述アリ

益田専務理事ハ早川専務理事ノ言ニ統キテ、今御説ノ支店増設等ニ就キテハ私共ノ考ト同一ナリトモ申シ難シ、此等ハ篤ト御相談ヲ要スヘシ云々ト陳ヘラレタルトキ、時既ニ遅キヲ以テ閉会セリ

六月十三日(金曜日) 第拾九回管理部会ニ於テ

益田専務理事發議 (花押)(益田考)

一芝浦製作所処分ノ件

芝浦製作所処分ニ就テハ先會ニ於テモ彼は御評議アリシカ、今聞ク所ニテハ当局者ノ團理事ハ放手スコトヲ惜ムト云フコトアルモ、併シ三井家ノ事業トシテハ現今ノ有様甚不体裁、去リトテ改造ハ容易ナラズ旁処分スル方宜シカルヘシ、尤モ売却スルト云フ意向ガ同所ノ者ノ耳ニ入ラバ、大ニ勇氣ヲ阻喪シテ如何トモ致方ナキコトニ至ルヘキニ付、最モ秘密ヲ要スヘシ、乃チ此ニ取調ヘタルモノニ依レハ同所ノ財産ハ地所菅万坪ト機械ガ其重ナルモノナリ、建物杯ハ古イ不完全ナルモノニテ価ハ甚少シ、(圖書)「固定資金」(簿)「固定資金」(簿)兎ニ角今ノ財産ハ參拾八万余円ナリ、安価ニハ売却スルヲ好マス、高直ニハ買手ナシ、故ニ相当ノモノニ建直シ、寧ろ運轉資金ノ拾万円モ注入シテ參拾五万円カラ四十五万円位迄トシ、相当ノ積ヲ立テ株式会社トスル方宜シカルヘシ、此ニ加入アルヲ懇望スル者ハ電気ニ關係アル者即チ仕事ヲ与ヘテ呉レル株主ヲ得タシ、假令ハ電車鐵道会社ノ如キ、若シ会社ニアラサルモ其重役杯ガ入社スレハ可ナリ、電車鐵道ニテハ随分五、六万円ノ株主トナリ得ヘシ、又他ノ電鉄即市街鐵道ノ如キ電気鐵道ノ如キ、又ハ東京電燈会社、品川電燈会社等ノ重ナル重役ガ加入シテ株式会社ト為ル以上ハ事業上大ニ都合ヲ得ルノミナラス、物産会社力海外ノ專売電気機械ノ一手販売ヲ引受ケ居ルニモ拘ハラズ、今日ノ処ニテ

ハ往々盗作窃製ニ類スルアルガ、三井デナク他ノ会社ニテスル以上ハ其辺ニモ善ケレハ、又株式ニナリ居ラハ売ルニモ売リ易シ、斯クナレハ何程カ人モ加入スヘシ、今利益ノ平均ハ貳万六千參百余円、地所ハ六万四千七百余円、機械ハ貳十五万三千九百余円、建物ハ六万貳百余円、計參拾八万四千四百拾貳円、如此見積レハ損益ナキ訳ナルガ、地面ヲ一坪拾二円ト見テ拾參万五千七百拾參円、建物ヲ壹万円ト積リ、機械ハ五掛ニテ七万五千余円、新規ニ取寄セタ機械ノ原価ハ九万円ナレハ六万五千円トセハ都合貳拾九万貳千円程ナリ、此文ケナレハ確カナルモノナルモ左スレハ九万円ノ損トナル、是ハ愈会社ニスルト云フ場合ニ相当ノ価格ヲ積リテ、此方ニモ余リ損ナク株主ニモ成リ手ノアル程度ニ取定メザルヘカラス、此程モ極内密ニ他事ニテ話ノ序ニ電車鉄道ノ意向ヲ窺ハント欲シ、同社長トノ交話ニ、随分電気ノ仕事ハアルヘシト察スレ氏、去リトテ一ヶ所ヲ持タル、程ノ一モナカラン、就テハ芝浦製作所ヲ株式組織トシ、各位モ之ニ入り用弁シテハ如何ト其意向ヲ叩キタル処、追々話ノ進ムニ從ヒ終ニ自分ノ方ニテモ一ヶ所持タサルヘカラスト思タ位故、相当ノ評価ニテ左様ニナレハ最モ結構ナリト同意ヲ表シタリ、依テ此事ハ私カ偶然考ヘタリニテ相談ヲ経タリニアラサレハ何ントモ申シ難ケレトモ、間々用ヲ申付ケラル、所ナレハ兎ニ角行テ見ラレタシト申セシニ、左スレハ大ニ安心ニテ至極名案ト申シ居タリ、其他モ大分同意者アルベシト思フ故考察ヲ右ノ如ク定メラレ

テハ如何ト陳述アリシニ、朝吹理事ハ之ヲ早急ニ売却スル方一番ナレドモ此事カ知レタル日ニハ実ニ始末ニ了ヘス、又容易ニ買手ナク余程六ヶ敷ト思フカラ謂ハ、第二策ノ益田氏カ今述ヘラレタ如ク株式会社トスル方可ナリト、又益田理事ハ先日モ或ハ鉄道ノ引キ込メル相当ノ場所ニ移ストノ議モアリシガ是トテ中々容易ノ一ニアラス、其儘營業シ居リ、利益アラハ段々ト建直ス一ニ力ヲ尽ス方宜シカルヘシト陳述アリ電車鉄道ニテハ買ハザルヤト問ニ對シ団理事曰ク、移スト云フテモ容易ノ一ニアラス、大ナ機械アレハ甚難シ、今尙電気製作ハ左程ナク、機罐、機械ノ方多シ、詰リ電気三分ニ機械七分ト云フ如キ有様ナレハ、電車鉄道ニテ之ヲ買取リテモ自己ノ用ニノミ充ツル一ハ六ヶシ

益田理事曰ク、先頃モ大田黒ニ芝浦ノ事ハ一番能ク知ル足下、主トシテ株ヲ募リ四十万円位ノ会社ヲ起セハ人モ信シ都合能ク成立スル一ト思フガ如何ト話セシニ、同人ハ目下尙電気ヨリハ機械製作多シ、中々電気斗リニテハ成業ノ見込ナシ、然ルニ機械ノ方ニテハ石川島ヤ本所ヤ芝ノ松井、大川ノ画シタル製鉄所等多ク潰レタ位故、此等ニ手ヲ著ケテ亡父ノ遺産ヲ投スルト云フ一ハ何分出来難シトテ断リタリデアアルガ、株式会社トシテ營業ノ出来ヌ一ナシ、之カ一番善カルヘシト、早川理事ハ寧ソ十分ニ擴張シテハ如何、益田、朝吹理事等其ハ一旦試ミシ一ニテ、潮田ヲ米國ヘ派遣シ其他學士等ヲ傭聘スル等彼是計畫セシモ、非常ナ費用倒レニテ遂ニ今日

ノ場合ニ推移セリ、次テ朝吹理事ハ如何ニ考フルモ第二策善シト思フ、今ノ処ニテハ物産ガ外国ノ代理店ヲ引受ケ居リ、其代理店ノ人若シ日本へ来レハ自然芝浦工場ヲ見シ、之ヲ見レハ直ニ他ノ専売品ヲ盜作スル如ク感スルコトモアラン、同シ三井ノ部内デ見レバ赧然セサルヲ得ナイ様ナ次第ナリ、然ルニ他ノ株式会社ナル以上ハ其辺ニ於テモ差支ヘナケレハ第二策愈可ナリ、斯ク処分スレハ如何ト云フニ、先阪ニ全体ヲ參拾五万円トスレハ他カラノ分拾五万円位アルベシ、左スレハ三井ノ方式拾万円ニテ半額以上ノ株アル故ニ、或ハ電車ナリ其他重ナル処ヨリ重役入り、此方大田黒ヲ先三井ノ代表者トシテ専務取締役ニナリシテ置ケハ安心ナリ、而シテ繁昌スレハ株ヲ売ルコトモ出来テ甚善シト思フ、之ニ次テ早川理事ハ、ソウナルモ善カルヘキガ、王子製紙ノ例ニ依レハ、此方斗リノ持チナレハ面倒ナキニ、此方ガ百式十萬ノ株主ニテ他ニ八拾萬アル為ニ甚面倒ナリト云フ様ナコトモアルカラ、其辺モ一考セサルヘカラス、決シテ反對スル訳ニハアラサレハ、其心配ナキヤト思フヨリ講究ノ為ニ一言ス、又海軍ノ方ハ大分以前ト違ヒ用ヲ頼ムト云フ話モアルカラ、此等ヲ引受ケレハ可然モノト言レタレハ、益田理事ハ、他ノ株主アル為メ面倒アルトノ点ハ至極考ヘモノナレハ、王子製紙トハ幾分力趣ヲ異ニシ、又海軍ハ會計法杯アリテ中々ソウハ行カヌ、朝吹理事ハ之ニ統キ王子ノハ大分ノ違ヒアリ、全体多数ノ株ヲ持チ居ル処ヨリ終ニ此方ガ取ツテ掛リタモノ、加フルニ彼ノ如ク損失

ノ場合ニナリタルカラ事情不得止訳ナリ、畢竟利益アレハ面倒ナシ、利益ナキヨリ面倒アリ、其辺ノ心配ハ芝浦ニ就テハ先ツナシト信ズ、早川理事ハ、併シ目下利益アルト云フコトハ今敢テ処分セズトモト思フ氣味アリ、団理事曰ク、海軍モ多少アレハ昨今ハ陸軍多シ、故若山ニ造船ノコトヲ引受ケサセタガ、船渠モナクテ造船ヲ始メタ故ニ損ヲ覚悟デ横須賀ニテ船ヲ作ルト云フ始末ニテ、其シナコトヨリシテ此工場ガ三井ノ手ニ入りテ以来若山時代ニ三期丈ケ損アリ、其損ハ中々多額ナリ、他ハ皆利益トナリ居リ三十三年以来利益ノ割合ハ七分六厘、六分五厘、八分四厘、一割一分五厘、一割七分七厘ト発達シ、前期迄ニテ總テ損失ヲ填補セリ、併シ同族会ヘ對シテ式拾八万余円ノ利息モ支払ハサリシハ、畢竟多少ノ利益生シテモ使用人ノ賞与金等ノ如キ費用ハ皆本部ニ於テ引受ケテ、前ノ損失ヲ填補シツ、アリシ為メナリ、然シ初メヨリノ損益ヲ差引キスレハ拾萬八千カラノ利益トナリ居ル、其処今度ノ築港費ニモ年五萬円位ハ此芝浦ノ利益ヲ見込ミアレハ、其等ノ点ヨリシテ甚惜ムヘキ思ヒヨナスノデアアル、併シ其ハ若シ他ニテ埋メ合セアレハ敢テ言フコトナシ、朝吹理事ハ、何レ多少ノ利益アリテ可惜ト云フ位ニ処分セサレハ人が相手ニセザルコトナレハ、当底処分ヲ付ケサルヘカラス、此辺ガ処分ノ秋ナルベシ、而シテ四拾萬円ノ会社トスレハ電車カ五萬円、其他共拾五萬円位出来ルベシ、ト述ヘラレタリ

益田理事ハ、若尾ナリ根津ナリノ人佐竹杯モ善カルベシト云

ヒ、尚兎角私共理事等ニ御任セニテ彼是ノ説ヲ御聞キ下サレ  
 マスガ、御同族ノ御意向ハ如何ナルヤ、予テノ御主意モアル  
 「故御腹藏ナク御意見御聞カセ下サレタシト言ヒ、養之助殿  
 ヲ見テ御考ハ如何デスト問ハレタレハ、第二策善カルヘシト  
 答ヘラレ、猶彼是ノ議アリシガ、愈株式組織トスルニハ評価  
 如何其辺ハ成立ニ大關係アレ氏此等ハ追テノ「トシ、兎ニ角  
 株式組織ニスルノ方針可然ト決ス

一 呉服店各製糸所処分ニ関スル件

朝吹理事曰ク、私ハ相当ノ買手アラハ製糸所ハ処分セラル、  
 様アリタシト存ス、是迄富岡、大嶮等ハ大抵益トナリ、名古  
 屋、三重ハ損ナリ、中々相場モ荒クテ半年一年ニ損益ヲ見ル  
 可カラズ、少ナクモ三年、五年ヲ平均スル「必要ナリ、迺モ  
 一年ニテハ大ナル高下アリテ判然セサル程ノ荒イモノナリ、  
 一体富岡ハ買取りタノデアルガ大嶮ハ流込ナリ、此ニケ所ニ  
 止メ置ケテ可ナリシニ、物産ニテ紐育ヘ支店ヲ出スニ八千、  
 ナクテハ一商売トナリ難ク、其千梱ガ入用ト思フテ三重ト名  
 古屋ヘ新ニ設ケタルナリ

益田理事曰ク、最初ハ右ノ考ナリシガ、實際ハ皆紐育ヘ出サ  
 ズ、相場ノ都合ニ依リテハ横浜ニテ売ル「アリ、又製糸所ノ  
 側ヨリ見レハ少シニテモ利益アル様ニシタイカラ物産ヨリ他  
 ノ方、仮令ハ生糸合名会社杯ノ直段能ケレハ夫レヘモ売ル「  
 ニナリ、随分最初ハ八釜敷ニフタ「アレトモ、實際一ツニスル  
 「ハ出来難キ「デアアルナリ、先日来岩原ト彼是申合セマシタ

ガ、紐育ノ方ニテモ段々慣レテ危険ナ売方ヲナサ、ルモ済ム  
 コトニナリ、且又必ス我手二千梱カラナクテハ紐育ノ店ガ成  
 立シ難キ「ナク、最「三、四年モ経ハ三、四千梱ハ容易ニ捌  
 ケル「モ出来、三井ニテ此製糸所ヲ所持セネハナラヌ必要モ  
 ナクナリタリ、之ヲ売却スル為メ物産会社ニハ別段影響ナシ  
 ト思ヒマス、為念申上置ク

朝吹理事曰ク、売ルト申シテモ譲受人ハ蓋シ絶無、万一二ハ  
 只一人アリト思ヒマス、益田理事曰ク、抑モ三重、名古屋ニ  
 製糸所ヲ設置シタ時分ノ考ハ、製糸ノ業ハ金持ノ仕事ニテ、繭  
 ノ季節ニ多額ヲ買入レテ段々引上ケテ相場ノ出合又時ハ持チ  
 堪ヘル如キ、到底貧乏人ニハ皆ク行カヌト思フタノデ、然ル  
 ニ實際ハ田舎ニテ相当ニ製糸スル者ガ、イザ蚕時ト云ヘハ兄  
 弟モ来タレ從兄弟モ至レト云フ「ニテ、固ヨリ一家親類寄ツ  
 テ致ス「故、給金等ノ大ナル費用ナシ、加フルニ金ハ糸ヲ繰リ  
 テハ問屋ヘ送リテ為替ヲ取り又跡品ヲ遺ルト云フ「訳ニテ、存  
 外金繰リモ付キ同時ニ費用モ掛ラサレ氏、此方ニテハ相当ノ  
 人ヲ置キ、給料ヨリ賞与ヲ出シテ行ク「ミナラス、金モ遊金ナ  
 ラ兎モ角ナレドモ銀行等アリテ働ク金故、イザ呉服店ニテ借  
 用トナラハ三錢一厘杯ト云フ高歩ナリ、若シ三井ガ何ニモセ  
 ス金ノ使用ニ困ル場合ナレハ善キモ、皆金ヲ利用スル以上ハ  
 矢張り此為メニ高歩ノ金ヲ使フ故ニ、最初ノ考トハ總テガ反  
 対トナレリ云々、伊藤小左衛門ノ如キ者ノナスニ最モ適當ナ  
 リ、朝吹理事曰ク、今日本ノ製糸力總テ、十七万梱ナリ、其

内三井が三千梱カラ出シ、富岡ヲ始メトシテ皆上手ニナリ、是ヨリ上直ニ売レルハ纒ニ小口ノ室山ト鐵ノ一、二所アルノミニテ、荷口ノ揃ト云ヒ上直ニ売レルノハ殆ト一等ナリ、殊ニ最初ハ皆慣レサル故ニ十二、三取リト云フテ買タ爾カ廿匁、廿一匁位ニ過キサルヲ以テ腹ヲ立タ「モアリタレ氏、今日ハ大抵目的違ハス費用モ大分減額シテ上手ニハナリタレ氏、矢張り費用ハ比較的多分ニ掛リマス、又曰ク、製糸所全体ノ価格五拾万円、内三重・名古屋參拾万円、富岡拾五万円、大崎五万円ナリ云々、益田理事ハ得右衛門殿ニ対シ、アナタハ近頃製糸所ノ方ニ御關係ナレハ大分ニ御承知ナルベシ、御意見如何ト問ハレシニ、其答ニ、何分ニモ非常ニ荒イ商売ニテ何時モ同利益ヲ得ルト云フコトハ出来難シ、費用ハ他ニ比シテ猶武拾円位ノ相違アレハ先売却ノ方可ナルベシ云々、朝吹理事之二次キ、売却スルトシテモ譲受人ヲ見出ス「中々容易ナラス、何年ノ後ナルヤ測ラレス、只大体ノ御方針ノミ協定シ置クラ願フナリ、若シ売レ、バ横浜連ナルベシ、幸ヒ今年好景氣ニ趣キ伊藤小左衛門杯ノ連中ガ引受ケ與レ、バ至極善シ、尤モ富岡ヤ大崎ノ処分ハ付クヘキモ、三重ト名古屋カ六ヶ敷、名古屋ニハ逆モ買手ナシ、好況ニ向ヘハ此土地ヨリ三井ガ手ヲ引クカラ之ヲ潰スハ可惜トテ会社ニデモナレハ成立ノ見込アルガ、先伊藤等ノ外ハ六ヶ敷カルベシ、益田理事ハ、是レモ真ニ大体ノ方針ナリ、既ニ芝浦ヲ売却スルト云フ話ヨリ大田黒ハ團理事迄万一ヲ慮レテ辞任ヲ申出タト「ノ、此等ノ「

ハ呉々モ極内密ニ附シ置カサルベカラス、若シ所員ニデモ知レ、バ種々ノ事ヲ惹起スヘシ、朝吹理事曰ク、誠ニ然リ、既ニ新町ト絹糸紡績合同ニ付、新町ノ者ガ此際三井ヘ置テ貰ヒタシ杯申出テタレ氏、御伺ヒスル迄モナクト存シ直ニ其ハ不相成、合併スルニ付仮令一人デモ二人デモ人ヲ取レハ先方ニテハ善キ者ノミ取リタル如キ感ヲ起スヨリ一切其儘ニ置ク、何レ德義上出サルレハ世話モスル積リナルカ約束ハ出来ヌト申シタリ云々、彼是協議ノ末大体ニ於テ好キ買取者アレハ之ヲ売却スルノ方針ニ決ス

#### 益田専務理事發議

(花押) (益田孝)

#### 一綿糸海外一手販売引受ノ件

益田理事曰ク、今一ツ申上度ハ余ノ義ニアラス、大阪ニ於テ紡績聯合会員中ノ会社ガ同盟シテ連合販売即チ其製品ヲ悉ク一手ニ托シテ販売セントスル企テ起レリ、斯クナレハ競争ナキヨリ内地ニ於テ高ク売リ、其残りヲ支那ニテ安く売ル「ニテ、物産会社ガ此販売方ニ關係スルヤ否ヤト問題ナリ、之ガ為メ藤野亀之助ヲ代表者トシテ出シタカラ同人ヲ呼戻シテ、此程モ理事、參事、法律ノ「モアルヨリ庶務課長ト紡績ノ「ニ明キ朝吹理事ニモ臨席ヲ乞ヒ種々協議シタリ、詰リ此販売ヲ托シテ五百万円迄ハ三井ヨリ出タサセ、一梱ニ付幾何カノ報酬ヲ出サント云フ「ナリ、第一ニ此「シンデケート」即チ連合販売組合ヲ作りテ、其委員ガ一梱九拾円又ハ百円ト極メテ其直デ引受ケタル会社ガ一手ニ売捌クト云フ次第ニテ、此

責任ハ連体責任ナラサルヘカサルニ、此点ニ於テハ未タ確乎タラス、此点ト今一ツ講究スヘキハ、内地ニテ高売スルトセハ、此迄競争ノアル為メ其価安ク、三枚ノ着物ヲ服シタ処ガ高価トナリタル為メニ一枚ヨリ著用スルヲガ出来ヌト云フ一時結果ヲ生ズ、若シ此紡績業カ衰頽スレハ矢張り終ニ高クナルヲ故、決シテ此「シンヂケート」ノ為メニ永ク損害ハ受ケサル次第ナルモ、ヤレ三井ハ高売リナリ買占メナリト世間ノ無暗攻撃アルハ甚厭フベシ、代表者ハ總テ引受ケヲ望メ凡段々相談ノ結果、物産会社ハ海外貿易ニ就テハ決シテ人ニ譲ラス、ソコデ六十余会社全体ノ産出七拾万梱トシ、仮リニ二十万梱海外へ出ルトスレハ貳百万円、三十万梱トスレハ參百万円ノ海外販売丈ヲ契約シテ荷為替ヲ引受クル方、批難攻撃ノ掛念モナク得策ナルベシト決シタリ、此主意ニテ二十万若クハ三十万海外へ出シテ其報酬ヲ得ルトセハ、正金銀行ニテ為替ノ金モ得ラレ金ノ心配更ニナシ、万一荷為替ノ損アルハ内地ノ分ヨリ取り得ルヲナレハ、安全ニシテ利益アル商売ナリ、併シ斯ル連合ニ加ハルヲハ事重大ナルヲ以テ本会ノ御意向伺ヒ置ク次第ナリ云々

朝吹理事曰ク、産出七十万梱ノ内地ノ売高ハ高価ニナル為メ減却スルト見ルモ尚ホ四十万位ハアルベシ、左スレハ海外ノ方三十万梱、此内少クモ半額ハ物産ニ於テ取扱フベシ、而シテ海外ノ分ハ外ニ取扱フモ、其報酬ハ平均一梱ニ付凡ソ壹円位ノモノトシテ皆物産会社ニ得ル、故ニ大丈夫ニシテ且相当

ノ利益アルヘキニ付、引受至極宜シカラント信ス

益田理事曰ク、何故ニ物産会社ヘ託スルカト云フニ、物産会社ハ広キ耳ヲ持ツテ居ル、支那ノ何処ニテ何程売レル杯ハ物産ガ一番能ク知り居ル、随テ之ヲ引受ケント欲スルナリ云々、此時連合販売ノ委員ト物産会社トノ契約案ニ付、益田・朝吹兩理事彼是交話アリ、終ニ朝吹理事其草案ヲ朗読アリテ海外一手販売引受ケ可然ト決ス

六月二十日（金曜日） 第二十卷回管理部会ニ於テ

益田専務理事陳述

（花押）（益田孝）

一三井銀行ノ營業方針等ニ関スル件

予テ井上顧問ヨリ、余リ改マラスシテ悠クリ銀行等營業店ニ関シ自宅ニ於テ熟議シタシトノナリシヲ以テ、昨十九日同族會議長、管理部會長、早川、波多野、朝吹、団、有賀理事等ト共ニ同伯邸ニ会シ、意見モ述ヘ、種々細カナル質問モ出デ、伯ノ氣付ヲモ彼は述ヘラレタルヨリ、其儀午後四時ヨリ十二時ニ涉リ、早寝ノ伯、目ヲ擦リナカラ懇談ノ結果、当分内部ノ堅固ヲ計リ勢力ヲ養フ旨意ニテ、別紙議案ノ如キ三井銀行ノ營業方針トナレリ、詳細ノ事ハ理事等差含ミ居レハ宜シカルベク、物産会社ニ於テモ予々退テ守ル覚悟ニテ在リナカラ、自然業務拡リ、多少費用増加セシト雖モ、本期ノ如キハ大分ノ利益アリシカ、爾來ハ漸次手ヲ締メ、只管保守ノ方

針ヲ取り可申云々陳述アリ

六月二十日(金曜日) 第貳拾壹回管理部会ニ於テ

朝吹理事発議

(花押)(益田孝)

一 鐘淵紡績会社ニ中津紡績会社合併ニ関スル件

来七月愈鐘紡ニ九紡合併セハ、九州ニ於ケル紡績会社ハ僅カニ中津、博多ノ二(会社)ノミ、当方目下内部ノ整理ヲ主トスル場合聊拡張ハ欲セサレド、若シ之ヲ合併スレハ他ニ競争者無く、自衛上頗ル好都合ト可申、然ルニ中津ハ鐘紡会社株券面ニテ三拾万円、外ニ負債六万円ヲ引受ケ、始末金壹万五千元出金致シ與レナハ合併致度ト申出、当方ニテハ株券面トハ申ナカラ申出多額ニ過クルヲ以テ鐘紡株五千五百株(貳拾七万)ヲ出シ、六万円ノ負債ヲ引受ケ、始末金壹万五千元ヲ出セハ都合參拾五万円トナル、是レナレハ承諾可致ト答ヘル見込ナリ、同会社ハ機械モ新ラシク且執業方モ宜ロシ、是迄三期間ハ無配当ナリシカ本期ハ一割ノ配当ヲ為シ得ベキ随分有望ノ工場、若シ新規同工場ヲ創立ストセハ無論五拾万円以上ノ費用ヲ要スヘシ、博多ノ方ハ興泰ヨリ式拾万円ノ負債アリテ正金ヲ要スヘクモ、鐘紡ニ於テハ現今之ヲ出シ難ク、随テ合併ハ六ツカシカルベシ、而シテ此博多モプラットノ新ラシキ好キ機械ナルモ、中津ト違ヒ不注意ニ逆使スルトノ由、宛ニ角中津合併後ニ至リ又々合併スルノハ定期売買中止等仲々面倒モアレハ、今一応能ク取調ヘ交渉ヲモ為ス積リ、当方ハ大株主ノノ故、右御意向如何哉予メ伺置度云々陳述アリテ、

合併スル方可然ト決ス

三十五年六月廿六日(木曜日) 第二拾二回管理部会ニ於テ

早川銀行専務理事発議

(花押)(益田孝)

一 麻生太吉氏へ貸増下相談ノ件

早川専務理事曰ク、先般麻生太吉氏ニ対シ全坑区ヲ担保ニ供セシメ金拾五万円ヲ貸付ケタル際、藤棚炭坑ニ関シテハ帝國商業銀行ヨリ二番抵当ニテ貸付ケタルモノ処分未定ニ屬シ、其他數口ノ債務複雑シ居タル処、今般藤棚炭坑ヲ麻生氏ニ於テ一手ニ引受ケ、帝國商業銀行ニ番抵当ニ係ル金拾四万円ハ麻生氏ノ負担トシ、二ヶ年半無利息ノ儘据置キ、其後ハ五分ノ利息ヲ以テ年賦償還ノ約定ヲ結ヒ、更ニ金拾五万円ヲ此際同炭坑ヲ担保トシテ帝國商業銀行ヨリ借入レ、毎月五千元宛月賦償却ノ約束取結候趣ノ処、藤棚炭坑ハ本洞炭坑ト相俟テ共ニ之ヲ同一坑主ノ下ニ於テ經營スルニ非サレハ、鉱業上不經濟ニシテ不便尠カラサルニ付、同氏ハ今回本洞炭坑ヲモ買入レントス、而シテ其買入金參拾五万円ノ内拾七万円ハ現在ノ儘三井銀行ヨリノ借入ヲ繼承シ、残り拾八万円ノ内五万円ハ帝國商業銀行ヨリノ借入金ヲ以テ之ヲ弁スルトシテ、其不足金拾參万円ハ更ニ三井銀行ヨリ借入レタキ旨員島太郎ヲ介シテ懇談致シ来レリ、然ルニ此種ノ貸付ハ目下固定貸整理ノ際断然拒絶スヘキモノナレド、本洞炭坑ヲ堀三太郎氏ニ賃貸

シテ採掘セシムルヨリハ、麻生氏ニ於テ担当シ経営スル方事業上安全ナルヘク、元金ノ償還モ亦確實ナルヘクニ付破格ノ取扱トシ、拾参万円左ノ条件ヲ以テ同氏所有ノ炭坑一切ヲ担保トシテ貸増シタシト陳述アリ、益田、岡、朝吹理事等意見ヲ述ヘラレ彼是協議ノ末、参万円ヲ減シテ拾万円丈ケトシ、其取計ヒハ門司支店ニ於テ為サシムルヲニ決ス

一目下本洞炭坑ニ関スル債務、月々ノ償却金額ハ来三十六年一月ヨリ式千円ヲ増加スル

二藤棚炭坑ノ出炭ハ総テ三井物産会社へ一手販売ヲ委託スル

三麻生氏ヨリ支払ヲ為ス金円ノ内ヲ以テ、三井銀行ニ対スル堀三太郎氏関係ノ借入金及ヒ許斐鷹助氏関係ノ借入金ヲ三井銀行へ返金セシムル為メ、差引シテ現金ヲ交付スル

四当行へ担保トシテ提供セル九州鉄道株ハ漸次売却シ、其収益金ハ当行へ預ケ込マシムルコト

五本洞炭坑ノ名義ハ従来ノ通り三井鉱山会社タルヘキコト益田、早川両理事發議

#### 一 湖南汽船株式会社株三井名義引受ニ関スル件

益田専務理事湖南汽船会社ニ関スル来状ヲ示サレテ曰ク、同会社総株數参万株ノ中、募集ノ結果式万参千株程ノ応募者アリシモ、凡ソ七千株ノ不足ヲ生シ、此上応募ノ見込ナシ、当方目下只管整理ノ方針ナルヲ以テ新株ハ引受ケサルヲト致シ

可然ト存セリ

早川理事曰ク、ソレハ一応御尤ナレ氏、自分等名義式百株ツ、計四百ノ發起株ニ三井名義六百株ヲ差加ヘ、都合千株引受ノニ致シタシ、物産会社ノ關係モアルヲ故無下ニ断ルモ如何アランカ、若シ右スラ応セヌトナラハ我々ハ發起人ヲ罷メルガ至当ナラン

益田専務理事ハ、今ヤ三井ノ方針ニ於テ新株等ヲ引受ケサルニ相成リタルカ為メ、引受ケサルトテ一向差支ヘナシ、且物産会社ニ於テハ此会社成立セル左程利益アルト云フ次第ニハ無之、必竟郵船会社等ニ於テ開始スレハ論ナカリシ、兎ニ角明日此会社ノニ就テ相談アルニ依リ、其断リ方ハ私カ引受ケ申ヘシ

早川理事ハ、今更断リテハ世間ヲ欺ク様ニテ済マス思ヒヲナス朝吹理事曰ク、何ニモ世間ニ対シテ済マヌヲハナカラン、今日ノ場合三井ハ新株杯ニ手ヲ出サヌト云フヲ知ラセルヲモ善カルヘシ、引受ケルト受ケサルト議論纏ラサルトキハ顧問ノ裁決ヲ請ハネハナラヌガ、此裁決ヲ請フノモ余リ大層、寧ロ同族会へ提出シテ決スル方宜シカラシ

猶彼是議論アリシカ、益田理事ハ、ツマリ応募株満タサレハ商法ノ規定上結局發起人ニ於テ引受ケサルヘカラサル次第ナリ、園田氏ハ予テ華族杯ハ更ニ当ニナラヌカラ彼是解キ廻ルヨリ發起人ニテ引受ケル方可然ト云ハレシガ、畢竟園田氏自身少株主故其ノ説アル所以下云ヒシヲアリ云々陳述アリテ、

未決ニ了レリ

七月八日(火曜日) 第貳拾五回管理部会ニ於テ

益田専務理事陳述

一 營業店特別賞与ニ関スル件

○(朝吹英二印)

各店特別賞与案ニ付昨日彼是取調ヘタル処各店業務ノ相違アリ、随テ支給方一様ニ出来難ク且却テ一様ニナラサル処趣キアラン、銀行杯ハ腕ヲ揮テ利益ヲ収得セントスルモ仕事力極ツテ居ルヲ故夫レモ出来ス、物産杯ハ之ニ反シテ腕次第稼クヲカ出来得ルヲ故、或ル期ハ多ク給与スルヲアルモ、或ル期ハ少ク、時ニ依リ全ク給セサルヲモアリ、其他鉾山、呉服店ニ於テモ夫々業務仕振り違ヒ居ル故給与上相違モ致方無之ニ付、本期ハ提出案ニ多少訂正セシモノニテ給与スルヲトシ、追テ恩給内規ト相俟テ特ト取調ヘ何トカ方法ヲ講シ可申云々陳述アリ

益田専務理事發議

(花押)(益田孝)

一 三井呉服店ニ関スル件

○(朝吹英二印)

高橋呉服店理事ヨリ呉服店ニ関シ

第一、断然呉服店ヲ売却スルヲ

第二、店舗ヲ改築シテ拡張ヲ謀ルヲ

此二案ニ就キ何レカ至急御指定ヲ乞ヒ度、現状維持ハ断シテ不可ト存ス云々ノ書面提出有之、当管理部ニ於テモ既ニ漸次

呉服店ノ取調ベニ着手シ意見ヲ定ムル見込ナリシ、就テハ至急調査何レニカ決定スヘキモ、差当リ呉服店ハ三井家祖先ノ創業ニ係リ其縁因モ深キコト故、利益ノ多少ハ別トシテ人ニ譲ルト云フヲハ忍ハレ難キ様御恩召アランカノ如ク、曾テ御同族ニ同ヒタルヲモナク期セズシテ皆何トナク感シ居リシカ、此際ハ御同族方ニ於テ篤ト御勸考下サレ、仮令祖先ノ創業ニ係リ其縁因モ深キコト故、利益ノ多少ハ別トシテ人ニ譲ルト云フヲハ忍ハレ難キ様御恩召アランカノ如ク、曾テ御同族ニ同ヒタルヲモナク期セズシテ皆何トナク感シ居リシカ、此際ハ御同族方ニ於テ篤ト御勸考下サレ、仮令祖先ノ創業ニ係リ其縁因モ深キコト故、利益ノ多少ハ別トシテ人ニ譲ルト云フヲハ忍ハレ難キ様御恩召アランカノ如ク、曾テ御同族ニ同ヒタルヲモナク期セズシテ皆何トナク感シ居リシタルヲ以テ猶拡張シテ營業スルトカ、寄リ々御打合せ下サレ御方針決定相成度云々ト陳シ、朝吹理事ハ、右高橋理事ヨリ書面ヲ差出シタルハ、此頃東京市区改正委員ニ於テ京橋ヨリ万世橋迄道路改正ニ着手ノ議アリ、実行ノ晝ニハ呉服店側七間通り取り掃ハル、ニ付、其前是非トモ今後ノ御見込御決定ノ必要アルヨリ急ニ書面ヲ差出シタル次第ナリト述べ、同族會議長ヨリ拡張スルトハ如何スルカトノ問ニ、益田理事答ヘテ、世人追々時間ヲ重ンジ来リ、是迄通りノ売方ニテハ買取り方面倒ナルヨリ勸工場流行スル所以、其ノ顧客ニ便利ナルハ一目シテ好ム品ヲ求ムルノ便アリ、今ノ呉服店モ其意ヲ察シ同業者ニ先ンジテ陳列所ヲ設ケ着々新案ヲ出セシモ、其店ハ継キ足シ間ニ合セ来リタルニ依リ、光線ハ充分ナラス高低曲屈不便少ナカラス、随テ監督上不都合多キノミナラス顧客ニモ不便ナレハ、現状ノ儘拡張ヲ謀ラントスルモ最早如何トモスル能ハサル境遇ニ立至リ、猶駿河町聯合建築家屋出来セ

シ眺今ノ儘ニテハ見素ボラシクト共ニ前記ノ不都合モ有之、且市区ノ改正ノ結果縮メラル、<sup>一</sup>故其前改築ノ必要アリ、又大阪支店モ本店同様ノ次第二付改築セサルベカラス、尤モ擴張ト申シテモ家屋ノ建築ノミニアラサレハ、先ツ三井ニ於テ小売呉服ノ模範ヲ垂ル、トセバ家屋改良ノ必要アリ、次テ陳列品ノ配置方、物品配達ノ改良等種々可有之、委細ハ追テ取調ノ上可申述モ調査ノ都合有之候ヘハ、先ツ御同族ノ御意向御決定アリ度云々陳述アリ

七月二十八日(月曜日) 午前十時半重役会室ニ於テ第參拾回管理部会ヲ開ク  
(花押)(益田孝)

益田專務理事陳述概要  
一支店長更迭ニ関スル件

銀行提出ノ此支店長更迭案ニ就テ唯申ス次第ニハ無之、近頃良得意ヲ得ル<sup>一</sup>ニ付彼是御沙汰アル場合、其目的ヲ達スルニハ、土地ノ状況等ヲ熟知スルト共ニ得意先ト懇意ニ為ル<sup>一</sup>最モ必要ナルベシ、他ヨリ聞ク所ニヨレハ、是迄三井銀行ハ更迭繁ク、漸ク知り合ヒタリト思フ頃ハ忽チ更代スル為メ双互兎角打チ解ケ取引スルニ至ラストノ説アリ、尤モ余リ永ク同地ニ動統スル<sup>一</sup>ハ、自ラ情弊ヲ生スルニ至ル<sup>一</sup>アルベキモ、之ヲ防ク手段ナキニシモアラザルヘシ、兎ニ角良得意ヲ得ルニハ更迭ノ頻繁ナルハ如何カト存セリ、早川理事曰ク、御説

御尤、自今其方針ニ因ルヘキモ、此度ハ神戸支店長鈴木梅四郎、王子製紙会社取締役ニ撰任ノ為メ其後任ヲ撰ムノ結果、勢ヒ異動セサルヘカラサルト、暫ク変更ノ挙ナク、支店長中随分一所数年ニ亘リシ者等アリ、夫是都合ヲ計リ発案シタル次第ニ付、先本案通り可決アリタキ旨ヲ述ヘ、次テ益田、朝吹両理事ヨリ更迭者中三、四人ヲ指摘シテ適否等彼是陳述スル所アリタリ

三十五年八月一日(金曜日) 第參拾壹回管理部会ニ於テ

益田專務理事陳述  
一 呉服店所轄製糸所ニ関スル件  
(花押)(益田孝)

益田專務理事陳述ノ概要ハ、呉服店所轄ノ製糸所ノ事ニ関シ先頃原富太郎氏ニ交渉シタル<sup>一</sup>処、大崎、富岡ハ拾万円位ナレハ譲受ケタクモ、三重、名古屋ニ就テハ篤ト熟考スルカラ猶予アリタシト申セリ、畢竟其熟考トハ人ヲモ派シ己レモ実地ヲ見ル積リナリシヲ以テ、彼是調ヘタ上ノ申出ニハ、大崎、富岡ノ方ナレハ拾万ノ上ニ一、二万円ハ増スヘキモ、三重、名古屋ハ何分算盤ガ取レス、且今年ハ既ニ繭ノ買入モアリシ<sup>一</sup>ナレハ、明年ナリニ先ツ借用シテ試ミタシト<sup>一</sup>、然ル<sup>一</sup>ハ一年試ミテ成算ナシトテ返サレテモ仕方ナク、或ハ為メニ非常ノ損害アルヘキニ付、呉服店理事トモ彼は話セシ<sup>一</sup>ニテ敢テ同フ迄モナキ次第ナカラ一寸其成行ヲ御報告致ス云々、早川

理事ハ、然ラハ断然謝絶スベシト云ヒ、朝吹理事ハ、承レハ  
 原自身數人ヲ連レ富岡製糸所等ヘ取調ヘニ行キ、多少所員ノ  
 氣先ヲ害セシトノ報アリ、先方ノ処置ハ敢テ無理ナラサルモ  
 当方ハ迷惑ヲ感セリ、其ハ兎モ角今年ハ繭モ買入タレハ、此処  
 讓渡ノ談ヲ断テ各製糸所ヲ独立セシメタシ、畢竟小ナ処ヘ本  
 部我々ノ給料杯ヲモ課スルヨリ利益ナク、随テ買手ヲ得ル  
 モ難シ、依テ独立ニテ利益アレハ漸々消却シ、全ク消却シ終  
 レハ無価テモ可ナル訳ナリ、而シテ大嶮、富岡ヲ拾五万円、  
 三重、名古屋ヲ拾万円トスレハ、先ツ三重ノ方ハ三、四万円  
 ニテ、名古屋ノ分ハ六、七万円ト評価スヘキナラン、原価ヲ  
 云ヘハ四拾万円以上ヲ要シタルニ付、拾万円デハ機械代ニモ  
 当ラス、併シ此ニテモ若シ買手アレハ売却ニナルカ、ドーモ  
 三重、名古屋ハ売却六ヶ敷、若シ売ルトナレハ繭ノ仕入前ヲ  
 然リトス、仕入後ノ今時ニ至リテ所員ノ氣先ヲ害シ怠ラレテ  
 ハ非常ノ損失トナルヘキ故、責メテハ三重丈モ伊藤小左衛  
 門杯ニ来年テモ産繭前売レハト思フ等ノ説アリタレトモ評議  
 熟セザリシ

三十五年八月五日（火曜日） 第叁拾貳回管理部会ニ於テ

益田専務理事陳述

（花押）（益田孝）

一東京モスリン紡織株式会社拡張ニ関スル件

益田理事陳述ノ概要ハ、東京モスリン紡織株式会社事業拡張

ノ件ニ付端善次郎ヨリ申出ノ次第ハ、段々モスリン事業モ進  
 歩シテ製産モ増シ大分ノ利益ヲ生スルコトニ至リシモ、目下輸  
 入ハ中々多ク事業ヲ拡張シテ製品多額ニ至ルモ需用ヲ超ユル  
 コトハナキニ付、假令一割位ノ利息ヲ払フモ叁拾万円ノ社債ヲ  
 起シ、ミュール拾貳台、器械式百五十六台ヲ増設スルハ五  
 万七千六百反ヲ製シ得ベシ、斯クスルモ輸入ノ多キコト猶拾万  
 七千余反ノ余地アルコト故更ニ差支ナシ、若シ当方ニテ躊躇致  
 シ居ラハ大阪モスリンニテ拡張スルノ恐れアリ云々、依テ先  
 頃毛糸紡績ノ器械ヲ買入レタル人カモスリン事業ヲ始メサル  
 カト念ヲ押シタル処、仲間ノ規約アリテ売却キニ困難ナルト  
 資金ノ乏キヨリ此事業ヲ當ムコト出来難シ、若シ当方ニ於テ社  
 債募集宜シカラント云フコトナラハ其募集モ容易ナラン云々ト  
 申セシニ由リ、縦シ社債ヲ募ル方可然トスルモ目下鐘紡ニテ  
 社債募集ノ考案中ナレハ、其模様分リタル上社債ヲ起ス方宜  
 シカラン、幸ヒ本日管理部会ニ付同ヒ置カント申置キタリ  
 朝吹理事曰ク、叁拾万円ノ社債ハ募レルナランガ、モスリン  
 株モ少シク高直ニナリ盛況ヲ呈スヘキ場合故、今一層能ク働  
 イテ立派ノ会社ト為シ、然ル后株ヲ募ルコトニセハ尚宜シカラ  
 ン、友人ナラ左様忠告シタシ、且一割ノ利歩仕仕フニモ及ハ  
 サルベシト云ヒ、猶早川理事ト共ニ此件ハ三井カ大株主故其  
 意向ヲ聞カントノ意ナルヤトノ問ヒニ、益田理事答ヘテ、其  
 意ニモ有間敷、ツマリ後口立ニ為シ置キタキト、自分ノ意ヲ  
 強クセン為メ相談ニ来リシ次第ナラン云々ト述ラレタリ、募

集ノ時期ト利息ノ割合ハ別トシテ社債募集ノ一ニ就テハ凡テ異議ナカリシ

一 營業店視察ニ關スル件

益田理事曰ク、視察ノ一モ段々後レテ如何ニモ規則ノ実行ヲセヌ様ニナリ、分担モ極メラレタ儘ニナリ居レリ、其内ニハ避暑ニ御出掛ケ可相成ニ付其前着手セラレ、残余ハ御帰京後ニ視察アル迄モ兎ニ角実行ノ端緒ヲ開カレタシ、顧問モ此視察実行ニ就テハ予々御話モアリ、余リ延引スルハ顧問ニ対シテモ如何カト存ス云々陳述アリテ、銀行、物産、呉服店ヨリ早々着手ノ一ニ決シ、議事録ニ記載ノ通り視察担任變更アリタリ

三十五年八月十二日(火曜日) 第三拾三回管理部会ニ於テ

高橋呉服店理事報告

一 呉服店所轄ノ製糸場譲渡ニ關シ原富太郎氏ト引合ノ件

呉服店ノ四製糸場ヲ纏メテ原富太郎氏ヘ譲渡ス件ニ付段々駢合ヒシ処、同氏ノ申スニハ、富岡、大崎ニヶ所ハ見込アルニ付最初拾万円ト申セシガ、奮発シテ拾貳万円迄ハ出ス一ニ致スヘキモ、三重、名古屋ハ何分見込相立タス、左リナカラ一所デナクテナラヌトナラバ本年ト来年ニヶ年間借用シテ試業致シタシ、尤モ両三人ノ外ハ所員等皆其儘ニ差置キ可申、只来年ノ繭ノ買入時ニハ其買入代ノ融通ヲ願フ一ニ致シタシ、

弥々試ミタル上見込相立バ相当ノ代価ニテ御譲受可致モ、若シ見込立タサレハ御返シスル一ハ予メ御承諾置キ願ヒタシ、富岡ハ五百人取りデアルカラ之ヲ新規ニスルモ拾万円ナラ出来ル様思ハルレトモ、余程奮発シテ右ノ如ク申出タ一故御承知願ヒ度云々、就テハ之ニテ御譲リ可相成哉、若シ譲ラズト云フ一ナラバ所員皆御売却ト察シテ不安ニ思ヒ居ル場合ニ付、最早他ニ譲ル一ハ無之旨御申出シテ願ヒタシト陳述アリ、右ニ付評議ノ概要ハ、富岡、大崎ヲ拾五万円トシテ他ニヶ所ハ貸スヘシト云ヒ、或ハ寧ろ彼是スルヨリ今年待テ処置スヘシト云ヒ、或ハ富岡、大崎ヲ譲渡シ、三重、名古屋ハ所有スルカ左ナクハ廃止シテハ如何ト云ヒ、或ハ縁ヲ繋キテ置ク一カ善イカラ皆貸ストシテ年賦償却セシムル一ニシテハ如何ト云ヒ、或ハ富岡ヲ物産会社横浜支店ニ持タセ三ヶ所ヲ廃止シテハ如何、或ハ拾七万円ニテ総ベテ売却、或ハ総ベテヲ廿五万円トシテ拾貳万円即金、拾三万円ヲ十ヶ年賦ニシテハ如何等、益田、早川、団、朝吹理事及ヒ得右衛門殿等は説アリシカ、終ニ益田理事ハ富岡、大崎ヲ拾五万円即金ニスルカ、又ハ富岡、大崎ヲ拾貳万円即金トシ、三重、名古屋ヲ拾万円十ヶ年賦ニスルカ此ニ案ニテ今一応高橋理事ヨリ交渉シ、若シ第一案ノ如ク交渉纏ラバ三重、名古屋ハ本年丈ケ従前ノ通り執業シテ后処置スル一ニ致シテハ如何ト陳述アリテ是ニ決ス

三十五年八月廿六日（火曜日） 第參拾五回管理部会ニ於テ

高橋呉服店理事報告

一三井呉服店所轄製糸所ニ関シ原富太郎氏へ再応照会ノ件

高橋理事曰ク、先般ノ御協議ニ基キ富岡、大嶮ニケ所ヲ拾五万円ニ、名古屋、三重ヲ拾万円ニテ譲渡スルニ可致旨原富太郎氏ニ再応交渉セシ処、同氏ノ申スニハ即金拾万円残金拾式万円十ヶ年賦ナラハ譲受ケ申サン、若シ十ヶ年賦ニテ余り長過キルトノ思召ナラハ八分ノ利引キ割合ニテ即金ニ支払フニ可致ト云ヘリ、依テ自分ハ責メテ六分ト云ヒシニ、夫デハ中ヲ取りテ七分ノ利引払ヒ迄ト交渉進ミタリ、七分トスレハ殆ント參万五千円斗リノ利ニ当ル故差引キ八万五千余円、即チ即金合計拾八万五千余円トナル訳ナリ、種々交渉ノ結果大略此ノ如クニテ先ツ此上如何トモ致シ難ク云々ト報告アリ、右ニ付彼是協議アリシカ、遂ニ即金拾万円残金拾五万円ヲ拾ヶ年賦ノ割合ニテ七分ノ利引勘定ニテ即金払トスルニ掛合ヒ、若シ応セサレハツマリ即金貳拾万円迄ナラ、同族会ハ如何アルヘキカ難計モ、管理部会ニテハ調談ノ一ニ成リタリトテ、高橋理事自身ノ腹案トシテ拾參万五千円迄譲ル覚悟ヲ以テ今一応交渉可然ト決ス

早川銀行専務理事陳述

一鐘淵紡績会社々債募集ニ対シ伯爵井上顧問ノ意見ニ関スル件

早川理事曰ク、鐘紡社債ニ関シ伯爵ノ意見ハ、成程鐘紡ニ於テ百八万余円ノ不足アルカラ百万円ノ社債ヲ起ストノ旨意ハ了

知セシモ利息九分ハ高キニ過クルカ如シ、鐘紡ノ裏面ニハ三

井アリト世間ニテ思ヒ居レリ、然ルニ九分利ニテ社債ヲ起サネハナラヌニナルト自然世間ノ疑惑ヲ惹起シ信用ニ関スルヲ以テ止ムルコトニシテハ如何、若シ是非金カ入用トナラハ五十万円ニテ足ラントノ意見中々堅シト報告アリ、右ニ付彼是協議アリシカ、遂ニ信托ノ成否手続等能ク取調べ、且曩ニ交渉セシ会社等応否如何ヲモ儲メタル上、成案通りノ見込立タハ再応伯ニ陳述スヘシ、今日ノ如キ利安ノ時ナレハ出来ルコト思ハル、カ、万一ノ場合ニハ他ヨリ借り居ルコトカ却テ世間ノ信用ニ善イト思ハルレハ、眞理実益アリト信スル所ハ忌憚ナク伯ニモ論シテ実行ヲ努ムルコト宜シカラント決ス

益田専務理事陳述

一平岡浩太郎氏ニ関スル件

益田理事曰ク、坂田ノ辞スルコトハ平岡氏ニ於テ好マサルコト思ヒシ処、坂田ハ不都合ノ男ニテ山ハ乱掘シ且不経済ノ処置アリ、随テ借金セシ等損害不尠、同人ハ辞職ノ何ソノ所ニアラス、面目ナクテ出ラレヌ筈ナリ云々ト案外ノ来状アリ、依テ団理事トモ相談ノ上、坂田意ニ叶ハズバ解雇スルノ外ナク、其代リニ適當ノ者雇入レラレベシ云々ト至テ冷淡ノ返事ヲ差出シ置キタリ、此後金融ニ困リ強軟種々ノ歎願申出ルモ難計等彼是同氏ニ就テノ予想及相談アリタリ

三十五年九月二日（火曜日） 管理部会ニ於テ

高橋呉服店理事報告

一三井呉服店所管四製系所讓渡ニ関シ原氏ト最後交渉ノ件

高橋理事曰ク、昨日同族会ノ御決議ニ基キ原氏ト最後交渉ノ結果ハ

一 爾ハ暫ク呉服店持トシ、毎月入用丈ケ即チ大抵月十二、三万円位ツ、速金ニテ渡ス事

一 爾ニハ火災保険ヲ附シ其保険料ハ原氏ニ於テ負担ノ事

一 所有爾代ニ付テハ三十五年七月一日ヨリ利息ヲ原氏ニ於テ支払フ事

一 爾及貯蔵品高ハ帳簿面ニ依ルコトシ、東京ニ於テ受渡ヲ予定スルモ可ナレ氏富岡、大崎へ出張ノ上立合見定スルコト

一 明後四日速金拾万円ト年賦金壹万參千五百円即納ノコト

一 四製系所讓渡シニ付テノ登記料ハ原氏ニ於テ負担スルコト但シ讓受ケ代金ニテハ登記料多額ヲ要スルニ付、表面価格ヲ減却スルコトニ致度トノコト

右ノ如ク大体交渉相纏リタリ、爾代ニ付テモ此際裕金有之ニ付一時ニ支払ヒ差支ナケレ氏、若シ在荷横浜ニ滞停ノ時機アラハ差支ヲ生スルニ付、目下多少余裕アリトテ直ニ仕払フモ聊カ掛念アリト申シ居レリ、就テ右代金ハ都合ニテ一時ニ手形ニスルモ敢テ異存有之間敷如何可致哉ト述ヘシニ、早川理事ハ、現今ハ手許裕カナレ氏融通ヲ要スル場合ヲ慮リ、爾給有高ノ価格ニ対シ一時ニ手形ニ致シ置クコト相叶フコトナレハ最

都合宜シト云ヒ、朝吹理事ハ、総代価ヲ一時ニ手形ニセストモ

月々残高減却シ且入用ノ節ハ何時モ要求シ得ルコト故、一時ニ手形ニ致度ナシト述ヘ、早川理事モ夫ニテ差支ヘナシトテ他

亦異議ナカリシ、又売渡代金ハ同族会ニ納ムベキカ或ハ呉服店ニ收入スヘキカノ点ニ移リ、彼は協議アリシカ遂ニ差當リ

呉服店ニテ受取り置キ、是等ノ処置結了後熟議スルコトニ決ス

編者注、本日の管理部会は会長不在のため正式に開会せず、高橋理事の報告のみが行なわれた

三十五年九月九日（火曜日） 第參拾六回管理部会ニ於テ

益田専務理事發議

一市村炭礦処分ニ関スル件

市村炭礦ニハ物産会社ヨリ都合拾參万円貸金アリ、其担保トシテ同炭礦ヲ鉱山会社名義ニ書替有之候処、同炭礦大切ノ部分ニ断層出ル等彼是困難相生シ、礦夫ヘノ賃金スラ仕兼兼ネ市村義モ如何トモ難致事情ニ陥レリ、然ルニ隣坑区ナル杵島炭礦ヨリ採掘スルキハ大ニ利便アルヲ以テ、先頃来杵島炭礦ノ所有主ナル田島信夫氏へ市村及市村ノ左隣ナル十三塚炭坑ヲ併セテ売却方ヲ交渉シ、遂ニ拾万円ニテ買取り、内四万円ハ即金、六万円ハ四ヶ年賦払ト迄相進ミシモ、元来市村ノ所有ニ付同人ニハ壹万円涙金トシテ遺ルコトニ談セシニ、壹万円ニテハ身ノ振り付カサルハ勿論氣荒キ礦夫共ニ殺害サル、ノ恐レアルニ付、參万円程ナクテハ致方ナシト泣キ付ケリ、畢

竟一銭ヲモ給セズシテ差支ナキ次第ナカラ徒ラニ怨ヲ買フモ好マシカラス、殊ニ事実生死ニ関スル仕義故殺サレヌ迄ニ貳万円遣ハスコトシ承諾セシメタリ、如斯処分スル片ハ差引凡ソ五万円、利息共六万円程ノ損トナレトモ、其代リ爾来右三坑ヨリ採炭ノ一手販売ヲ引受クル約束モ出来、却テ安心ノコト故仕末スル方後日ノ為メナラン、尤モ此義ニ付テハ長崎伊沢ヨリ此程出水ニテ市村坑杯ノ水下位ニ在ル杵島坑ニ落入リ、同坑ハ非常ノ水害ヲ蒙リ廃坑同様ノ姿ナレハ、田島氏ハ是非之ヲ買ハサルヲ得サレハ、今一層好都合ノ談判可然ト申越セシコトモアリ、旁篤ト取調ヘ確定ノ上ハ書面ヲ以テ提出致スヘキモ、予メ御意向伺ヒ置キ度云々陳述アリテ可然ト内定アリ

一 成瀬書記長ヨリ駿河町新築移転委員会ニ於テ、移転日ヲ来ル十一月二日(日曜日)ト概定セシ等議事ノ概要ヲ報告セリ、統テ益田専務理事ヨリ

駿河町新築移転ニ際シ東京市へ寄附ノ件、左ノ如ク發議アリ  
駿河町新築殆ント落成シ近々移転ノ運ヒニ可相成ニ就テハ、東京市、而モ祖先ヨリノ開店地ナル駿河町ニ百万円以上ヲ費シタル一大建物ヲ新設スルニ至リシハ、市ノ眷顧ヲ蒙リシ結果トモ申シ得ヘク、且兎角富者ハ彼是毀譽褒貶ノ衝ニ当ルモノナレハ可成市民ノ感情ヲ善クスル為メ、此際三井家ヨリ大ナル寄附ヲ成サレテハ如何、銀行社長ニ此程御面会セシ節ニモ、当市ト京都市ニ対シテハ好機ヲ取リテ何カ相当ノ事ヲ為

スヘシトノ御意見御洩シアリ、就テ考フルニ今後社会ヲ支配スル者ハ何レニモ書生ノコト故、専ラ其ノ利益ニ供スルノ目的ヲ以テ、目下経営中ニ係ル日比谷公園内ニ費額凡ソ拾万円ヲ以テ一ノ図書館ヲ新設スルコトシ、之ニ五万円モ添ヘテ寄附セハ、上野ニ官設、番町ニ大橋書館アルモ芝方角ニハ皆無ニ付、後世有為ノ市民ヲ裨益スルコト渺ナカラサルヘシ、何レ秘密ニ大橋及大阪ノ住友書館ノ模様ト公園内設立ノ許否、又同族会提案迄ニハ横河ニ略図調製致サスル等十分取調ヘ、移転ノ義ト共ニ發表スル様致度云々陳述アリテ、大要可然ト内定ス

三十五年九月十八日(木曜日) 第參拾七回管理部会ニ於テ

益田専務理事發議

一 三池附近海面坑区ニ関スル件

益田理事曰ク、此三池附近海面坑区ノコトニ就キ此程モ兎玉少介氏ト小沢武雄氏トノ面談アリシ処、農商務大臣ヨリ此件ニ関シ面談シタシトコト故今朝訪問シ、先ツ是迄先願者カ私情ヲ陳シテ平田男ニ迫ルニモ拘ハラス其許可ナク、広ク日本礦業上ヨリ達観アリテ親切ニ仲裁的ノ勞ヲ取ラレシハ實ニ感謝ニ堪ヘヌ次第ト申セシニ、大臣ハ其ノ説ノ如ク、實ニ三井ナリ誰デアレ日本ニ於テアノ大切ノ礦山ヲ所有スル者ノ為メ、殊ニ築港スル場合ニ妨ケナイ様ニシタキ故心配セシ次第ナリ

シニ、遂ニ金高多少ノ仲裁迄ヲ持込マレシハ迷惑千万、併シ是迄心配セシコナレハ能ク〳〵双方ノ事情ヲ聞テ出来ルコナラ纏メルコニシタイト思フ、先方ニテハ十六万円丈出セハ先願權ヲ讓ル趣云々、依テ三井デハ如此コヲ議スルニハ三ツノ関門アリ、此関門ヲ通ルコハ容易ナラス、一体大臣カ斯克迄御心配下サル、ニ就テハ、云ハ、御願ヲ立テル為メ六万ヤ七万ハ出サ、ルヲ得マイ、曩ニ大蔵省ヨリ三池礦山ヲ払下アリシ片右海面モ願テ權利ヲ得テ置ケハ宜シカリシカ、海面ノコトテ他人カ手ヲ出ス間敷、由シ權利ヲ願フテモ持テ余ス計リト思ヒ打捨置ケリ、乍去右ノ次第ニテ兎玉ニモ六、七万ニテ纏ルナラ出スモ己ムヲ得サルヘシト申セシニ、兎玉カ遂ニ拾万円位ハ出ス哉ニ申セシナラン、兎ニ角彼是取調ヘシモ、此礦区ハ無クツテ差支ナキモノ故、右ノ関門ヲ通過スルコト余程六ケシク、且ハ三井デハ築港費多額ヲ要スルヲ以テ無駄ノ金ハ出シ難ク、当分儉約主義ニテ成功ヲ期サネバナラズ、加フルニ曩ニ三池払ヒ下ケヲナセシ當時即金百万円ヲ出シ、年賦金參百五十拾万円モ漸ク納テセントスルモ、彼是多額ノ注入アリテ猶凡ソ參百五十拾万円カラ不足ヲ生シ居リ、世間デ見ル程利益ハナシ、是ハ御含ミ迄申置キマスト述ヘシニ、是ニテ委細テ承セリトテ能ク理解アリシ様子、併シ愈先方ニテ拾万円デ折合フト云フコニナラハ之ニ折合フ外有之間敷、其ハ御含ミアリタシ云々陳述アリテ、其場合ニハ己ムヲ得サルベシトノ議ナリシ

## 同上

一芝浦製作所処置ニ関スル件

益田理事曰ク、芝浦製作所処分ニ付テハ種々研究シ、望ミヲ属シタル東京電氣ト電車等ノ合併モ六ツカシキ有様デ、一方ハ一株四十円、一方ハ四十五円、其二株(九十円)ヲ以テ電車一株ト引換ヘント云ヒ、前島密氏杯ガイロ〳〵心配シタトノコナレ氏纏ラヌ由、夫レニハ佐竹、根津、雨宮連中アリテ中々纏メ憎ク、右弥々運ハヌトナラハ芝浦ヲ讓ル見込モ些ト齟齬スル次第ナリ、目下芝浦ハ固定資金凡ソ四十万円、運転資金參拾万円アルカ、寧ソ四十万デ電車ニ売り之ヲ株デ賣フカ、左ナクバ四十万円ノ新会社ヲ起シテハ如何カ、篤ト考究ノ上処置致度云々陳述アリ

三十五年九月廿六日(金曜日)

第參拾八回管理部会ニ於テ

## 益田専務理事發議

一芝浦製作所処分ニ関シ下相談ノ件

芝浦製作所ノ処分ニ付テハ屢々御評議ヲ煩ハシ居リシカ、電氣事業ニ関係ノ人々即チ東京電車鉄道、東京電氣鉄会社等ノ重役若尾逸平、中野武宮、佐竹作太郎、根津嘉一郎、前島密等ノ諸氏ハ何レモ芝浦ニ電氣注文ノ關係アリ、故ニ此等ノ人々カ株主トナリ又三井モ株主ノ一人トナリテ芝浦ヲ一ノ会社トシテハ如何カト存シ、東京電車ノ牟田口元学氏ニ謀リシ処

至極賛成セルヲ以テ、牟田口氏ヨリ右等ノ人々ニ相談ヲ試ミシニ、皆其意アル趣ナカラ、若尾氏杯ハ三井ハ製糸所等ヲ安ク譲リシ故芝浦モ安ク取レルナラン杯云フテ居ルトノカレ氏、製糸所ト芝浦トハ同一ノ論ニ無之、其ハ兎モアレ今一応之カ為メ集会スル筈ナリト申フ故、其場合ニハ芝浦固定資本凡ソ四拾万円ヲ株式ニテ三井持トシ、凡ソ六拾万円ヲ是等ノ人々初メ他人カ持チ、百万円ノ会社トシ、差当リ新株主ハ一株拾式円五拾錢ツ、払込ムコトシ、或ハ今少シ株数ヲ減シテモ宜敷カルベク、左スレハ一株ノ払込ミハ多額ヲ要スル次第ナリ、兎ニ角此ノ集会ノ節芝浦ノ明細表ヲ示シテ可然カ、又此固定資本ヲ幾分カ減価シテ可ナルカ此辺伺ヒ置キ度、ツマリ芝浦固定資本ハ

地所拾四、五万円ノ直打アルモノカ六万余円ニ付テアリ

建物カ六万余円

器械カ式拾五万余円

備品其他カ僅カ計リ

併セテ參拾八万余円

此固定資産表、損益計算、注文引受高及ヒ製作高表等ハ示シテ差支ヘナカルベシ等陳述アリテ、是等ハ示ス方至極然ルベシト決シ、猶市街鉄道ノ藤山運中即チ雨宮、野中、吉田等ノ諸氏ヘ話シ、又郵船会社ヨリモ電氣ノ注文アリ此方ヘモ話セハ加入致スヘク、右等ノ部下及当部内ニテモ多少希望者アルベシ、実ハ電車、電氣ヲ合併セハ物産ヘ注文引受ケ上都合宜

シク、旁先之ヲ謀リ而シテ芝浦ノ議ニ及ホサント彼是尽力セシモ容易ニ纏リ難クニ付、不取敢前上ノ交渉ヲ試ミタリ云々ト述ヘラレタリ

十月三十一日（金曜日） 第四拾參回管理部会ニ於テ

團鉾山会社専務理事陳述

一 劍山鉾山事業縮少ノ件

團専務理事曰ク、劍山鉾山ハ近来貧薄ニ相成リ從來ノ如ク産出スルコト能ハス、随テ是迄通りノ計画ニテ執業スル所ハ得失相償ハサルニ依リ、大ニ縮少主義ヲ取り改革スル見込ニ付、予メ御含ミ置有之度云々陳述アリ

三十六年十月十三日

益田専務理事陳述

一 万田山丸ニ関スル件

益田専務理事陳述シテ曰ク、万田山丸ハ香港ニテ修理シ、同所ニ於テ試験官ノ試験ヲ経テ回漕スル見込ノ処、日露ノ交渉破裂スルヤ否ヤハ未タ判定シ難キモ、開戦ノ際万々一海戦不利等ノ場合ニハ日本商船ハ捕拿セラル、ノ患アリ、依テ船名ヲ替ヘズシテ前持主ゼンキンス氏ノ所有名義ニ為シ置キ回漕スル所ハ、此場合安全ナルベキニ付、同氏ニ多少ノ報酬ヲ給

## 管理部會議録

シテ其取計ヒヲ為サンカト倫敦支店へ問合せノ積リナリ、何レ決行前ニハ管理部会ニ於テ協議ヲ乞ヒ可申モ為念御報告致置ク、愈開戦トナラハ郵船会社々船ハ無論政府ノ御用船ニ安価ニテ雇上ケラレ、当会社々船ニモ及フ場合ニ名義換ノ上御用船ニ向ケルモ然ルヘカラン云々陳述アリシニ、渡辺理事ハゼンキンス名義ニ為シ置クモ同人従来ノ性行上ヨリ危険ハ之レナカルヘク察スルモ、宣戦後ハ商船ト雖氏中立国ヨリ買取ルコトニ為シ能ハサルベシト述ヘ、此辺ハ篤ト取調ノ上トスルコトナレリ

明治三十六年十月十三日重役会ニ於テ

編者注、右の記事は明治三十六年一〇月一三日第四五回三井営業店重役会における報告である、なお本件について、明治三十六年管理部「日誌」(三井文庫所蔵史料、追一九二七)によれば、一〇月二三日第四八回管理部会、で益田専務理事よりゼンキンス氏との交渉の結果、名義借用は見合せとなった旨の報告があった。

〔(編外朱書) 明治卅七年三月廿五日第拾貳回管理部会ノ節〕

団鉱山会社専務理事事發議

一三池海面坑区買入ニ関スル件

団専務理事事發議ノ大要ハ、三池海面坑区ノコトハ非常ニ面倒ナリシカ、其後山口ノ扱ヒニ依リ、多額納税議員ニテ金貨ナル矢阪ト云フ者ノ名義ニテ先願者等ニ金ヲ貸シ、終ニ必要ナル四坑区丈ケハ事実当方へ買取りノ姿トナレリ、猶此先少シ未

入手ノ他坑区ニ掛ル所アルヘキモ、大抵目下ノ処ニテ一ト片付ケ致ス方得策ナラン、尤モ当方ハ表面全く無關係ノコトニシテ山口自身ノ關係ト致スコトナレトモ、茲デ矢阪ニ壹千円、神崎ニ壹千円、書記某ニ若干千円、山口ニハ三千円以上、總計凡ソ六千円ヲ謝礼トシテ支出シ始末ヲ付ケ、其金額ハ差当リ機密費ヨリシ、追テ起業費ニ繰替ヘテハ如何云々陳述アリ、益田専務理事ヨリ従来ノ成行等説明アリテ、予想ヨリ少額計貳万六千円ニテ茲ニ至リシハ幸甚ナリ、早速一段落相付ケ可然ト決ス

同上

〔(編外朱書) 同會議録ニ写〕

一使用人海外派遣ニ関スル件

団専務理事事曰ク、昨年ヨリ田川ノ方ニテハ、四尺炭採掘上ニ就テ困難ヲ感スルヨリ自費ヲ以テ海外へ出テ専ラ其取調ヘ致度ト願ヒ出テタル者アリ、依テ之ヲ補助シテ派遣スルコトトシ、又三池ノ方ハ築港及機械等ニ関シ取調ノ為メ差向キ二人程海外へ派遣致サセ度、何レ其際ハ更ニ提案致スヘキモ、予メ御意向同ヒ置度云々陳述アリ、益田専務理事ハ、此位ノ大仕掛ニテ採炭スル会社ニテハ、絶ヘス一人位海外へ派出シ置クコトハ利益アルヘキコト信ス、今日迄之ナキハ寧ロ後クレタルノ感アリト述ヘラレ、遂ニ派遣シ可然ト決ス

益田専務理事事發議

〔(編外朱書) 同寫〕

一支店、出張所々在地ニ於テ軍人援助ノ寄附方針ニ関スル件

益田専務理事曰ク、誠ニ小事ナレモ一応御方針ヲ伺ヒ置キ度  
ハ、支店又ハ出張所々在ノ各地ニ於テ軍隊ノ慰勞、軍人救護  
等ニ付寄附ヲ催サル、場合ニハ如何致スヘキカ、議長御名義  
ヲ出ス程ノ金高ニモ無之、何レモ少額ノ故其土地所在ノ支  
店ナリ出張所ナリノ名義ニテ其地方ノ事情ヲ斟酌シテ寄附ス  
ルニセハ、其土地住氏ノ感情モ宜シク、營業上ノ便利ニモ  
ナラント存ス云々ト陳述アリテ、素ヨリ少額ノ寄附ナレハ各  
店ニ於テ陳述ノ如ク適宜取斗ヒ可然ト決ス

## 三井家同族会管理部会審議事項索引

## 目次

三井銀行提出議案	三九一
三井物産会社提出議案	三九四
三井鉱山会社提出議案	三九九
三井呉服店提出議案	四〇一
三井営業店重役会提出議案	四〇三
三井家同族会管理部提出議案	四〇四
理事提出議案、その他	四〇六

## 凡 例

一「管理部会審議事項索引」は、三井家同族会「管理部会議録」の審議事項を提出者別に配列したものである。なお作成にあたっては「自明治三十五年四月至同三十七年十二月 管理部会議事録目次」(追一九二九)を参照した。

一議案は原則として本文の表題にしたがったが、内容を明瞭にするため必要に応じて若干の変更を加えたものもある。

一二者以上による共同提出議案はそれぞれの個所に入れ、議題のはじめに(何々ト共同提出)と記した。

一三井営業店重役会を経ってきた議案(『三井事業史』資料篇四下参照)は表題の最後に(重)と入れた。

一可決された議案を除き、未決、否決、撤回、協定などの審議結果を必要に応じて( )内に注記した。

一回数欄のうち臨時に開催された場合は(臨時)と傍書し、回覧による決議は◎と表示した。

(樋口 知子)

管理部会審議事項索引

三井銀行提出議案

明治三五年

①	回 4月 17日	湖南汽船株式会社株引受ノ件(重)	7335	号頁
②	4・22	矢田績懲罰案(重)	7336	
③	4・24	早川専務理事山陽鉄道会社取締役受任ノ件	7337	
④	4・26	東京電気鉄道株式会社ニ関スル件(重)	7337	
⑤	4・29	米山梅吉大阪支店次長ニ任命ノ件(重)	7338	
⑥	〃	大阪支店次長二月手当及役宅料給与ノ件(重)	7338	
⑦	5・2	欧米諸国へ派遣員ノ件(重)(協定)	7338	
⑧	〃	銀行営業規則改正ノ件(重)(次回ニ協議)	7338	
⑨	5・8	大蔵省証券応募ノ件(重)	7339	
⑩	5・9	営業規則改正ノ件(追テ協議)	7339	
⑪	5・13	(物産会社ト共同提出)且島太助貸金ニ関スル件(重)	7340	
⑫	6・10	明治三五年上期給与金ノ件(重)	7341	
⑬	6・17	大蔵省証券再割引ノ件(重)	7341	
⑭	〃	役宅料ノ件(重)	7341	
⑮	〃	鴨東銀行貸金ノ件ニ付電報案(誤記)	7341	
⑯	〃	三井銀行現営業用新石衛門町地所建物売却ノ件(重)	7341	
⑰	〃	三井鉱山会社営業場京橋区山城町家屋売却ノ件(重)	7341	
⑱	7・5	明治三五年上期利益分配案(重)	7341	
⑲	7・8	株式会社日本興業銀行ト代理店事務取扱ニ関スル申請(重)	7341	
⑳	〃	明治三五年上半季特別賞与金給与ノ件(重)	7341、1034	
㉑	7・22	大蔵省証券応募ノ件(重)	7340	
㉒	7・28	鈴木梅四郎王子製紙会社取締役就任ノ件	7341	
㉓	〃	銀行支店長等任命ノ件(重)	7341	
㉔	8・5	鈴木梅四郎収入不足額ヲ共用費ヨリ補給スルノ件(重)	7342	
㉕	8・19	間島弟彦欧米へ出張辞令案(重)	7342	
㉖	8・26	営業規則改定ノ件(重)	7342	
㉗	9・9	東京モスリン紡織会社株式売却ノ件(重)	7342	
㉘	9・18	所有々価証券中便宜処分ノ件	7342	
㉙	〃	鐘淵紡績株式会社臨時株主總會ニ委任状作成ノ件(重)	7342	
㉚	9・26	石川信外一名懲罰案(重)	7342	
㉛	10・24	神戸支店営業所修繕ノ件(重)	7342	
㉜	10・28	井上静雄辞令案(重)	7342	
㉝	11・28	大蔵省証券応募ノ件(重)	7342	
㉞	12・9	有楽町集会所地先ノ土地ヲ購入シ、山城町所 在鉱山会社元使用建物ヲ売却スルノ件(重)	7342	

銀行所有王子製紙株式会社株ノ現代価値却ニ  
関スル件(重)……………

②③ 6・26 芝三田四国町地所ヲ売却地卜定メ漸次分割  
却ノ件(重)……………

〃 鈴木梅四郎補給金ノ件(重)……………

〃 明治三六年上半季決算報告予定ノ件……………

④⑨ 12・13 王子製紙株式会社ニ対スル整理処分ノ件……………

②⑤ 7・3 三井銀行所有日本銀行株式売却ノ件(重)……………

⑤⑩ 12・24 米山梅吉辞令案(重)……………

〃 明治三六年上半季特別手当金支給ノ件(重)……………

〃 明治三五年下半季特別賞支給ノ件(重)……………

②⑥ 7・7 明治三六年上期(第二〇期)利益分配案(重)……………

明治三六年

②⑦ 7・14 足利、三池両支店閉鎖ノ件(重)……………

① 1・7 明治三五年下期利益分配案(重)(修正可決)……………

②⑧ 7・17 補給金返納ニ関スル件……………

① 1・16 三井銀行滞貸準備積立金ニ関スル件……………

③① 7・28 田宮善次郎懲罰案(重)……………

② 1・27 国庫事務取扱辞退ノ件(重)……………

〃 川上熊吉懲罰案(重)……………

〃 横須賀支店閉鎖ノ件(重)……………

〃 支店長任免ノ件(重)……………

③ 2・13 鐘淵紡績株式会社々債引受ニ関スル件(重)……………

③④ 8・7 小出収外四名増給ノ件(重)……………

④ 2・27 各営業店へ地所売却ノ件(重)(未決ノチ撤回)……………

〃 京釜鐵道社債応募ノ件(重)……………

⑥ 3・12 火災保険廃止ノ件(重)……………

③⑦ 9・1 大阪商船株式会社々債引受ノ件(重)……………

④ 4・1 麹町区紀尾井町土地建物売却ノ件(重)……………

〃 王子製紙株式会社ニ対スル貸金拒絶ノ件……………

④ 4・15 所有公債売却ノ件(重)……………

③⑧ 9・11 土地建物売却ノ件(重)……………

〃 横浜市公債応募ノ件(重)……………

④⑩ 9・18 小野浜倉庫敷地建物一部売却ノ件(重)……………

①⑧ 5・26 小口当座預金無利息範圍拡張ノ件(重)……………

④① 9・22 麹町区中六番町市街宅地及建物買入ノ件(重)……………

〃 定期預金ノ最低額ヲ定ムル件(重)……………

④② 9・29 罷役木村永世暇及慰勞金給与ノ件(重)(慰勞  
金ハ未決)……………

②① 6・17 神戸市水道公債応募ノ件(重)……………

〃 上柳清助暇及慰勞金給与ノ件(重)(慰勞金ハ

〃 身元保証金規則中追加ノ件(重)……………

……………

管理部会審議事項索引

未決)	.....	八三三
④ 池田成彬外三名辞令案(重)	.....	八三三
④ 9・29 罷役木村永世慰劳金ノ件(重)	.....	八三四
④ 10・2 上柳清助慰劳金ノ件(重)(修正可決)	.....	八三四
” 上柳清助増給ノ件(重)	.....	八三四
④ 10・5 波多野理事相互生命保険会社発起人二加名ノ件	.....	八三五
④ 10・9 早川専務理事東京商業会議所特別議員辞任ノ件	.....	八三五
” 罷役岩崎一暇及慰劳金給与ノ件(重)	.....	八三五
④ 10・30 罷役田宮善次郎暇及慰劳金給与ノ件(重)	.....	八三六
” 罷役坪井松太郎暇及慰劳金給与ノ件(重)(修正可決)	.....	八三六
” 罷役小出収暇及特別手当金給与ノ件(重)	.....	八三六
” 罷役梅田又八暇及慰劳金給与ノ件(重)(修正可決)	.....	八三六
” 罷役島田福吉暇及慰劳金給与ノ件(重)	.....	八三六
⑤ 12・26 明治三六年下半年特別手当支給ノ件(重)	.....	八三六
” 増給辞令案(重)	.....	八三六
” 増給辞令案(重)	.....	八三六
⑥ 12・29 米山梅吉辞令案(重)	.....	八三六
” 明治三六年下半年利益分配案	.....	八三六
” 滞貸準備積立金支出ノ件	.....	八三六
① 1・8 明治三六年下期(第二期)利益分配案(重)	.....	九三六
② 2・16 国庫債券応募ノ件(重)	.....	九三六
② 2・19 軍事費預金取扱ノ件(重)	.....	九三六
② 2・23 軍事費預金取扱規程廃止ノ件(重)	.....	九三六
③ 3・11 罷役井上静雄解備及慰劳金給与ノ件(重)	.....	九三六
④ 4・8 別途積立金支出ノ件(重)	.....	九三七
⑤ 5・20 京都新町通り営業用地所建物処分ノ件(重)	.....	九三七
⑤ 5・26 第二回国庫債券応募ノ件(重)	.....	九三七
⑤ 5・31 絹糸紡績会社(貸付金ノ件(重)	.....	九三八
⑦ 7・2 明治三七年上期(第二期)利益分配案(重)	.....	九三八
⑦ 7・8 北海道鉄道会社々債募集取扱ノ件(重)	.....	九三八
” 京釜鉄道会社々債引受ノ件(重)	.....	九三八
” 明治三七年上期特別手当金給与ノ件(重)	.....	九三八
⑦ 7・29 村上定外二名懲罰案(重)	.....	九三八
” 平賀敏外二名懲罰案(重)	.....	九三八
⑧ 8・5 指命休暇規則制定ノ件(重)(未決、ノ手撤回)	.....	九三九
⑧ 8・30 門司支店倉庫新設ノ件(未決)	.....	九三九
⑨ 9・22 小樽支店営業場修繕工費支出ノ件(重)	.....	九三九
⑩ 10・14 第三回国庫債券応募ノ件(重)	.....	九三九
⑪ 11・9 (物産会社、呉服店ト共同提出)大阪市報効会(寄附金ノ件(重)	.....	九三九

㊦ 12・17 不動産買入ノ件(重)…………… 九四二

〃 別段積立金ヲ以テ有価証券原価却ノ件(重)…………… 九四二

㊧ 12・23 呉服店大阪支店所有物勘定ニ関スル件(重)…………… 九四二

〃 麻生太吉氏申出承認ノ件(重)…………… 九四二

〃 矢田績外八名辞令案(重)…………… 九四二

㊨ 12・27 山本龜光外五名増給ノ件(重)…………… 九四四

〃 村上定外五名増給ノ件(重)…………… 九四四

〃 貝島鋳業合名会社ヘ貸金ノ件(重)…………… 九四四

〃 毛利公爵家ヘ金融ノ件…………… 九四四

㊩ 12・31 明治三七年下期利益分配案(重)…………… 九四五

三井物産会社提出議案

明治三五年

㊪ 4・18 門司支店馬関出張所閉鎖ノ件(重)…………… 七三六

〃 山口俊太郎ヘ当会社ノ事務ヲ囑託スル件(重)…………… 七三六

〃 門司支店新築ノ件(重)…………… 七三六

〃 若松出張所新築ノ件(重)…………… 七三六

㊫ 4・29 山口俊太郎ヲ無給罷役ト為シ置ク件(重)…………… 七三六

〃 茶木綿一〇万反迄ヲ限り一時先買認可ノ件(重)…………… 七三六

〃 田川郡炭田ニ関スル紛紜示談方ノ件(重)…………… 七三六

〃 田川郡炭田ニ関スル紛紜示談方ノ件(重)…………… 七三六

〃 田川郡炭田ニ関スル紛紜示談方ノ件(重)…………… 七三六

〃 石田富次郎ニ対スル貸金整理方ノ件(重)…………… 七三六

㊬ 5・13 (三井銀行ト共同提出)貝島太助貸金ニ関スル件(重)…………… 七三〇

〃 紐育、横浜両店ヘ生糸二五〇俵売越買越認可ノ件(重)…………… 七三〇

㊭ 5・20 銀貨因在勤者ノ俸給改正ノ件(重)…………… 七三〇

㊮ 5・27 漁業部員ヘ特別賞支給ノ件(重)…………… 七三一

㊯ 6・3 上海支店新築并ニ地所不用部分売却ノ件(重)…………… 七三一

㊺ 6・10 明治三五年上期賞与支給ノ件(重)…………… 七三一

〃 外國米五百屯一時買越ノ件(重)…………… 七三一

〃 長崎支店ニ於テ石炭一時買越トナリタル件承認方ノ事(重)…………… 七三一

㊻ 7・1 松本為之助遺族ヘ手当金支給ノ件(重)…………… 七三六

〃 山本小四郎転勤及増給ノ件(重)…………… 七三六

〃 理事飯田義一日本精製糖株式会社取締役ニ就任認可ノ件…………… 七三六

㊼ 7・8 明治三五年上半季損益決算ノ件(重)…………… 七三六

〃 明治三五年上半季特別賞与金給与ノ件(重)…………… 七三六

㊽ 7・15 臨時賞与支給ノ件(重)…………… 七三六

〃 京城出張員事務所建築地購入ノ件(重)…………… 七三六

〃 社船々価整理并船積立金法改正ノ件(重)…………… 七三六

〃 笹原出炭坑ヘ貸金ノ件(重)…………… 七三六

管理部会審議事項索引

- |       |       |   |     |
|-------|-------|---|-----|
| ④7    | 12・5  | 松尾長太郎解備ノ件(重)……………                           | 七三三 |
| ④6    | 11・28 | 台北支店へ綿布先買認可ノ件(重)……………                       | 七三四 |
| ④5    | 11・21 | 天津日本専管居留地私下ノ件(重)……………                       | 七三四 |
| ④4    | 11・7  | 蓮尾茂幹社金私消事件責任者懲罰ノ件(重)……………                   | 七三四 |
| ④2    | 10・28 | 天津支店新築ノ件(重)……………                            | 七三三 |
| ④1    | 10・24 | 市村并十三塚炭坑売却値段段変更ノ件(重)……………                   | 七三三 |
| ③8    | 9・26  | 営業規則中改正ノ件(重)……………                           | 七三三 |
| ③6    | 9・9   | 会社契約変更ノ件(重)……………                            | 七三三 |
| ③5    | 8・26  | 本店営業部へ枕木二〇万本先買認可ノ件(重)……………                  | 七三三 |
|       |       | 砂川木挽工場用原材料先買認可ノ件(重)……………                    | 七三三 |
|       |       | 支那羊毛一千担先買認可ノ件(重)……………                       | 七三三 |
|       |       | 金融ヲ与フル一手段トシテ日本精製糖株式会社<br>社へ地所倉庫買入ノ件(重)…………… | 七三三 |
| ③4    | 8・19  | 大阪支店長藤瀬政次郎譴責ノ件(重)……………                      | 七三三 |
| ③3    | 8・12  | 外困米七千屯迄買越認許ヲ得ル件(重)……………                     | 七三三 |
| ③2    | 8・5   | 鉄葉板外二品ノ買越ヲ大阪支店へ許ス件(重)……………                  | 七三三 |
|       |       | 上海所有地持替ノ件(重)……………                           | 七三三 |
| ②8    | 7・18  | 倫敦支店羽二重買越高増加ノ件(重)……………                      | 七三三 |
|       |       | 水谷耕平外二名へ解備慰勞金追給ノ件(重)……………                   | 七三三 |
|       |       | 犬塚信太郎増給ノ件(重)……………                           | 七三三 |
|       |       | 明治三五年下半年特別賞支給ノ件(重)……………                     | 七三三 |
|       |       | 本店各係服務規程中改正ノ件(重)……………                       | 七三三 |
|       |       | 福井菊三郎外一〇名増給ノ件(重)……………                       | 七三三 |
|       |       | 明治三六年                                       |     |
| ①     | 1・16  | 三井物産会社明治三五年下期決算ノ件(重)……………                   | 八一元 |
| ④     | 1・23  | 外困米買越高増加ノ件(重)……………                          | 八一元 |
| ②     | 1・27  | 横浜支店倉庫改築ノ件(重)……………                          | 八一元 |
| ④     | 2・6   | 平田初熊辞令案(重)……………                             | 八一元 |
|       |       | 材木購入試売ノ為メ北清地方へ送荷ノ件(重)……………                  | 八一元 |
| ③     | 2・13  | 後藤毛織物製造所整理并ニ資金供給ノ件……………                     | 八一元 |
| ⑤     | 3・6   | 北村七郎紐育出張ノ件(重)……………                          | 八一元 |
|       |       | 天津支店へ牛骨先買認可ノ件(重)……………                       | 八一元 |
| ⑥(臨時) | 3・12  | 北海道農場売却ノ件(重)……………                           | 八一元 |
| ⑦(臨時) | 3・17  | 日本橋区楓河岸家屋売却ノ件(重)……………                       | 八一元 |
|       |       | 天津支店倉庫新築其他認可ノ件(重)……………                      | 八一元 |
| ⑨     | 3・27  | 阿蘇山丸売却代船新造二関スル件(重)……………                     | 八一元 |
|       |       | 上海紡績会社株所有ノ件(重)……………                         | 八一元 |
| ⑩     | 3・31  | 山本条太郎海外在勤手当増額ノ件(重)……………                     | 八一元 |
|       |       | 南新吾外五名海外在勤手当増給ノ件(重)……………                    | 八一元 |
|       |       | 井上泰三ニ臨時賞支給ノ件(重)……………                        | 八一元 |

- ⑪ 4・14 岸嶽炭坑へ貸金、同炭一手販売引受ノ件(重)…………… 八三三〇
- ⑬ 4・21 直江津分銅事件ニ付監督者懲罰ノ件(重)…………… 八三三〇
- ⑭ 4・28 口ノ津支店用小蒸汽船一艘新造ノ件(重)…………… 八三三〇
- 飯田義一ヲ飯鶴鉄道株式会社監査役ニ就任セ  
シムル件(重)…………… 八三三〇
- 支店長并出張所長更任ノ件(重)…………… 八三七〇
- 船舶部設置ノ件(重)…………… 八三七〇
- ⑯ 5・19 本店各係服務規程中改正ノ件(重)…………… 八三三〇
- 機械并鉄道用品共通計算取扱規則制定ノ件  
(重)…………… 八三三〇
- ⑰ 5・23 上海支店へ英炭先買認可ノ件(重)…………… 八三三〇
- ⑱ 5・26 特別休暇規則改正ノ件(重)…………… 八三二二
- ⑳ 6・17 茶木綿一〇万反迄ヲ限り一時先買認可ノ件  
(重)…………… 八三二二
- 資本金増額御願ノ件…………… 八三三三
- ㉑ 6・30 飯田義一外三名辞令案(重)…………… 八三三六
- 門司支店長長谷川桂五郎譴責ノ件(重)…………… 八三三七
- ㉓ 7・3 明治三六年上半年特別手当金支給ノ件(重)…………… 八三三七
- ㉔ 7・14 阪本町并三代町所在ノ不動産売却ノ件(重)…………… 八三三七
- ㉕ 7・21 明治三六年上半年損益決算ノ件(重)…………… 八三三八
- 神戶支店へ台湾米買越認可ノ件(重)…………… 八三三九
- 神戶支店へ米國産小麦買越認可ノ件(重)…………… 八三三九
- 若松町債応募ノ件(重)…………… 八三三九
- ⑳ 11・6 寺島昇罷役ノ件(重)…………… 八三四〇
- ㉑ 10・30 藤瀬政次郎譴責案(重)…………… 八三四〇
- 藤瀬政次郎、吉富磯一罰俸案(重)…………… 八三四〇
- 三菱会社社長、三井物産会社社長間ノ約定証案…………… 八三四〇
- 寺島昇罷役ノ件(重)…………… 八三四〇
- ㉒ 10・27 材木先買ノ件(重)…………… 八三三七
- 枕木并木材原料タル立木買入ノ件(重)…………… 八三三九
- ㉓ 10・22 名古屋支店長更任ノ件(重)…………… 八三三七
- 材木運搬用輕便レール購入ノ件(重)…………… 八三三六
- ㉔ 10・13 砂川木挽工場設備補設方ノ件(重)…………… 八三三六
- 小田良治懲罰ノ件(重)…………… 八三三五
- 山口俊太郎、益田英作両氏暹羅出張ノ件(重)…………… 八三三三
- 益田英作氏へ用務囑託ノ件(重)…………… 八三三三
- ⑳ 9・30 益田英作氏へ用務囑託ノ件(重)…………… 八三三三
- 山口俊太郎、益田英作両氏暹羅出張ノ件(重)…………… 八三三三
- 函館仲浜町所在ノ煉瓦倉庫売却ノ件(重)…………… 八三三三
- 香港支店隣寸先買高増加ノ件(重)…………… 八三三三
- ⑳ 9・19 寺島昇四日市商業會議所特別議員就任認可ノ  
件…………… 八三三三
- ⑳ 9・18 汽船購入ノ件(重)…………… 八三三一
- ㉑ 9・15 輸出米三千屯ヲ限り先売ノ件(重)…………… 八三三〇
- ⑳ 8・11 堀内明三郎日本フランチネル会社取締役兼任ノ  
件…………… 八三三〇
- ⑳ 8・4 新嘉坡支店へ石炭二千屯先買認可ノ件(重)…………… 八三三一
- ⑳ 7・28 綿花販売主店へ綿花先買認可ノ件(重)…………… 八三三一
- 大野市太郎外一名辞令案(重)…………… 八三三一

## 管理部会審議事項索引

- 〃 輸出米先売高増加ノ件(重)……………九三四〇
- ⑤1 11・13 王子製紙株式会社ト三井物産会社トノ契約証案……………九三四三
- ④ 11・24 小田柿捨次郎へ臨時賞与支給ノ件(重)……………九三四四
- ④ 12・1 京城、馬尼刺、漢堡、桑港ノ四出張員ヲ出張所トシ登記ノ件(重)……………九三四四
- 〃 漢堡出張員ヲ独逸裁判所ニ登録スル件(重)……………九三四四
- 〃 大阪支店綿花先買高臨時拡張ノ件(重)……………九三四四
- ④ 12・15 台北支店附属基隆倉庫建設認可ノ件(重)……………九三四四
- ④ 12・22 倫敦及ランカッシャイア火災保險会社代理店引受ノ件(重)……………九三四五
- ⑤2 12・26 明治三六年下半年特別手当支給ノ件(重)……………九三四五
- 〃 使用人増給ノ件(重)……………九三四五
- 〃 小樽所在ノ地所建物売却ノ件(重)……………九三四五
- 〃 継続商業損失準備金ノ一部ヲ滞貸準備金ニ振替ノ件(重)……………九三四五
- ④ 12・29 台湾米先売先買認可ノ件(重)……………九三四六
- 〃 南条金雄増給ノ件(重)……………九三四六
- 〃 杵島塊炭一時買持ノ件(重)……………九三四六
- 明治三七年
- ④ 1・12 香港支店用曳船一艘新造ノ件(重)……………九三六
- 〃 孟買支店へ棉花運賃并為替先約定認可ノ件……………九三六
- (重)……………九三六
- 〃 アーサー・ドラブル増給ノ件(重)……………九三六
- 〃 門司支店用小蒸汽船一艘購入ノ件(重)……………九三六
- ② 1・15 罷役竹田貞松解備ノ件(重)……………九三六三
- ④ 1・26 明治三六年下半年決算ノ件(重)……………九三六三
- ④ 2・2 京城日本人倶楽部へ寄附金ノ件(重)……………九三六三
- ④ 2・9 川村貞次郎譴責ノ件(重)……………九三六六
- 〃 〇ノ津支店長代理更任ノ件(重)……………九三六六
- ④ 2・16 犬塚信太郎辞令案(重)……………九三六六
- 〃 長谷川銈五郎解備辞令案(重)(慰勞金額ハ未決)……………九三六六
- 〃 長谷川銈五郎用務囑託ノ件(重)……………九三六六
- 〃 調査課長更任ノ件(重)……………九三六六
- 〃 支店長更任ノ件(重)……………九三六六
- 〃 浅井精一郎辞令案(重)……………九三六七
- ⑧(臨時) 2・17 長谷川銈五郎慰勞金給与ノ件(重)……………九三六七
- ⑨ 2・19 増毛漁場借受継続ノ件(重)……………九三六七
- ④ 2・23 船舶部移転ノ件(重)……………九三六七
- ④ 3・1 汽船購入ノ件(重)……………九三六八
- ④ 3・15 岡田石炭先買認可ノ件(重)……………九三六九
- ④ 3・22 購入船命名ノ件(重)……………九三六九
- ⑫ 3・25 月極雇船戦時危険担保ノ事(重)……………九三六九
- 〃 本邦給百円以上ノ海外在勤者ノ在勤手当又ハ

- 在動俸増額ノ件(重)(可決後同族会ニテ修正)……………九二六九
- ⑬ 4・8 汽船購入ノ件(重)……………九二七一
- ⑭ 4・26 倫敦支店先買品種変更ノ件(重)……………九二七四
- ⑮ 5・3 支那羊毛臨時先買高増加ノ件(重)……………九二七四
- ⑯ 5・13 新嘉坡支店長交任ノ件(重)……………九二七四
- ⑰ 5・20 社船命名ノ件(重)……………九二七六
- ⑱ 5・31 新設倫敦日本人俱樂部(寄附金ノ件(重)……………九二八〇
- ⑳ 6・22 漢口へ繰綿荷造工場設置ノ件(重)……………九二八二
- (臨時)
- ㉑ 6・30 臨時賞支出ノ件(重)……………九二八五
- ㉒ 7・1 大麥先買先売ノ件(重)……………九二八六
- ㉓ 7・8 明治三十七年上期特別手当金給与ノ件(重)……………九二八六
- ㉔ 7・9 社船命名ノ件(重)……………九二八六
- ㉕ 7・15 札幌出張員并砂川木挽工場ノ決算ヲ一月末一回トスルノ件(重)……………九二八七
- ⑳ 7・19 摩耶山丸売却ノ件(重)……………九二八九
- ㉖ 7・26 福井菊三郎日本フランネル製造株式会社監査役就任認可ノ件……………九二九六
- ㉗ 8・5 明治三十七年上半季決算ノ件(重)……………九三〇〇
- ㉘ 8・23 大阪綿花販売主店へ印度綿六千俵先買認可ノ件(重)……………九三〇一
- ㉙ “ 大阪毛布工場建物借入毛布製織ノ件……………九三〇二
- ㉚ 8・30 門司支店雜貨倉庫新築ノ件(未決)……………九三〇三
- ㉛ 9・2 長崎支店長更任ノ件(重)……………九三〇五
- ⑳ 9・6 横浜支店へ石炭一千屯先買認可ノ件(重)……………九三〇五
- “ 横浜支店用貯炭納屋新築ノ件(重)……………九三〇五
- “ ドラブル商会設置船荷証券ノ荷受人名義ヲドラブル商会トスルノ件(重)……………九三〇六
- ㉑ 9・9 段平船五〇艘新造ノ件(重)……………九三〇七
- ㉒ 9・22 長崎支店用小蒸汽船一艘購入ノ件(重)……………九三〇七
- ㉓ 9・30 神戸支店并船船部共用石油発動機附サンプン一艘購入認可ノ件(重)……………九三〇七
- ㉔ “ 綿布商売出張資金支出方ノ件……………九三〇七
- “ 長崎支店用小蒸汽船命名ノ件(重)……………九三〇八
- ㉕ “ 台湾赤砂糖ニ対スル前貸金ノ件(重)……………九三〇八
- ㉖ 10・14 輸出入五千屯売越買越ノ件(重)……………九三〇九
- “ 若松・門司間運炭解船新造認可ノ件(重)……………九三〇九
- “ 井上泰三米国出張ノ件(重)……………九三〇九
- ㉗ 10・25 台湾婦人慈善会へ寄附金ノ件(重)……………九三〇九
- ㉘ 10・31 理事飯田義一阪鶴鐵道株式会社取締役ニ就任認可ノ件(修正可決)……………九三〇一〇
- ㉙ 11・4 伊沢良立解備ノ件(重)(未決)……………九三〇二
- “ 名古屋支店用事務所購入ノ件(重)……………九三〇二
- “ 厦門出張員廃止ノ件(重)……………九三〇二
- “ 漢口銅幣局預金ヲ漢陽製鉄所へ貸渡ノ件(重)……………九三〇二
- “ 石炭取扱規則改正ノ件(重)(修正可決)……………九三〇二
- ㉚ 11・9 藤木重治解備ノ件(重)(修正可決)……………九三〇三

明治三十五年

三井鉱山会社提出議案

- 伊沢良立解備ノ件(重)(動統慰勞金ハ追テ協議)..... 九四〇
- 台北支店長藤原銀次郎譴責ノ件(重)..... 九四〇
- 元台北支店次席箕輪馬次郎譴責ノ件(重)..... 九四〇
- 台北支店受渡掛尾木潔男譴責ノ件(重)..... 九四〇
- (銀行、呉服店ト共同提出)大阪市報効会ヘ寄附金ノ件(重)..... 九四〇
- ③⑥ 11・22 竹田貞松ニ參事々務囑託ノ件(重)..... 九四〇
- ③⑥ 11・25 台北支店ヘ砂糖五千俵売越買越認可ノ件(重)..... 九四〇
- ③⑥ 11・29 神戸支店所屬不用不動産売却ノ件(重)..... 九四〇
- ③⑧ 12・9 伊沢良立動統慰勞金支給ノ件(重)..... 九四〇
- ③⑨ 12・23 香港支店貯炭場用地所購入ノ件..... 九四一
- ④⑩ 12・27 百円以上使用人増給ノ件(重)..... 九四四
- 百円以上ノ使用人抜擢増給ノ件(重)..... 九四四
- 札幌出張員ヲ出張所ト為シ砂川木挽工場ハ該出張所ノ附屬ト為ス件(重)..... 九四四
- 付札幌出張所長任命ノ件(重)..... 九四四
- ③⑩ 12・31 小泉吉彦増給ノ件(重)..... 九四五

- ⑧ 5・6 口ノ津浸水地ニ関シ契約締結ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 5・27 阿部唯吉死去ニ付特別恩給金給与ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 潮田伝五郎死亡ニ付特別恩給金給与ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 田川炭礦隣坑区伊田坑買入ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 6・3 參事任命ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 田川炭礦職務章程中追加ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 田川及山野炭礦起業費償却季數決定ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 6・13 役員通常賞与給与ノ件(重)..... 七三四
- ④⑧ 6・17 三池ビーハイブ式焦煤窯設置起業費支出ノ件(重)..... 七三五
- ④⑧ 7・8 明治三五年上半季損益決算ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 明治三五年上期起業費決算ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 同上半季特別賞与金給与ノ件(重)..... 七三三、一〇七三
- ④⑧ 7・15 神岡鉱山普通財産処分ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 神岡鉱山起業費償却未済額補償ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 役員河村民介死去ニ付特別恩給金給与ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 芝浦製作所スチーム・ハンマー新設起業費支出ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 9・26 本店職務章程改定ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 10・31 三池炭礦職務章程改正ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 職務章程改正ニ付重ナル職員任命ノ件(重)..... 七三三
- ④⑧ 三池炭礦火災ニ付臨時手当金給与ノ件(重)..... 七三三

- " 硫黄鉾区廃業ノ件…………… 七三三  
 ④ 11・7 島田純一罷職ノ件(重)…………… 七三四  
 " 契約改定ノ件(重)…………… 七三四  
 ④ 11・21 積立金規程其他改正ノ件(重)…………… 七三四  
 ④ 12・5 三池鉾山弘受者名義変更ノ儀大藏大臣へ申請  
 二関スル件(重)…………… 七三五  
 (臨時) ⑥ 12・24 明治三五年下半年特別賞支給ノ件(重)…………… 七三六  
 (臨時) ⑤ 12・30 故渡辺参造遺族へ特別手当金給与ノ件(重)…………… 七三七
- 明治三六年**  
 ① 1・16 三池築港費支弁ニ関スル件…………… 八二五  
 " 鉾山会社明治三五年下期決算ノ件(重)…………… 八二五  
 " 明治三五年下期起業費決算ノ件(重)…………… 八二五  
 " 三池炭礦炭車新調起業費支出ノ件(重)…………… 八二五  
 " 田川炭礦地所購入起業費支出ノ件(重)…………… 八二五  
 " 田川炭礦排水設備起業費支出ノ件(重)…………… 八二五  
 " 芝浦製作所ニ関スル議…………… 八二五  
 ④ 2・6 山野炭礦職務章程改正ノ件(重)…………… 八二五  
 ④ 2・27 田川炭礦起業費支出ノ件(重)…………… 八二五  
 (臨時) ⑥ 3・12 岡本主事勤務換申渡ノ件(重)…………… 八二五  
 ④ 6・3 本店職務章程中改正ノ件(重)…………… 八二五  
 (臨時) ② 6・17 万田坑排水設備費申請ノ件(重)…………… 八二五  
 ② 6・30 稻石鉾区買収ノ件(重)…………… 八二五
- " 大牟田町會議員当選認可ノ件…………… 八三七  
 ② 7・3 三角港地所九州鐵道会社へ売却ノ件(重)…………… 八三七  
 " 明治三六年上半年特別手当金支給ノ件(重)…………… 八三七  
 ② 7・21 明治三六年上半年損益決算ノ件(重)…………… 八三八  
 " 明治三六年上半年起業費決算ノ件(重)…………… 八三八  
 " 社宅并倉庫用地買収ノ件(重)…………… 八三九  
 " 万田坑坑夫納屋敷地買収ノ件(重)…………… 八三九  
 " 役員懲戒処分ノ件(重)…………… 八三九  
 " 齋間貞之丞死去ニ付特別恩給給与ノ件(重)…………… 八三九  
 (修正可決)…………… 八三九
- ⑤ 8・11 本店特別旅費規則改正ノ件(重)…………… 八三九  
 ⑤ 9・1 青森鐵山ノ件(重)…………… 八三九  
 " 岸敬二郎高崎電氣株式會社顧問技師承認ノ件…………… 八三九  
 ③ 9・15 三池炭礦水攪機拡張費ノ件(重)…………… 八三九  
 ④ 10・13 山野炭礦隣接ノ小礦区買収ノ件(重)…………… 八三九  
 ④ 10・20 三池炭礦第一〇号機關車購入費支出ノ件(重)…………… 八三九  
 " 三池三川村尋常小学校増築費寄附ノ件(重)…………… 八三九  
 " 岸敬二郎川越電氣鐵道株式會社顧問技師承認ノ件…………… 八三九  
 ④ 11・24 新造浚渫船命名ノ件(重)…………… 八三九  
 ② 12・26 明治三六年下半年特別手当支給ノ件(重)…………… 八三九  
 " 役員昇給ノ件(重)…………… 八三九  
 " 役員懲戒処分ノ件(重)…………… 八三九

管理部会審議事項索引

- 明治三十七年
- ① 1・12 神岡鉱山製煉拡張起業費支出ノ件(重)…………… 九六六
  - ③ 1・22 特別休暇規則中改定ノ件(重)…………… 九六三
  - ⑦ “ 明治三六年下半年営業損益決算ノ件(重)…………… 九六三
  - ⑧ “ 明治三六年下半年起業費決算ノ件(重)…………… 九六三
  - ⑨ “ 戦時召集セラレタル職工、鉱夫ニ関スル取扱ノ件(重)…………… 九六六
  - ⑩ 2・9 嘱託医解職ノ件(重)…………… 九六六
  - ⑪ 3・11 植木平之丞ヲ嘱託員ニ採用ノ件(重)…………… 九六八
  - ⑫ 4・5 三池炭礦起業費申請ノ件(重)…………… 九七一
  - ⑬ 4・6 三池炭礦臨時築渠工場職制ニ関スル件(重)…………… 九七一
  - ⑭ “ (修正可決)…………… 九七一
  - ⑮ 4・8 三池炭礦ビーハイブ焦煤炉増設ノ件(重)…………… 九七一
  - ⑯ 5・13 本店主事補助申渡ノ件(重)…………… 九七五
  - ⑰ “ 三池炭礦発電原動力拡張ノ件(重)…………… 九七五
  - ⑱ 5・31 芝浦製作所拡張ノ件…………… 九七八
  - ⑲ 6・17 堤飲久外一名特許石炭鉱区并ニ藤井淳一試掘石炭鉱区買取ノ件(重)…………… 九八一
  - ⑳ 6・22 高城規一郎外二名海外派遣ノ件(重)…………… 九八三
  - ㉑ 6・24 使用人町村会議員当選承諾ニ関スル件…………… 九八四
  - ㉒ 7・8 明治三十七年上期特別手当金給与ノ件(重)…………… 九八六
  - ㉓ 8・5 明治三十七年上半季決算ノ件(重)…………… 九八〇
  - ⑳ “ 明治三十七年上半季起業費決算ノ件(重)…………… 九三〇
  - ㉑ “ 田川炭礦開鑿ノ件(重)…………… 九三〇
  - ㉒ “ 元芝浦製作所使用人解雇ニ付恩給金給与ノ件(重)(修正可決)…………… 九三九
  - ㉓ 9・6 田川炭礦々区分割ノ件(重)…………… 九三六
  - ㉔ “ 田川炭礦現金支払方ヲ中津共立銀行へ委託ノ件(重)…………… 九三六
  - ㉕ 9・30 三池倶楽部用寄附金ノ件(重)…………… 九三七
  - ㉖ “ 曳船ファワン号購入ノ件(重)…………… 九三七
  - ㉗ (臨時) 10・26 金銀鉱区買入ノ件…………… 九四〇
  - ㉘ 11・4 口ノ津港浚渫ノ件(重)…………… 九四〇
  - ㉙ 11・22 山野炭礦ヲ田川炭礦ノ所管ト爲ス件(重)…………… 九四二
  - ㉚ 12・23 三池郡駛馬村衛生費寄附金ノ件(重)…………… 九四二
  - ㉛ “ 臨時築渠工事設計中変更ノ件…………… 九四三
  - ㉜ 12・30 宮本平九郎外三名昇給ノ件(重)…………… 九四四
  - ㉝ “ 七海兵吉昇給ノ件(重)…………… 九四四
  - ㉞ “ 三井呉服店提出議案…………… 九四四
  - ㉟ 明治三十五年 ① 4・17 呉服店朝吹英二王子製紙株式会社専務取締役就任ノ件…………… 七三五

- ⑬ 5・20 新町及前橋両紡績所全国絹糸紡績業者大合同  
ニ加入ノ相談ニ就テ何ノ件(重)…………… 七三〇
- ⑭ 5・30 新町紡績所金四五万円ノ価格ヲ以テ絹糸紡績  
業者大合同ニ加入ニ付何ノ件(重)(未決)…………… 七三三
- ⑮ 6・3 新町紡績所金四五万円ノ価格ヲ以テ絹糸紡績  
業者大合同ニ加入ニ付何ノ件…………… 七三三
- ⑯ 6・10 明治三五年上期使用人賞与金支出ノ件(重)…………… 七三三
- ⑰ 6・13 前橋紡績所売渡ノ件(重)…………… 七三三
- ⑱ 7・8 明治三五年上半季損益決算ノ件(重)…………… 七三九
- 〃 明治三五年上半季特別賞与金給与ノ件(重)…………… 七三九
- ⑳ 7・28 和田辰三郎解雇ノ件(重)…………… 七四一
- 〃 小田久太郎解雇ノ件(重)…………… 七四一
- ㉑ 9・18 津田興二外三名解雇及転勤ノ件(重)…………… 七四六
- 〃 勤続慰勞金給与ノ件(重)…………… 七四六
- 〃 工業部決算ノ件…………… 七四六
- 〃 呉服店将来ノ見込案…………… 七四八
- ㉒ 9・26 長田竹次解雇及慰勞金給与ノ件(重)…………… 七四九
- ㉓ 11・21 呉服店積立金補填方ノ件…………… 七五〇
- ㉔ 12・24 明治三五年下半季特別賞支給ノ件(重)…………… 七五六

明治三六年

- ① 1・16 呉服店明治三五年下期決算ノ件(重)…………… 八二四

- ② 1・27 高橋義雄個人トシテ聯帯責任借金ノ件(否決)…………… 八二六
  - ③ 6・26 積立金補填金ヲ同族会預金トナスノ件(重)…………… 八三五
  - ④ 7・3 明治三六年上半季特別手当金支給ノ件(重)…………… 八三七
  - ⑤ 7・14 明治三六年上半季決算ノ件(重)…………… 八三七
  - ⑥ 7・28 本店々頭模様替工事費支出ノ件(重)…………… 八三二
  - 〃 共用費納付割合半減ノ件(重)…………… 八三二
  - ⑦ 8・18 使用人身元保証金規則中修正ノ件(重)…………… 八三五
  - ⑧ 9・1 呉服店契約中修正ノ件(重)…………… 八三五
  - ⑨ 12・26 使用人昇給ノ件(重)…………… 八四五
  - 〃 明治三六年下半季特別手当支給ノ件(重)…………… 八四五
- 明治三七年
- ⑩ 1・22 特別營業準備金下戻ニ關スル件(否決、後同  
族会ニ於テ修正可決)…………… 九三二
  - ⑪ 1・26 明治三六年下半季決算ノ件(重)…………… 九三二
  - ⑫ 2・9 日給使用人二月給者同様特別休暇日数ヲ与フ  
ル件(重)…………… 九三六
  - ⑬ 5・6 本店建増及模様替工事費支出ノ件(重)…………… 九三七
  - ⑭ 5・20 店員林幸平へ渡米補助費支給ノ件(重)…………… 九三七
  - ⑮ 5・31 西陣補救会へ寄附金ノ件(重)…………… 九三八
  - ⑯ 7・8 明治三七年上期特別手当金給与ノ件(重)…………… 九三六
  - ⑰ 8・5 明治三七年上半季決算ノ件(重)…………… 九三〇

管理部会審議事項索引

- |            |       |   |     |
|------------|-------|---|-----|
| ③⑩         | 9・6   | 呉服店大阪支店譲渡条件(未決)……………                                      | 七三六 |
| ③⑪         | 9・30  | 大阪支店譲渡契約書案……………   | 七三六 |
| ③⑫         | 11・9  | (三井銀行、三井物産会社ト共同提出)大阪市<br>報効会(寄附金ノ件)(重)……………               | 七四〇 |
| ③⑬         | 12・9  | 日比翁助外六名懲罰ノ件<br>附不正事件後商品取締方法(重)……………                       | 七四〇 |
| ④⑩         | 12・27 | 不動産外三廉償却ニ関スル件……………  | 七四〇 |
|            |       | 明治三七年下期決算ノ件(重)(未決)……………                                   | 七四二 |
| 営業店重役会提出議案 |       |   |     |
| 明治三五年      |       |   |     |
| ⑦          | 5・2   | 三井営業店使用人身元保証金規則改定ノ件<br>(重)(追テ協議)……………                     | 七三六 |
| ⑧①         | 5・13  | 藤山雷太へ恩給金追給ノ件(重)……………                                      | 七三〇 |
| ⑧②         | 5・20  | 三井営業店使用人身元保証金規則改定ノ件<br>(重)……………                           | 七三〇 |
| ⑧③         | 7・15  | 前橋紡績所ニ関スル件……………   | 七三三 |
| ⑧④         | 7・22  | 明治三五年上半季営業店配当金不足額ヲ重役<br>会経費ヨリ補充ノ件(重)……………                 | 七三〇 |
|            |       | 明治三五年上半季重役会経費残額ヲ同族会事……………                                 | 七三〇 |
| ⑧⑤         | 10・3  | 駿河町新築家屋へ移転後共同ノ庶務掛ヲ同族<br>会事務局ニ設置シ、其経費モ共同負担トスル<br>件(重)…………… | 七三〇 |
| ④①         | 10・24 | 三井営業店使用人身元保証金規則修正ノ件<br>(重)……………                           | 七三二 |
| ④⑥         | 11・28 | 図書室設置ノ件(重)……………   | 七三五 |
| ④⑥         | 12・24 | 各営業店契約改定ノ件(重)……………  | 七三五 |
| ④⑥         | 12・30 | 明治三五年下半季営業店配当金ニ関スル件<br>(重)……………                           | 七三七 |
| 明治三六年      |       |   |     |
| ⑦          | 3・17  | 家憲発布ノ際教育基本金寄附金等残額支出ノ<br>件(重)……………                         | 七三三 |
| ⑧          | 3・20  | 東京市施療病院基本金寄附金支出ノ件(重)……………                                 | 七三三 |
| ⑧          | 4・28  | 万国旅費規則修正ノ件(重)……………  | 七三七 |
| ⑧          | 5・19  | 三井営業店使用人身元保証金規則改定ノ件<br>(重)……………                           | 七三〇 |
|            |       | 賞与内規ヲ三井営業店使用人臨時手当金給与<br>内規ト改定ノ件(重)……………                   | 七三〇 |
| ⑧          | 10・3  | 務局へ納入ノ件(重)……………   | 七三〇 |

(注) 右二件は本文中では「本会提出」とある

- 23 6・26 清華、東亞商業両学校へ寄附金ノ件(重)……………八三三
- 27 7・14 明治三六年上半年各営業店配当金ニ関スル件  
(重)……………八三六

管理部提出議案

- 29 7・21 平岡浩太郎ニ関スル件(重)……………八三九
- 32 8・4 三井営業店使用人給料規則修正ノ件(重)……………八三三
- 36 8・18 喜賀会へ寄附ノ件(重)……………八三五

明治三五年

- 38 9・11 各営業店契約修正ノ件……………八三七
- 52 12・26 特別休暇規則修正ノ件(重)……………八四四

(注、右の件、本文では「九月十日」と誤記されている)

- 恩給基金徴収割合ニ関スル件(重)……………八四四

明治三七年

- 6 2・8 戦時特別貯金規程制程ノ件(重)……………八六五

三井部内使用人中戦時若クハ事変ニ際シ召集セラレタル者ニ対スル取扱方ノ件(重)……………八六五

- 23 2・23 三井営業店使用人身元保証金規則修正ノ件  
(重)……………八六七

- 20 6・22 恩給基金徴収割合ニ関スル件(重)……………八六三
- 23 7・8 明治三七年上半年各営業店配当金ニ関スル件  
(重)……………八六六

- 39 12・23 恩給基金徴収割合ニ関スル件(重)……………八四一

- 4 4・24 各営業店支店及ビ出張所ニ管理部規則送付ノ件……………七三六

- 管理部会議日ノ件……………七三六
- 各営業店視察ノ件……………七三八

- 7 5・2 同族視察ニ関スル注意書(次回ニ協議)……………七三八
- 10 5・9 営業店視察ニ関スル会長ノ注意書……………七三九

- 15 5・30 三井銀行特別營業準備金徴収免除ノ件(未決)……………七三一
- 三池築港資金支出方ニ関スル件(未決)……………七三一

- 17 6・6 三井銀行特別營業準備金徴収免除ノ件……………七三三
- 三池築港資金支出方ニ関スル件……………七三三
- 白井喜代松書記專任ノ件……………七三三

- 三井銀行所有地所同族会事務局へ買上ケノ件……………七三三
- 三井営業店使用人身元保証金規則修正ノ件……………七三三

- 18 6・10 三井銀行所有地所同族会事務局へ買上ケノ件……………七三三
- 19 6・13 共用費徴収率決定ノ件……………七三三
- 21 6・20 三井銀行營業方針ノ件……………七三三

- 32 8・5 營業店視察担任変更ノ件……………七三三
- 10 10・10 駿河町新築家屋へ移転ニ関スル件……………七三三

- 鐘淵紡績会社ニ中津紡績会社合併ニ関スル件……………七三三

管理部会審議事項索引

- |    |       |                             |      |
|----|-------|-----------------------------|------|
| ④8 | 10・23 | 元後藤毛織物製造所ヲ株式会社トナスニ付出        | 八三三七 |
| ④9 | 10・21 | 後藤毛織物製造所引受ニ関シ交渉後処分ノ件        | 八三三七 |
| ③3 | 8・4   | 罷役内規制定ノ件(修正可決)              | 八三三三 |
| ③2 | 7・31  | 罷役内規制定ノ件(協定)                | 八三三三 |
|    | "     | 三井銀行所有株券整理ノ件                | 八三三九 |
| ③0 | 7・24  | 同族会事務局規則ニ改正ヲ加ヘ資産部ヲ設クルノ件     | 八三三九 |
|    | "     | 共用費徴収決定ノ件                   | 八三三六 |
|    | "     | 共用費規程修正ノ件                   | 八三三六 |
|    | "     | 臨時準備金徴収規程制定ノ件               | 八三三六 |
| ②3 | 6・26  | 紙会社無利息貸付金ノ利子補給ニ関スル件         | 八三三五 |
| ①9 | 6・5   | 王子製紙会社新株応募名義ニ関スル件           | 八三三一 |
| ①5 | 5・8   | 高辻奈良造採用ノ件                   | 八三〇七 |
| ①2 | 4・17  | 九州、山陽兩鉄道株式会社合併ニ関スル件         | 八三〇六 |
| ①0 | 4・4   | 朝吹理事出張ノ件                    | 八三〇五 |
| ①0 | 3・31  | 海軍部内俱樂部設置費寄附ノ件              | 八三〇五 |
| ①0 | 3・6   | 奥羽及富山凶作地方へ義捐ノ件              | 八三〇一 |
| ①0 | 3・6   | 明治三六年                       |      |
| ①1 | 11・21 | 書籍室設備ノ件                     | 八二五五 |
| ④4 | 12・5  | 管理部規則修正ノ件                   | 八二五五 |
| ⑤0 | 12・24 | 共用費徴収率ニ関スル件                 | 八二五六 |
| ⑤2 | 12・26 | 資其他準備ニ関スル件                  | 八二三八 |
| ⑤  | 2・5   | 仏国巴里大学へ寄附ノ件                 | 九三三四 |
|    | "     | 春日、日進兩艦回航員歓迎会へ寄附金ノ件         | 九三三四 |
| ⑩  | 2・24  | 戦時特別貯金使用規程制定ノ件              | 九三六七 |
| ⑩  | 3・11  | 戦時特別貯金使用規程附則削除ノ件            | 九三六九 |
| ⑩  | 3・30  | ペルリ条約五〇年記念資金寄附ノ件            | 九三七〇 |
| ⑩  | 4・22  | 品川毛織株式会社株金払込ノ件              | 九三七二 |
| ⑩  | 5・31  | 芝浦製作所ヲ鉾山会社ヨリ分離シテ独立ノ株式会社トスル件 | 九三七六 |
| ⑩  | 6・22  | 共用費徴収率決定ノ件                  | 九三六三 |
| ⑩  | 6・24  | 株式会社芝浦製作所組織ニ関スル件            | 九三六四 |
| ⑩  | 8・5   | 重役会ニ於テ議スベキ事項ニ関スル規則中修正ノ件     | 九三九〇 |
| ⑩  | "     | 管理部会開日変更ノ件                  | 九三九〇 |
| ⑩  | 8・23  | 検査規則中追加ニ関スル件                | 九三九二 |
| ⑩  | "     | 特別休暇規則修正ノ件                  | 九三九二 |
| ⑩  | 8・30  | 使用者辞令ニ関スル件                  | 九三九八 |
| ⑩  | 11・9  | 三井呉服店大阪支店閉鎖ノ件               | 九四〇五 |
| ⑩  | 11・25 | 三井呉服店ヲ独立セシメ株式会社トスルノ件        | 九四〇六 |
| ⑩  | 12・9  | 戦時特別貯金使用規程廃止ノ件              | 九四〇九 |



## 管理部会審議事項索引

- 益田、朝吹両理事発議、湖南汽船株式会社株  
三井銀行引受ニ関スル件(修正可決)…………… 一〇三六
- 益田専務理事発議、三井銀行所有地所家屋ヲ  
同族会へ買入条件ニ関スル件…………… 一〇三六
- ②⑤ 7・8 益田専務理事陳述、営業店特別賞与ニ関スル  
件…………… 一〇三六
- 益田専務理事発議、三井呉服店ニ関スル件…………… 一〇三六
- ②⑧ 7・18 団鉱山会社専務理事発議、三池炭坑四山附近  
海中坑区ニ関スル件…………… 一〇三六
- ③⑩ 7・28 益田専務理事陳述概要、支店長更迭ニ関スル  
件…………… 一〇三七
- ③① 8・1 益田専務理事発議、朝鮮国王へ貸金ノ件…………… 一〇三六
- 朝吹理事発議、王子製紙株式会社監査役タリ  
シ斎藤専蔵へ慰勞金贈与ノ件…………… 一〇三六
- 益田専務理事陳述、呉服店所轄製糸所ニ関ス  
ル件(未決)…………… 一〇三七
- ③② 8・5 団鉱山会社専務理事発議、三池炭礦医師囑託  
ノ件…………… 一〇三六
- 益田専務理事陳述、東京モスリン紡織株式会  
社拡張ニ関スル件…………… 一〇三六
- 益田専務理事陳述、営業店視察ニ関スル件…………… 一〇三六
- ③③ 8・12 高橋呉服店理事報告、呉服店所轄ノ製糸場譲  
渡ニ関シ原富太郎氏ト引合ノ件…………… 一〇三六
- ③⑤ 8・26 高橋呉服店理事報告、三井呉服店所轄製糸所  
ニ関シ原富太郎氏へ再承認照会ノ件…………… 一〇三六
- 早川銀行専務理事陳述、鐘淵紡績会社々債募  
集ニ対シ伯爵井上顧問ノ意見ニ関スル件…………… 一〇三六
- 益田専務理事陳述、平岡浩太郎氏ニ関スル件…………… 一〇三六
- 9・2 高橋呉服店理事報告、三井呉服店所管四製糸  
所譲渡ニ関シ原氏ト最後交渉ノ件…………… 一〇三六
- ③⑥ 9・9 益田専務理事発議、市村炭礦処分ニ関スル件…………… 一〇三六
- 成瀬書記長ヨリ議事ノ概要報告、駿河町新築  
移転日概定等ノ件…………… 一〇三六
- 益田専務理事發議、駿河町新築移転ニ際シ東  
京市へ寄附ノ件…………… 一〇三六
- ③⑦ 9・18 団鉱山会社専務理事發議、北海道鉄山鉱区權  
取得ニ関スル件…………… 一〇三六
- 益田専務理事發議、三池附近海面坑区ニ関ス  
ル件…………… 一〇三六
- 益田専務理事發議、芝浦製作所処置ニ関スル  
件…………… 一〇三六
- ③⑧ 9・26 益田専務理事發議、湖南汽船会社相談役諾否  
ニ関スル件…………… 一〇三六
- 益田専務理事發議、芝浦製作所処分ニ関シ下  
相談ノ件…………… 一〇三六
- ③⑨ 10・3 団鉱山会社専務理事發議、東京高等工業学校

- 貸費生基金ノ内へ寄附ノ件…………… 七三〇
- ④ 10・24 益田、朝吹両理事発議、豊国炭坑処分ノ件…………… 七三一
- ④③ 10・31 同族会諮問、共用費規程改定ノ件…………… 七三三
- ” 益田専務理事発議、茂住鉱山処分ニ関スル件…………… 七三三
- ” 団鉱山会社専務理事陳述、劍山鉱山事業縮少ノ件…………… 七三六
- ④④ 11・7 益田、朝吹両理事提出、豊国炭坑貸金ノ件…………… 七三四
- (重)
- 明治三六年
- ③ 2・13 益田理事発議、商況社業務担当社員ニ関スル件…………… 八二八
- ” 朝吹理事発議、身元保証金利子ニ関スル件…………… 八二八
- ⑩ 3・31 朝吹理事発議、第五回内国勸業博覧会観覧者ニ臨時賜暇ノ件(重)…………… 八二五
- ⑮ 5・8 朝吹理事発議、後藤毛織物製造所始末ニ関スル件…………… 八二七
- ⑰ 5・23 益田専務理事発議、上海紡績会社貸金ニ関スル件(可決後同族会ニテ修正)…………… 八三〇
- ⑲ 6・5 団鉱山会社専務理事発議、鉱区ニ関スル件…………… 八三一
- ⑳ 6・17 朝吹理事発議、整理費徴収ノ件…………… 八三四
- ” 益田専務理事発議、同族会ヲ法人トナスノ件…………… 八三四
- ㉘ 7・17 朝吹理事発議、鈴木梅四郎へ臨時補給ノ件…………… 八三八
- ③⑥ 7・24 朝吹理事発議、後藤毛織物製造所ニ関スル件…………… 八三〇
- ” 朝吹理事発議、三井呉服店共用費ニ関スル件…………… 八三二
- ③② 7・31 朝吹理事陳述、後藤毛織物製造所ニ関スル件…………… 八三三
- ③⑦ 9・1 益田専務理事発議、汽船買入ニ関スル件…………… 八三六
- ④② 9・30 益田専務理事発議、王子製紙会社ノ貸金ニ関スル件…………… 八三三
- ④③ 10・2 益田専務理事発議、平塚村字戸越ノ地所ニ関スル件…………… 八三四
- ” 益田、団理事等ノ発議、芝浦製作所ニ関スル件…………… 八三四
- ” 朝吹理事発議、王子製紙会社所有名義ノ貸金ニ関スル件…………… 八三四
- ④⑥ 10・9 朝吹理事発議、王子製紙会社貸金ニ関スル件…………… 八三五
- ④⑧ 10・23 朝吹理事発議、貴賓会資金へ追加寄附ニ関スル件…………… 八三九
- ” 益田専務理事陳述、万田山丸ニ関スル件…………… 八三六
- ④⑨ 10・30 団専務理事発議、使用人政行費補助ノ件…………… 八四〇
- ⑤⑩ 11・6 同族会諮問、呉服店へ電燈供給及汽罐装置改造ノ件…………… 八四〇
- ” 朝吹理事発議、恩給内規ニ関スル件…………… 八四一
- 明治三七年
- ① 1・8 朝吹理事陳述、鉱山会社使用人高浜太郎外一

## 管理部会審議事項索引

- ④ 1・29 名昇給額訂正承認ノ件……………九三六一  
 益田専務理事発議、物産会社輸入商売ニ関スル件……………九三六三
- “ 団鉦山会社専務理事発議、北海道鉄鉦区買入ニ関スル件……………九三六三
- ⑤ 2・5 高橋理事提出、絹糸紡績会社振出手形金額五万円連帯保証ノ件……………九三六四  
 “ 益田専務理事発議、外国為替取置き資金用意ニ関スル件……………九三六五  
 “ 団鉦山会社専務理事発議、銅山試堀ニ関スル件……………九三六五
- ⑦ 2・12 益田専務理事陳述、国民の後援会ニ関スル件及び少額ノ預金者并ニ零碎ノ資金ヲ有スルモノヲシテ公債ニ応セシムル便法ノ件……………九三六六
- ⑫ 3・25 益田専務理事発議、支店、出張所々在地ニ於テ軍人援助ノ寄附方針ニ関スル件……………九三七七  
 “ 団鉦山専務理事発議、使用人海外派遣ニ関スル件……………九三七七  
 “ 団鉦山専務理事発議、三池海面坑区買入ニ関スル件……………九三〇〇、一〇三七
- ⑬ 5・6 朝吹理事発議、品川毛織株式会社金融ニ関スル件……………九三七四
- ⑬ 5・13 益田専務理事発議、小樽火災被害者救恤寄附……………九三七四
- ⑬ 6・30 益田専務理事陳述、九州炭礦者ヨリ貸金請求ニ関スル件(断ルコトニ決ス)……………九三七五  
 “ 渡辺物産会社専務理事陳述、新外債下受ケノ件……………九三七五  
 “ 早川銀行専務理事陳述、関西ニ於ケル銀行取付ニ関スル件……………九三七五  
 “ 早川銀行専務理事陳述、西陣ノ救助ニ関スル件……………九三七五  
 “ 益田専務理事陳述、王子製紙会社ニ関スル件……………九三七五  
 “ 益田専務理事陳述、商況社出資及社債処分ニ関スル件……………九三〇〇
- ⑬ 5・31 益田専務理事發議、王子製紙株式会社株買取ノ件……………九三六一  
 “ 益田専務理事發議、聖路易博覽会中技師派遣ノ件……………九三六一  
 “ 益田専務理事陳述、麻生太吉氏貸増金ニ関スル件……………九三八一  
 “ 団専務理事陳述、田川炭礦シャフト等ニ関スル件……………九三八二  
 “ 益田専務理事發議、大阪、神戸、名古屋へ出張ノ件……………九三八二
- ⑭ (臨時) 6・30 早川専務理事發議、北浜銀行貸金ニ関スル件……………九三八三

- ②4 7・15 益田専務理事発議、鐘淵紡績会社支配人武藤  
山治臨時褒賞ノ件……………九三六七
- ” 益田専務理事発議、出征軍人遺族家族ニ職業  
ヲ授クル件……………九三六八
- ③5 11・9 益田、渡辺両理事発議、第二回外債応募ノ件……………九四〇六
- ③6 11・25 益田専務理事陳述、三井家関係官利会社調査  
委員ヲ設クルノ件……………九四〇八
- ③7 12・2 益田専務理事発議、毛利家へ物産会社ヨリ貸  
金ノ件……………九四〇八
- ④0 12・27 朝吹理事発議、第一回国庫債券応募申込割増  
金ノ件……………九四一四

### 凡例

本資料は『三井文庫論叢』第七〜一

〇号に掲載された史料紹介をまとめた  
ものです。

史料解題の執筆は松元宏。

索引作成は樋口知子。

三井文庫史料叢書

三井家同族会管理部会議録

その一〜その四

(付 三井家同族会管理部会審議事項索引)

二〇二三年発行

編集発行

公益財団法人 三井文庫

郵便番号 一六四・〇〇〇二

東京都中野区上高田五・一六・一

電話 〇三二三三八七・九四三二

<http://www.mitsui-bunko.or.jp>

©Mitsui Bunko 2023. Printed Japan